

令和 7 年第 2 回

# 菊陽町議会 6 月定例会会議録

令和 7 年 6 月 4 日～6 月 16 日

熊本県菊陽町議会

## 令和7年第2回定例会議会期日程

月 日	曜 日	内 容
6／4	水	開会・常任委員会委員の選任・議会運営委員会委員の選任・広報調査特別委員会報告・行政報告・提案理由説明、議案審議（報告第6号～報告第8号）質疑
6／5	木	一般質問（4人）
6／6	金	一般質問（4人）
6／7	土	休会
6／8	日	休会
6／9	月	一般質問（4人）
6／10	火	一般質問（2人）
6／11	水	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
6／12	木	休会（議案等整理）
6／13	金	休会（議案等整理）
6／14	土	休会
6／15	日	休会
6／16	月	議案審議（議案第34号～議案第40号）質疑・討論・表決・発議・議案審議（同意第3号）・閉会

令和7年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	上田 茂政 (P38~)	1. 久保田台地について	(1)今回の菊陽町都市計画マスタープランの見直しを町長はどのような思いで取り組んだのか。 (2)マスタープランに位置付けられた久保田台地について ①南方大人足線延伸道路概略設計委託料が令和7年度当初予算に計上されているが、どのような道路を計画しているのか。 ②10年、20年後の菊陽町の発展を見据え、久保田台地について、どのようなまちづくりの構想を描いているのか。また、事業実施に向けたスケジュールをどのように考えているのか。
		2. 総合運動公園化に向けた用地の拡張について	町長が目指す総合運動公園化を実施するためには、用地面積をギリギリで計画するのではなく、駐車場はもちろんのこと、新たな施設や宿泊施設の整備など、将来の発展を見据えて計画を進める必要がある。そのためには、周辺用地の確保を進めるべきと考えるがいかがか。
		3. 小中学校における熱中症対策及び雷対策について	(1)児童生徒の登下校時を含む、学校生活での暑さによる体調不良や熱中症などが心配されるが、対策及び緊急時の対応について各機関との連携はとれているのか。 (2)学校教育活動等における熱中症事故防止及び落雷事故防止対策について、児童・生徒、教職員にどのようななかたちで指導をしているか。また、熱中症の疑いで、医療機関を受診した児童生徒数は何人か。 (3)学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きについては環境省・文部科学省で作成されているが、町独自のマニュアルはあるのか。
2	西本 友春 (P48~)	1. 情報の発信と収集について	(1)双方向の情報収集と発信の必要性をどのように考え実現していくのか。 (2)町の広報誌にはQRコードがかなり増えてきて応募や詳細へと導いている。他の資料にも展開すべきと提案するが、町はどのように考えているのか。 (3)総合計画等にはQRコードで閲覧が可能となることだが、音声コードも聴けるようにする。町はどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
	廣瀬 英二 (P62~)	2. くまモンアーバンスポーツパークにおける設備の配備状況について	(1) Wi fi 環境はどのように整備するのか。 (2) ライブ中継対応はどのようにになっているのか。 (3) 熱中症対策はどのように行うのか。
		3. 熱中症対策について	(1) 武蔵ヶ丘中学校の体育館と武道場の空調設備整備事業はどのようにになっているのか。 (2) 各小学校の体育館への空調設備整備事業はどのように行うのか。 (3) 災害時の避難所と指定されている体育館へ給水スポットの設置も進めるべきと提案する。町はどのように考えているのか。
		4. (仮称) 総合子育て支援センターについて	(1) (仮称) 総合子育て支援センターの整備は必要と考えるが、現在どのような位置づけで今後の計画をどのように考えているのか。 (2) 建て替えが決定しているなかよし園との併設を提案する。町はどのように考えているのか。
		5. 都市計画マスタープランについて	(1) 中部小校区の構想図にある開発構想ゾーンと工業・流通ゾーンはどのようなものを考えているのか。 (2) 農業を守る観点から農産物の加工をする企業誘致を行うべきと提案する。どのように考えているのか。
		6. 中代団地の改修計画について	(1) 改修計画のスケジュールはどのようにになっているのか。 (2) 計画の前倒しはできないのか。 (3) 解体予定の跡地計画をどのように考えているのか。 (4) 跡地に新たな町営住宅を建設すべきと提案する。どのように考えているのか。
3		1. 新たな工場建設に伴う交通渋滞への影響等について	(1) JASM第2工場、ソニーの新工場、東京エレクトロン増設などによる新たな社員数をどのように把握しているのか示せ。 (2) 社員数増加に伴う、新たな渋滞をどのように想定しているのか示せ。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
4	吉村 恭輔 (P76~)	2. TSMC周辺の道路整備事業等について	(1)菊陽空港線延伸道路整備事業は、令和8年度完成となっているが、完成後の渋滞緩和（交通量の流れ）をどのように想定しているのか示せ。 (2)県道大津植木線・西合志線道路整備事業（多車線化）について ①町が担当するエリアはあるのか。 ②全員協議会（令和5年10月30日）で説明を受けた工事スケジュールの進捗状況について示せ。 ③令和10年度完成予定とされているが、完成後の渋滞緩和をどのように想定しているのか示せ。
		3. 町内の交差点改良について	熊本市周辺の渋滞対策として、3年間で30か所の交差点を改良する計画を木村知事は表明されているが、菊陽町での対象箇所はあるのか、あるとすれば、対象箇所と年度毎の工事スケジュールを示せ。
		4. 町道の道路表示について	(1)通学路において、路側帯の色が緑色系、黄色等まちまちであるが、その理由について示せ。 (2)道路表示で、路側帯の白線とカラ一舗装において担当部署が異なる、その改善と併せて緑色系の色を統一すべきと考える。町の考え方を示せ。
		5. ごみ袋の価格について	(1)菊池広域連合2市2町で、ごみ袋価格が違う。その中で菊陽町は高い、2市2町の一人当たりごみ排出量を示せ。 (2)TSMC進出に伴う税収増で、恩恵を期待される町民は多い。町民に広く還元できるごみ袋の価格を下げる 것을提案する。町の考え方を示せ。
		1. キャロッピー号について	(1)キャロッピー号無料運行期間における乗客数は、通常時に比べどうだったか。 (2)通常時に戻り、乗客数に変化はあったか。 (3)無料運行を実施し、課題や改善点はあったか。 (4)今後も無料運行は実施するのか。 (5)地域公共交通計画の中に「巡回バスのサービス内容の見直し」とあるが、具体的な見直し内容を示せ。
		2. 乗り合いタクシーについて	(1)昨年度の利用状況はどうか。 (2)使いづらいとよく聞くが、改善はするのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
5	大久保 輝 (P88~)	3. 高齢者の免許証返納について	(1)タクシー券の申請数の推移はどうなっているか。 (2)タクシー券の増額や複数年の支給等を検討し、高齢者の免許証返納の促進を後押しするべきと考える。町の考えはどうか。
		4. ひばりヶ丘公園について	(1)本年度予算でクラウド型防犯カメラの借上げ料が計上されたが、公園内のどの場所に設置するのか。 (2)ベンチや遊具等に劣化が所見できるが、改修はしないのか。 (3)人感センサー付きのライトの設置を提案する。町の考えはどうか。
		1. 土地利用と農業保全・農業振興について	(1)昨年度策定された「菊陽町都市計画マスター プラン」において、久保田台地に新たな開発構想の策定に取り組むとあるが、具体的にどのような内容か。 (2)令和7年度施政方針において、「立地適正化計画」の策定を進めるとされているが、どのような計画を検討しているのか。 (3)農業振興の観点から「守るべき農地は守る」との方針が示されているが、開発を促進する地域と保全すべき農地をどのように区分しているのか、その基準について問う。 (4)次世代の農業を担う人材の育成・確保について、町として、どのような支援や取り組みを行っているのか、または今度行う計画があるのか。
		2. 多文化共生等について	(1)外国籍の方が安心して暮らしていくよう、生活サポートを丁寧に行っていくとのことであるが、町として現在行っている具体的な取り組みはどのようなことがあるか。 (2)外国人住民の増加に伴い、町民から寄せられている声や、生活上の課題・トラブルの事例などはあるか。また、そうした状況を踏まえたうえで、町としての今度の課題認識や対応方針をどのように考えるか。
		3. 住民登録の実態について	(1)住民登録をしていない方の実態把握を、町は行っているか。 (2)居住実態があるにもかかわらず住民票を異動していないケースについて、町としての対応はどのようなことができるか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
	矢野 厚子 (P104～)	4. 外国人・外国資本による土地取得について	(1)町内における外国人または外国資本による土地取得の実態について、町として把握しているか。 (2)外国人または外国資本による土地取得が地域に与える影響や、必要とされる規制・対応の考えについて、町の認識を問う。
		5. 消防団応援の店制度について	(1)本年4月よりスタートした「消防団応援の店」制度について、現在の登録店舗数を示せ。また現在の登録店舗数を町はどのように考えているか。 (2)今後、より多くの店舗・事業所の参加を促し、制度の実効性を高めていくために、町としてどのような広報・周知・働きかけを行っていくのか、具体的な取り組み方針を問う。
6	矢野 厚子 (P104～)	1. 地域への投資について	(1)町長公約の産業地産地消の推進方法はどのような体制で行っていくのか。 (2)農業の地産地消と商工業との共同事業はどのように考えるか。 (3)作物の生産量は気候に影響を受け、出荷価格は消費者の動向の影響を受ける。効率の良い生産販売方法として農産物の加工工場を誘致する考えはないか。 (4)地域への投資は、当然町民への利益につながるべきだと思うが、新たな工業団地にはどのような企業を誘致していくのか。
		2. 町の子どもたちを守る体制について	(1)子どもたちの通学の安全を守るための体制 ①通学路の交通安全見守り体制はどのようにになっているか。 ②道路状況の点検はどのように行っているのか。 ③不審者情報の取り扱いはどのように行っているのか。 (2)子どもたちの心を守る体制 ①災害や事故などが子どもたちの身近なところで発生した場合の、心のケア体制はできているのか。 ②不登校の子どもの心のケア体制はどのように行っているのか。 ③子どもの第3の居場所づくりをどう考えているか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
7	甲斐 榮治 (P119～)	1. 地下水の水質保全について	<p>(1) 「P F A Sは分解して再利用可能である」とのオックスフォード大学等の研究チームの発見を確認しているか。</p> <p>(2) セミコンテクノパーク周辺では、地下水位が2030年度には対23年度比最大1.12m低下すると熊本県は予測しているが、減水量はどのくらいか。これで何が起こるか。またこれに対する県の対策を把握しているか。</p> <p>(3) 地下水の取水量と工場排水については、T S M Cのみならず、菊陽町やその周辺に展開する企業全体の状況を把握する必要があるのではないか。</p> <p>(4) 県環境モニタリング委員会によると、「坪井川でP F A S 2種類の濃度が上昇した」とのことであるが、県による原因究明について町は把握しているか。</p> <p>(5) 環境政策における「未然防止原則」と「予防原則」の違いを認識しているか。</p> <p>(6) 環境省は、令和8年4月から有機フッ素化合物（P F A S）を水道法上の「水質基準」の対象にする方針であるが、町はこのことをどのように認識し、どのように対処するか。</p> <p>(7) T S M Cを受け入れた地元として、環境問題や様々な条件整備について、国や県に対しても一定の主体性をもって対処する権利があると考えるが、どうか。</p> <p>(8) 地下水等の保全について、国・県・住民・企業の信頼関係は築かれているか。</p>
		2. 熊本セミコン特定公共下水道事業等について	<p>(1) 公共下水道の放流先を県が白川に選定した理由は何か。</p> <p>(2) 放流口付近の住民には説明はなされているか。</p> <p>(3) 鉄砲小路地区の個人井戸の水位が低下しているとのことだが、このことについての県モニタリング委員会の見解はどうか。</p> <p>(4) 既設の浄化施設に流入する不分解性物質にはどのようなものがあるか。またそれはどう処理されているか。新施設ではどうなるか。</p> <p>(5) 菊陽町に位置する工場からの排気に有害物質は含まれていないか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
8	藤本 昭文 (P135～)	3. 地下水涵養政策について	(1)水を張らない稻作が普及する可能性が出てきたが、これをどう評価しているか、また水稻作付けの推進とどう整合性をとるか。 (2)米価高騰は、ウォーターオフセット事業にどう影響するか。
		1. 消防団について	(1)菊陽町消防団員数の定数及び、現在の消防団員数と充足率を示せ。 (2)菊陽町消防団の現状を、町はどう考えているのか、その要因も含め具体的に示せ。 (3)現状では、消防団組織の維持は困難であるという消防団員の声に、町はどう対処するのか、具体的な対策を示せ。
		2. 公費による防犯カメラの設置について	(1)現在、防犯カメラ設置について、大津地区防犯協会に対して助成を行っているが、令和6年度の応募状況と助成実績について、行政区・自治会と民間事業所との割合はどうか。また、その補助額と防犯カメラの設置台数を示せ。 (2)町が主体となり防犯カメラの設置を行うべきと考える。町の考え方を示せ。
		3. 杉並木公園テニス場について	(1)杉並木公園テニス場について、開業後の運用実績を示せ。 (2)利用者から、近隣のテニス場に比べて料金が高い割に、施設の利便性が低いとの声があるが、町は認識しているのか。 (3)杉並木公園テニス場への投資額、今後の維持管理費の回収について、具体的な試算を示せ。
		4. 熊本セミコン特定公共下水道事業について	(1)菊陽町と合志市とで、県に要望した特定公共下水道事業について、県に要望する前に町民への事前説明や意識調査等は行ったのか。 (2)特定公共下水道事業の対象は、J A S M 第二工場とソニー第二工場となっているが、今後他の事業所が追加される可能性もあるのか。
9	馬場 刃世 (P152～)	1. 南部地区新設道路計画実現に向けて	町は、今後南部地区新設道路計画実現に向け、今後どのような施策を講じていくのか。
		2. 菊陽町の特産品としての記念品、土産品の開発について	町の特産品として記念品、土産品の開発状況を問う。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
10 佐々木理美子 (P163~)		3. 公園の整備計画について	(1)さんさん公園のバリアフリー化について問う。 (2)鼻ぐり井手公園の街灯は増設できないか。
		4. 物価対策について	食料品の物価高騰に対し、町独自の給付金等の対策の考えはないか。
		5. テニスコートの利活用について	(1)杉並木公園のテニスコートが新設されたが、こけら落としとして、町内大会等の考えはないか。 (2)給水施設や観覧席の設置はできないか。
		1. 防災について	(1)4月15日行われた防災訓練は抜き打ちで行われたと聞いたが目的と状況、効果について問う。 (2)防災会議、防災職員の女性の起用についてデータでは、防災会議への女性の割合は4.1%、防災関係の女性職員は0%。これでは障がいのある方、妊婦など特有の事情のある方が見落とされてしまう。女性の起用を増やすべきだと思うがどうか。 (3)高齢者家庭の戸別受信機配布を増やすべきだと思うがどうか。
		2. 保育施設及び保育士の確保について	(1)保育児童数の推移と今後推移をどのように考えているのか。 (2)新たに建設された保育施設を含み将来の児童数を貽えるようにすべきだと思うがどうか。 (3)加配保育士を含め保育士の確保をすべきだと思うがどうか。
		3. G I G Aスクール端末について	(1)G I G Aスクール端末が更新の時期となっているが、更新のスケジュールはどのようにになっているのか。 (2)更新に伴う端末のデータ消去は慎重に行うべきと考えるがどのように行うのか。 (3)端末の処分に当たって海外流失しないよう配慮すべきだと思うがどうか。 (4)更新した端末を再利用すべきではないか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		4. すぎなみ教室について	(1)送迎用公用車を配備すべきと考えるがどう考えるか。 (2)タブレット端末配備を各小中学校と同様にすぎなみ教室にも配置すべきと思うがどう考えているか。 (3)ZOOMによる授業模様を提供しての子供達へのケアをすべきと考えるがどう考えるか。 (4)武蔵ヶ丘コミュニティセンターの改修に伴うすぎなみ教室を学校近くに配置してほしいと思うが、どのように考えているか。 (5)中央公民館のすぎなみ教室はスペースが無いとの声を聴くが、対策をどのように考えているのか。
11 小林久美子 (P174～)		1. 熱中症対策について	熱中症対策として、低所得世帯の高齢者を対象にエアコン購入費の助成事業ができないか。
		2. 物価高騰対策について	低所得者に対し、米価高騰支援として1万円を支給できないか。
		3. 地下水や水質保全について	(1)坪井川の調査地点で有機フッ素化合物の2種類（PFBs、PFBA）の濃度が増加したというモニタリング調査の結果がでているが、町の認識はどうか。 (2)予防原則に立って、規制が必要ではないか。
		4. 交通渋滞対策について	TSMCから325号線までの渋滞が目立っている。町の認識はどうか。また、今後の対策はどうなっているのか。
		5. 通学路点検後の取り組みについて	昨年5月に通学路の合同点検がされているが、危険箇所については、どのような対策が実施されたのか。
		6. 防災対策について	避難行動要支援者の、個別避難計画の策定状況はどうなっているか。福祉避難所の充実に向けた計画はあるか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
12	鬼塚 洋 (P188~)	1. 交通安全対策について	(1)熊本県は本年、道路の異常を早期検知するため、A Iを活用した点検システムを導入しているが、本町の状況はどうなっているか。 (2)高齢者の免許返納について、第7期総合計画では5年後の免許返納率を2割強増やす目標設定をしているが、新たな取組みについて検討しているのか。 (3)町内的一部の小学校で、これまでの集団登校から個別登校に切り替わっているが、これに伴う登校の状況はどうなっているか。
		2. 交通事故対応について	(1)本町が管理・占有する駐車場（役場駐車場、総合体育館駐車場等）における直近5年間の交通事故の発生件数（本町が把握している件数）を示せ。 (2)(1)の駐車場においては、防犯カメラも設置されているが、交通事故が発生した場合に、同防犯カメラによる証拠保全はどのようになされているか。 (3)(2)で保全した証拠について、交通事故当事者への情報提供は十分に行われているか。
		3. 交通災害共済（見舞金）制度について	(1)交通災害見舞金について、本町の直近5年間における年毎の支給件数及び見舞金総額を示せ。 (2)(1)の支給件数に関し、本町における本制度の捕捉率はどの程度と推計しているか。 (3)(2)の捕捉率向上のため、本制度をより町民に周知すべきではないか。また、そのための方策はあるか。 (4)近年、本制度から脱退する自治体が増えているが、本町として、加入を維持していく考えはあるか。 (5)本制度以外に、本町は交通事故の被害者救済のためにどのような取り組みを行っているか。また、各取り組みにおける町民の活用状況はどうか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
13	布田 悟 (P212～)	1. 菊陽町都市計画マスター プラン（以下「マスター プラン」という。）について	(1)集落地内開発制度の推進などの土地開発は、緑地や地下水などの自然環境の保全に逆行するものと思われる。その点どう捉えているか。 (2)地区別構想における「良好な農地の保全」について ①「良好な農地の保全」とは何を意味するのか。 ②農地の保全と集落地内開発制度との整合性はとれているのか。 ③マスター プランを踏まえた将来における農地の保全は確保されるのか。
		2. 各センター講座の講師料について	(1)現在の講師謝礼金はいつ規定されたのか。 (2)時期的に謝礼金の値上げが必要と思うが、如何か。
14	佐藤 竜巳 (P223～)	1. (仮称) 原水駅周辺土地区画整理事業における上下水道整備計画について	(1)区画整理事業により下水処理量が増えることになるが、流域処理場の処理能力は大丈夫なのか。 (2)上水道の整備は水道企業団が行うと思うが、その整備費用は町の負担とするのか。
		2. 道路整備事業について	(1)令和6年9月定例会において、町道南方大人足線から県道瀬田龍田線までの延伸計画道路の整備について、「道路整備を行う必要があると認識している」との答弁があった。その後の進捗はどうなっているのか。 (2)町道中尾線歩道整備事業について進捗状況はどのようにになっているか。
		3. まちのスポーツについて	(1)杉並木公園内のスポーツ広場を人工芝化することで、養生期間が無くなり、一年中イベント開催が可能となって、青少年の交流場になると思う。町の考えを聞く。 (2)スポーツ交流後、子ども（中学生以下）限定で、さんふれあの大広間を宿泊施設にすれば、さんふれあの売上貢献になるのではないか。

# 第2回菊陽町議会 6月定例会会議録

令和7年6月4日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議事日程（1日目）

(令和7年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和7年6月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 常任委員会委員の選任について

日程第5 議長の常任委員会委員の辞任について

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 広報調査特別委員会の報告

日程第8 行政報告

日程第9 町長提出報告第6号から報告第8号までを一括議題

日程第10 町長の提案理由の説明

日程第11 報告第6号 専決処分の報告について（道路管理の瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解）

日程第12 報告第7号 令和6年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第13 報告第8号 令和6年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番	鬼塚 洋	議員	2番	吉村 恭輔	議員
3番	藤本 昭文	議員	4番	馬場 功世	議員
5番	廣瀬 英二	議員	6番	矢野 厚子	議員
7番	大久保 輝	議員	8番	西本 友春	議員
9番	佐々木 理美子	議員	10番	中岡 敏博	議員
11番	布田 悟	議員	12番	佐藤 竜巳	議員
13番	甲斐 榮治	議員	14番	岩下 和高	議員
15番	上田 茂政	議員	16番	小林 久美子	議員
17番	坂本 秀則	議員	18番	福島 知雄	議員

## 3. 欠席議員

なし

## 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠さん

書記 牟田修人さん

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉本孝寿さん	副町長	小牧裕明さん
教育長	二殿一身さん	総務部長	村上健司さん
住民生活部長	吉本雅和さん	健康福祉部長	梅原浩司さん
産業振興部長	山川和徳さん	都市整備部長	荒牧栄治さん
総務課長	平征一郎さん	総合政策課長	阿久津友宏さん
財政課長	今村太郎さん	建設課長	出田稔さん
総務課総務法制係長	高山智裕さん	教育部長	矢野博則さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時57分

○議長（福島知雄議員） ただいまから令和7年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福島知雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、16番小林久美子議員、17番坂本秀則議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定について

○議長（福島知雄議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から6月16日までの13日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月16日までの13日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（福島知雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査2月、3月、4月分の結果報告は、配付のとおりです。

次に、全国町村議會議長・副議長研修会が5月27日、東京国際フォーラムで開催されました。翌日28日は、県関係国会議員へ要望書を提出しました。研修内容は、配付のとおりでございます。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 常任委員会委員の選任について

○議長（福島知雄議員） 日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に予定しております日程第5、議長の常任委員会委員辞任の件については、議長は地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、議長席を副議長と交代します。

〔議長交代〕

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（坂本秀則議員） それでは、議長を交代しまして、日程第5、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

福島知雄議長の退場を求めます。

〔18番 福島知雄議員 退席〕

○副議長（坂本秀則議員） 議長から、議会運営上、公正を期するため、文教厚生常任委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（坂本秀則議員） 異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

福島知雄議長の入場を許可します。

〔18番 福島知雄議員 入場〕

○副議長（坂本秀則議員） 福島議長に申し上げます。

ただいま常任委員の辞任を許可することに決定しました。

それでは、議長を交代します。

〔議長交代〕

○議長（福島知雄議員） これから委員会条例第8条第2項の規定によって各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定しましたら、議長まで報告をお願いします。  
しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時3分

再開 午前10時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

総務住民生活常任委員長に大久保輝議員、副委員長に鬼塚洋議員、文教厚生常任委員長に矢野厚子議員、副委員長に馬場功世議員、経済産業建設常任委員長に廣瀬英二議員、副委員長に

吉村恭輔議員が選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（福島知雄議員） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから委員会条例第8条第2項の規定によって議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定しましたら、議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時11分

再開 午前10時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、報告します。

議会運営委員長に甲斐榮治議員、副委員長に廣瀬英二議員が選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 広報調査特別委員会の報告

○議長（福島知雄議員） 日程第7、広報調査特別委員会の報告の件を議題とします。

本委員会につきましては、議会での定例会、臨時会での質疑、討論を通じて、その内容を町民に伝え、町政への関心を高めることを目的として、議会だよりの編集、発行を中心に活動を行っているものでございます。

本件につきまして、特別委員会の報告を求めます。

委員長西本友春議員。

○広報調査特別委員長（西本友春議員） 皆さんおはようございます。

広報調査特別委員会のここ2年間での研修及び議会だよりの改善に取り組んでまいりました。そのことについて報告を申し上げます。

まず、広報調査特別委員会の研修では、議会広報クリニックを、令和5年8月29日、全国町村議員会館におきまして、誰に何をどのようにをもう一度考えることの大ささを学びました。

また、伝えることと伝わることの難しさも理解ができましたが、うまく伝えられるかは今後の課題ということを感じております。

それから、写真は水平と垂直に撮ることの大切さと、紙面のデザイン性では、データを並べるのではなくグループで表したほうが見る人が分かりやすいということも学ばせていただきました。

町村議会研修では、令和5年11月10日、熊本市町村自治会館では、伝えると伝わるは別、伝わるための新聞の工夫が必要ということで、見出しとしては、すばり要点、リード、最初の段落イコール記事の要約が必要と、本文ではそのリードを具体的に説明する必要があるということを学びました。

同じ町村議会研修の令和6年11月6日、グランメッセ熊本におきましては、縦書き仕様か横書き仕様でどのように作成するか、横書きでは1行が長くならないようにする必要がある。文字は、UDフォントを利用しても、読みやすいとは限らない。年寄りは、大きめの文字がよい。一般質問の原稿は、文字数の統一が必要で、質問者によってばらばらだと統一感がない。このときには、菊陽町の議会だよりの講評もいたいでいましたので、その後、全員、広報委員の中で共有しながら、よい議会だよりづくりに生かしたいということで話をさせていただきました。

それから、広報調査特別委員会の行政視察、これは令和7年1月22、大刀洗町、23、糸島市議会で研修を行いました。そのときに学んだことは、表紙に今回の議会だよりで訴えたいことをインパクト強く表示しているのは見習うべきだと。それから、予算や決算では、町の数字だけではなく注目事業を交えて紹介していることは、現在、菊陽町も変更して紹介しているが、見せ方等を見習う必要がある。3番目に、全体的に見やすく、同じページで縦書き、横書きが散りばめられていて、今後、菊陽町でも見習うべきと感じました。4点目としましては、アンケートを取り、改善を行ったことは大切で、菊陽でも検討の価値があると、みんなで話し合いました。

それでは、そういう研修等を踏まえて、議会だよりとして改善を行っていることについて御報告をさせていただきます。

まず、一般質問の原稿としましては、メインの見出し、QAの文字数を統一するとともに、関連した質問を必ず最初に書いてもらうようにしております。その後の質問に関しましても、小見出しをつけてもらうようにお願いはしておりますが、まだまだ完全に定着をしておりませんので、各議員の協力をよろしくお願いします。それから、原稿には必ず写真及びイラストを入れていただく。文字だけではなかなか見ていただけないということで、これも皆様の御協力をお願いをいたします。

一般質問の顔写真を動きのあるものを入れることを現在検討しております、今は普通の顔写真ですけれども、例えば手を挙げてる顔写真等の少し動きのあるものに今後は検討して変更していくみたいというふうに考えております。それから、文字をUDフォントに切替え中なので、今後の反響を見ながらこれもまた検討していきたいというふうに思っております。

ホームページを通じて、議会だより、公聴会についてのアンケート調査を今後実施予定で

す。6月号の議会だよりにそれを記載して、皆様からの意見を頂戴することとしております。

予算決算では、町の広報紙でグラフ等での紹介がされており、議会だよりより1か月以上早く発刊されているため、同じものの掲載となるので、現在では、議会から見た注目する予算決算として記事を掲載しております。そのように、今まで学んだことをベースに、少しづつ議会だよりも改善を行っているところでございます。

以上で広報調査特別委員会からの報告を終了いたします。

○議長（福島知雄議員） 委員長の報告を終わります。

次に、広報調査特別委員会委員長西本友春委員長から辞任願が提出されました。

委員会の許可が必要ですので、この後、委員会の開催をお願いします。決定しましたら、議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時21分

再開 午前10時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報調査特別委員会委員長に廣瀬英二議員、副委員長に藤本昭文議員が選任されましたので、報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 行政報告

○議長（福島知雄議員） 日程第8、行政報告を行います。

町長から行政報告の申入れがあります。これを許します。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 皆様おはようございます。

議員各位におかれましては、令和7年第2回菊陽町議会定例会をお願いをいたしましたところ、大変御多用の中で御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

最初に、昨日報道がありましたJ A S M第2工場についてであります。

このことにつきましては、昨夜、T S M Cから、第2工場プロジェクトの計画に変更はなく、年内に始まる第2工場の建設スケジュールについて、自治体と地元関係者の皆様とより一層、密に連携を図りながら進めてまいりますとのステートメントを出されました。町としても、これまで、J A S M周辺における交通渋滞対策について、国の支援を受け、県と連携をして対応しており、引き続きスピード感を持って、ハード、ソフト両面での対策を進めてまいります。

次は、第7期菊陽町総合計画の策定及び菊陽町都市計画マスターplanの見直しについてで

あります。

世界的半導体製造企業の進出を契機に、町を取り巻く状況は著しく変化し、抱える課題や必要とする施策も大きく変化をしております。このような変化に対応し、必要な施策を着実に進めるため、新たな計画として、令和7年3月に第7期菊陽町総合計画を策定いたしました。

第7期総合計画では、目指す町の姿を「ともに輝き 成長しつづけるまち 菊陽」としており、今後はこの計画に基づき、まちづくりに取り組んでまいります。また、守るべき農地は引き続きしっかりと守り、農業、工業、商業、そして住環境と自然環境のバランスが取れた、持続的に発展する都市づくりを進めるため、令和7年3月に都市計画マスタープランの見直しを行いました。

「成長と調和が共存し 未来へつなぐ共創都市 菊陽」を理念に掲げ、新たな都市づくりを目指してまいります。

次は、菊陽町地域公共交通計画の策定についてであります。

町民の安全・安心、そして心地よい暮らしを支える、便利で持続可能な公共交通ネットワークを構築することを目的に、令和7年3月に、本町の地域公共交通の基本方針や実現に向けた取組などを示す菊陽町地域公共交通計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、公共交通の再構築や、新たなまちづくりと一体となった鉄道軸周辺の公共交通の充実などについて、具体的な検討に着手し、利便性向上に向けた様々な取組を進めてまいります。

次は、ソフトバンク株式会社との包括連携協定の締結についてであります。

3月28日に、第7期菊陽町総合計画の実現と、持続的な地域の発展に貢献することを目的として、ソフトバンク株式会社と包括連携協定を締結いたしました。魅力ある先進的な町にふさわしい、デジタルを基盤としたまちづくりに、連携して取り組んでまいります。

次は、証明書コンビニ交付促進事業についてであります。

マイナンバーカードを使ったコンビニ交付を促進するため、コンビニ等で住民票の写しなどの証明書を取得される際の発行手数料を、6月から来年2月末までの間、10円とします。引き続き、町民等の利便性向上を図るため、役場に行かなくても行政手続が進められる行かない窓口の実現に向けて取り組んでまいります。

次は、菊陽町こども計画の策定についてであります。

子どもの健やかな成長を支え、子育て当事者を社会全体で支援する環境整備を行うため、これまでの第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画を更新し、令和7年3月に、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする菊陽町こども計画を策定いたしました。「こども・若者の成長をともに支え、みんなの笑顔がひかり輝くまち きくよう」を基本理念として、子どもや若者が夢や希望を持ち、健やかに安心して暮らすことができるまちづくりを目指してまいります。

次は、菊陽町福祉センターについてであります。

改修工事が完了した菊陽町老人福祉センターは、4月から名称を菊陽町福祉センターに改め、5月1日から一般利用を開始しています。バリアフリー化や介助浴室などの整備により、福祉避難所としての機能が向上したことから、5月27日と28日に福祉避難所開設運営訓練を実施し、災害時を想定した福祉避難所の開設や災害時の運営体制などを確認をいたしました。

引き続き、福祉活動の拠点となる施設として多くの方に利用していただけるよう、社会福祉協議会とも連携をしながらセンターの運営に取り組んでまいります。

次は、TSMC慈善財団等との連携協定についてであります。

4月17日に、町及びTSMC慈善財団、熊本大学とで、医療分野における連携協力に関する協定を締結しました。TSMC慈善財団の資金援助の下、3者が連携協力し、外国人への医療体制強化や高齢者の健康長寿を目的とした健康長寿プロジェクトを取り組みます。

今後も、企業進出の効果を町民の皆様に実感してもらえるよう、引き続き、高齢者支援施策にも積極的に取り組んでまいります。

次は、学校給食費と保育園などの副食費の無償化についてであります。

私の公約の一つでもあります子育て世代の経済的負担を軽減するため、本年度の4月より、学校給食費と保育園などの副食費について完全無償化を実施しております。今後も、子育て支援の充実をさらに進めてまいります。

次は、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検についてであります。

本年度も、5月1日から5月20日にかけて、県、町、大津警察署、交通指導員、PTA、自治会などの関係者約20名で、交通量が多い通学路の危険箇所など全部で71か所を点検し、今後の対策を協議をいたしました。

今後は、点検結果を整理し、関係機関と対策の進捗状況などの情報を共有するために、昨年度から実施しております菊陽町通学路安全対策会議を6月末に開催をし、スピード感を持って対応をしてまいります。

次は、学校の整備についてであります。

昨年7月に着工した武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘北小学校の給食室については、5月末に工事を終え、夏休み明けからは新たな給食室で給食の提供を行います。

次は、スポーツ施設整備に係る新たな菊陽杉並木公園拡張整備事業についてであります。

誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場として、また新たな観光・にぎわいの拠点、九州最大規模となるアーバンスポーツ施設や多目的グラウンドの整備につきましては、計画どおりに工事が進んでおります。

今後は、交流人口の拡大や競技レベルの向上、さらには国際大会やイベントなども誘致できる施設として、令和8年3月の事業完了に向けて進めてまいります。

次は、ニンジンジュースうまcarrotの製造販売についてであります。

本町とJA熊本果実連とJA菊池で締結をしました地域農業の活性化に向けた連携協力に関する包括協定に基づき、規格外ニンジンを活用したニンジンジュースうまcarrotを開発

をし、4月28日に製品発表を行いました。このジュースは、5月からJA熊本果実連やJA菊池の各支所などで販売を開始し、町内の小・中学校の給食にも提供をしています。

次は、ニンジン選果施設の整備についてであります。

J A菊池が建設を予定をし、町においても補助金による支援を行うニンジン選果施設について、4月15日にJA菊池菊陽中央支所で起工式が行われました。この施設は本年10月に完成予定であり、この施設整備によるニンジン出荷量の増加など、生産性の向上が見込まれます。

今後も、町の基幹産業でもある農業の発展をしっかりと支援をしてまいります。

次は、国土交通省への要望活動についてであります。

町が進めているセミコンテクノパーク周辺の道路ネットワーク整備、新駅整備、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業などの都市基盤整備に係る社会資本整備総合交付金や地域産業構造転換インフラ整備交付金などの財政支援について、4月4日に福島議長と国土交通省を訪問をし、中野国土交通大臣へ要望活動を行ってまいりました。中野大臣からは、しっかりと支援をしていくとの力強い言葉をいただきました。

次は、半導体関連産業の集積に伴う排水対策の都市計画素案の説明会開催についてであります。

セミコンテクノパーク周辺の半導体関連産業の集積に伴う、工場排水対策に係る都市計画素案について、本年1月に地元住民への説明会が実施され、3月に都市計画の決定、4月に国の都市計画事業認可の告示が行われました。これに伴い、事業計画の内容や事業認可に伴う制限などについて町民の皆様に深く御理解をいただくため、5月19日から21日までの3日間で住民説明会が開催をされたところです。

今後も、国家戦略である半導体産業の強化を担うこの事業が円滑に進むよう、町としての役割をしっかりと果たしてまいります。

次に、防災関係の取組についてであります。

新年度体制における応急対応力の強化を目的として、4月15日に職員を対象に緊急参集訓練を実施し、またこれから迎える梅雨や台風のシーズンを前に、5月8日に、大雨による河川の氾濫や浸水、土砂災害などを想定した豪雨対応訓練を実施いたしました。今後も、こうした訓練を通じ、さらなる地域の防災力の向上に努めてまいります。

また、5月30日には、町の防災会議を開催し、地域防災計画の見直しについて承認いただきました。今後も、町災害対策本部と消防団、各関係機関、地域がしっかりと連携協力を図るとともに、町民の皆様へ必要な情報発信を行うなど、災害対応に万全を期してまいります。

最後に、私の公約の一つでもございました津久礼駐在所の交番化については、これまで県警にお願いをしてまいりましたが、念願がかない、3月31日から津久礼交番となり、去る5月1日には開所式が行われました。24時間体制の交番として、地域の治安維持の向上が図られ、安全・安心のまちづくりにつながることを確信をしているところでもあります。

以上、最近の主なものについて報告をいたしましたが、町のスローガンである「成長しつづ

ける町。」として、町民の皆様が誇れる町、いつまでも住み続けたい町を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 町長提出報告第6号から報告第8号までを一括議題

○議長（福島知雄議員） 日程第9、町長提出報告第6号から報告第8号までの10件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 町長の提案理由の説明

○議長（福島知雄議員） 日程第10、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、令和7年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は10件でございます。内訳は、報告3件、議案7件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

報告第6号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、町道に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、令和7年5月9日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

議案第34号は、町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、町営中代団地の駐車場整備に伴い、駐車場区画数及び使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に3億7,586万円を追加し、歳入歳出予算の総額を209億8,750万1,000円と定めるものであります。

議案第36号は、菊陽空港線函渠構造物築造工事（2工区）の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、整備を進めています菊陽空港線で、長塚区を通過する箇所において、函渠構造物及びブロック積を設置するものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号は、菊陽町土地開発公社の設立についてであります。

内容は、公有地の拡大の推進に関する法律第17条に規定する業務を行うため、菊陽町土地開

発公社を設立することについて、同法第10条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が帰属を受けました開発道路を新たに町道として認定するもので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号は、合志市道路線の廃止に係る承諾についてであります。

内容は、議案第40号の合志市道路線の認定に係る承諾と関連がありますが、現在、市町をまたいで認定されています合志市道竹迫第二テクノ線において、合志インターチェンジアクセス道路の整備に伴い、起点が変更になることから、同路線の廃止を承諾するものであります。道路法第10条第3項において準用する第8条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第40号は、合志市道路線の認定に係る承諾についてであります。

内容は、合志インターチェンジアクセス道路の整備に伴い、議案第39号で承諾する合志市道竹迫第二テクノ線について、起点が変更されるため、同路線の認定を承諾するものであります。道路法第8条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第7号は、令和6年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した令和6年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により調製した繰越計算書を報告するものであります。繰り越しますのは40事業で、総額は46億9,616万円になります。

報告第8号は、令和6年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により繰り越した令和6年度菊陽町一般会計予算の事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により調製した繰越計算書を報告するものであります。繰り越しますのは3事業で、総額は12億4,604万3,054円になります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 報告第6号 専決処分の報告について（道路管理の瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（福島知雄議員） 日程第11、報告第6号専決処分の報告について（道路管理の瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 報告第6号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、道路管理瑕疵による破損事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償

額が100万円以下でありましたので、令和7年5月9日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

それでは、内容について御説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第9号、専決処分書。専決処分日は、令和7年5月9日でございます。

1、事故発生日時、令和6年12月5日木曜日午後5時頃です。

2、事故発生場所、記載のとおりでございます。参考資料の1ページに、当該事故発生箇所の位置図をつけております。2枚お開きいただき、位置図を御覧ください。

次に、専決処分書にお戻りいただきまして、3、相手方住所氏名は記載のとおりでございます。

4、事故の概要ですが、相手方が町道十一軒五軒屋線を走行中、舗装の陥没により生じたマンホールとの段差に接触し、車両左前部のバンパー及び右前部のライトが破損したものであります。

5、損害賠償の額、10万7,250円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） この路線は、馬場十一軒内の生活道路とも言っていいほど日常的に使われてる道路ですが、確かにこの写真を見ますと8センチぐらいのわだちが生じてます。しかしながら、ここでこういう事故があったという案件は初めて耳にしますけど、この車自体がいわゆるシャコタン、車体を低くしてたのではないかと思うんですが、それとこのバンパーのカウル、これは純正なのか、もしかして、あまりにも大きく、道路に近くなるようなバンパーカウルなのか、その辺の確認をしたのか、質問します。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） お答えいたします。

まず、相手方の車でございますけども、最低地上高の確認をいたしまして、12センチということで確認をしております。車検適合が9センチ以上というふうになっておりますので、車検に通る車ということはこの報告時に職員によって確認をしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

布田議員。

○11番（布田 悟議員） 似たような質問なんですが、写真が4枚ありますよね。見ていただいて、右下、4のところですね、バンパー。こんな傷が入るのかなと思うんですよ、この横ですね。この現場のくぼみといつても、段差があるわけじゃないし、今言った、やっぱりバンパーが非常に、普通の車よりも、仕立ての車よりも低いところに設置してあるというのと、こんな傷が入るのかということですね。

それから、上のほうの2ですね。2の、ライトが損傷と書いてありますけど、こんな高いところにあるのがどうやって損傷するのかと。

これは普通だったら、現場でこういった事故といいますか、に遭遇したということで、役場のほうにすぐ連絡があって、すぐ現場に行ったのかどうかですね。だから、こういった見方もするわけ、これはほかで傷ついたりしてたのを、この場所をいいことに、言いがかりということもあります。こういった確認はされたのかどうか。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） お答えいたします。

本件の事故の報告につきましては、事故が発生後の12月12日に、大津警察署より、この場所で事故があったということで報告を受けております。議員御質問の、この場所じゃないんじゃないかというようなことでございますけども、警察からの報告であっておりませんので、町といたしましては、現にこの場所で事故があったということで認識しているところでございます。

あともう一点、②番のライトの部分が高いんじゃないかというようなところでございますけども、確認しましたところ、まず①番のほうを損傷して、その反動で2番のライトが割れたということで報告を受けておりますので、今回この示談をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 2番のライトが割れたというのは、1番のバンパーのところの破損で、何かかけらが飛んで割れたということですか。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 大津警察署からの報告によりますと、バンパー及びライトを損傷したということで、町のほうで検証したところ、バンパーが当たったことによってずれが生じたことによって右側のライトが破損したというふうに判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

上田議員。

○15番（上田茂政議員） この件については私は何も言うことはあまりないんですけども、道路が菊陽町全体がこういう場所はたくさんあります。ですから、これをやっぱりちゃんと建設課なりいろいろと道路パトロールとかでしっかりと点検していただいて、この事故が、極端に言えば、私もこのくらいの道路で、さっきお二人が言わられたように、当たるかなというふうな感

覚は受けたんですけども、これはもう警察がやることですから、警察が見てすること。また、なったかならんかは分かりませんが、とにかくこういうことは今からたくさん起きます。ですから、ぜひこれを重点的に、道路パトロールはやっておるんですけども、しっかりと目を配つてやっていけば、この問題も少しずつは解決するんじゃないかなと。また、交通量も多くなりますので、その辺のところを十分考えて考慮していただければ、やっていただければいいじゃないですか。これはもう要望と、この中身については私はもう申し上げませんので。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） この道路、制限時速は30キロだと思うんですけど、ここは朝夕はいわゆる通り抜けの車が非常に多くて、スピードを物すごく出してる車も見受けられます。この道路の状況と、車の最低地上高12センチでこれだけの損傷が起きるということは、恐らくスピード違反があったんだろうというのは実証なり何なりすれば明らかになると思うんですけど、ということは、当然この運転者にも過失はあったと思うんですよ。道路の不整備による過失と運転者の過失という、その過失の割合というのはどうだったんですか。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 本案件の過失割合につきましては、道路の状況と全国の過去の事例から、道路管理者と通行者の過失割合は6対4で相手方と示談が成立したところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） すいません、今の質問を聞いてまして、答弁の中で、車高は車検を通る高さはあった、12センチですね。で、このわだちの計測を見れば8センチ程度なんですよね、わだちで引っ込んでるとこ。これ実際どこに当たってるんですか。マンホールの蓋なんですか。そこは確認されましたか。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 実際に当たった箇所は、マンホール、3ページ右下の写真がございますけども、6センチぐらいの段差の写真ですけども、ここが一番低い箇所として、マンホールの手前側の舗装に当たったということで確認しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） これにはマンホールとの段差と書いてありますね。でも、今の答弁は、道でわだちの低いところと高いところの高低差で当たったということでしょう。そしたら、その車検の12センチというのはおかしい。8センチぐらいなんで。その点どうなの。どこに当たったの。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） マンホールと舗装の段差に当たったものでございます。

（17番坂本秀則議員「マンホールと」の声あり）

（15番上田茂政議員「マンホールに当たった……」の声あり）

マンホールの手前から舗装が下がっておりますので、そのマンホールと舗装の段差の部分に接触したものでございます。

以上でございます。

（15番上田茂政議員「でも、マンホールには当たつらんが、道路に当たった」の声あり）

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第6号専決処分の報告について（道路管理の瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解）についての報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～

#### 日程第12 報告第7号 令和6年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（福島知雄議員） 日程第12、報告第7号令和6年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、報告第7号令和6年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明をさせていただきます。

まず、議案書の報告第7号に続いて2枚目となります、令和6年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を御覧ください。A4横の用紙となっております。

項目の中で、款、項、そして事業名に続いて金額の欄が、予算で定めました繰越明許費の限度額となっており、その右の欄の翌年度繰越額が、実際に令和7年度に繰り越した金額となり、さらにその右の欄が、繰越額の財源の内訳となっております。

繰越明許費については、令和6年度の補正予算において議決及び承認をいただいた内容及び金額の範囲の中で、各事業において繰り越す金額が確定したことから、必要な手続を行ったものの報告となります。

繰越しの主な理由としては、国県補助金、交付金のスケジュールに合わせたもの、関係機関、関係者との調整協議に時間を要したことなどであり、事業として繰越しを行い、進めることができると判断したものとなっております。

それでは、翌年度繰越額が大きい事業を御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じてお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、3行目の款の2総務費、項の1総務管理費の新駅整備事業は、JR豊肥本線の三里木駅原水駅間に新駅を設置するもので、繰越額は4,766万8,000円になります。

6行目の款の2総務費、項の1総務管理費のL Pガス価格高騰対策事業は、物価高騰対策としましてL Pガス使用世帯への補助を行うもので、繰越額は5,000万円になります。

12行目、下から3行目になりますが、款の6農林水産業費、項の1農業費の強い農業づくり総合支援交付金事業は、JA菊池農業協同組合が行うニンジン選果場整備に対して補助を行うもので、繰越額は6億5,890万5,000円になります。

それでは、次のページになります。

ページの真ん中あたりとなります7行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の道路新設改良単独事業は、複数の町道の整備を行うもので、繰越額は1億1,857万5,000円になります。

その下の8行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業は、交通量の増加が見込まれる（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の予定区域周辺やセミコンテクノパーク周辺の道路整備のための設計を行うもので、繰越額は5,200万円になります。

その下の9行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の菊陽空港線延伸計画道路事業は、菊陽空港線延伸計画道路の築造工事を行うもので、繰越額は1億3,300万円になります。

1行空けまして、11行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の地域産業基盤整備推進交付金事業は、先ほど御説明いたしました菊陽空港線延伸計画道路と連動して、菊陽空港線をはじめセミコンテクノパーク周辺道路の築造工事を行うもので、繰越額は21億3,968万円になります。

最終行となります14行目の款の8土木費、項の3都市計画費の（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業は、土地区画整理予定区域内において事業に必要な調査を行うもので、繰越額は5,419万6,000円になります。

続いて、最後の次のページとなります。

2行目の款の8土木費、項の3都市計画費の菊陽杉並木公園拡張整備事業（スポーツ施設整備）は、アーバンスポーツ施設や新たな町民グラウンドの整備工事を行うもので、繰越額は3億2,220万円になります。

6行目の款の10教育費、項の2小学校費の武蔵ヶ丘小学校給食室改築事業は、武蔵ヶ丘小学校の給食室の改築工事を行うもので、繰越額は2億4,969万円になります。

その下の行となります7行目の款の10教育費、項の2小学校費の武蔵ヶ丘北小学校校舎・給食室新築事業は、武蔵ヶ丘北小学校の給食室の増築工事を行うもので、繰越額は2億7,001万9,000円になります。

1行空けまして、9行目の款の10教育費、項の2小学校費の小学校バリアフリー化事業は、菊陽南小学校においてエレベーター設置及びバリアフリー化の工事を行うもので、繰越額は6,764万2,000円になります。

その下の10行目の款の10教育費、項の3中学校費の武蔵ヶ丘中学校体育館・武道場空調設備整備事業は、熱中症対策として、避難所にも指定されている武蔵ヶ丘中学校の体育館の空調整備の工事を行うもので、繰越額は1億715万円になります。

最後に、令和6年度からの繰越明許の事業数については合計40事業となり、一番下の欄にありますように、繰越額の合計は46億9,616万円になります。

また、繰越額の右側が財源内訳となり、未収入特定財源の国県支出金が21億8,007万4,000円、地方債が19億6,230万円、その他はその多くが基金からの繰入金となり、2億5,270万円、一般財源は3億108万6,000円になります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第7号令和6年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 報告第8号 令和6年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

○議長（福島知雄議員） 日程第13、報告第8号令和6年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、報告第8号令和6年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について御説明させていただきます。

令和5年度の一般会計予算繰越明許費のうち、各事業において、関係者協議、関係する県の工事がそれぞれ想定より時間を要したことなどにより、年度内の完了ができなかった3件の事業につきまして、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による事故繰越としまして、5月31日までに繰越額を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用が定められている同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書として報告するものです。

議案書の報告第8号に続きまして2枚目となります、令和6年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書を御覧ください。

項目の中で、款、項、そして事業名に続いて支出負担行為額としている欄が、令和6年度内に支出負担行為をした額で、その4つ右の欄の翌年度繰越額が、令和6年度内に支出が終わらなかつたものとして令和7年度に繰り越した額になります。また、一番右の説明の欄に、それぞれの事業における繰越しの説明理由を記載しております。

それでは、繰り越しました事業について御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じてお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、款の8土木費、項の2道路橋梁費の地域産業基盤整備推進交付金事業は、国の交付金

事業を最大限活用の上、菊陽空港線延伸事業の築造工事を行うもので、並行して進められている県交差点整備事業との関連により、関係機関協議や設計内容の見直しに必要な時間を確保するため、繰越しが必要となり、繰越額は6,444万2,460円になります。

2行目の款の8土木費、項の3都市計画費の（仮称）原水駅周辺地区画整理事業は、土地区画整理予定地区の区域の境界における測量を行うもので、関係地権者との境界立合いの日程調整に不測の時間を要したことにより、繰越しが必要となったもので、繰越額は4,438万674円になります。

3行目の款の8土木費、項の3都市計画費の菊陽杉並木公園拡張整備事業（スポーツ施設整備）は、国の交付金事業を最大限活用の上、アーバンスポーツ施設や新たな町民グラウンドの整備工事を行うもので、関係機関との協議を進める中で工事変更が必要になったことにより、繰越しが必要となったもので、繰越額は11億3,721万9,920円となります。

3事業を合計いたしますと、翌年度の繰越し合計は12億4,604万3,054円となり、財源の内訳は、国県支出金が4億6,732万4,300円、地方債が6億7,800万円、基金繰入金が5,600万円、一般財源が4,471万8,754円になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第8号令和6年度菊陽町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての報告を終ります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時9分

# 第2回菊陽町議会 6月定例会会議録

令和7年6月5日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議事日程（2日目）

(令和7年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和7年6月5日

午前10時開議

於 議 場

### 日程第1 一般質問

#### 2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |    |     |        |    |
|-----|---------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 鬼塚 洋    | 議員 | 2番  | 吉村 恭輔  | 議員 |
| 3番  | 藤本 昭文   | 議員 | 4番  | 馬場 功世  | 議員 |
| 5番  | 廣瀬 英二   | 議員 | 6番  | 矢野 厚子  | 議員 |
| 7番  | 大久保 輝   | 議員 | 8番  | 西本 友春  | 議員 |
| 9番  | 佐々木 理美子 | 議員 | 10番 | 中岡 敏博  | 議員 |
| 11番 | 布田 悟    | 議員 | 12番 | 佐藤 龍巳  | 議員 |
| 13番 | 甲斐 榮治   | 議員 | 14番 | 岩下 和高  | 議員 |
| 15番 | 上田 茂政   | 議員 | 16番 | 小林 久美子 | 議員 |
| 17番 | 坂本 秀則   | 議員 | 18番 | 福島 知雄  | 議員 |

#### 3. 欠席議員

なし

#### 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |       |    |
|--------|-------|----|
| 議会事務局長 | 内藤 優誠 | さん |
| 書記     | 牟田 修人 | さん |
| 書記     | 豊住 祐太 | さん |

#### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |        |    |         |        |    |
|----------------|--------|----|---------|--------|----|
| 町長             | 吉本 孝寿  | さん | 副町長     | 小牧 裕明  | さん |
| 教育長            | 二殿 一身  | さん | 総務部長    | 村上 健司  | さん |
| 住民生活部長         | 吉本 雅和  | さん | 健康福祉部長  | 梅原 浩司  | さん |
| 産業振興部長         | 山川 和徳  | さん | 都市整備部長  | 荒牧 栄治  | さん |
| 総務課政策監         | 井田 章博  | さん | 総務課長    | 平 征一郎  | さん |
| 危機管理防災課長       | 阪本 幸昭  | さん | 総合政策課長  | 阿久津 友宏 | さん |
| 環境生活課長         | 阪本 和彦  | さん | 子育て支援課長 | 石原 俊明  | さん |
| 農政課長兼農業委員会事務局長 | 澤田 一臣  | さん | 商工振興課長  | 塚脇 康晴  | さん |
| 建設課長           | 出田 稔   | さん | 都市計画課長  | 山本 省吾  | さん |
| 施設整備課長         | 鈴木 理   | さん | 教育部長    | 矢野 博則  | さん |
| 教育審議員          | 根本 まり子 | さん | 学務課長    | 氏家 良子  | さん |
| スポーツ振興課長       | 野村 瑞樹  | さん |         |        |    |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

上田茂政議員。

○15番（上田茂政議員） 皆さんおはようございます。

私が一般質問すると、執行部の方々も職員の方々も私のほうを見ておられますので、前を向いとてください。よろしくお願ひします。

最近、うちの近くで、隣の隣で交通事故がありました。保育園を卒業して、中部小学校の新1年生で事故が起きたんですけども、子どもさんは即死の状態だったです。やはり一番大事なのは、学校の先生にしても父兄にしても、保育園から上がった子どもで小学校1年生に行くということについては、かなり神経を使っていただけないと、こういう事故が起きるんじゃないかと私は思っておるんですけども、決して起こした人は起こそうと思って運転したわけではありませんが、これはもう私たちもその人には、近くの人ですから、子どもがおるけん、少しでもスピードを出さずに運転してくれということは何回となく言っていたんですけども、やはり年齢的に29歳という若さでございますので、私たちの言うことが聞き入れなかつたなというふうに思います。毎日毎日、うちの隣ですのでお参りはしております。その都度、本当に女の子でかわいそうでした。

話は変わりますが、日本全国で今米の問題がかなり浮いております。米はやはり日本の主食として、保存の利くお米でございまして、ここにおられる議員さん並びに職員の方々は、農業をやっておられる人は少ないと思いますが、米が高い安いの問題も大事ですけども、例えば有事の問題なんかあれば、みそと米が一番保存食になるんじゃないかなということで、作る側と食べる側と中間にある人たちの経済がうまく回っていくような食料の安全・安心を今後国がやっていただければ、私たち農家にとっては大変喜ばしいと思います。これを菊陽町の町長を挙げて、できることならば今後、国に請願なり上げていただく時期も来るかもしれませんので、そのときはよろしくお願ひをいたします。

今回は、久保田台地の開発と、そして総合計画マスターplanの第7期のプランを執行部に求めたいと思っておりますので、あとは質問席のほうでいきたいと思いますので。

○議長（福島知雄議員） 標準語に近い挨拶で、非常に聞き取りやすかったわけでございますので、今後ともこの後もその調子でお願いします。

上田議員。

○15番（上田茂政議員） 今回の質問につきましては、久保田台地についてでございますが、この第7期マスタープランについて、町長がこれを上げたということについて少しく述べたいと思いますが、今回のマスタープランの見直しを町長がどのように取り組んだのですか。また、町長は、世界的半導体企業であるTSMCの進出により町を取り巻く環境が急激に変化していることから、これに対応するために、町の上位計画である総合計画について、第6期計画を見直しでなく、私は見直したと思うんですけども、見直しでなく、新しく第7期計画が策定。また併せて、土地利用の方向性を示す菊陽町都市計画マスタープランについて見直しを行った。これらの2つの計画は、今後10年のまちづくりではなく、20年、30年の将来の菊陽町の礎となる重要な計画であり、環境変化に素早く対応した取組については一定の評価は受けております。

ただ、計画を策定するだけなら誰でもできます。問題は、それをどのように実行するかである。町長が計画を策定しただけで満足することなく、町のリーダーとして自覚を持って、私が12月に一般質問しましたときに、やはり町長は戦って、耐えて、戦って、耐えて、勝って勝つて勝ち抜いて、ボディーブローにならないように、3期、4期、5期とするつもりで、12月の議会でも私は申し上げました。そして、そのモンスターになる強い気持ちを持って取り組んでもらいたい。今回は、その中のマスタープランについての質問です。

まず、今回の菊陽町都市計画マスタープランの見直しは、町長はどのような思いで取り組んだのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 本町を取り巻く状況は、TSMCの進出を契機に経済活動が高まり、土地利用の需要も活性化するなど、大きな変化が生じているところでございます。また、交通渋滞の解消のため、国や県と連携をして、道路ネットワークの整備を異次元のスピードで行っております。

さらには、本町では現在、半導体企業集積地にふさわしい先進的なまちづくりを目指し、JR新駅の設置、アーバンスポーツ施設整備をはじめといいます菊陽杉並木公園の拡張整備、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業など様々な都市基盤整備の事業を進めているところでもございます。

そのような中、今回の都市計画マスタープランの見直しにおきましては、私の3つの強い思いで見直しを行いました。

まず1つ目ですが、言うまでもなく、本町は農業を中心に栄えてきた町です。この宝である守るべき農地は、引き続きしっかりと守り続けていくということでございます。

それでは、画面を御覧ください。

今回のマスタープランの見直しで、新たに将来土地利用を示した主な4か所を赤枠で囲っておりますが、逆に言えば、このエリア以外の農地はしっかりと守るという強いメッセージを込めました。

2つ目は、私の施策にも位置づけているとおり、町の均衡ある発展を目指したまちづくりを

進めるということでございます。今回、菊陽南小学校校区における南部地区新設道路の整備と市街地ゾーンの整備、さらには久保田台地の開発も位置づけたところでございます。

3つ目は、積極的に人口増加を目指すのではなく、今住んでいただいている方々に住んでよかったと思っていただけるようなまちづくりを進めていくということでもございます。

今回の見直しでは、このような思いを持つつ、社会情勢などの変化に対応した将来目標や土地づくりの方針を定めました。本町は、どこにも負けない農業、工業、商業、そして住環境と自然環境のバランスがございます。今後も私が先頭に立って、しっかりと維持しながら、成長し続ける町として持続的に発展し続ける豊かなまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 今回の見直しは、守るべき農地はしっかりと守ると町長の思いは感じました。町長の答弁でもありましたが、農業、工業、商業、住環境などバランスは、先人たちが築いてきた財産であります。そのことをしっかりと頭に入れて取り組んでほしいと思います。今回のマスタープランにより、この財産をしっかりと維持し、決して無秩序な開発などを行わないよう、しっかりと取り組んでほしいと思います。

また、今回の目玉とも言える久保田台地の開発や南部地区の新設道路の整備による市街地ゾーンの設定が盛り込まれている。これは均衡ある発展に目を向けた取組と期待をいたします。

ただし、先ほども言いましたが、計画だけでは誰でもできます。正直言って、計画なら上田茂政でもできます。町民の中には、工業団地やアーバンスポーツ施設、区画整理事業など北には簡単にできて、南には何もできないという声が、事実たくさんあります。町長が熊本県に対して南部地区新設道路整備に向けた要望を提出されたことを新聞で見ましたが、町長はさらにリーダーシップを持って、実現に向けてしっかりと取り組んでほしいと思います。

また、県の動きがもしも悪いとするならば、町単独でもいけるんじゃないかなというふうに思っておりますが、県のほうも、新聞などを毎年毎年見ますと、何百億円か何千億円かの熊本県下に対して、各市町村のおねだりといいますか、追加工事といいますか、そういうことがありますので、なかなかこの道路を造るには大変時間がかかるんじゃないだろうかと。そういうところを、南の方々に、ただ1本ぽんと通します上で、何年かかるか分からんというようなことになれば、町長自体も3期も4期も5期もする時点で、私の思いですけども、そうなつて時間がかかることを丁寧に、地権者は別にして、南校区の方々にちゃんと説明責任を果たしてもらいたい。

そしてまた、菊陽町の強制化もしっかりと捉えながらやっていってもらえば、まだまだ南校区の方、また菊陽町の住民の方もしっかりと捉えていただけるんじゃないかなと。

それから、この問題を私はいつも言っています。この問題、土地の問題に関しては、悪徳不動産がどこにでもおるんですよ。名刺を持って、そこの地区の辺りの誰か代表者じゃないんですけども、そこに関連する人を連れてきて、名刺をやって、仮登記をすると、してくれんですか

とか、そういう人たちがたくさん出てきております。うちも久保田台地にも、後で言いますけども、うちに来られました。うちも久保田台地は少しさりますし、うちの兄弟のほうも1万平米ぐらいありますので、そういう人たちを目掛けて私のところへ来ますので。私は町会議員しとるけんね、何で俺さんとこ来っとやって。俺は売るなら福島知雄に売るって。いや、俺は冗談で言ったんですよ、冗談じゃないんです。うちは何回でん来っとですよ。俺が議員しとつて、何でおまえたちは来っとやって。それは言いなすなって、高う買うけんって。俺は、もう売るなら福島議員に売るって。そういう話も不動産に私は言ってるんですよ。うちは土地がないなら、ああいうやつらは来んとですけども、たまたまうちもあるもんだけんですね。

ですから、やはりその辺のところを、しっかりと行政は住民があおられないようにやってもらいたいと、こういうふうに本当に思っております。その辺のところはしっかりと副町長、しっかりとと考えとつて。あんたが責任だけん。それで、よろしくお願ひします。

議長、次に参ります。

○議長（福島知雄議員）　はい、どうぞ。

○15番（上田茂政議員）　（2）のマスターplanに位置づけられた久保田台地の質問でございま  
すが、1と2を、議長、一緒にやりますので、お願ひします。

○議長（福島知雄議員）　許可します。

○15番（上田茂政議員）　まず、1つ目の南方大人足線の延伸道路概略設計委託料が令和7年度  
に当初予算に計上されているが、どのような道路を計画されているのか、また併せて、スケジ  
ュールなどもどのようにになっているのか、都市整備部長。はい、どうぞ。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

（15番上田茂政議員「初めてだけんね、あんたも。しっかりと答えし  
てくれんな困るばい」の声あり）

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　まず、画面のほうを御覧ください。

南方大人足線延伸道路は、画面に表示しております位置図の右下、赤色の破線部分になります。先ほど町長の答弁でもありましたとおり、町では国や県と連携しながら、セミコンテクノパーク周辺の道路ネットワーク整備を異次元のスピードで取り組んでいます。

そのような中、今年度都市計画マスターplanに位置づけています久保田台地の開発の軸となる南北の幹線道路として、昨年度、国と連携して交差点改良工事を完了した国道57号南方交差点から県道瀬田竜田線まで、町道南方大人足線を延伸する道路の概略設計に着手することとしました。この道路計画は、久保田台地開発構想の先駆けになるとともに、セミコンテクノパーク周辺の道路ネットワークはさらに強固なものになり、周辺道路の渋滞緩和がより進んでいくものと考えております。今年度実施する概略設計では、久保田台地の開発構想を見据えた最適なルートや道路構造の検討を行うもので、令和9年度に都市計画決定、令和10年の事業認可を目指して事業に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） マスタープランの計画による今答弁があった延伸道路の東側は工業・流通ゾーン、西側については市街化区域の編入も見据えた開発構想ゾーンに位置づけられ、10年、20年の菊陽町の発展を見据えた場合、久保田台地は大変重要な場所であります。その久保田台地についてどのようなまちづくりの構想を描いているのか、またスケジュールも併せて、副町長、あたりをお願いします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） それでは、先ほどに引き続きまして画面を御覧いただければと思います。

先ほど都市整備部長が答弁しましたとおり、まず延伸道路の整備に着手いたします。令和10年度の道路事業認可後、道路東側については農地との調整を行いまして、工業・流通ゾーンとしての整備を進めます。今回、道路東側は流通ゾーンに位置づけておりますが、このエリアについては、単なる物流倉庫ではなく、これも画面を御覧いただきたいと思いますけど、あくまでも一例ではございますけれども、産業発展や人口増加に応じた次世代型の物流拠点の形成を念頭に、町の付加価値向上に寄与するまちづくり型ロジスティックパークをイメージしています。しかし、具体的な構想については、セミコンテクノパークへの半導体企業の集積状況や、県が先日発表しましたくまもとサイエンスパークの動向も見極めながら、業態を含め検討していきたいと思っています。

また、道路西側につきましては、議員御指摘のとおり、市街化区域への編入も視野に検討を進めてまいります。しかし、その時期につきましては、県が行う区分見直し、通称線引き見直しの手続に合わせて進める必要があること、また現在原水駅周辺で進めている土地区画整理事業の進捗なども考慮しますと、早くても令和12年以降になると考えております。

御承知のとおり、この地域は町の発展にとって大変重要な地域となることから、まずは役場内にプロジェクトチームを立ち上げ、検討を行った上で、町が目指すビジョンをしかるべきタイミングで示すとともに、地域住民及び地権者の皆さんに適時適切なタイミングで説明会を実施するなど、丁寧に進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） すぐに事業化ができるということではなく、中期的な取組になることは理解しました。繰り返しになるが、久保田台地は10年、20年の菊陽町の発展にとって大変重要な場所であります。大いに期待しておるところでございます。しかし、事業を進める上に地域の住民や地権者の協力なくしては進まないと、しっかり頭の中に入れて取り組んでほしいと思います。

先ほども言ったんですけども、こういう問題が出てくれば、悪徳不動産の関係や、うちも名刺ば持ってくるけん、悪徳不動産——これはそういう言い方もいろいろあるかもしねんすけ

ど、私は個人的には悪徳不動産だと思います——が名刺を地権者に接収しに、仮登記を促し、住民が不安な思いをしていることは間違いない。そういう無秩序な取引が先行されているところもあります。ですから、町としては、早く丁寧な説明をしていく必要があるんじゃないかなと思います。

副町長もせっかく県の知事公室長ですか、あれで菊陽町に来ていただいておるんですから、町長が目指すモンスター、戦って、戦って、戦って、勝ち抜くというような気持ちが町長はあります。ただアーバンの区画整理だけでなく、一生懸命やってもらいたいと。そしてまた、県に対してでも物申しをしっかりと言つてもらって、そして均衡ある発展の実現に向けて力を見せてほしいと、こう思います。副町長、よかですか。強く要望しておきますので。もう答えはよかです、言わんちや。

それでは、一番要の運動公園ですね。総合運動公園化に向けた用地の拡張についてですが、これは町長の72の中に入っていると思いますが、町長が目指す総合運動公園化を実現するためには、ぎりぎりの計画だけではなく、駐車場はもちろんのこと、新たな施設や宿泊施設の整備など、将来の発展を見据え計画を進める必要があります。そのためには、周辺用地の確保を進めるべきだと私は考えているが、この質問に対しましては、私は12月の一般質問でも言ったんですけども、どうせやるなら、先行投資しながら、もう二度と土地は買わんちやよかぞというぐらいのつもりの大きく深い気持ちで取り組んでもらいたいということを、先般12月の議会で私は申し上げました。

農地は守るけれども、産業も発展させないかんと。その区分は、私も、T SMCも来たし、いろんな産業も発展させ、しかし守るべき農業は守っていくという町長の姿勢が私には見えてきましたので、あまりどうのこうのは言いません。やはり今後の子どもの将来のためにも、就職やいろいろな場面で菊陽町の子どもたちがT SMCの関係で何とか仕事にありついて、そして専業農家もおりますが、兼業農家でもいいじゃないですか。それでうまく生活ができるような環境をつくっていただければ、将来に向けてはとてもいいと思いますので、それはしっかりと賛同を私はしたいと思っております。

周辺の土地の確保を進めるべきと私は考えております。私が12月のプロジェクトX、これを申し上げましたときに、事業に取り組む際は、やっぱり総合体育館やアーバンスポーツ周辺の用地の拡張を積極的に進めていただきたいと。これはもう、私は12月のときも再三言つとったですけども。

プロはプロフェッショナルという、Xはプロフェッショナルという、いろいろ話し方はあるんですけども、強い気持ちでやはり首長、副町長はちゃんとやってこれを実現すると、菊陽町の住民も、ああ、あまり期待しとらんだったばってん、期待がそこそこできよるなと言われるようなことをやってもらいたいと。

そこで、ぎりぎりの土地の確保をするでなく、これも今のところでするならば、もう少し幅広く、もう二度と購入しないでいいというような総合的な用地を確保して、そしてやっていた

だきたいと、こう思っておりますが、副町長、分かりますか、できますか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 総合運動公園化については、吉本町長が掲げる72の政策提言集で、菊陽町総合体育館周辺に菊陽町のシンボルとなる運動公園を整備し、プロスポーツ、アマチュアスポーツの大会、キャンプ、合宿を誘致し、プロの技を身近に感じていただくことで、皆様に楽しみや喜びを感じてもらいますと位置づけられています。また、今回新たに策定いたしました第7期総合計画においても、菊陽杉並木公園を町の総合運動公園と位置づけ、令和8年4月オープンのくまモンアーバンスポーツパークも含め、一体的に管理運営をすることとしています。

画面を御覧ください。

くまモンアーバンスポーツパークや新駅の設置、そしてそれらを含め、昨年9月に駅を中心とした市街地整備のイメージパースを発表しました。このことにより、現在多くの皆さんから、このプロジェクトに対する提案や事業に参画したいとの要望をいただいております。12月議会で上田議員がプロジェクトXを例えて申されたとおり、TSMCの進出効果の最大化を図るプロジェクトがまさに動き出そうとしています。

今後、土地区画整理事業で協定を結んでいる事業検討パートナーや現在手続を進めている総合運動公園の指定管理者、さらには先日県が発表いたしました熊本サイエンスパーク構想の動きも踏まえ、多くの皆様から広く意見を聞きながら、本プロジェクトの具体化を進めていくこととしております。

その具体化のためには、これまで議員から2度にわたり、ぎりぎりで計画を進めるのではなく、将来を見据えた計画にすべきであり、用地の拡張を進めるべきとの意見をいただいております。町としましても、その意見も踏まえ、一定の用地の拡張も念頭に、今年度当初予算では用地拡張に向けての不動産鑑定等の予算を計上しているところでございます。

最後になりますが、町民の皆さんの不安の解消や高齢者支援、子育て支援など、進出効果を実感していただく施策を第一に進めていくことはもちろんございますが、菊陽町にとって最大のプロジェクトを逸することなく、ビッグチャンスを逸することのないよう、先進的なまちづくりを目指すこのプロジェクトにも全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 私は、これまで一般質問で、交通渋滞対策などの喫緊の課題に最優先に取り組むべきと述べておりましたが、その考えには変わりありません。一方で、町は今後農業はしっかりと守りながら、子育てや高齢者福祉、地域活性化など、TSMCの進出効果を波及させ、まさにプロジェクトXにも取り組んでいく必要があると考え、今回の総合運動公園化もまさにその一つだと思います。新たなぎわいの創出の観点から、やるからには徹底してやって、覚悟を持つ。特に、アーバンスポーツの施設を手土産に持ってきた副町長は、その責任

と自覚を持って、最後までやり遂げてほしいと思います。

私は、副町長に嫌がらせに言っているわけではないんですよ。これから菊陽町を少しでも成果を上げて、副町長は1年、2年、1期ぐらいしてから、各町村のどこにか高額で雇われるといううわさも流れんじやない。どこさんか菊陽町には4年間してから逃げてはっていくといううわさも出ております。

ですから、そういうことを、せっかく熊本県から知事公室長の代名詞の中で、そして菊陽町にしっかりと根づいておってもらわんと、アーバンは持ってきた、何ばしや自分がよかごと並べて、あとはスッタラカンで逃げてはってたじやいかんけん、2期でん3期でんよかけん、町長ば支えてやるぐらいの気持ちはありますか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） お答えいたします。

実は、私の父親の生まれ故郷であり、まさに言わば第二のふるさとでございます。先ほど答弁いたしましたように、日本一のまちづくりを目指し、日々充実した毎日を過ごしているところでございます。そういったところからいいますと、副町長に声をかけていただいた吉本町長、そしてそれを認めていただいた議員の皆さん方には改めて感謝を申し上げたいと思っています。

今、上田議員から2期、3期という話がございましたけども、これは当たり前の答弁にはなりますけれども、今は残された任期を、先ほど上田議員から、県庁OBとしてしっかりと頑張れという話がありましたけれども、今まで培った人脈や経験、これをフル活用しながら、菊陽町の発展のために全力で頑張っていきたいと思っております。

また、その中で、先ほど少しだけ成果を上げてよそに行くんじゃないかというようなお話をいただきましたけれども、これだけは申し上げておきます。私のほうから逃げ出していくということは考えておりません。ただ、これについては、上田議員流の多分激励だと私は受け止めておりますので、菊陽町の町民に副町長にしてよかったですと思っていただけるよう、引き続き精進していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 私もしっかりと期待しております。私はそのときは議員はしとらんかもしれないばってん、後々誰かが議員、この皆さん方がやっておられますので、私が言ったのは議事録に残っておりますので、ちゃんとしっかりと努力してもらいたいと思います。

それでは、3番目の、これは議長、言ったかね。議長、手を挙げたかね。

○議長（福島知雄議員） はい。

○15番（上田茂政議員） 小・中学校における熱中症対策及び雷対策についてを質問します。

児童・生徒の登下校時を含む学校生活で、暑さによる体調不良や熱中症など心配されます。対策及び緊急時における対応について、各機関との連携は取れているかということで、児童・生徒の登下校、学校生活で、暑さ対策、体調の不良、熱中症が心配されます。対策及び緊

急時に対して、各機関との連携は取られていますか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 各小・中学校においての熱中症対策につきましては、環境省が提供している気温、湿度、輻射熱の3つの要素を考慮した熱中症のリスクを判断する数値である暑さ指数、W B G Tといいますが、この指數を活用しながら、熱中症を予防することに重点を置いて対応を行っております。

小・中学校では、暑さ指数の数値に基づいて、運動や活動の中止、軽減、休憩の頻度を判断しています。また、児童・生徒に対しては小まめに水分を摂取するように指導しており、適宜給水ができる時間を設け、水分補給が確実にできる環境を整えることを心がけております。

関係機関との連携については、養護教諭が学校医と相談できる環境を整えており、緊急時においては、救急車を呼び、速やかに医療機関につなげるよう、教職員においては緊急時の役割分担を明確にしているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 热中症を引き起こす条件は、気温が高いとか湿度が高いとか、当たり前のことで日差しが強いなど環境の条件が整わず、暑さに慣れていないという体の条件、長時間野外運動とか作業など行動の条件があります。これらの環境条件の下で体から熱を放出されにくいで、熱中症が発生しやすくなると言われています。児童・生徒の体調を見極め、早急な対応を取ることにより、事前に防ぐことができると思います。

特に、新1年生につきましては、なかなか、仮にマニュアルがあったとか、県からの指導があったとか、そういうことがあっても、父兄の方とか1年生の感覚とかは、なかなか言っても言っても分からないので、その辺のところは重点的に考えていただいて、マニュアルなら父兄さんあたりにも配布したりとか、学校関係から配布していただいたらとかすれば、少しでも安全で安心した学校生活ができるんじゃないかなと、こういうふうに思っております。

次に、(2)の学校教育活動における熱中症事故防止及び落雷事故防止の対策について、児童・生徒、教職員などにどのような形で指導しているか、また活動による熱中症の疑いで医療機関を受診した生徒は何人いるのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 热中症の疑いで医療機関を受診した児童・生徒は、令和6年度中、小学校でゼロ人、中学校では7人です。

熱中症事故防止及び落雷事故防止対策については、熱中症では、暑さ指数の確認を行うことで、事前に熱中症を防止するための対策を行っています。また、落雷防止対策については、地域の気象情報を確認し、特に気象庁が発表する雷注意報や雷ナウキャストなどの情報を活用するとともに、気象情報を小まめに確認し、例えば屋外で行う体育の授業や理科の観察、昼休み、部活動、登下校時においては、雷鳴が聞こえたり雷光が見えた場合は、たとえ遠くでも直

ちに屋内へ避難すること、近くにいる大人に助けを求めるなどを指導しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 全ての教員が共通理解を図りながら、自校の熱中症対策や落雷事故防止対策について改めて確認し、児童・生徒の健康、安全を守る体制整備に万全を期することを目的に、町独自の研修なども実施すべきではないかと思いますが、教育長、町独自で研修などの実施はできないかということで、何かありますか。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 今、教職員への啓発とか保護者への情報提供、また児童・生徒への指導についてありました。今その中で、教職員への啓発の指導ということで重点的にとりましたが、実際、この熱中症対策につきましては、年度当初から様々な会議の中で行っているところですので、現在さらに今6月になり、だんだん暑さも増してきております。先ほど部長が答えました中にW B G T がございましたが、特に養護教諭がそれを主につかさどっておりますので、その一定値を超えると、例えば体育の授業、昼休みの外遊び等の禁止の放送等も行うようになっています。これも全職員で共通理解で行っているところです。そのような対策を打ちながら、子どもたちが絶対に熱中症事故に遭わないように、遭わせないようにしておるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） それでは、(3)の学校における熱中症対策ガイドラインの作成の手引きについて、環境省、文部科学省で策定されているが、町独自のマニュアルはあるのかということでございますが、環境省も文科省、教育関係の学校施設関係者が策定する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドラインなどの作成体制に資する目的として、令和3年5月、学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きを作成されておりますが、そこでお尋ねします。各独自の各学校などにおける熱中症対策の防止に必要な取組の重点を一覧できるチェックリスト、またマニュアルなどはあるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 熱中症に特化した町独自のマニュアルはございませんが、熊本県教育委員会より、学校教育活動等における熱中症事故の防止についての通知が発出されております。の中では、環境省、文部科学省で作成された学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きを活用し、各学校における危機管理マニュアル等において、暑熱環境においての判断基準等をあらかじめ具体的に定め、教職員間で共通認識を図ることとされております。これを受けて、各学校においては、既に作成されております危機管理マニュアルを基に、県教育委員会の指示に従って対応しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 子どものことですから、なかなか大人が思うような、また学校の先生が思うようなガイドラインがあるなしにしても、やはり注意は十二分にしていかんと、うちは昨年度はゼロだったというふうに安心することなく、今後一層そういうことに努めていただきたいと思います。

福島議長、上がってよか。

○議長（福島知雄議員） どうぞ。

○15番（上田茂政議員） 皆さん方に何か私の自己流で、少し執行部のほうにも強い気持ちで申し上げましたが、これは私の気持ちですから、しっかりと執行部は仕事にしっかりと頑張っていただいて、町民の安全・安心のために、そしてまた子どもたちの幸せのためにしっかりと頑張っていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春議員。

○8番（西本友春議員） 皆様おはようございます。議席番号8番、公明党の西本友春です。

本日は、貴重な中、傍聴に来ていただいた方はありがとうございます。

今回の一般質問は、今まで何度か一般質問をさせていただいたことの進捗及び確認がメインと、あと少し新たな質問をさせていただきます。質問は自席にて行いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 現在、情報発信では、きくよう安心メールでは毎日のようにお知らせが届いています。また、菊陽町LINEアプリで菊陽町の情報を見ることもできます。一方、情報収集では、一般質問で提案させていただいた道路異常通報システムでの収集や、オンライン手続で各講座の申込みもできるようになっています。

今後、ITの進化とアプリ開発で、様々な情報発信と情報収集が可能となります。双方の情報収集と発信の必要性をどのように考え実現していくのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 双方向の情報収集と発信の必要性につきましては、町としましても、必要性は高く、重要であると認識しています。町では、これまで広報広聴の取組として、

町の広報紙広報きくようや町公式ホームページによる情報発信、またL I N Eなどのソーシャルメディアを活用した情報発信にも取り組んでいるところです。情報収集におきましても、町公式ホームページのメールフォームやチャットのフォームも活用し、少ない負担でウェブ上でアンケートや意見募集を行うなど、そのようなことができるようになります、デジタルツールの活用を進めているところです。

これまでの媒体や方法にとらわれず、特に西本議員が言われました双方向というところを意識した上で、ウェブやS N Sなどを介した情報収集や発信について、新しいものも積極的に取り入れ、さらなる活用に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 私も町のL I N Eや何だかんだがしおっちゅう来る中で、町が情報収集もしっかりされているということは認識しております。今後は、先ほど言いましたように、いろんな技術開発によって、もっともっと簡単に情報収集ができるだろう、それとまた、情報発信もいろんな部分でもっともっとできるだろうというところで、ITを活用すればもっとできるだろうということで質問をさせてもらいました。

町の広報紙にはQRコードがかなり増えてきて、応募や詳細へと導いているが、他の資料にも展開すべきと提案するが、要は、ほかのいろんな町が情報、ホームページを作ってるんですけども、もっともっとそういう誘導するというのをしたらどうかということで、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） QRコードの活用につきましては、町の広報紙を例に説明しますと、紙媒体での閲覧できる記事の量に限りがあることから、QRコードを活用してウェブ上への詳細な記事へ誘導することで、さらに詳しい内容をお伝えできること、また記事に関連した様式や意見募集のフォームに誘導することで、その後の手続がスムーズに進み、応募や意見をいただける可能性も高まることなどから、非常に有効な手段であると考えています。

御質問の他の資料への展開ということにつきましては、少しづつ進んでいるという認識ではあります、さらなる展開について積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 音声コードは、QRコードと同じ印刷物上の切手大の2次元コードで、漢字を含めた活字文章で1コードに約800文字程度の情報が入ります。音声コードは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末や専用機械を使って文章を音声で読み上げることができます。総合計画等にQRコードで閲覧が可能とするとの説明でございましたが、音声コードも聞けるようにすることを提案をいたしますが、町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 総合計画やその他の計画につきましては、QRコードから冊子全体が掲載された町公式ホームページへの該当箇所を見に行くことができるようにしております。しかし、御質問の音声コードにつきましては、現在のところ導入しておりません。音声コードの今後の導入につきましては、他自治体の取組を参考に、取り組みやすいものから取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 音声コードで、これは活用例として支給給付決定通知書とか保険料のいろんな通知書に音声コードが貼れるということがございますので、町からのそういう情報提供、文書とかそういうのにもまた今後しっかりと検討していただければというふうに思って、次の質問に移らせていただきます。

くまモンアーバンモールにおける設備の配備状況についてお伺いをいたします。

西日本最大のアーバンスポーツパークでは、様々な大会やイベントが屋外で開催されます。また、多くの人が来場され、観戦とともに、ネットへのアクセスも非常に多くなると想定されます。くまモンアーバンスポーツパークにおけるWi-Fi環境はどのように整備するのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 現在施工中の工事においては、Wi-Fi環境に必要な配管を整備し、今後決定される施設の指定管理者においてLAN配線、屋外及び屋内にアクセスポイントを整備することで、くまモンアーバンスポーツパーク北側の駐車場を含め、パーク全体でWi-Fiが利用できるように計画しています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） しっかり今後運営したときに使えるような形を整備してもらいたいというふうに思っております。

大会となると、多くの報道陣や大会を運営する側のPRとしてライブ中継が予想されます。くまモンアーバンスポーツパークにおけるライブ中継対応はどのようにになっているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） ライブ中継環境に対応する設備につきましては、本事業において整備する計画はございません。大会やイベントなどの開催時には、主催者側において各種プロバイダーと契約し、ライブ中継を実施していただく計画です。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） このプロバイダー契約、主催者がするのは分かってるんですけども、

私がライブ中継対応と言うのは、今後光を引いて、どこかライブ中継するための口をつけるんだろうというふうに思って、その質問をしたところですが、事前に確認したときには口はつけるということでしたので、そこは理解はしました。

令和5年は記録的な高温の1年であり、世界及び日本の平均気温は、統計開始以降、最も高くなりました。令和5年7月には、グテーレス国連事務総長が、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来したという言葉で、気候変動による最悪の事態の回避を訴えました。くまモンアーバンスポーツパークにおける熱中症対策はどのように行うのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） くまモンアーバンスポーツパーク内に整備する管理棟には、けがや体調不良になられた利用者に対応するため、救護室を計画しております。また、物置を除き全ての部屋に空調設備を設け、休憩可能なスペースも計画しております。屋外には、初心者や中級者が利用するフラットエリア内に、雨天時や猛暑日に対応できる750平方メートルの大屋根広場の整備も計画しております。そのほかに、熱中症予防対策として、マイボトルが利用できる給水スポット及びミストシャワーなどの整備を大屋根広場付近に検討しているところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） マイボトルでの給水スポットもということでしたので、今、大阪万博では、その給水スポットが非常に話題になっておって、結構今マイボトルを持参する人が増えたということを伺っております。このアーバンモールにおきましても、そういうPRをまたじとくと、来場される方、参加される方がマイボトル持参で来られると思いますので、そういうPRもまた含めてやっていただきたいというふうに御提案をしておきます。

では続きまして、総合子育て支援センターについてでございます。

○議長（福島知雄議員） 3番。3番はいいですか。

○8番（西本友春議員） ごめんなさい。大変失礼しました。ペーパーが入れ替わってました。失礼しました。

熱中症対策についてです。

文科省の令和6年度の補正予算額779億円で、公立学校施設における体育館等への空調整備が予算化されました。武蔵ヶ丘中学校の体育館と武道場の空調整備事業はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 武蔵ヶ丘中学校の体育館については、文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金を活用し、本年度、空調設備工事と断熱性向上の改修を行う計画でございます。また、武道場につきましても、同様に空調設備整備臨時特例交付金を活用し、令和8年度に整備を行う計画でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 子どもたちの学習、生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる学校の体育館等への空調設備を加速するとしており、補助率2分の1で、上限額を7,000万円として、期間を令和15年度までしております。小学校の体育館への空調設備整備事業はどのように行うのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 小学校の体育館の空調設備整備事業についてお答えいたします。

まず、令和8年度までに中学校の体育館、武道場への空調設備の整備が完了いたします。児童たちの体育の授業の場や全校集会等を行う集会活動を行う場、そして生活の場でもある小学校の体育館につきましては、最近の気候変動に伴い、気温が上がる時期は、空調が設置されていないために使用することができない、そのような状況ともなっております。そのため、児童や教職員、保護者からも、体育館へ空調設備を早期に設置してほしいとの強い御要望をいただいております。このように現場が待ち望んでいる小学校の体育館の空調設備についても、できるだけ早く整備したいと考えております。

現在、町では政策調整会議において、町行政の効率的な運営や施策の決定、各部局間の調整などの議論を行っているところです。議員御質問の小学校体育館の空調設備整備につきましては、この会議で今後の町の財源や町全体予算と教育予算とのバランスを考えながら、実施の時期について判断していくこととしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今、財源や町全体の予算と教育委員会の予算のバランスを考えながら、実施の時期について判断していくとの回答でしたが、先ほども言ったように、国の予算は令和15年度までと現在のところなっております。それまでには、全ての小学校では空調設備がされると考えてよいのか、それとも、地球沸騰の時代に対応するために、令和15年度以前に前倒しをするのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（氏家良子さん） 御質問の空調設備整備臨時特例交付金につきましては、令和15年度まであることは承知しています。町としましては、小学校体育館の空調設備を本交付金を活用して整備をしていきたいと考えております。しかしながら、財源にも限りがございます。繰り返しになりますが、小学校体育館の空調設備につきましては、政策調整会議での議論に基づき、今後の町の財源や町全体の予算と教育予算とのバランスを考えながら、実施の時期について判断していくこととしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 政策調整会議を担当している立場で御説明させていただきたいと思います。

財源に限りがあるという話がありましたけども、吉本町政の中においては、やはり高齢者施策、子育て施策、このＪＡＳＭの進出効果等ができるだけ実感していただけるような施策は重点的にしていくたいというのが吉本町長の思いでもございますので、できるだけ可能な財源を集め、そういうためには議員の皆さん方とも一緒に、上田議員からもおっしゃられましたけど、国への要望とかもしっかりとやりながら、収入をしっかりと増やす中で、子どもたちの環境改善というのもしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） そうですね、文科省の予算が令和15年度で切れるかどうか、各行政も、財源からいくと令和15年度まで終わらないようなところもあるかもしれません、国の予算はいつ切れるかも分からぬということで、しっかりと取り組むということでしたので、子育ての支援ということでよろしくお願ひしとります。

それでは、4番目の（仮称）総合子育て支援センターについてお伺いします。

すいません、ちょっとモニターとの接続がうまくいかずに、今後は出てきませんので、すいません、前もって断っておきます。

平成30年12月の一般質問で、（仮称）総合子育て支援センターについて質問をいたしました。機能については、菊陽町立保育所運営検討委員会を設置し、今後具体的な検討を進めいく予定で、平成31年度に必要とされる1つの機能について検討委員会から具体的な答申を受けた上で基本計画、実施計画を策定し、なるべく早く整備ができるように考えているとの回答でした。（仮称）子育て支援センターの整備は必要と考えるが、現在の位置づけで今後の計画をどのように考えているか伺います。

○議長（福島知雄議員） 西本議員にお尋ねします。質問事項3の質問要旨（3）は割愛ですか。

○8番（西本友春議員） ごめんなさい。私の過ちでした。

○議長（福島知雄議員） じゃあ、戻ってください。

○8番（西本友春議員） はい、失礼いたしました。ペーパーを入れ間違えておりました。

熱中症対策の3番をいきます。

町内の全ての小・中学校においては、全員が自分の水筒を持参しているとのことでした。愛知県内の多くの公立小・中学校では、児童・生徒の下校時の熱中症対策に取り組んでいる。熱中症対策として、指定した給水ポイントで、下校時にそのポイントで必ず水分補給をする取組です。下校時になると、マイボトルには水がほとんど入っていないため、水道水を入れて帰ることになると思いますが、夏場の水道水は約25度で、5度から15度の冷水は吸収がよく、冷却効果も大きくなると環境省の資料にもあります、下校時に冷水を入れることで、熱中症対策に

もなります。長崎県大村市では、21校の小・中学校の体育館で、熱中症対策と避難所機能の強化のために、7月には完了することです。そのほか、二、三の行政区で検討のことです。

災害時の避難所と指定されている体育館へ給水スポットの設置も進めるべきと提案するが、町はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 町内全ての小・中学校においては、児童・生徒一人一人が家庭から水筒を持参する取組を行っており、全員が自分の水筒を持参している状況です。また、下校時などに水筒の水がなくなってしまう場合は、学校既存の水道水を給水することで対応している状況です。

体育館への給水スポット設置については、令和5年9月議会の一般質問でお答えしましたとおり、教育委員会としましては、まずは熱中症対策として学校施設全体の空調整備を進めていきたいと考えています。現在、小・中学校の普通教室や特別教室などの空調設備は完了し、中学校体育館の空調設備も令和8年度に完了する予定です。今後は、小学校体育館の空調整備を優先的に進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 空調整備が優先な考えは分かりましたが、空調整備が終わらなければ対策は打てないということであれば、空調整備が終わったところは給水スポットは設置していくと考えてよいかを伺います。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（氏家良子さん） 小学校の体育館につきましては、避難所としての利用も想定していますが、まずは体育館の空調設備を整備していくことを優先に取り組みたいと考えています。給水スポットの設置については、空調設備整備後の状況や県内の設置状況等を見ていきながら検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 先ほど副町長からも、できるだけ空調整備の促進をするという回答をいただいておりますが、給水スポットはそんなに大きい金額ではございません。やはり熱中症対策として、ほかの自治体も進めているという現状をもう少し把握していただいて、それをまた進めていけるように検討をお願いいたします。

それから、令和5年9月の一般質問で、町長公約の脱炭素社会の実現のためにも、給水スポット普及の取組の考え方を確認したら、熱中症対策としての給水スポットの設置は現段階としては考えていないとの回答でした。

菊陽町には、民間合わせて17か所のクーリングシェルターがあります。このクーリングシェ

ルターにおける給水スポットの提供と、新たな民間の給水スポットの協力を声かけすることを提案するが、町はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） クーリングシェルターは、熱中症特別警戒アラートが発表された際に、危険な暑さから身を守り、暑さをしのぐ休憩所として、民間施設にも御協力いただき開放しております。クーリングシェルターはあくまでも場所の提供であり、利用する際の飲物については各自御用意していただくよう呼びかけているところではありますが、既に給水器などを設置されている施設へ可能な範囲での協力の声かけを行うことは可能ですので、行ってまいりたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） できるだけ声かけをよろしくお願ひしておきます。

それでは、4番目に行きます。

先ほど前段の話はさせていただきましたので、(1)の回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） （仮称）総合子育て支援センターは、令和2年3月に策定した菊陽町町立保育所基本計画及び菊陽町保育所整備基本方針に、地域子育て支援拠点事業のほか、相談支援事業や一時預かり事業などを一体的に実施する多機能型支援の取組を行う子育て支援の拠点として位置づけておりました。

しかし、その後、同センターの整備の検討を行い、相談支援業務については、住民からの育児等に伴う相談を総合的に担う拠点を庁舎内に整備することとし、先行して令和4年4月から、精神保健福祉士や臨床心理士などの専門知識を持った職員を配置した子ども総合相談室を開設しました。令和6年4月からは、児童福祉法の改正等に伴い、改めて子ども総合相談室の役割や機能を強化し、さらに保健師や保育士とも連携することで、妊娠婦や子ども、子育て家庭からの相談支援を一体的に担うこども家庭センターを設置したところであります。

このようなことから、改めて計画の見直しを行い、現在町としましては、残りの機能を有する施設として、子育て中の親子が気軽に集まって育児の相談や情報交換、乳幼児親子を対象とした様々な活動の場を提供する地域子育て支援センターの整備を考えております。現在、地域子育て支援センターは町の西部地区にしか開設していないことから、令和7年3月に策定しました第7期菊陽町総合計画の前期基本計画及び菊陽町こども計画において、町の東部地区にも地域子育て支援センターの設置に向けて検討することを改めて位置づけたところであります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 平成30年12月の一般質問の回答では、（仮称）子育て支援センターについては、子育て支援の拠点となるように、町立保育所として残る予定のなかよし園、みどり園において、保育所としての機能に加えまして障害を持った児童や独り親家庭、外国籍の家庭、貧困家庭などの特別な配慮が必要な家庭の子どもたちへの対応もできて、出産前からの保健、

育児、教育など相談や指導を受けられることを考えているとのことでした。

みどり園の場所は、今後様々な開発が予定されております。東部エリアには、町の施設となるものが東部市民センター以外にはありません。建て替えが決定しているなかよし園との併設を提案するが、町はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 初めに、なかよし園の建て替えについては、令和7年度当初予算に基本設計業務委託料を計上し、現在その発注に向けての準備を進めているところです。

御質問のなかよし園との併設を提案するが、町はどのように考えているのかにつきましては、先ほど答弁しましたように、現在は総合子育て支援センターではなく、地域子育て支援センターの整備に向けて検討することとしております。新たに整備を検討する地域子育て支援センターでは、併せて一時預かり事業を行うことを計画しており、現在既に一時預かり事業を実施しておりますみどり園に、地域子育て支援センターの機能を持たせることが有用であると考えているところです。

そのような中、現在、町の東部地区に位置する私立保育所さくら園の改修の計画があり、この改修に合わせて地域子育て支援センターの機能を有する計画もあることから、当園に設置される地域子育て支援センターの開設後、その利用状況などを見ながら、今後予定するみどり園の大規模改修の基本設計などを検討していく中で、改めて整備の必要性を精査していく予定しております。

なお、なかよし園につきましては、園舎の建て替えに合わせ、新たに町にこれまでにはない地域交流室を設け、園児と地域の高齢者などとの世代間交流が行える地域に根差した施設として整備してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 地域子育て支援センターは、東部はみどり園が行っているということで、今後改修予定のさくら園でということで、東部エリアのほうはそれで対応ができるということで、新たに世代間交流ということで、高齢者の方との交流ができるというその地域交流室を整備するということで、これは新たな事業の取組ということで、非常にそれは評価をしたいというふうに考えております。しっかりとなかよし園の改修とともに、その辺の検討も進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、続きまして5番目、都市計画マスタープランについてでございます。

新たな都市計画マスタープランが作成され、住民説明会も実施されました。校区ごとにじっくり見ないと、今後町がどのように変化していくのか分かりません。特に、北小校区、中部小校区、南小校区は大きな変化が予想され、住民の方から、自分たちの地域は何ができる、どのように変化して、交通渋滞は解消されるのかとの声を多くいただいております。

都市計画マスタープランでは、開発構想ゾーンは、人口増加により既存市街地で収容し切れ

ない場合は、周辺環境との調和に配慮しながら、公共交通や道路の軸と連携し、新たな人口の受皿の確保のために市街化区域の拡大を進めます。また、半導体関連企業の立地に伴い土地の需要が活性化しており、周辺環境との調和に配慮しながら、さらなる産業の集積に取り組むとされております。

また、工業・流通ゾーンでは、セミコンテクノパークや原水工業団地、三里木地区の工業集積地及び南部の一般国道443号沿道の企業集積地について、周辺環境との調和を図りながら、適切な工業施設の誘導を進めます。また、地元企業の技術高度化や活力ある企業の誘致を促進しながら、地域経済の活性化や新たな企業立地、雇用の創出につながるための土地利用について協議していきますとされております。

先ほど小牧副町長のほうから説明はございましたが、中部小校区の構想図にある開発構想ゾーンと工業・流通ゾーンはどのようなものを考えているのかお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 南方大人足線延伸道路東側の流通ゾーンにつきましては、次世代型の物流拠点の形成を念頭に、町の付加価値向上に寄与するまちづくり型ロジスティックスパークをイメージしていますが、具体的な構想については、セミコンテクノパークへの半導体企業の集積状況や、県が先日発表したくまもとサイエンスパークの動向も見極めながら、業態も含め検討してきます。また、延伸道路西側につきましては、市街化区域への編入も視野に検討を進めています。

なお、スケジュールについても、上田議員の御質問にお答えしましたとおり、東側については令和10年度を目標にしている南方大人足線延伸道路の事業認可後、農地との調整を行い進めることとしており、西側については、早くても令和12年以降を考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） ありがとうございます。先ほどの副町長の図を見てイメージはできておりましたが、通告していたので回答をいただきました。

今回の計画では、農地が減少することが見てとれます。農業を守る観点から、農産物の加工をする企業誘致を行うべきと提案するが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 農業振興を図る上で、食品製造業との連携は効果的であると認識しております。本町では、本年2月にJA熊本果実連、JA菊池とともに、地域農業の活性化に向けた連携協力に関する包括協定を締結。この連携事業として、規格外のニンジンを活用したニンジンジュースうまcarrotを開発、5月1日から販売を開始しております。今回は125ミリリットル36本入りを5,000ケース製造しており、これにより約20トンの規格外ニンジンを有効活用しております。今後、さらに製造量を増やすよう、関係団体と連携し販売促進活動を展開していきたいと考えております。また、このニンジンジュースうまcarrot

の製造販売が軌道に乗った際には、新たに食品製造業などと連携し、菊陽町の農産物を活用した加工品などの開発を計画していきたいというふうに考えております。

一方で、本町には企業誘致により食品製造業4社が立地されており、また近隣の市町村にも大規模食品製造工場が立地されておられます。これらの企業は、多くの農産物が原材料として使用されており、これらの企業との連携は、企業が求める種類や品種、量など企業のニーズ、そして安定供給が求められ、おののが個別に農産物の供給に関わる契約を締結されておられます。本町におきましても、一部の生産者ではこれらの企業との間で契約を締結され、農産物を供給されていると伺っております。

食品製造企業と地域農業が連携することで、多くの農産物が活用され、地域農業の振興と併せ、経済の活性化が期待できます。町としましても、引き続き食品製造企業の誘致を促進するとともに、これらの取組が地域農業の振興につながるよう、企業やJAなどと連携してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今後もJAや企業との連携をということで、先ほど本町の一部の生産者で企業に農産物を供給しているということをお伺いしましたが、こういう企業の紹介も、農家の方に積極的に進めていただきたいことを要望しておきます。

それでは、6番目の中代団地の改修計画についてでございます。

当初の住民説明会よりは計画が遅れていると思うが、改修計画のスケジュールはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 当初の改修計画のスケジュールでは、令和6年度から毎年5棟改修し、令和9年度までの4年間で改修工事を完了、5年目の令和10年度に解体工事を実施する計画としていました。しかしながら、本事業の財源である社会資本整備総合交付金の昨年度の配分率が約58%と低かったため、計画を見直し、3棟のみ改修工事を実施したところです。本年度においては、年次計画の5棟に加えて、昨年の未改修の2棟を合わせた7棟を改修する計画としていましたが、本年度の社会資本整備交付金の配分率も約47%であったため、本年度についても計画を見直し、3棟改修する計画としております。

このように国の交付金の配分率の状況により、当初計画から遅れている状況にあります。そのため、県とも連携して、現在国の補正予算では対象外である住宅改修について対象としていただけるよう、国への要望活動を積極的に行うこととしています。このような要望を強化することにより、町としては当初計画どおり5年間で事業を完了できるよう、しっかり取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 先ほどの説明の中で、昨年度の配分率が58%と低いために、5棟の予定が3棟、今年度は配分率が今度は47%ということで、今年度も見直して3棟ということで、2年間で本来であれば10棟を改修しなくちゃいけないところを6棟ということで、4棟まだ積み残しをしている状況だと思います。

それから、配分率が58%から47%、1年間で10%近く配分率が落ちております。次年度の配分率がどうなるか分かりませんが、この傾向でいくと落ちるのかなという、一般的に考えるとそういうふうに考えられます。そうすると、配分率以外の部分は町の負担になるのかというふうに考えておりますが、次年度配分率が減ったら、また逆に言うと町の手出しが増えていくんではないかというふうに考えますが、その点、逆に言うと今棟数を増やしたほうがいいのかなというふうに考えますが、このことについてはどのように考えているのか伺います。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 今西本議員がおっしゃったようなことにつながらないように、私といたしますても町として、そしてまた議長にも御足労いただいて、しっかりと要望活動というのは行うべきだというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。いいですか。

建設課長。

○建設課長（出田 桑さん） 現在、中代団地の改修事業につきましては、国の配分型事業費を基に改修のほうを行っております。したがって、町の持ち出しが増えているような状況ではございません。

今後も中代団地の改修につきましては、先ほど町長からの答弁もございましたように、国への要望活動を強化しながら予算の確保に努めまして、当初の事業スケジュールにのっていくような形で進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 町長のほうから、この配分率が下がらないように、しっかりと国に要望するということでございましたので、そのときはまた議長にも御足労をかけるかと思いますが、そういう活動をしっかりと取り組んでいただいて、やはり町の手出しがないほうがいいんで、よろしくお願ひしております。

団地の多くの方から、早く入居したいとの声をいただいている。特に、令和10年の予定の人からは、あまりに先なので、生きていなくなっているかもしれないで、早くしてもらいたいとの強い要望を受けています。建築費の高騰もあり、大変な中の事業となります計画の前倒しができないかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 現時点では、当初スケールに沿った工事進捗ができていない状

況であります。令和8年度においては、年次計画の5棟に加えて、令和6年度と令和6年度の未改修分の4棟を含む合計9棟の改修工事を計画し、当初スケジュールの遅れを取り戻したいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） しっかりと配分率も下がらずに、その年度は非常に高い多くの棟数になりますので、その予算措置もしっかりと取り組んでもらいたいというふうに思っております。

土地の利活用が言われている中で、跡地利用も考えておく必要があると考えています。解体予定の跡地計画をどのように考えているかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 中代団地は、上田議員の質問に副町長が答弁しましたとおり、町の発展にとって大変重要な地域となる久保田台地に近接していることから、周辺の環境が大きく変わることが想定されるため、今後の変化を見極めながら、様々な可能性を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 令和5年12月の一般質問で、高齢者のための新たな居住空間の提供を提案し、高齢者に限定した新たな居住空間の提供の取組については、公営住宅制度の趣旨や入居資格要件等になじむのか、ほかの高齢者福祉関連事業との重複はないか、他自治体の取組事例等、今後整理し判断してまいりとの回答だったが、その後の整理と判断はどのようになっているのか伺います。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 公営住宅法では、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。今回、改めてこの法の解釈について県に確認したところ、広く低所得者を対象としたものであり、入居者を高齢者に限定した住宅の提供は該当しない旨の回答をいただいたところでございます。そのため、公営住宅での提供は困難と判断したところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 判断理由も分かりました。私がこのとき高齢者というものに出したからあれなんんですけど、今後は高齢者じゃない方もという、基本的に低所得者向けということで考えてはおります。

菊陽町のアパートの2DKの家賃相場は、3万円台後半から4万円台半ばが多く見受けられ

ます。今後はますます家賃相場の上昇が懸念され、若い世帯が菊陽町でアパートを借りるのが困難になってきます。

町営住宅の入居条件では、年間約189万6,000円で、令和5年度国民生活基礎調査の所得によりますと、高齢者世帯の200万円以下の割合は37.7%。これはそのときの文言で書いてありますので、そのまま言いますと、母子家庭の世帯は24.4%となっています。そのような低所得者対策としても、町営住宅を提供すべきと考えます。跡地に新たな町営住宅を建設すべきと提案するが、どのように考えているのかを伺います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 現段階では、新たな町営住宅の建設は予定していませんが、今後町全体の町営住宅の在り方を検討する中で方向性を示していきたいと考えております。  
以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今、町営住宅の在り方を今後検討するということでございましたが、この検討をするのは副町長のところになるんですか、どこになりますか。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 町営住宅の今後の検討につきましては、現在、菊陽町公営住宅の長寿命化計画というものがございます。この長寿命化計画の中で、住宅の改修であるとか今後の戸数であるとか、建築等も計画にも立っておりますので、この計画の見直しが次回が令和10年度になっておりますので、そこをめどに考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今、長寿命化計画、そういうのを含めて見直しが令和10年度ということです、それまでは何もしない、検討しないということになるのかどうなのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 私のほうからお答えいたします。

今現在の中代団地の改修計画のスケジュールで、5年目ですね、令和10年度に解体工事を実施するというところで計画しております。今の既存の町営住宅のほうですね。そのとき、ちょうど10年度が次の長寿命化計画の見直しの時期というところで、そこで改めて検討してまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 解体は10年度は分かってたんですけど、その前に検討はすべきだというふうに私からは提案をしておきます。

中代団地に入居されている方は、高齢の2人暮らしか単独世帯の方が多くいらっしゃいます。その方々にお伺いしますと、2DKで十分だと言われます。2DKの団地を建設し、そち

らのほうに移動していただき、現在があそこは4DKの町営住宅になっております。そういう意味では、子育て世代の方を入居していただくと多くの人が助かると考え、再度、2DKの5階建て以上の町営住宅の建設を提案をいたしますが、町はどうのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 今回の中代団地改修事業を検討する際に、入居者の方々と家賃の負担等も踏まえて、建て替えではなく改修ということで事業を進めていくとした経緯がございます。そのような経緯もあることから、現段階では、新たな町営住宅の建設は困難であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 先ほども低所得者、特に母子家庭世帯がこれだけいるということを、私は数字で全国平均を述べさせていただきました。やはり町としてもそういう方に手を差し伸べるということで、現在は考えてなくとも、やはりそこはしっかりと考えていただいて、住みやすい菊陽町、町長の目指しているところをできるように実現していただきたいことを要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時59分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二議員。

○5番（廣瀬英二議員） 皆さんこんにちは。議席番号5番の一陽会の廣瀬でございます。

お忙しい中、傍聴に足を運んでいただきて本当にありがとうございます。

今年度から、小学校6校、中学校2校などにおいて給食の完全無償化が始まりました。また、老人福祉センターにおいては、名称も新たに福祉センターということで名前が変わりました。このこけら落としには、歌、踊りで大変にぎわいを見せました。町長、それから議長においても、歌手並みの歌を御披露いただいてありがとうございました。子育て、高齢者支援は、これから菊陽町にとっては欠かすことのできない大切な施策であります。ぜひとも充実した内容となるよう進めていきたいというふうに思っております。

来年度は、菊陽空港線延伸道路、西日本最大級のアーバンスポーツパークの事業が開始となり、菊陽町発展の新たなステージに入っていきます。また、原水駅周辺を中心とした分散型熊

本版サイエンスパーク構想が具体化していくものと考えております。今日の私の一般質問の内容は、地域住民の方からいただいた貴重な御意見を基に質問をしていきたいというふうに思います。

それと、今日質問の中で、パワーポイントを使っての初めての質問となります。精いっぱい頑張ります。よろしくお願ひします。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） まず、新たな工場建設に伴う渋滞の影響について質問をいたします。

まず(1)番で、J A S M第2工場、それからソニーの新工場、東京エレクトロン増設などが今進んでおります。そういう中でお尋ねする部分とすれば、従業員数をどのように把握されていらっしゃるのか、事業開始時期をどのように捉えていらっしゃるのか、その辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、J A S Mについてですが、J A S Mが国に提出している特定半導体生産施設整備等計画によりますと、J A S M第2工場の総従業員数は約1,700人とされており、これは第1工場と同様の規模となる見込みでございます。

次に、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリングの新工場につきましては、具体的な社員数等の情報は非公開とされており、把握できない状況にございます。また、新工場の稼働時期につきまして、同社は製造施設の導入時期については需要動向を見ながら慎重に判断するとしており、現時点で完成及び操業開始時期は未定となっております。この点につきましては、今後の進捗状況を確認し、情報の収集に努めてまいります。

次に、東京エレクトロン九州の新たな開発研究棟につきましては、本年秋頃の完成が予定されておりますが、新棟の建設に伴う従業員数に大きな変動はないというふうに伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 実は、私もソニーの新工場建設を見に行ってきました。もうかなりできておりまして、規模からいいますと、既存のソニー工場よりも大きいのかなというふうに思っております。完成はもう間近かなというふうに思っています。

そういう中で、企業を含めた渋滞対策を議論している中で未公開と、社員数については未公開というのは、私はちょっと理解できないんですよね。こんなにいっぱい渋滞対策について、みんな企業を含めて行政がいろんな議論をしている中でその非公開というのは、どうも私、納得できません。自分の見方とすれば、既存が約3,000人ほどいらっしゃるので、恐らくその程度には従業員数というのはなるのかなというふうには思っております。それで、もちろんの会社の社員数の合計というのは、恐らく5,000人を超える規模になるんじゃないかなというふうに、私なりに分析しております。

じゃあ、次の質問に参ります。

(2) 番の従業員増加に伴う新たな渋滞をどのように想定しているのかをお示しいただきたいというふうに思います。これまで渋滞対策として、セミコン通勤バスの増便、ソニー、東京エレクトロンなどによる時差出勤、フレックスタイム等の導入により、渋滞は幾分か緩和されたものの、慢性的な渋滞はまだ続いております。そういう状況の中で、新たに発生する渋滞をどのように想定していらっしゃるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） セミコンテクノパーク周辺では、J A S Mの進出を契機としまして、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリングの新工場建設をはじめとした企業の進出が相次いでおりますが、このような半導体産業の集積は国策として推進されております。このような背景から、交通渋滞への対応につきましても、これまで議会で申し上げてまいりましたが、町から県、県から国への積極的な要望活動の結果、国策の一環として位置づけられ、通常の社会資本整備交付金とは別枠にて地域産業構造転換インフラ整備推進交付金が創生されました。これにより、現在周辺道路の整備が言わば異次元のスピードで進められております。具体的な事業につきましては、画面にお示ししておりますので、モニターを御覧ください。

現在、次の事業が進行中であります。まず、菊陽空港線延伸道路事業でございます。次に、大津植木線多車線化事業でございます。横軸の青のラインですね。そして合志インターチェンジアクセス道路事業でございます。通常であれば20年以上を要する道路整備が、おおむね5年間で完了する計画とされております。このうち、令和8年度には菊陽空港線の延伸が、令和10年度には大津植木線の多車線化が完成する予定であり、合志インターチェンジアクセス道路も、一部区間が同年度内に完成する見込みでございます。これらの整備により、令和10年度には周辺道路ネットワークがおおむね完成し、交通渋滞につきましても大きく改善するものと想定しております。

一方で、こうしたハード面の整備に加え、ソフト面での対策強化も不可欠であると考えています。J R原水駅からセミコンテクノパークに向けて運行しておりますセミコン通勤バスは、J A S Mの進出を契機として大きく利用者が伸びております。現在では、1日当たり約1,400人の方が御利用されておられます。そのほか、企業の取組としましては、東京エレクトロンでは時差出勤が約4,000人を対象に実施されており、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリングでは完全フレックスタイムが導入されております。また、J A S Mでは社員の約半数が自社運行シャトルバスなど自家用車以外の交通手段を利用されており、いずれも企業自らが交通負荷の軽減に向けて積極的に取り組んでおられます。

町としましても、こうした取組を今後も継続、拡大していただけるよう、引き続き協力、支援を行うとともに、企業や県、近隣自治体と連携し、ハード、ソフトの両面からの交通対策に継続して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 令和10年度にはもう完成の予定ですから、今言われたことは理解をできます。ただ、5,000人近く増える社員の渋滞対策、これはどのように考えていらっしゃるのか。これは後の質問でも質問しますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、大きい質問の1番の(1)と(2)は一応終了させていただきます。

次に、大きい2番のTSMC周辺の道路整備事業等について質問をします。

まず、(1)番の菊陽空港線延伸整備事業は令和8年度完成となっているが、完成後の渋滞緩和、交通量の流れをどのように想定していらっしゃるのかお尋ねをします。

傍聴の方もいらっしゃいますので、空港線延伸道路を簡単に画像で説明しますと、空港から役場前を通って、そして旧57号線と交差するところを要する高架で渡って、そして長塚団地、これは黄色で表示してありますけども、そこをボックスカルバートで通り抜けて、そして東西に走っておる大津植木線の下を通ってそのまま約2キロ行ったら、セミコンテクノパークに着くという内容でございます。最終的にその着くところが、先ほど申しましたようにソニー新工場が突き当たりなります、延伸道路が開通した場合にですね。ここができた場合に、かなり便利はよくなるというふうに思っております。それと、このソニーの新工場にぶち当たって右のほうへ1キロから2キロ行けば、セミコンテクノパークのいろんな会社がございます。約20社と言われておりますけど。

この菊陽空港線延伸道路事業というのは、TSMCの進出に伴って、国、県、町で加速して進められてきました。開通後、どのような車の流れを想定されているのかお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 産業振興部長の答弁の繰り返しになりますが、菊陽空港線延伸道路事業につきましては、町施工区間及び熊本県施工区間ともに令和5年度から工事に着手しており、令和8年度末の完成に向けて予定どおりに進んでおります。菊陽空港線が完成する令和8年度末においては、セミコンテクノパーク周辺の道路ネットワーク整備のうち、熊本県が進めている大津植木線多車線化事業や合志インターチェンジアクセス道路事業、また町が進める南方大人足線道路改良事業などの道路は整備中であり、菊陽空港線のみ完成している状況となります。

このような中、議員御質問の菊陽空港線完成後の渋滞緩和につきましては、現在、国道57号から県道大津植木線へ接続する南方大人足線に集中している車両が菊陽空港線に分散することで、有効な渋滞緩和対策になると想定しているところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） そしたらば、遅くとも令和8年度までには約5,000人近い従業員が増えるという中で、菊陽空港線延伸道路で一応渋滞はそれで賄うという御理解でよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 現状は、先ほどの繰り返しますけれども、空港線が完成することで、南方大人足線の今集中している車両が分散するという中で、緩和対策になるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 私も、南方大人足線に今まで渋滞しておった箇所が分散されていくというのは、私も同感でございます。それはもう間違いない事実でございます。それは私も理解をしております。

ただ、先ほども言いましたけれども、令和10年度にこの多車線化とかいろんなアンダーパスとかオーバーパスとかそういうのが完成します。その時点では、そういう先ほどお答えがあつたように、それは渋滞緩和はもうかなりされるでしょう。だから、あと2年間、令和8年度から10年度までのその期間の渋滞は大丈夫なのかという質問でございます。それについてはいかがですか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 基本、確認いたしますと、令和10年度にはネットワークが完成するという形なります。今言われてますJ A S Mの第2工場であったりソニーの新工場というのも、すぐ今の段階で人が増えている状況ではございませんので、工場の進捗に合わせた形で、スピード感を持って今道路のネットワークが進んでいっているという形なりますので、令和10年度にそういった道路のネットワークが完成していく中においては、今回の第2工場であったりソニーの新工場の増員部分というのは十分対応できるということでございます。

もう一個だけ申し上げておきますと、これはJ A S Mであったりソニーの新工場が来なかつた場合においても、渋滞って非常に大きな課題だったということでございます。ただ、その際には、今描いている菊陽空港線はほとんど完成していなかった状況になるという形になります。ですので、これはJ A S Mや新工場が来たことで、先ほど産業振興部長が言いましたような道路ネットワークが国の交付金の別枠で來たから動き出したということでございますので、そういう形で、今非常に渋滞対策というのは国ほうも大きな問題として、この課題を間に合うように解決しようということで、国、県、町一体となって取り組んでいるということでございますので、そこについては十分対応できるようにしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今、副町長の説明がありましたけども、理解をいたします。

それと今度、(2)番に参ります。県道大津植木線道路整備事業、これは合志インターラクセス、これは多車線化でございますけども、これについてちょっと確認をさせてください。

この赤色のところが、これからどんどん工事が進んでいく大津植木線の多車線化、それと合

志インターアクセス道路、これが今から工事が進んでいくわけですけれども、まずこれが多車線化のイメージ図、それとこれが立体交差ですね。画面の一番左2つ、これがアンダーパスでいく計画になっております。それと、右のほうの水色、これが今度はちょうどコンビニエンスが正面になりますけど、そこをオーバーパス、上を取っていくという計画になっておるようございます。そういうことで、順調に今のところは進んでいるということでございます。

これは①番の質問でございますけれども、町がこういういろんな工事がある中で、町が担当するエリアはあるのか、これについてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 県道大津植木線多車線化事業につきましては、県が事業主体として、令和10年度完成に向けて取り組んでおられます。町が事業を担当する区間はございませんが、定期的に工程調整会議を実施しており、用地取得などの情報共有を図りながら、連携して事業に取り組んでいます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 承知しました。

それでは、次の質問でございます。②番、全員協議会——これは令和5年10月30日に行われております——で説明を受けた工事スケジュールの進捗状況についてお尋ねをします。

まず、1番、2番、説明会と、それから都市計画決定、これはもう既に終わっておるようです。それと、3番目の現地立会、それから建物調査、それから⑤番の調査測量設計関係機関の協議、それと工事、こういうスケジュールで今後進んでいくわけですけども、現地立会、これは令和6年度に終了するという計画でございますけど、これはもう終わったのかどうか、まずそれが1点目の確認でございます。

それと2点目の確認の2つ目が、建物調査、用地交渉、それから⑤番の調査測量設計、関係機関協議は順調に進んでいるのか、これが確認の2つ目でございます。

そして、工事は令和7年度の初めからというふうにこのスケジュールではなっておりますが、どのエリアで始まっているのか、分かれば教えてください。これが3つ目の確認でございます。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 県道大津植木線多車線化事業の進捗状況につきましては、当初のスケジュールどおり令和6年度から用地買収に着手しております。また、今年度は一部工事に着工すると伺っておりまして、令和10年度末の完成に向けて熊本県のほうで取り組んでおられます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 大津植木線の多車線化事業につきまして、議員御質問のまずこの画

面にあります③番、現地立会いでございますけども、こちらは一部まだ終了してない区間がございます。

⑤番、調査測量設計、関係機関協議ございますけども、こちらは予定どおり進んでございます。

最後、⑥番の工事、令和7年度から着手というふうにしておりますけども、令和7年度から計画どおり着手すると伺っておりますが、どこから着手するかというのは、用地取得の状況を見ながら着手すると聞いておりますので、現段階では情報は入ってきておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 私もその現地を車で回りました。もう、とても用地買収を含め立ち退きの関係で難工事であるということは理解をしております。ただ、やっぱり工事スケジュールにのっとって、それは早い遅いはあると思います。それから、若干今遅れている部分もあるというような回答でございましたけれども、それは早い機会に元の計画に戻るように頑張っていただきたいというふうに思います。

進捗状況については、おおむね順調に進んでいるという回答がございました。このことを、やっぱり一番大切なことは、町民にこの大きい大規模な工事は順調にいってるんですよということを、私はいずれかの時点で町民にお知らせをすることが必要でなかろうかというふうに思っております。

それから、今から町長それから議長においては、国、県への要望活動が続くと思います。本当に大変だと思いますけども、一議員として後押しできるように、日頃の議員活動に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

これで工事スケジュールについての質問を終わります。

次の質問です。③番の10年度完成とされているが、完成後の渋滞緩和をどのように想定しているのか、これについてお尋ねします。

これまで渋滞対策として、セミコン通勤バスの増便、大企業の時差出勤などのソフト面の対策、踏切改良などのハード面の対策として、私も幾度となく一般質問をしてまいりました。その辺を県、町はどのように渋滞緩和を想定されているのか。先ほどの質問とダブる部分もございますけども、端的に御回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 産業振興部長の答弁の繰り返しになりますが、令和10年度末におけるセミコンテクノパーク周辺道路の整備状況は、県道大津植木線多車線化の完成及び合志インターチェンジアクセス線の一部完成を想定しています。さらに、これらの道路整備に合わせて、県道大津植木線の主要交差点となる南方大人足線、菊陽空港線、合志インターチェンジアクセス線の3か所が立体交差として整備されます。これらの整備により、大津植木線の交通容量が大幅に増加し、さらには主要3交差点の立体交差により、国道57号から大津植木線まで

接続する南方大人足線、菊陽空港線、合志インターチェンジアクセス線において、車両の分散化や交通の円滑化が見込まれるため、令和10年度末のセミコンテクノパーク周辺の渋滞緩和は大きく進むと想定しているところです。さらに、国においても中九州横断道路の大津熊本道路における合志から熊本間では、令和5年度に一部工事に着手され、早期完成を目指し事業に取り組んでおられ、完成後には、セミコンテクノパーク周辺の道路ネットワークはますます強固になるものと想定しています。

今後もセミコンテクノパーク周辺の道路ネットワーク整備について町の役割をしっかりと果たし、国、県と連携し事業に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今部長のほうから回答がございました。順調に進んでいるということと、渋滞緩和がかなり改善できるというお話をいただきました。町民や車利用者にとっては待ちに待った、渋滞が少しでもなくなるということでおっしゃると思います。

さらに今後においては、交通時間を短くする熊本版サイエンスパーク構想にあるように、職住近接エリアを急ぐ必要があると感じています。セミコンテクノパークに近い居住スペースを確保していくことは、重要なことであると考えます。

これは参考までに、合志市にあるアンビーの中に大型マンションが10階建てが5棟建っています。その周辺にもアパートがいっぱい建っています。セミコンテクノパークの近くにこういう居住スペースがあるというのは、私は非常に渋滞緩和には役立つと思っております。だから、この辺は、当然菊陽町としてもその辺の計画はあると思いますけれども、早急に職住のエリアを確立をしていただきたいというふうに思います。

それと、昨日行政報告でもありましたけれども、菊陽町地域公共交通計画が策定されました。それで、3月に出来上がって、これから本番に向かって実行していくということでございましたので、こういうのも併せてやはり渋滞対策は考えていく必要があるのかなというふうに私は思っております。

これで以上、TSMC周辺の道路整備事業についての質問を終わります。

次に、町内の交差点改良についてお尋ねをします。

渋滞対策として、国道57号で365メートルの左折レーンが新設をされました。これは最大で、左折レーンの新設によって、680メートルあった渋滞が25メートルに改善をされたというのが実証されております。また、南方大人足線の右折レーン、これも非常に効果が出ておるようで、これは右折レーン新設は144メートルでございました。それが、375メートルから155メートルに改善されております。そういうことで、非常にやっぱりこの交差点の改良というの渋滞対策として効果が出ているというふうに感じております。

では、質問になります。

熊本市の周辺の渋滞対策として、3年間で30か所の交差点を改良する計画を木村知事は表明

しているが、菊陽町で対象箇所はあるのか、あるとすれば、対象箇所と年度ごとの工事スケジュールについてお尋ねをします。県が事業主体でございますので、詳細については分からぬ部分もあるかと思いますが、分かる範囲内で回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 熊本都市圏の交通渋滞対策につきましては、令和6年8月に実施された第1回熊本県・熊本市調整会議において、年内をめどに短期対策の具体箇所、近隣自治体を含めた渋滞対策の方向性を示す合意がされました。この合意を受けて、令和6年9月に木村知事と吉本町長でトップ会談が行われ、幹線道路の混雑、主要な交差点の混雑、通勤バスの定時性の確保、JR豊肥線の機能強化などについて意見交換を行いました。

その後、令和6年12月に実施された第2回熊本県・熊本市調整会議において、短期対策として、3年以内に30か所の交差点で交差点改良や信号制御の最適化などを実施する取組が合意され、そのうち本町では、熊本県が事業主体として7か所の交差点が取組の対象となりました。

本町の対象交差点7か所の位置図を画面に表示しておりますので、御覧ください。

画面左側の光の森周辺の拡大図を御覧ください。

光の森周辺では、5か所の交差点が対象となっています。まず、①県道新山原水線と県道住吉熊本線の新山2丁目交差点です。次に、②県道住吉熊本線と町道武藏ヶ丘東境ノ松線の（仮称）光の森7丁目北交差点です。次に、③県道住吉熊本線と町道武藏ヶ丘東中央線の（仮称）光の森7丁目東交差点です。次に、④県道住吉熊本線と町道中迎原線の（仮称）光の森7丁目南交差点です。次に、⑤県道辛川鹿本線と町道中迎原線の（仮称）光の森7丁目交差点です。次に、位置図右側を御覧ください。⑥国道443号と町道曲手小山線の菊陽町曲手交差点です。最後に、⑦国道443号と県道熊本空港線の空港入り口交差点です。

今後のスケジュールにつきましては、今年度7か所全ての交差点で測量設計に着手し、令和9年度に完了予定と伺っております。今後も熊本県と情報を共有し、連携しながら事業促進に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今説明いただきましたけども、菊陽町で7か所の交差点が改良されるということで、非常に明るいニュースかなというふうには思っております。これもやはりTSMCが進出したおかげと言っちゃあ何だけど、そういう影響が大きいのかなというふうには思っております。スピード感を持った対応が今のところなされているなというふうに思っているところでございます。

これで町内の交差点改良についての質問を終わります。

次に、大きい4番の町道の道路表示について、まず(1)番の通学路において路側帯の色が緑色、黄色などまちまちであるが、その理由について質問します。

これは、警察庁からの法定外表示等の設置指針というのが出ておりますけども、令和6年7

月26日に。これに基づきカラー舗装等整備のガイドラインが示されています。内容として、必要な箇所にカラー舗装を整備し、ドライバーへの視覚的な注意喚起や案内誘導を促すものであると。1番目で、カラー舗装の色は白または黄色以外の単一色を基本とし、道路標示の視認性、見やすさが確保できる色とすることというふうになっております。それと、②で、通学路における路側帯では、原則として緑色とすることというふうなっております。それと、3番目で、原則として、市区町村ごとに色を統一させることという、こういう内容になっております。これらを踏まえて、町の考え方について回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　通学路における路側帯のカラー舗装については、ドライバーへの視覚的な注意喚起のため、歩道がない路肩の通行位置の明示を目的として整備しています。カラー舗装の使用色につきましては、令和2年3月にカラー舗装に関する熊本県の統一基準として策定されましたカラー舗装などの整備ガイドラインに基づき整備しており、通学路における歩道がない路肩につきましては緑色で整備しています。同ガイドラインの策定以前は、おののおのの道路管理者で統一された基準がなかったため、整備時期により色が異なっていたことが、統一性がない理由だと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員）　それでは、黄色で塗ってある、これは柳水から入道水、古閑原の入り口まで約2キロにわたる表示がなされております。それと、私が見守りをしている北新山においても、この黄色の舗装が約800メートルぐらい表示されております。これについては、早急に改善されるんですか。もちろんこれは予算の関係もありますから、それについてはいかがですか。

○議長（福島知雄議員）　建設課長。

○建設課長（出田 稔さん）　現在、色が緑色じゃない御指摘の黄色とかそういうところの箇所につきましては、今、町全体で区画線設置工事のほうを実施しておりますので、その更新時期が参りましたら、ガイドラインに基づき色を塗り直していきたいというふうに考えております。  
以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員）　それは予算の枠内であれば、それは早急に改善できないんでしょうか。このまま予算がつくまで、そのままの状態でしておくということですかね。これは何で緑色系にしたかというと、それにはちゃんとした理由があるんですよね。だから、その辺の理由をちゃんとわきまえて、早急に改善を図っていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　路側帯のカラー舗装ですけれども、まずドライバーへの視覚的な注意喚起という部分で、色のほうを今までずっとつけてきた経緯がございます。先ほど建設

課長が申しましたとおり、更新時期ですね、薄くなったりとか剥げたりとかそういう時期になったときに、緑色のほうに変えていきたいというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それについてはもう早急な改善を求めて、この質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 次に、(2)番の質問です。

道路表示において、要するに路側帯においては、これは道路管理者、これは建設課になりますかね、ここで対応をされているということでございます。ただ、この緑色でしょるこの部分、ここが歩行者横断指導線ですかね、外側は危機管理防災課、内側のカラー舗装が建設課というふうになっておるようでございますけども、こういう箇所はたくさんあると思います。ここはもう統一をされて、建設課なら建設課でするということで、その辺を決められて対応していかれたらいかがでしょうか。その辺についてお答えをお願いします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 路面表示の担当部署が建設課もしくは危機管理防災課で分かれているという御意見ございましたけども、町のほうでは、令和2年のカラー舗装のガイドラインに基づきまして、建設課、危機管理防災課のほうで整備の場所のほうの取決めを行い、内規を定めております。現在はその内規に基づきまして、路面表示のほうを設置しているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） ちょっと聞き取れなかつたんですけども、この画面にあります歩行者横断指導線、これは白とグリーンでございますけども、これは従来のやり方でやっていくということですか。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 今画面に表示されております横断指導線のカラーでございますけども、今決めている内規では、横断指導線につきましては危機管理防災課、中のカラー舗装につきましては建設課のほうで対応することとしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

質問に対する答弁をぴしゃっとしてください。

建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 一緒にできないかという御質問かと思いますけども、先ほどの答弁の繰り返しなりますけども、カラー舗装の整備ガイドラインが策定された後に、町のほうでその整備の担当部署について内規を定めました。そこで道路管理者建設課と危機管理防災課で整

備の区分を決めまして、現在整備をしているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） ちょっと分かったようで分からぬような回答でございましたけど、やはりここははっきり担当部署を決めて、そして色についても統一をして、緑色系でもいろんな色がございます。だから、それは統一して、業者にそれを発注するときには、その色を指定してやっていくことをお願いをして、この質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今ちょうど画面に出ておりますけど、分かりやすく言いますと、次更新時になったら、そのガイドラインに基づいて対応いたしますので、同じ色になるということでございます。よろしいでしょうか。ガイドラインはもう同じ統一のガイドラインを作っておりますので、次の更新のタイミングで適正な色、統一された色になりますので、青と緑が混在するということはないということでございますので、理解いただきたいと思います。

（5番廣瀬英二議員「やっぱり担当部署は、要するに危機管理防災課と建設課というのは今までどおりですか」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） それぞれ役割がございますので、その担当部署を一緒にすること形ではなくて、実際対応するガイドラインを内規で統一することによって、町民のほうから見ると同じ目線で対応できるということでございますので、部署についてはそれぞれの役割を担っている部署がやるほうが適当かと思っておりますので、担当部署については統一することなく、今の対応でやりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員、いいですか。

○5番（廣瀬英二議員） また、私のほうも勉強してまいります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、大きい5番のごみ袋の価格について質問をいたします。

菊池広域連合2市2町でごみ袋が違う価格となっていると。その中でも本町は高い。それと、2市2町の1人当たりごみの排出量を示せと。この画面に表示しておりますけども、菊池市が204円、合志市が200円、大津町が300円、それと菊陽町は300円。小の30リットルの10枚入りで、合志が150円、大津町が200円、菊陽町が200円というふうになっております。

そういう中で、やっぱり私が思うのに、何でこんな100円もの違いがあるのかというのが疑問で、確かに指定ごみ袋の値段というのは、やはりごみ収集とか運搬、処理費用、それから製造業者との契約や大量購入による割引など、コスト削減の努力もあると思います。それと、自治体の財政状況やごみ削減の目標も絡んでくるかというふうに思いますけども、菊陽町は財政的にも豊かでございます。だから、これは確かに100円といつても、今年4月の世帯数が1万

9,725世帯あるんですよ。これは菊陽町民に満遍なくTSMCの恩恵を与えるのに、これはいい材料であると思います。その辺についてはいかがでしょうかね。

要するに、私の地区ではわこなろクラブという高齢者の組織がございます。約20名ございますけれども、基本的には月1回の定例会。その中でも、私の一般質問の内容を含めてその中で報告します。そして、活発な意見が出ます。やっぱり高齢者になると、所構わずというところもあるかもしれませんけども、非常に厳しい意見が出ます。

例えば紹介しますと、TSMC進出の恩恵で給食完全無償化などがあるが、高齢者への福祉対策なども積極的に考えてほしいと。それと、高齢者への温泉無料入浴券配布などの計画があるが、足がない人たちのために、社会福祉協議会のバスを活用して、そういう方法も考えてほしいと。だから、無料券を配布しましたよということでは、私はその対策にはちょっと不十分かなというふうに思っております。

それと、本題のごみ袋でございますね。このごみ袋については、ちょうどうちの地区が菊陽町と、隣が合志市になります。すると、店舗がいろいろあるんだけども、そのところに表示をしてあります。菊陽町は10枚入りのごみ袋は幾ら、300円と、合志は200円というような、一目瞭然にこういう格好であるんですよ。だから、これを見れば、町民感情、住民感情とすれば、これはやっぱりおかしいじゃないですかという意見はもう本当に強いです。これに、いろんな恩恵が今から出てくると思いますけども、全世帯に行き渡るこの施策からすれば、私はこのごみ袋、確かにこれは100円値下げするといえば、その分減収になります。それは2,000万円から3,000万円近くの減収になるでしょう。しかし、これはぜひやっていただきたいというふうに思います。それについて町の考えを教えてください。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） ちょっと確認ですが、(1)と(2)は併せて答弁してよろしいでしょうか。

（5番廣瀬英二議員「すみません、併せて」の声あり）

では、まず1番からですが、令和6年度における2市2町の燃やすごみ1人当たりの年間排出量は、菊池市が161キログラム、合志市が158キログラム、大津町が154キログラム、菊陽町が156キログラムとなっております。

次に、2番の税増収で恩恵を期待される町民は多いということで、ごみ袋の価格を下げるこれを提案することにつきましては、本町では指定ごみ袋制によるごみ処理の有料化を平成6年度から導入しております。菊陽町では、増え続けるごみの発生量を減らし、資源の再生利用を推進し、全体の処理費用を少なくする方策及び受益者負担の原則の考え方から、ごみを排出する量に応じて排出者が処理費用の一部を直接負担していただくごみ処理の有料化に取り組んでいるところです。

しかしながら、令和6年度における本町のごみ処理に係る費用は、関係経費を合わせると約5億3,000万円となっており、その額は年々増加し続けている状況です。今後も、全国的な人

材不足による人件費の高騰や物価の高騰などにより、ごみ処理に係る経費はますます増加していくと危惧しているところでございます。

本町では、増加するごみ処理費用の抑制を図るためにも、食品ロスの削減等によるごみのさらなる減量化や、家庭系ごみの発生自体を抑える資源を循環させる意識づくりに取り組むこととしております。現在、本町の家庭系ごみの約85%が可燃ごみとなっており、その可燃ごみの量は、令和6年度が約6,800トンで、そのうち約4割が生ごみと言われております。そのため、ごみ減量化の取組の一環として、現在家庭での生ごみ減量化に向けた電動生ごみ処理機などの購入に対する補助事業を行っており、直近5年間で144基の購入支援を行っております。この支援は、可燃ごみの減量化には効果的な取組であると考えております。

本町としましては、今御説明したような状況から、指定ごみ袋の価格を下げるよりも、使用枚数を減らすことによる家計の負担軽減につながるよう、家庭から排出されるごみの減量化に対する支援を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） これは私の考えでございますけれども、やはりごみの減量対策については、ごみ袋の価格を下げるとかそういうことよりも、まずリサイクルできる新聞紙、それから雑誌など、これは取り分けて出すと、赤ごみに。そういうことと、やはり生ごみの水分というのは80%にもなると言われております。それを水を切って出すとか、そして町で今推奨されている乾燥機、それを普及させていく、この取組が私は一番大切ではなかろうかと思います。それと併せて、キャンペーン等も含めてやってきていただきたいというふうに思います。最後に、時間がございませんけども、町長のこのごみ袋の値下げについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） ごみ袋といいますと、1枚30円でも、年間を通しますとやはり非常に大きな御家庭の負担にもなろうかというふうに思います。繰り返しになりますけども、町といたしましても、いかにごみを少なくするのか、そしてまた御家庭の負担をいかに減らすのかと、そちらのほうに主眼を置きまして、そちらのほうで事業を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 時間もあと30秒切りました。今日は傍聴者の皆様、本当にありがとうございました。私も、精いっぱい質問をしましたけれども、地域住民の強い要望のごみ袋についての値下げについては、これは前向きな回答をいただけませんでした。これは、地域に帰つてしっかりと御報告をしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時 59 分

再開 午後 2 時 9 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉村恭輔議員。

○2番（吉村恭輔議員） 皆さんこんにちは。議席番号2番、一陽会の吉村でございます。

今回は、キャロッピー号について、乗合タクシーについて、高齢者の免許証返納について、ひばりヶ丘公園について、以上の4点について質問いたします。1番から3番については、以前に質問をした内容とほぼ一緒になりますけど、私自身、ちょっと高齢者の免許返納後の移動手段の確保という点について非常に危惧しておりますので、今回も同様の質問をさせていただきます。質問は質問席で行います。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） まず、キャロッピー号について質問させていただきます。

1月から2月の末までキャロッピー号の無料運行をされたかと思います。恐らくキャロッピー号の認知度の向上であったりとか存在を知つてもらうという、恐らくそういった目的でされたかと思いますが、(1)番になります。キャロッピー号無料運行期間における乗客数は、通常時に比べてどう変わったかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） キャロッピー号の無料運行は、町内循環バスの利用促進を図るため、令和7年1月1日から2月28日の2か月間、試行的に全路線を対象に実施したものです。

御質問の乗客数の変化ですが、南部線では大きな変化はなかったものの、その他の路線では乗客数が増加しており、通常時と比べて中央環状線では1.6倍の増加、1便当たりで御説明しますと4.7人から7.1人に増加し、また西部線では1.5倍の増加、同じく1便当たり12.8人から19.1人へ増加となりました。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 中央循環線で1.6倍、西部線では1.5倍の増加ということですけど、一定の効果があったと捉えられておるということですね。

では、次に行きます。

3月からまた通常運行に戻ったかと思うんですけど、乗客数に変化はございましたでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 無料運行後の乗客数は、実施前に近い水準に戻っています。ただ、

同水準ながらも、やや増加傾向にあること、新規利用者が増えていることなど、一定の変化が見られます。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員）　私も通常運行に戻った後に3回か4回か夕方の西部線に乗りましたけど、以前よりも何か乗客が増えているような気がしました。ということは、やっぱり一定の効果があったんではないかなと見ております。

では、次の3に行きます。

無料運行を実施して、課題であったりとか改善点とかは何かあったでしょうか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　課題としましては、無料運行を知らなかつたという意見が一定数あつたことが挙げられます。周知につきましては、ホームページやLINE、回覧など複数の媒体を活用し行いましたけども、今後はそのような周知をさらなる周知を努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員）　周知に多少の課題があったとはいえ、乗客が増加したのは事実でしょうし、キャロッピー号の維持には客数の増加というのは必須だと私も考えております。なお一層の客数増加や認知度の向上を目的にされて、また今後、無料運行を期間限定でもされる予定はありますでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　無料運行の実施につきましては、今回の実施が巡回バスを知つていいただくいい機会となり、新規利用者の増加にもつながるなど一定の効果が得られたことから、今後も必要に応じ実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員）　そうですね、やられるのであれば、やっぱり次回はしっかりと周知をされて実施されるようお願いをしておきます。

次に行きます。

先日発表されました地域公共交通計画の中に、巡回バスのサービス内容の見直しというもののが書いてあったかと思うんですけど、具体的な見直し内容というのもう出ているのでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　令和7年3月に策定した町地域公共交通計画では、巡回バスのサー

ビス内容の見直しについて、町民などのニーズを踏まえた最適な便数の設定、可能な限り迂回せず駅や主要施設にアクセスできるルートへの変更、車両の小型化などに取り組むとしており、この計画を受け、本年度からこれらを具体化する検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員）　まだはつきりと全てが決まっているわけではないという理解でよろしいでしょうか。はい、分かりました。

では、次の大きい2番に行きます。乗合タクシーについてです。

キャロッピー号が若干認知度が、無料運行のおかげで認知度が上がって、乗客数が新規のお客さんにも使っていただけているという状況ですが、その点、乗合タクシーについては、お世辞にも浸透しているとは言えないような私は気がしております。

(1)に行きます。昨年度の利用状況はどうだったでしょうか、お願ひします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　昨年度の年間の利用者数は約3,700人で、月平均にすると約310人となっています。また、1台当たり何人載せたかを示す乗合率は1.2人となっています。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員）　1便当たり1.2名という感覚でいいんですか、これは、理解で。乗合率というのは。よろしいですか。

私は、乗合タクシーに関しては、今の現状で見ると、走らせる意味が本当にあるのかということをちょっと思っております。ほかにその代替えの方法がないのかとも含めてですね。なかなか利用方法が難しいとかというお話はよく聞くんですけど、先に(2)番をお聞きします。使いづらいとよくお聞きするんですけど、これは改善は何かされるのでしょうか、お願ひします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　課題として、乗合率の低さや効率的な運行となっていないこと、乗車距離に関わらず1回300円の料金設定であることから、長距離移動の際の運賃経費の負担が大きくなることなどが挙げられており、特に、乗合率の改善を図ることは大変難しい課題ですが、町地域公共交通計画を受け、今後乗降場所の再設定や運行曜日の再検討、事前登録方法の簡素化など具体的な検討を進め、サービスの改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員）　これは分かればよろしいんですけど、乗合タクシーの利用者というのは、高齢の方がほぼほぼという考えでよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） 詳細な把握というところまではできておりませんが、感覚的には高齢者の方が多いというところで捉えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 乗合タクシーの委託料というと、年間この前予算に上がつとったやつが526万7,000円だったかと思うんですけど、1人当たりで割るとまあまあの金額になりますよ。1,400円台ぐらいになるかと思います。あくまでも単純計算で、ただ割っただけですし、利用者は高齢者の方がほとんどということでしたから、金額だけで判断しちゃいかんというのは重々承知はしております。ただ、500万円という金額を使うのであれば、今後、将来的に乗合率というものが上がらないのであれば、別の方法も検討されてもいいんじゃないかなということは思っております。とはいって、現に走らせて利用者がいらっしゃるわけですので、なるべくなら使いやすくとか、できるならそういったこと、なるべくなら使いやすいような方向に持っていくべきだと思つておられます。

乗合タクシーの件は終わりまして、次は高齢者の免許返納についてお伺いいたします。

相変わらずと言っていいのか悪いのか、毎日のように全国各地で高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故というニュースが皆さんも目にされるかと思います。高齢者の免許返納については、菊陽町ならず、全国的にもそういった課題があるんじゃないかなと思いますけど、菊陽町の現状について質問させていただきます。

以前たしか免許返納のことを聞いたときに、返納者数は分からない、把握できないということで、タクシー券の申請数ということで答弁いただきましたけど、今回もそれでお答えいただければと思います。（1）番、タクシー券の申請数の推移はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 申請件数の推移につきましては、本事業を開始した令和元年10月1日からの各年度の実績として、令和元年度が89人、令和2年度が93人、令和3年度が113人、令和4年度が107人、令和5年度が86人、そして令和6年度は118人となっており、毎年100人前後の方に申請いただいております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 令和6年度で118名ということですね。菊陽町では大体毎年100名あたりの方が、自力での移動といいますか、自力で遠方には行けないということになりますよね、免許返納されたということで、足がないと考えれば。そういうのが現状ではないかと思います。では、（2）に行きます。タクシー券の増額や複数年の支給等を検討し、高齢者の免許返納を後押しすべきだと考えますけど、町の考えはどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 高齢者の免許証の自主返納の促進は、交通事故の未然防止の観点から重要な取組であると認識しております。そこで、本町では免許証を自主返納された方に対し、タクシー利用券3万円分を交付し、移動に伴う支援と返納の促進を図っております。

県内の他自治体の状況を見ますと、タクシー利用券の支給形態には、1度限り支給する場合と複数年にわたって支給する場合の2通りがあり、支給額や内容も自治体ごとに様々であります。その中でも、免許証返納の促進を目的としたタクシー券の支給は、多くの自治体が1回限りの支援を行っているのが現状であり、本町の支援額は、そうした自治体と比較しても手厚い内容となっております。このため、現時点ではタクシー券の増額や数年にわたる支給については考えておりません。

しかしながら、利用者の声として、タクシー券だけでなく、巡回バスなどでも利用ができるないかといった御意見もあることから、使い勝手のいい制度となるよう、制度の見直しを含めて引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） なかなか簡単にはできない、というか、できないということだと思いますが、今の答弁の中であまり、文句になる、もしかしたらそう捉えられるかもしれませんけど、令和5年の9月議会において私、一般質問でタクシー券をキャロッピー号でも利用できなかいかという質問をさせていただきました。そのときの答弁が、現在のタクシー券の仕様変更や運行に関わるバス事業者との事務手続など、そのまま利用するには課題があると。まずは関係機関と協議をしていくと。それに対して再度、今後使える可能性があるかということをもう一度お聞きしましたら、関係機関と協議をしていくので、できるだけ使えるようにできればと思っていると、そういったやり取りをさせていただきました。

今回の今の答弁で、タクシーだけでなく巡回バスでも利用できないかといった意見もあることから、使い勝手のよい制度となるよう引き続き検討していくということは、この1年半以上は何も進んでなかつたと私には聞こえるんですけど、この点はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 今議員さんのほうから御質問がありましたように、前回の質問から、一応担当者間での打合せのほうは進めてはおったんですけども、なかなか実施には至っていないような状況で、今回改めて、今後につきましてはしっかりと担当の事業者の方も含めた形でしっかりと対応していきまして、実施ができるよう進めていければと思っております。今回引き続き検討ということ回答のほうをさせていただいております。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） ううん。やっぱりできるかできないかもあると思うんですね、こういうのって。ただ、1年9ヶ月もたってですよ、結論が出てないのはしょうがないにしても、全然進捗状況さえ何ひとつも見えないというのは、ちょっと私は問題だと思います、この点に関し

ては。せっかく私もそういったものを相談というか要望で受け取ったものですから、それに対してはやっぱり何がしかの結論は、待っているほうは3日でも長いですから、そこら辺はやはりスピード感を持って、できるかどうかはちょっと私には分かりませんけど、そこら辺はしっかりと答えを出せるように、なるべく早く答えを出せるようにしていただければと思います。

よろしくお願ひします。

では、次に行きます。4番のひばりヶ丘公園についてです。

ひばりヶ丘公園に関しては、私、議員に当選させていただいた直後から区民の方からいろんな相談を受けておりまして、直接町のほうにお聞きしたりとかも以前しております。今回、佐々木議員が、私が相談を受けた別の方から相談を受けておりまして、私が近くに住んでいるからということで、私のほうに振っていただきましたので、私から質問させていただきます。

町もある程度把握、区民の方から相談を受けていられるかと思いますけど、私が聞いている限り、数年前からいたずらであったり、ごみを散乱させてみたり、ぼや騒ぎがあったというのを聞いております。あそこの公園、ひばりヶ丘公園というのは道路から見えないという弱点がありますよね。日中は本当、午前中から園児さんたちが遊びに来てたりとか、放課後は小学生とか中学生が遊んでたりとか、非常に使われている公園だと思いますけど、いざ夜になると、悪さするやつらが集まるという公園になってて、私が話を聞いた中でも、未成年者らしき者が深夜にどうも来て、飲酒、喫煙をやって、そのままベンチで寝ていたと。朝はあそこは高齢者の方たちが運動とかされて、6時前後ぐらいに集まられるんですけど、たたき起こしたらしいんですね、それを。身分証を確認したわけじゃないですから、未成年かというはつきりは言えないんですけど、おまえら未成年だろうと言ったら、黙ってごみを片づけて帰っていったらしいんです。

そういうこともあってるんで、日頃はやっぱり高齢者の方々が自主的にごみを拾われているというのも現実だと。ですので、道路から見えないという弱点があるので、どうしても悪さをするやつらに関しては絶好の場所になってるというのが現状ではないかと思います。

ちょっとこんな資料を、これは町のほうにも多分行ってるんじゃないかなと思いますけど、区民の方がこうやって、ちょっとすいません、私もデータでもらえばよかったですけど、紙でもらっちゃったもんですから、これ広げてしか見せられないんですけど、こんな落書きされたりとか、ごみを散乱させたりとかというのが常日頃からあってるようでございます。

まず、(1)をお尋ねします。本年度の予算でクラウド型防犯カメラの借り上げ料というものが計上されたかと思うんですけど、このカメラはどこに設置をするのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） ひばりヶ丘公園では、昨年6月にあずまや周辺一帯でスプレーのようなもので落書きされる被害がありました。また、昨年6月の別日には、あずまや周辺でペットボトルや枯れ草が燃やされた状態の残留物が放置されている事案も発生しました。この被害を受けて、町で原因を検証したところ、本公園は豪雨時には隣接する宮の上調整池と併せ

て雨水を貯留する機能を有しております、周辺道路より低い位置にあずまやや遊具などがあるため、特に夜間は人の目につきにくいことが原因の一つと考え、本年度、夜間撮影対応のクラウド型防犯カメラの借り上げ料を計上させていただきました。設置場所につきましては、被害のあったあずまや付近を確認できるような場所を選定して設置することとしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員）　防犯カメラが一つの抑止力になるということを期待をしております。

次に2番に行こうと思ったんですけど、写真を見ていただきたかったんですが、この回すやつが動かないで、手で動かしたいんですけど。動きました。

写真を見ていただきたいんですけど、この黄色いベンチ、これって町が置いたものか誰かが持ち込んだものはちょっと分からないんですけど、こんな感じ。ちょっと見えるかどうかは分かりませんが、針金でぐるぐる巻きで補修をされております。ちょっと見づらいかも知れないと。一番前と真ん中辺り、これは竹で補修をされております。こういった、ベンチも腐食といいますか、コケが生えまくっているという感じで。こんな、もう既に木材が取れているというところもございます。

ちなみにこれ、近くで遊んでた子どもが教えてくれました。おっちゃん、ここ壊れてるよって。見に行ったらです。

ですので、こういったところだけがが起きたりしても困りますし、やはり利用頻度は高い公園かと思いますので、改修とかはどうなっていますか。（2）番、ベンチや遊具等に劣化が所見できますが、改修はしないのかという点についてお答えください。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　町が管理する都市公園の遊具などにつきましては、都市公園法施行規則に基づき、年1回の点検を実施しています。さらに、利用者が安全に利用できるよう、職員による月1回の遊具点検も併せて実施しているところです。これらの点検により損傷や劣化が確認された遊具などについては、優先順位をつけて改修を実施しています。

ひばりヶ丘公園では、ブランコの境界柵支柱に軽微な腐食と木製ベンチの一部に軽微な破損を確認しており、今年度改修することとしております。

今後も、利用者の皆様が安全・安心に利用していただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員）　1つちょっとお伺いさせていただきたいんですけど、この黄色いベンチに関しては、町が置いたものでしょうか、それともこれは町が関知していないものでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　建設課長。

○建設課長（出田　稔さん）　こちらの黄色いベンチにつきましては、町所有のものではございま

せん。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） では、もう一つ、すいません、お尋ねします。

このベンチが原因で利用者がけがをした場合の責任の所在はどこになりますか。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） こちらは公園内に放置してあるといいますか、置いてある施設ですので、仮に議員がおっしゃられる事故があれば、町にもある程度の責任はあるというふうに考えております。今後といたしましては、こちらのベンチの所在といいますか、撤去のほうを考えて、早期に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 撤去してくださいと言おうという前に撤去しますと言われたんで、よろしくお願ひします。

もう最後になりますが、(3)番、防犯カメラをつけられるということで、ある程度の抑止力はあるかと思いますけど、悪さをするやつというのは暗闇に集まります。人感センサーつきのライトというものをつけたらいいんじゃないかと考えておりますけど、そこは町はどう考えられますか、お願ひします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 人感センサーつきライトは、クラウド型防犯カメラと併せていたずらを抑止するには有効であると考えますが、先ほど答弁しましたとおり、クラウド型防犯カメラで夜間撮影も可能となることから、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） 現時点では考えてないということですが、今後、防犯カメラだけでは悪さが収まらんというときは、また別途検討していただけるという感覚でよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 当然、今回の対応を見ながら、次の対策のほうは考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 吉村議員。

○2番（吉村恭輔議員） やっぱり利用頻度、利用率が高い公園でありますし、使っていただけるなら、できるだけきれいに楽しく使っていただける公園であってほしいと考えておりますので、今後も適切な改修であったりとか管理であったりとかというものをお願いをしておきます。

これで終わりますけど、一言、前で。

本日は傍聴ありがとうございます。菊陽町はなかなか置かれている状況がやっぱり厳しい、忙しい状況であるかと思います。T S M C の進出であったりとか、道路の問題であったりとか、いろんな問題がありますけど、私は今後も町民の皆さんからいただいた要望であったりとか苦情を中心に一般質問していきたいと思っております。

本日はありがとうございました。これにて私の質問を終わります。

○議長（福島知雄議員）　吉村議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会　午後2時41分

# 第2回菊陽町議会 6月定例会会議録

令和7年6月6日（金）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議事日程（3日目）

（令和7年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和7年6月6日

午前10時開議

於 議 場

### 日程第1 一般質問

#### 2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |    |     |        |    |
|-----|---------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 鬼塚 洋    | 議員 | 2番  | 吉村 恭輔  | 議員 |
| 3番  | 藤本 昭文   | 議員 | 4番  | 馬場 功世  | 議員 |
| 5番  | 廣瀬 英二   | 議員 | 6番  | 矢野 厚子  | 議員 |
| 7番  | 大久保 輝   | 議員 | 8番  | 西本 友春  | 議員 |
| 9番  | 佐々木 理美子 | 議員 | 10番 | 中岡 敏博  | 議員 |
| 11番 | 布田 悟    | 議員 | 12番 | 佐藤 龍巳  | 議員 |
| 13番 | 甲斐 榮治   | 議員 | 14番 | 岩下 和高  | 議員 |
| 15番 | 上田 茂政   | 議員 | 16番 | 小林 久美子 | 議員 |
| 17番 | 坂本 秀則   | 議員 | 18番 | 福島 知雄  | 議員 |

#### 3. 欠席議員

なし

#### 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠さん  
書記 牟田 修人さん

#### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|           |        |    |                      |       |    |
|-----------|--------|----|----------------------|-------|----|
| 町長        | 吉本 孝寿  | さん | 副町長                  | 小牧 裕明 | さん |
| 教育長       | 二殿 一身  | さん | 総務部長                 | 村上 健司 | さん |
| 住民生活部長    | 吉本 雅和  | さん | 健康福祉部長               | 梅原 浩司 | さん |
| 産業振興部長    | 山川 和徳  | さん | 都市整備部長               | 荒牧 栄治 | さん |
| 総務課長      | 平 征一郎  | さん | 危機管理防災課長             | 阪本 幸昭 | さん |
| 総合政策課長    | 阿久津 友宏 | さん | 町民課長兼<br>光の森市民センター所長 | 中村 康幸 | さん |
| 税務課長      | 岡本 勇人  | さん | 環境生活課長               | 阪本 和彦 | さん |
| こども家庭相談課長 | 井上 智香子 | さん | 農政課長兼<br>農業委員会事務局長   | 澤田 一臣 | さん |
| 商工振興課長    | 塚脇 康晴  | さん | 都市計画課長               | 山本 省吾 | さん |
| 下水道課長     | 坂田 悟   | さん | 教育部長                 | 矢野 博則 | さん |
| 教育審議員     | 根本 まり子 | さん | 学務課長                 | 氏家 良子 | さん |
| スポーツ振興課長  | 野村 瑞樹  | さん |                      |       |    |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時57分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

大久保輝議員。

○7番（大久保 輝議員） おはようございます。

会派一陽会、参政党の大久保輝です。

本日は、傍聴にも、多くの皆様にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

今回は、3月の施政方針に関する質問、それから住民の方からいただいたこと、そのほか私が昨今考えていること、そのようなことについて一般質問をさせていただきます。

質問は質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 載議員） まず、質問事項の1、土地利用と農業保全、農業振興についてお尋ねをさせていただきます。

質問要旨の1、昨年度策定された菊陽町都市計画マスタープランにおいて、久保田台地に新たな開発構想の策定に取り組むということで、具体的にどのような内容かということで質問通告しておりましたけども、こちらについては、広報きくようの6月号に詳しくそのことについても触れてあります、また昨日の一般質問においても同様の質問がありましたので、具体的な構想については大体分かりました。

が、答弁用意されているということで、お聞きしておりますので、手短にお願いできればと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 昨日の上田議員と西本議員の御質問で御答弁しましたとおり、久保田台地の開発構想につきましては、まず南方大人足線延伸道路について、令和10年度の事業認可を目指します。その後、農地との調整を行い、道路東側の流通ゾーンにつきましては、次世代型の物流拠点の形成を念頭に、町の付加価値向上に寄与するまちづくり型ロジスティックスパークをイメージしています。

しかし、具体的な構想につきましては、セミコンテクノパークへの半導体企業の集積状況や県が先日発表したくまもとサイエンスパークの動向も見極めながら、業態も含め、検討していきます。

また、延伸道路西側につきましては、市街化区域への編入も視野に検討を進めており、時期

については早くても令和12年度以降になります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 非常に、昨日から具体的な開発構想でお聞きしているわけですけども、こちらのマスタープランについて少しお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

菊陽町都市計画マスタープラン第1章の計画策定の概要において、計画の見直しの背景というものが、結構、頭のほうに書いてありますけども、こちらに5項目の課題として、農地減少、地下水涵養、交通渋滞、地価高騰、国際化というこの5つが挙げられています。

しかしながら、久保田台地の開発を進めるということが、こうした課題の、特に農地の減少や、あるいは交通渋滞といったマスタープランで真っ先に記載されている課題に対して、どのように整合性を取られているのかということを私は少し疑問に思いました。

それらの課題とのバランスについて、町としてどのように整理、検討されたのかということをお尋ねしたいことと、もう一点、交通渋滞についても、昨日、様々な一般質問の答弁の中でも、改善の見込みが示されておりましたけども、この久保田台地には、昨日のその構想の話から聞きますと、本日もおっしゃっていただきましたが、物流拠点、ロジスティックスパークの整備が検討されているということで、この物流拠点ということになると、かなりの交通量が今後さらに見込まれるのではないかというふうにも思うわけであります。

今後、原水駅周辺の土地区画整理事業に加えて、くまもとサイエンスパークも推進され、そして今回の久保田台地の開発というものが進められる中で、道路整備だけで交通渋滞の抜本的な解決ができるのかなというふうに、私は少し疑問に思うところもありましたので、その辺について、これら一連の開発計画に対して、町としてどのような交通シミュレーションや影響評価を行って、またその結果を踏まえてどのような状況となることを想定されているのか、分かればお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） まず、久保田台地の開発について、都市計画マスタープランのほうで課題を載せておりますけれども、こちらの計画の中のほうにでも、さらなる産業の集積という部分も載せております。こちらは、今、セミコンテクノパークや原水工業団地のほうでも、産業の集積は進んでおるんですけども、それをさらに向上させる、このチャンスを向上させるという意味も踏まえまして、次の一手としまして、久保田台地のほうで産業の集積という部分を考えているところでございます。

また、交通の問題につきましては、現在、道路網のほうを令和10年度、おおむね完成というところで、スピード感を持って進めているところでございますけれども、また原水の駅周辺の区画整理事業のほうでも、そういった道路網と併せて、精神的な交通システムというのも検討しております。

そういうのも含めながら、今後、状況を見ながら、交通体系についても考えていきたいと  
いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 今、先進的な交通システムということでおっしゃいましたけども、具  
体的にどのようなことをお考えなのか、お尋ねできればと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 具体的な案という部分は、まだ詳細には決まっておるものでは  
ございませんけれども、例えばBRTでありますとか、そういった部分を、いろいろ先進地的  
な事例も踏まえながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 今後さらに、交通渋滞の部分についてはしっかりと検討いただきたい  
というふうに思いまして、次の質問に移らせていただきます。

質問要旨2の令和7年度施政方針において立地適正化計画の策定を進められるというふうに  
しておりますけども、どのような検討をしているのかということについてです。

立地適正化計画とは、私もちょっと調べさせていただきましたけども、都市機能や居住機能  
を適切に配置し、公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進  
するものであり、いわゆるコンパクトシティーの考え方に基づいた取組であるというふうに理  
解しております。

これは、人口減少が進む地域において、都市機能と居住人口を一定のエリアに集約させることで、行政サービスやインフラの維持管理を効率化し、持続可能な都市経営を目指すとい  
うものであるかというふうに思います。

このような都市構造の見直しが、果たして本町において本当に必要であり、今行うべき施策  
となるのかという点について、併せて町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 立地適正化計画は、全国的に進展している人口減少と少子・高  
齢化を背景として、持続可能なまちづくりを行っていくため、市街化区域の中において、人が  
住む居住誘導区域と日常生活に必要な機能を有する公共施設や医療・福祉、商業施設などとい  
った都市機能施設を集約、誘導する区域の設定を行うとともに、都市機能が集約したそれぞれ  
の拠点を結ぶ公共交通ネットワーク構築の方針を定める都市再生特別措置法に基づく計画で  
す。

本町においても、将来的な人口減少と人口密度の低下が予想されることから、居住や都市機  
能施設を誘導するエリアを設定し、公共交通の充実や防災・減災の観点など関係施策と連携を  
図り、持続可能で安全・安心して暮らせる都市づくりを進めるため、令和7年2月から、立地

適正化計画の策定作業を行っております。

現在、課題抽出のための各種分析作業を終え、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定に向けた考え方の整理や防災指針の検討作業を行っています。

今後、学識者や関係団体の代表などで構成する策定委員会を設置し、計画素案の検討を行い、令和8年度中の計画策定を目指します。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 令和8年度中の策定を目指しているということですけども、まだ、将来的に人口減少を迎えるに当たっての検討ということで、今答弁いただいたところでありますけども、まだまだ、すぐにその人口減少のほうに向かうとはちょっと思っていないところではあるんじゃないかなと私は思っております。

そんな中で、今、それこそ、都市計画マスターplanを策定したばかりにおいて、この立地適正化計画を早急に策定する必要があるのかなということを私はちょっと疑問に思ったところでありますけども、その中で特に、策定するに当たって、区域設定ということも話がありましたが、こちらについては、住民の生活実態や地域コミュニティーの維持なども重要な視点であるというふうに考えております。

特に、そういった意味では、郊外部の住民から、自分たちの地域が切り捨てられるのではないかといった不安の声が出かねないんじゃないかなということも考えますんで、区域設定等に関しては、地味な丁寧な説明と意見反映の機会の確保が必要であるというふうに考えますけども、そのようなことに関して、町としてお考えがあれば答弁をお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） この立地適正化計画というのは、強制的にそこに集約させるという計画ではございませんで、誘導を図りながら、時間をかけてその密集地を誘導していくような計画でございます。

この計画が、かといって、市街化調整区域の既存集落など、そういった部分を切り捨てるものかということであれば、そういうことではございません。既存集落の維持、活性化というものは当然必要なものでございますから、この計画が決して既存集落を切り捨てるというような意味合いの計画にはなっておりませんので、当然、既存集落との交通、公共交通のネットワークとか、そういった部分もこの計画の中で策定していくようなイメージになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 郊外部のほうにもしっかりと目を向けていただくということで、そのようなところで進めていただければというふうに思います。

質問要旨3のほうに移らせていただきます。

農業振興の観点から守るべき農地は守るとの方針が示されているが、開発を促進する地域と

保全すべき農地をどのように区分しているのかということで、これも、今まで様々一般質問をしてこられておるかと思いますけども、私として、その基準についてをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 農政課長。

○農政課長（澤田一臣さん） 原則として守るべき農地は、基盤整備事業がされた農地で現にその機能を有している農地としているところでございます。

令和7年3月に策定しました菊陽町都市計画マスタープランにおいては、この原則を踏まえ、守るべき農地像を設定しており、可能な限り、営農環境の保全に取り組むようにしているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 基盤整備された農地というところだというふうに思いますけども、その点についてちょっと確認させていただきたいというふうに思いますが、基盤整備の有無という条件のみで、その農地の価値を判断することが妥当であるのかということについてちょっとお尋ねしたいと思います。

私としては、農業や農地についての専門的な知見があるわけではありませんので、的外れであれば大変申し訳ないんですけども、例えば地形的、水利的に恵まれた農地など、基盤整備をされてなくとも高い生産性や農業的価値を持つ土地もあるかもしれませんし、また一方で、基盤整備されていたとしても、市街地に隣接しており、将来的に開発対象としたほうが地域全体のバランスとして望ましい土地もあるかもしれません。

あともう一点、農地の生産量や営農実績といった実態把握、実態の把握、評価が行われているのかという点について、生産実績を仮に考慮せずにゾーニングなどを行えば、実際には高い生産性を持つ農地が開発対象となり、反対に農業利用が乏しい農地が保全対象となるといった事態にもなりかねないのではないかというふうなことを考えます。

今回の守るべき農地ということの選定に当たって、町として、生産量や作付状況といった営農実績をどのように捉えて、また検討されたのか。こういったことを踏まえて、守るべき農地のゾーンの設定を行う必要があるというふうに考えましたが、この点について町の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、基盤整備されている、否かという部分でございますけど、一般的に、今、大規模化が進んでおります。これは一般的に言えば3,000平米以上の農地、また区画がきちっとなっていなければ、ある程度やっぱり時間がかかるということでございます。一般的に言えば、区画整理することによりまして四角四面の農地ができると大規模化ができる。ましては、40年ぐらい前までは3,000平米が標準区画として基盤整備されてまいりました。

坂本議員の質問にございましたけど、その農地が大規模化によって、狭いという、今、意見が出ております。基盤整備されておれば段差もある程度解消され、区画も大規模化されています。今度は、その区画を仕切るあぜを撤廃するという作業に入ってくると思いますので、そういった意味から、やはり基盤整備されている農地というのが最大、一番最適というふうに考えております。

また、基盤整備されなくても、やはりそこに水利がきちっとしとれば、もちろんいいんでしょうけども、そういった部分、効率化と大規模化に係って言えば、やはり区画整理、基盤整備された農地ということで、我々としては認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） ありがとうございました。

町としては、基幹産業は農業であると位置づけていらっしゃいますし、農業振興を掲げておられる一方で、大規模開発も並行して進んでいる状況でもあります。

このような中で、守るべき農地は守るという方針について、しっかりと守られていくことをお願いしたいと思います。

そして、昨日は、この土地に限らずということかもしれませんけども、昨今の菊陽町あるいはその周辺の土地について、悪徳業者が、悪徳不動産業者がばっこしているというような話が少し出ておりましたけども、悪徳不動産業者の定義とは何ぞやということもちょっと考えるところでありますが、私も不動産業を営んでいる身であります。私は悪徳不動産でなく、正直な不動産屋でありたいというふうに思っておりますけども、そこでこそ、不動産業者からしますと、開発が進んでいくということは、仕事としては大変よいことなのかもしれません。

しかしながら、昨今の米騒動などと言われる状況などを考えると、国全体の農業自給率が低下する一方で、一方の状況で、農地がさらに減少していくことが、それはどうなのかなというようなことも考えました。

それこそ、昨日のことみたいですが、今朝のニュースでも、政府が事実上の減反政策を見直すというようなこともニュースで出ておりました。そのような背景もありまして、このような質問をさせていただいたところであります。

4の質間に移らせていただきます。

次世代の農業を担う人材の育成・確保について、町としてどのような支援や取組を行っているのか、また今後行う計画があるのかについて、こちらの質問は過去に何度かされてこられているかと思いますけども、改めてお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御承知のとおり、我が国の農業を取り巻く情勢は、高齢化等による担い手の減少、宅地化や耕作放棄地の増加による農地面積の減少など、大変厳しい状況にあり、本町も例外ではなく、経営体の育成、強化及び新規就農者の確保、支援が求められてお

ります。

本町における基幹的農業従事者、いわゆる専業農家の数は、農林業センサスの統計において、直近の2020年が139戸、10年前の2010年は179戸でありましたので、10年間で40戸の減少ということになります。

このことを踏まえ、今後の農業振興につきましては、農地の集積、集約化による規模拡大と生産性の高い農業の展開により、専業農家を増やす。このことを大きな目標に掲げ、達成に向けた取組としまして、新規就農者及び後継者の確保、育成が重要な課題と考えておりますので、経営体の経営規模の拡大や効率化と併せ、経営体の法人化を進めております。

法人化することによりまして、経営を社員へ継承するという選択肢が増えまして、後継者の確保につながるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、法人には、新規就農者、新規就農希望者の研修機能を担っていただくことで、研修者は法人で経験を積み、技術とノウハウを取得、そして新規就農では農地の確保が大きな課題であることから、離農を希望される農業者の経営継承も含めたマッチングなど、深掘りした施策も必要であり、独立へつなげるための環境整備に向けた仕組みを構築していきたいというふうに考えております。

そのほかにも、令和6年11月に締結しました東海大学との包括的連携による取組や兼業農家の支援に対する取組につきましても進めてまいります。

また、本町では、原則、守るべき農地は守るとしておりまして、これらの農地を担う農業者を確実に確保するためにも、地域計画をより地域に即したものとしまして、後継者や新規就農者対策を強化するとともに、担い手への支援策として、農地の集積、集約化による規模拡大を図りまして、生産性の高い農業に向けた支援、そして専業農家を増やすための環境整備に向けた施策を検討、整理したいというふうに考えております。

あわせて、経営基盤の強化を図る上で、作業の効率化や規模拡大を進めるため、令和4年度から、町独自によりまして、菊陽町農業経営体育成支援事業に取り組んでおります。これは、引き続き機械等の導入につきまして支援をしっかりとまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 農業の担い手確保や育成に向けて、町独自でも、法人化や経営体の推進を通じた規模拡大、効率化を進めるというようなところだったかというふうに思います。

今、まさにその規模拡大というところでおっしゃいました、それが効率的なのかもしれませんけれども、これが進み過ぎると、小規模な農業、農家の方が、より立場を弱めて、将来的に離農を余儀なくされるんじゃないかなという懸念も私自身はちょっと持っております。

今、こういったことに町独自のということでおっしゃいましたけども、今もされていらっしゃると思いますけども、小規模な農業者に対してもさらなる支援をお願いしたいということを

お願いいいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

質問事項2の多文化共生等についてというところになります。

質問要旨の1、本年3月の施政方針において、外国籍の方が安心して暮らしていくよう生活サポートを丁寧に行っていくということでありました。

町として、現在行っている具体的な取組はどのようなことがあるのかについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 町が行っている具体的な取組として、外国人相談窓口の設置、外国人生活ガイドブックの配布、日本語教室などの各種講座、多言語によるごみ出しルールの看板の設置、町公式LINEの多言語化などがあります。

また、令和5年7月より、菊陽町に住民登録する外国人が地域において共に協力し、安全・安心に暮らせるよう、行政機関、企業、行政区、その他の団体が必要な情報を共有し、環境整備や支援につなげることを目的とする多文化共生連絡会議を設置しており、課題の解決に取り組んでいます。

今後も、取り組めるものから拡充してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保輝議員） 今、多文化共生連絡会議の設置をして、課題の解決に取り組んでいる、いくということで、答弁いただいたわけですけども、具体的に、その課題の解決というのはどういったものを指すのかということをお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） 多文化共生連絡会議の取組についてということでお尋ねです。

これまでに、3度、開催しております。令和5年3月と令和5年7月、令和6年6月となります。

生活に関わる相談対応と課題の共有ということで開催をさせていただいておりまして、お尋ねが具体的にということですので、一例を挙げさせていただきますと、郵便関係の配達がきちんと届くようにというところの課題を共有した上で、居住者の確認のはがきを支所と役場の窓口で配布するようにするということで、郵便機関と連携を取ったりですとか、先ほどのごみ出しルール等の周知とか、そういうものになります。

こちらの会議は不定期にはなりますが、ここで話し合った進め方を基に、現在、窓口が、各種窓口が連携してそういうものを進めているということになります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保輝議員） ありがとうございました。

次の質問要旨に移ります。

外国人住民の増加に伴い、町民から寄せられている声や生活上の課題・トラブルの事例などはあるかと、またそうした状況を踏まえた上で、町としての今後の課題認識や対応方針をどのように考えるかということについて、お尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 外国人住民の増加に伴い、町民の方から寄せられている声ということですが、まずホームページでの意見募集などで御質問に直接当てはまるような声、事例はありません。

また、窓口等に寄せられた御意見として、件数は多くないものの、ごみの出し方に関するものが数件あるようです。

先ほどの多言語に対応した看板の設置など、対応を進めているところですが、一層周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活上の課題、トラブルということでは、こちらは外国人相談窓口での相談内容からの把握になりますが、行政手続に関することが9割以上を占めており、御質問のトラブルに該当するような事例はないようです。

ただ、把握できないものやそういった課題、トラブルが今後発生する可能性は否定できません。

また、言語や文化の違いによるコミュニケーションの難しさから、不安を感じられる方への配慮も必要であると考えております。

これらを踏まえた町の対応方針としましては、相互理解を深めること、文化の違いを理解することが重要と考えますので、外国人住民を含めた新しく転入され、してこられた方と、既存の町民がお互いに安心して生活できるよう、今後も多文化共生などの取組を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 現時点で大きなトラブルは把握されていないということでございました。また、今後、課題が出た場合も対応できるように取組を進めていくということでございましたけども、なぜこのような質問をさせていただいているのかといいますと、私自身は、町民の方から、はっきり申し上げても、こんなことで多文化共生などできないという非常に厳しい声でおっしゃっている方がいらっしゃいましたので、こういった質問をさせていただいております。

生活習慣やマナーの違いへの強い不満の声を直接お聞きしたわけでもありますけども、日々の暮らしの中でこうした違いが積み重なれば、地域の安心感が損なわれるのではないかというふうな懸念を持っております。

私は、外国人市民の方々を頭から排除すべきではないというふうには思っておりますし、ま

た一定の受入れが必要であることも理解しております。しかしながら、その受入れについては慎重であるべきというのが私の考え方です。

先ほど申し上げましたように、本年3月定例会の施政方針では、外国籍の方が安心して暮らしていただけるよう、外国人相談窓口の設置や生活サポートを丁寧に行うとの方針が示されておりますが、この考え方には一定の定義はあると思いますけども、まずは町民の皆さんのが安心して暮らせることが何よりも大切であり、その上での共生であるべきだというふうに考えております。

また、外国人住民の方々に本当に地域の一員として安心して暮らしていただくためには、日本の生活ルールをしっかりと理解してもらい、厳守していただくことが必要不可欠だというふうに考えます。これは、外国人の方を大切に思うからこそ、必要な視点であるというふうにも思います。

こうした認識の下、町として、今後、どのように地域の調和と多文化共生のバランスを図つていこうとされているのか、互いに安心して生活できるよう多文化共生などに取り組んでいくと、相互理解を深めていくというような答弁でございましたけども、具体的な取組や考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） 先ほど申し上げました様々な取組を、もうこれで十分ということではないと思いますので、これからも様々な取組に取り組んでいくと。会議等も含めまして、共有をしていくということに尽きると考えております。

町としては、議員おっしゃっていただいたような全ての町民の方というのを大事にしていくという視点が大事かと思いますので、引き続き、なかなか難しいことではありますが、取組を進めたいと思っています。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 本当になかなか難しい問題かというふうに思いますけども、すいません、答弁ありがとうございました。

3番の質問事項に移りたいというふうに思います。

住民登録の実態についてというところ、質問要旨の1番、住民登録をしていない方の実態把握を町は行っているのかについて質問をさせていただきます。

菊陽町では、住宅やアパートの建設が非常に進んでいるというふうに思っておりますけども、近年も、人口が増加しているように私は感じておったわけでありますが、しかしながら町のホームページに記載されている人の動きを見ると、昨年4月末と本年4月末の人口を比較して、2人増加というところがありました。ほぼ横ばいというところですね。

この状況を見ると、実際の住民数と住民基本台帳上の人との間に何らかの乖離があるのではないかというふうに私はちょっと感じたところであります。

特に、住民登録を行っていない方が一定数存在するとすれば、それは町に、その方々は町に住民税を納めることなく、町が整備、維持している公共インフラを利用しているということになります。

これは、正当に納税し、公共サービスを支えている町民との間に不公平感を生じさせる要因ともなりかねないんじゃないかというふうに考えました。

そこでまずは、そのような未登録の居住者の実態について、町として把握されているのか、または把握に向けた取組を行っているのかということについて、お尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 住所を新たな場所へ移動した方は、住民基本台帳法第22条により、新しい住所や転入年月日などを記載して、転入届を提出する必要があります。

また、町のほうでは、転入届のあった際は、職員が内容と住民登録すべき事項について誤りがないか、省令で定められた住民基本台帳事務処理要領に従い、確認を行い、住民登録を行っているところです。

さらに、住民基本台帳法第34条では、住民基本台帳に記載すべき事項について職員が調査することができるとなっております。

そのため、関係者などの情報提供により、住民登録が菊陽町にあるにもかかわらず町内に居住していない可能性がある方については、随時、実態調査を行っているところです。

一方で、議員御質問の菊陽町に居住しているにもかかわらず、住民登録をしていない方については、国からの通知により、短期の単身赴任者や大学生などは生活の本拠地が菊陽町であると認められない場合もあるため、該当者を特定し、実態調査を行うことは困難であります。そのため、把握はしていないところでございます。

なお、町内に住民登録をしていない方が、どれくらい、町内にいるかにつきましては、住民と基本台帳上的人口と住民登録に影響されない国勢調査により算出される推計人口の過去5年間の差を見てみると、毎年、600人程度の住民登録をされていない短期間の居住者がいるのではないかと推測しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 把握は困難ということですね。また、今、答弁の中で、住民登録のない短期間の居住者がおよそ600人ほどいるのではないかという推測ということでありましたけども、すいません、これはなぜ短期間の居住者というふうに推定されたのかということをちょっと疑問に思ったんで、そこについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） この600人については、先ほど答弁もありましたとおり、住民基本台帳人口と国勢調査により算出される推計人口の差が600人程度と

なっておりますので、その実際の数字から算出したものであります。

実際、実情としては、ちょっと把握が困難であるということから、実際の数字は読み切れないというところが現状であります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 把握困難なのは分かるんですけども、今言った短期間の居住者ということでおっしゃられたのは、それがなぜかということをお尋ねしたかったんですが、ちょっと難しいかと思いますんで、その辺、はい、結構です。

私としては、推測ではなく、できる限り正確な実態把握をする努力は必要ではないかというふうに思いますけど、なかなか、正直難しいところであろうかというふうに思います。

しかし、本当に、これだけ住宅やアパートが立ち並ぶ中で、横ばいというのがちょっと不自然なんじゃないかなと私は思っているものですから、このような質問をさせていただいております。

住民登録がなされていない方は、先ほども申し上げましたとおり、町税を納めていないにもかかわらず、町が整備した公共インフラを利用しているということになりますので、それはどうなのかなというふうなところであります。

地方税法では、住民基本台帳に記録されてなくても、居住実態があれば住民税の課税はできるというふうになっておりますんで、調査に限界があるということは当然理解しておりますけども、可能な範囲での実態の可視化を進めていただきたいというふうに思うところです。

そのような質問をさせていただく中で、(2)のほうに移るんですけども、居住実態があるにもかかわらず、住民票を異動していないケースについて、町としての対応はどのようなことができるのかということについて、お尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 居住実態があるにもかかわらず、住民登録を移動していないケースにおける町の対応としましては、先ほども答弁しましたが、国からの通知により、短期の単身赴任者や大学生などは生活の本拠地が菊陽町であると認められない場合もあるため、当該者の把握や住民登録の強制は困難であると考えております。

そのため、本町では、ホームページや広報などを活用して、転入や転出などの住民異動に関する手続を忘れずに行っていただくよう周知していきたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） そもそも把握がなかなか難しいというところがありましたけども、先ほども申し上げましたとおり、例えば短期的な方であれば、それはそれでしょうがないのかなというふうに思うんですけども、短期かどうかというところが、私はそもそもどうなんだというふうに思っているところでもあります。

中には、やっぱり住民票を異動していない方がそれなりにいらっしゃるんじゃないかなとい

うふうにもちよつと思つてもしまうところもありますけども、なかなか難しいというところではあるかと思いますけども、可能な範囲での実態把握の努力について、今後検討いただきたいというふうにお願いいたしまして、次の質間に移らせていただきます。

質問事項4の外国人・外国資本による土地取得についてというところの質問要旨1番、町内における外国人また外国資本による土地取得の実態について、町として把握しているかについてです。

こちらについては、近年、全国各地で外国人や外国資本による不動産の取得が進んでおり、地域の土地や水源地、農地、山林あるいは防衛施設の近隣など重要なエリアにおいて、買収が報道される事例も散見されます。

こうした状況を受け、国においても、安全保障の観点から、重要土地等調査法の制定などがなされ、一定の規制や調査体制が整備されつつありますけども、地方自治体としても、地域の土地の動向を把握しておくことは、将来のまちづくりや住民の安全・安心を守るために重要な視点であるのではないかというふうに考えております。

特に、本町においては、近年、急速な宅地開発や企業進出が続いており、町の土地が様々な主体によって取引される機会が増えております。

こうした中で、町内における外国人また外国資本による土地の取得がどの程度行われているのかについても、町として現状を把握しておく必要があるのではないかというふうに考えました。

以上のような問題意識から、今回、町内における外国人または外国資本による土地取得の実態について、町としてどのように認識し、把握しているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 現在、日本では、土地を取得する際に、国籍に基づく制限はございません。そのため、町内における外国人または外国資本による土地取得の実態については、特に把握はしておりません。

なお、固定資産税の課税客体把握のため、熊本地方法務局阿蘇大津支局から町内不動産の登記情報の提供がございます。

その中で、名前や住所により、外国人または外国資本による土地取得の可能性が高いものも見受けられますが、国籍情報の記載がないため、正確に把握することは難しい状況です。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保輝議員） 現行制度上、そういう土地の取得の実態把握が難しいということは、私も当然これは理解しておりますけども、なぜあえてこのような質問をしているのかという点について、少し申し上げたいと思います。

これは、県外の事例ですけども、外国資本による企業が開発許可や建築許可を、建築確認を

一切取得せずに、無届けのまま、大規模な建築工事を開始し、最終的に地域住民からの通報によって発覚したという事案が実際に起きております。

その際、建築工事が既に相当に進んでいたためなのか、当該自治体ではやむを得ずというところなのか分かりませんけども、事後的に建築確認申請を促すという対応であったということです。

このような事例が、今この日本国内で実際に発生しております。

このような背景を踏まえて、制度上の限界があるとしても、町として独自に情報収集の必要性を意識し、少なくとも一定のアンテナを常に張っておくことは、今後の備えとして重要なのではないかというふうに考えました。

特に、外国資本による不動産取得が安全保障上の懸念や地域住民の不安につながる事例は全国的にも少なくありません。こうした問題に対して、なかなか把握できないという、これはしようがないことだというふうに思いますけども、関係機関との連携と情報共有などで、町として可能な手立てを講じる姿勢が私は必要ではないかというふうに思いますので、そのような観点から、今後の対応を検討いただきたいというふうに思いまして、次の質問に移らせていただきます。

外国人または外国資本による土地取得が地域に与える影響や必要とされる規制・対応の考え方について町の認識は、こちらについてお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 最初に、土地取得が地域に与える影響についてですが、これは外国人や外国資本による取得に限られませんが、経済が活性化するということが考えられます。

逆に、逆の影響として、地価の上昇、特に居住実態のない投機目的での購入などが心配されるところです。

次に、必要とされる規制、対応についての考え方ですが、規制については、現在の土地利用制度では、通常の居住目的、通常の事業目的での取得を規制するところまでは想定しておらず、町としましても、現在のところ、そのような検討は行っておりません。

一方で、住民生活に関しましては、先ほどの答弁、多文化共生のところでもお答えしましたけども、様々な不安を感じられる方がいるというのは、こちらのほうも承知しておりますので、それらを少しでも解消していくことは、町としても重要だと考えておりますので、引き続き多文化共生のほうの取組を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保輝議員） 現行制度では規制は難しいと、これも、当然私も分かった上で質問させていただいておりますけども、先ほども申し上げましたような想定外の事態が起きたときに、どう対処するのかということをやっぱり危惧しているところでもあります。

特に、居住実態のないまま、土地だけが取得されて、管理もされず、空き地や空き家化する

ケースが今後もし増えれば、防犯や景観、防災の面からも、町にとっての課題となってくるんじゃないかなというふうに思います。

また、そうした土地が将来的にどのような用途で利用されるのか分からぬまま、放置されることは、地域住民の不安を増幅させる要因にもなりかねません。

経済活性化というメリットに目を向けますと、それはいいこともあるのかもしれません、地域の安全・安心、住環境の維持という観点からのリスク管理にも向き合うべきではないかというふうにも思っております。

そこで例えば空き地、空き家の実態把握に外国資本による取得も視野に入れるなど、できる範囲での対策を講じるようなことを検討していただきたいというふうに思います。

私も、この町で、先ほど申し上げましたが不動産業を営んでいる者として、地価上昇や投機的取得が増えることは、短期的に見れば経済的にはよいことなのかもしれません。しかしながら、昨今の不動産取引の状況を少しは見ている者として、強い危機感を持っております。このままの状況を放置してよいのかという問題提起をしたかったので、このような質問をさせていただきました。

次の質間に移らせていただきます。

5番目の消防団応援の店制度についてです。

要旨の1、本年4月よりスタートした消防団応援の店制度について、現在の店舗登録数についてをお尋ねいたします。

また、現在の登録店舗数を町はどのように考えるのかについても、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 消防団応援の店制度につきましては、令和7年5月末時点で、18店舗等に御登録をいただいております。

現在の登録数については、制度開始から間もない段階ではありますが、初期の取組としては、一定の成果があると受け止めております。

今後は、さらに多くの店舗、事業所に御賛同いただけるよう、制度の周知を図ることが重要であると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保輝議員） 現在の登録店舗数、一定の成果というところでありましたけども、この数についてですが、町としては、実際にはどのような目標を設けているのかということも少し分かりましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 町としての一応目標としましては、まずは倍増、まずは50店舗ほどに届くように、しっかりと各種団体のほうに依頼等もかけていきたいと考えておる

ところでございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 今後、より多くの店舗、事業所の参加を促し、2番目に移りますけども、制度の実効性を高めていくために、町としてどのような広報、周知、働きかけを行っていくのか、具体的な取組方針をお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 制度開始に当たっては、町広報紙やホームページ、LINEを活用した情報発信を行うとともに、町商工会の協力により、会員事業所へ案内チラシを配布いたしました。

今後は、これらの取組も継続しつつ、個別訪問による働きかけを行うなど、登録店舗数の拡大を図り、制度の実効性を高めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） いろいろと取組されてらっしゃる中で、商工会からの案内チラシ配布を行ったということありました。

私も、商工会の会員、会社のほうの経営は、商工会の会員に入っておりますけども、商工会は約700社近く、前後というふうにお聞きしておりますけども、この会員数に対して実際に登録につながっている店舗がちょっと、正直、私が先ほどお聞きした中では少ないんじゃないかなというふうに感じております。

私も、案内文を受け取りましたけども、あの案内文だけで果たして、正直、登録しようかというふうな気持ちになるかというと、ちょっとどうかなと思ったところでありますので、その辺の効果が十分だったのかということをちょっと思っているところであります。

そもそも、この制度の目的としては、私が考えるところでありますけども、消防団の皆様に対する感謝の気持ちを表すとともに、地域の安全を守るために尽力されていらっしゃる消防団員の皆様の活動をより広く認知していただいて、その活動の重要性を再認識してもらうことにあるのだろうというふうに思っております。

また、この制度を通じて、地域住民が消防団の活動に対する理解を深め、支援の輪が広がることを期待しております。

さらに、消防団員数の増加にもつながることを目指していらっしゃるのではないかというふうに思いますけども、地域社会全体で消防団の活動を支える機運を高めることがこの制度の大きな狙いだというふうに思っております。でいいですよね。はい。

そのような理念が、まだまだちょっときちっと伝わっていないところがあるのではないかというふうに思いましたので、そう思いながら、一応、私の会社は登録させていただいております。はい。

これから、さらなる働きかけを行っていくことで、会員数の増加につながって、この制度の

目的に近づけるよう、よりよいものとなることを期待したいというふうに思います。

本日は、5項目について、私の思いあるいは町民皆様からいただいた声などを質問をさせていただきました。

傍聴にお越ししていただいた皆様方におきましては、大変ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時48分

再開 午前11時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子議員。

○6番（矢野厚子議員） 皆様、おはようございます。議席番号6番、一陽会、矢野厚子です。

お忙しい中、朝から傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。皆様の声を少しでも行政に届けたいと、毎回、この場所に立っております。

さて、今日は6月6日、議席番号6番で、6月議会の6番目の登壇者ということで、6づくしの日に、何か起きるのかなと思ったら、早速、朝から上がったこともない血圧が180まで上がりまして、登壇できるかなと思いながら、ちょっと薬を飲みまして130台まで下がっておりますので、ただちょっと薬の影響でちぐはぐなことも起きるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

質問は質問者席で行います。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 最初に、3月の一般質問で時間が足りなくなり、残したままでした質問をしたいと思います。

3か月近くの時間の経過があり、3月に用意された回答から変化もあるかと思います。町長公約の産業地産地消の推進についてお尋ねです。

まず、1の推進の方法はどのような体制でしていくのか、お答えください。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 地産地消の取組につきましては、総合交流ターミナル「さんふれあ」やJA菊池のきくちのまんまなどによる地元農産物の販売を通じて、町民の皆様にもなじみ深いものとなっております。

農産物に限らず、本町の持続的な発展には、建設業、製造業、サービス業など幅広い産業においても、地産地消を推進し、地元の仕事を町内業者へ、町内企業へ発注することが重要であると認識しております。

これにより、地域経済の活性化を促進し、雇用の創出、企業の成長、町全体の競争力向上、環境負荷の軽減などにつながるものと考えております。

現在、町では、公共工事における町内事業者への発注、商工会と連携した住まいのことならおまかせ隊の広報などの取組を行っております。

産業地産地消につきましては、各部局横断的な取組となっておりますので、産業振興部が窓口となり、推進してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 地元の仕事を町内企業へ発注することが重要とのことですが、本社が地元にあるかないかも優先的に考えていますか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すいません、それは町発注の部分ということでございますでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） はい。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すいません、もちろん産業と産業の振興につきましては、やっぱりその地元に、部分がありますので、本社機能、営業機能、そういった部分は、もちろん当然考えるべきだろうと思いますけども、営業所を構えてらっしゃる部分につきましては、当然、町の企業というふうな位置づけでございますので、横断的に連携をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 今、町内には、考えもしなかった企業が支店を進出しております。

競合企業が町内にない場合は問題はないと思いますが、大きな企業が地元の小規模の事業所を飲み込んでしまうこともあります。

かつて各地区の個人商店が幾つもあり、徒歩で買物に行けていましたが、大手スーパーの進出により、そのような店は立ち行かなくなり消えてしまい、不自由な思いをしている人も多いと思いますが、そのような点はいかがお考えになりますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 大手スーパーだと、そういった部分と、地元から、もともとある商店、商工業の方々というふうなところでの認識だろうと思いますけども、それはもちろん、餅は餅屋というのもあろうかと思います。もちろん、地元に以前から営まれている企業の皆様方、そしてまた改めて、新たに来られた商工業の方々、これは基本的には、持ち場持ち場での対応というふうなことで、我々も御協力、支援をしていきたいというふうに思っております

す。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 商工会のほうでもアドバイスをしたりとかいろいろやったりしていますけれども、商売の個人事業主の高齢化や後継者不足というのは、本当に農業の問題と全く同じで、いかに人が不足しているかということが課題になっていると思いますので、ぜひ町もしっかりと応援していただきたいと思います。

では、2番の地域の投資は農業も含むと思うが、農業の地産地消と商工業との共同事業は考えないかに行きたいと思います。

事前に、3の作物の生産量は気候に影響を受け、出荷価格をというところの部分も一緒に答えたいという、たしかそうですね。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

(2)と(3)は同時質問ということですね。

○6番（矢野厚子議員） はい、逆に、一緒に答えることだったので、そういう。

○議長（福島知雄議員） じゃあ、2番と3番、まとめて質問してください。

○6番（矢野厚子議員） はい。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 関連するという部分でございましたので、ちょっと御一緒に答えさせていただきたいと存じます。

農業の地産地消と商工業の共同事業につきましては、流通に係る費用や環境負荷軽減、新鮮な食材の提供、地域の活性化など、農業、商工業ともに相乗効果が期待されますので、農業、商工業とのマッチングに努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、農作物の加工工場等の誘致についてですが、工場で取り扱う加工野菜については、多くの食市場で活用されており、外食産業などで用いられる業務用カット野菜からスーパーで販売されるサラダ、給食、介護用カット野菜など、様々な分野から加工野菜の需要は伸びております。

加工野菜事業に新規参入する企業も多く見られますが、これは青果市場をはじめとした大手商社などの異業種からの参入も見られます。

一方で、加工野菜事業は、品質や価格が日々変動する青果物を原料とするため、青果物の特性や新鮮、品質、需要動向の見極めが最も重要であり、工業などの生産と比較しても、品質面、経済面から非常に難しい事業と言われており、撤退する事業も多いと、事業者も多いと伺っております。

また、カット野菜工場は、原料野菜産地立地型と製品消費地立地型に大別され、カット野菜は原料野菜よりも製品の鮮度保持が困難であり、配達費がかさむために、製品消費地立地型に集中しているとの報告もいただいているところでございます。

このように、農産物加工工場の誘致につきましては、解決すべき課題も多いことから、町としては、積極的な誘致は、現在のところ考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 農家の生産物は、大方は農協を窓口にして市場に出されていると思います。一部は、きくちのまんまと通じて消費者に直接行き、さらに一部が「さんふれあ」などで販売されています。

消費者として、せっかく地元で生産されているのに、あまりそのありがたみとか、感じることがありません。知り合いの農家に直接に買いに行くときには、朝採れとか、わけありとか、少しサービスがあつたりとしますが、地元に住んでいるから地元の業者で買いたくなるという工夫とかがもっとあればと思います。

町長のブドウ園は朝採れで、わけありの商品は自宅用に買いやすい値段に設定していただいているので、ついリピーターになっておりますけれども、今、地元の飲食店もスーパーなどで生鮮食料品を購入しています、と思います。

地元の野菜を地元の飲食店でしっかりと消費できるように、農家と飲食店の交流会もあってよいのではないかと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 一部の取組として御紹介させていただきます。

たしか、今現在、行われているかどうか、ちょっと確認は取れませんけども、「さんふれあ」で飲食店関係との部分で提供と、これは実際にその取引があったということで、ちょっと情報をいただいております。

今後、第三セクターである「さんふれあ」を中心として、こういった飲食店関係との連携、こういったところも模索をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 本当に、地元のものは地元で提供して、しっかりと味わってもらうというのも大事だと思いますので、ぜひさらに強力に推し進めていただきたいと思います。

先日の商工会の総会で、35の業者が商工会に新規加入したという報告がありました。

総会の資料に、大手の企業も幾つかあり、会場に配布されたので、町長も副町長も3部長もお持ちだと思いますけれども、ドン・キホーテさんなどが菊陽町に進出して、かなり長いのに、昨年度加入されたというのに、ちょっと驚いたと同時に、逆にこういった企業にしっかりと御協力いただけるように町がサポートしていく考えはありますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まずは、こういった企業の皆様方に商工会に加入していただくということをちょっと商工会と連携をしながら進めていきたい。その上で、企業とも連携を、

商工会の協力をいただきながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 本当にいい方向に行くように積極的に動いていただきたいと思います。

3の作物の生産量は気候に影響を受けて、出荷価格は消費者の動向の影響を受けるということで、効率のいい生産販売方法として、農作物の加工工場誘致は考えないかの部分ですけど、本当に近年はやたらに暑い夏、やたらに寒い冬で、作物の値段は軒並み高くなっています。

農家の方たちも、コストがかかり過ぎて安い値段でしか引き取ってもらえないからしますが、消費者として、畑に取り残されたニンジンや白菜を見ると悲しい気持ちになります。その野菜を加工することによって、安定的な出荷先もできるのではないかと思い、誘致できないかと思いましたけれども、経済的に厳しくて、撤退する企業、工場も多いということでしたけれども、それでもあえて申し上げたいと思います。

3月の行政報告でも、町長は、規格外のニンジンをジューシーの工場と協力してニンジンジュースの積極的な販売をするとおっしゃいました。そして、実際、あちこちにセールスされているのも存じ上げています。それも大事です。

また、カット野菜は鮮度維持が困難でありということで、配送費もかさむということでした。しかし、料理をする主婦の立場で言えば、ニンジンもピーマンも、タマネギだって、生である必要はありません。

特に、家族が少ない家では腐らせてしまいます。私も、個人的には冷凍の野菜を使っています。また、そのほうが調理時間も早いし、腐らせることもありません。冷凍ミックスベジタブルは、煮物にもいため物にもとても重宝しています。

冷凍野菜や真空パックのカット野菜は、働く主婦、少人数家族、包丁が使いづらくなった高齢者にとってはとても便利な品物です。お一人様の世帯が増える中で、時短、生ごみが出ない、保存が利くは、大事なキーワードです。

実際に、料理をする人間の立場で商品を作っていくなければ、継続的な消費にはつながりません。

ここにいる執行部の方で、何の方が台所に立ちますか。立たれる方はちょっと手を挙げていただいていいですか。結構な方が立たれていることで、本当に、後の生ごみとかタマネギの皮むきで涙が出るとか、いろいろと大変だと思います。本当にもっと簡単にできないかと思うこともあると思います。

これから菊陽町や周辺に住む人々は、ゆっくり料理をする人が増えると思いますか。日本の食料自給率はカロリーベースで38%、2022年です。熊本県の今年度のカロリーベースでは55%で、全国で18番目という数字が出ていました。今の世界情勢や気候を考えると不安な数字です。

今になって、余って減反を続けていたお米が不足し、国中で騒いでいます。

町では、過去にニンジン焼酎が、最近ではニンジンカレーが作られ、販売されています。お手軽な、先日の商工会総会では、ニンジンジュースとニンジンゼリーがお土産に配られました。ちょっとここに持ってきてましたけど。これがニンジンゼリーで、これがニンジンジュースで、ちょっとこのパッケージとか、おしゃれでいい感じだなと思ったんです。裏を見ますと、製造しているのが北海道と福岡ということで、ちょっと悲しい思いをしました。

そこまで持つていて作って、また持つて帰ってきて販売をしているということなんですね。何か、その送料の何か考えるとどうなんだろうという気もしました。

それよりも、地元で採れた新鮮な野菜を収穫直後に急速冷凍したり、地元の安心・安全な野菜ですとか、災害にも保存が利いて使いやすい乾燥野菜ですか、干し芋ですか、そういうものが作られていくことが大事ではないかと思います。

消費者は地元にいます。何度も言いますが、高齢になると包丁にも力が入りません。食べる量も少ないので、生の野菜は廃棄率が増えます。当然、ごみ出しも増えます。

これが冷凍であれば、包丁も要らない、廃棄も少ない、ごみも減る。保存が利くので買物の回数も要ります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員に伝えます。

○6番（矢野厚子議員） はい、長いですか。

○議長（福島知雄議員） 時間も限られていますんで質問に移ってください。

○6番（矢野厚子議員） はい、もう少しで最後に行きます。

少人数家族や働く主婦にとっても同様です。これから社会に見合った農業の在り方や消費のニーズを見据えた産業の在り方をもう一度考えていただくことを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 繰り返しになりますけども、食品製造業と農業との部分の流れというのは、非常に相乗効果があるというふうに考えております。

しかしながら、企業の部分につきましては相手方がおることでございますので、今までどおり、食品製造業は本町にも4企業ございますので、食品工業も含めたところで企業誘致を進めていきたいというふうに考えておりますんで、御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 4の地域への投資は、当然町民への利益につながるべきだと思いますが、新たな工業団地にはどのような企業を誘致していくのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 本町における工業団地の整備は、企業誘致事業における基盤の整備であり、企業誘致は地域経済の活性化や雇用の創出を通じた町の成長戦略として不可欠と考えております。

特に、本町には、J A S Mやソニーが立地しており、半導体産業のさらなる集積が期待されます。半導体産業は、今後の成長が見込まれる分野であり、地域経済に与える影響も大きいと考えておりますので、今後も、半導体関連産業の集積に向けて取り組んでまいります。

セミコンテクノパーク周辺では、現在、国策として、道路ネットワークの整備や下水道整備などのインフラ整備が急ピッチで進められており、工業用地としての適地性は一層高まっています。このようなインフラ整備は、企業誘致において大きなアドバンテージとなっております。

また、今年3月には、熊本県が地方からの活性化を図り、地方創生の成功モデルを目指すため、台湾のサイエンスパークを参考に、必要な機能を複数の拠点で分担するくまもとサイエンスパーク推進ビジョンを策定されましたが、新たな工業団地もその計画に位置づけられております。

こうした強みやチャンスを最大限に生かすため、県や関係団体と連携を強化し、企業誘致を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 本当に、いろんな企業の誘致を何かいろいろな角度から考えて、県と協力してやらなければいけませんけど、ちょっとまたその部分から少しづれるかもしれませんけど、今、菊陽町の土地の高騰とともに家賃も高めで、人口のブレーキをかける事態になっていきます。

家賃が入らないオーナーも、建設費用の支払いができずに手放す事態も起きるのではとの声も聞きます。

東京や大阪では、先ほどちょっと大久保議員もおっしゃっていましたけど、海外のオーナーに転売されて外国人の民泊になったりして問題になっております。

今回は深く触れませんが、ベンチャー企業やスタートアップ企業が小ぢんまりとしたオフィスを欲しがっているという話も聞いております。

今回、工業団地ということで、本当に製造の関係なんですけども、昨年、視察に行った柏の葉スマートシティを思い出すと、若い人たちが一つのビルに集まり、企業や研究開発をする様子を見ました。

くまもとサイエンスパークや知の集積などを町は考えているようですが、一つの提案ですが、空室の目立つマンションなどがあれば、町が商工会や不動産会社と積極的にタイアップして、若い人の企業に力を貸してはいかがでしょうか。

町長や副町長も、柏の葉スマートシティは見に行かれたと聞きましたが、どう思われますか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今、スタートアップとか起業家を支援したらどうかという話、私も柏

の葉を見てまいりました。先般、この議会でも御説明しましたけど、私どものまちづくりは、確かに柏の葉を一つのモデルとして考えております。

先日だったですか、うちのまちづくりの絵を見せた中で、職住近接エリア、にぎわいエリア、そして知の集積エリアというのをお示ししました。その中にはマルチテナントというものが明確になっていました。それはまさにビルを建てまして、その中に大学の研究所であったり企業の研究所、また専門学校であったり、そしてまさにスタートアップの企業であったり、そういういったいろんな若者であったり研究者であったり、そしてこれから新しくトライしていく、そういういった方々を関係人口として集めていこうというような構想も盛り込んでおりますので、そういういたるものの中で、一つ、二つでもやはり起業化、進んでいくような方がこの菊陽で生きていくような、そういうことについても考えていければと思っているところでござります。

以上です。

(6番矢野厚子議員「町長は、いいですか」の声あり)

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 若い人が希望を持って転入してくるようなまちづくりをぜひ考えていただきたいと思います。

では、2番の町の子どもたちを守る体制についてお尋ねします。

1番の子どもたちの通学の安全を守る体制についての質問です。

子どもたちの自宅から学校まで、また学校から自宅までは、お天気や時間帯、道路状況など様々な条件によって影響を受けます。極端に言えば、毎日毎日、条件が違います。

学校ごとに交通安全プログラムが作成されると思います。

そこでまず1の通学路の交通安全見守り体制がどのようにになっているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 通学路の交通安全の見守りとして、13名の交通指導員が、交通安全運動をはじめ月例のパトロール活動や交差点での交通指導、各種イベント時の交通整理などの活動やお住まいの地域の通学路や横断歩道での見回り活動を行っています。

また、それぞれの校区では、青少年健全育成町民会議やスクールパトロール、保護者や地域の人も、ボランティアで子どもたちが安心して登下校できるように見守りを行っていただいているります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 登校時は、一部の校区を除き、集団であり、見守りは手厚くなります。

下校時は時間もばらばらであり、なかなか全部というわけにはいかないとも思います。それを補完するわけではありませんが、通学路の安全に防犯カメラがその路上にどのくらい設置されているか、チェックしたことはありますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

通学路への防犯カメラの設置状況については、現在、把握はしておりません。全体的な把握はできておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 本当に、一部の地区の方から通学路に防犯カメラが欲しいという声もお聞きしたんですね。本当に、朝とかしっかりと見守っているときには分かりますけど、あまり人がいないときにはやはりカメラがとても役に立つのではないかと思っております。

今後、検討していただければと思いますが、通告外ですけど危機防災のほうでは通学路のカメラの申込みとかは上がっていますか。

○議長（福島知雄議員） 答弁する、通告外。

（6番矢野厚子議員「答えられたら」の声あり）

危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 一応、大津地区の防犯協会の補助制度において、今現在、50か所ほど町内でも設置のほうが進んでおりますが、この中の大半のほうが、実際通学路のほうに設置のほうが進められているような現状はございます。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員に告げます。

通告外の質問はしないようにしてください。

○6番（矢野厚子議員） 関連だと思ってお聞きしました。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 防犯カメラでのお尋ねでしたけれども、まず通学路への防犯カメラについてということでは、防犯カメラがあるから安心ということではございませんけれども、この整備をしていただくことということで、こちらは犯罪抑止につながるということで、教育委員会としましては大変ありがたく考えております。

今後になりますけれども、通学路の防犯カメラの設置状況については、可能な限りとなりますが学校のほうへの情報提供等については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 本当に、子どもを守る手段、使える手段はしっかりと使っていただきたいと思います。

では、2番の道路状況の点検はどのように行われているか、お尋ねします。

今、町内のあちこちで工事が行われており、日によって通行できる道が変わったり、工事の

材料が置かれたり、工事用車両が止まっていたりします。先日、下水道説明会のときに、工事の場所が通学路にかかり、心配だという声がありました。その辺の配慮を含めて情報の収集が行われているか、確認したいと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 本年度も、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づき、5月1日から5月20日にかけて8日間にわたり、交通量が多い通学路の危険箇所などを国、県、道路管理者、警察、区、自治会、交通指導員、青少年健全育成町民会議、PTA、学校、町担当課と共に、全部で71か所を点検してまいりました。

合同点検実施後の対策等については、対策内容や進捗状況などの情報を共有するために、今月開催いたします菊陽町通学路安全対策会議において、学校関係者、道路管理者、交通管理者の3者が主体となって、しっかりと議論を深めながら、スピード感を持って通学路の安全対策を進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 町長は御存じですけれども、3月に空港線の工事現場で自転車と車がぶつかるという事故がありました。雨の日の夕方で、暗くてお互いに見えなかつたということでした。幸いに大きなけがもなく、すぐに町長のほうに動いていただいて、ソーラーのライトをつけることによって見やすくなつたということで、地元の方は感謝しています。

でも、事故が起きてからの対応では問題があります。

危険予測は、地元の方の情報の収集にあると思います。

また、危険なのは通学路だけではありません。町のあちこちに公園があり、子どもたちが自転車で行っています。一人で行ったり、ヘルメットもかぶらないでいたり、見かけるとはらはらとしています。

当然、学校では、折々に交通安全についてお話をされていると思います。ただ、子どもたちが交通安全を守っても、周りが守らなければ意味がありません。

最近の事故の傾向として、高齢者や外国籍の人の交通安全義務違反が多くなっています。

町が中心になって、高齢者や外国籍の人を巻き込んだ交通安全大会などを開いていただけないでどうか。シニアカーの交通ルールがよく分からぬ方がシニアカーに乗られているというのも聞きます。町は、この点はどう思いますか。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員に伝えます。

ただいまの質問は通告外と判断します。

別の質問に移ってください。

矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 事故を未然に防ぐには、本当に全体の協力がなければいけないと思ったので、子どもたちだけに、危ないからこうしなさい、ああしなさいではなくて、本当に危険な

運転をしている高齢者、ルールをよく分かっていない外国籍の人たち、その方たちにしっかりと、やっぱり知識を得てもらうことが、子どもたちを守ることに、安全になると思って、ちょっと通告外ですけれどもお話をさせていただきました。

では、3番の不審者情報の取扱いはどのようにになっているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 本町では、不審者に関する情報が寄せられた場合、次の3つの体制で対応しております。

1つ目に、関係部署との連携です。

学校から不審者情報が提供された場合、速やかに危機管理防災課へ情報提供を行い、役場内での情報共有と連携を図り、不審者事案に対する迅速かつ適切な対応に努めています。

2つ目に、警察との情報共有です。

不審者情報については、学校または不審者被害に遭った児童・生徒の保護者から、詳細な情報、状況を警察に通報することを勧め、必要な警戒態勢や捜査活動につなげております。

3つ目に、保護者への迅速な注意喚起です。

児童・生徒及びその保護者への注意喚起が必要であると判断される事例につきましては、各学校から、安心・安全メールなどの連絡網を活用し、保護者へ迅速に情報提供を行っております。

引き続き、子どもたちが安全に日常生活を送れるよう、関係機関との連携と不審者情報の誤報や曖昧な情報に惑わされないように、正確な情報の収集に努め、対応してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 正確な情報をということで、先ほどもちょっとカメラのことをお尋ねしましたけれども、やはりカメラが抑止力になるということと、そのカメラを見ることによって本当に不審者であったか、その辺の確認もできると思うんですよね。

本当に、防犯カメラがつくという意味は、ただつくことが目的ではないというふうに思っています。また、しっかりと活用しなければ、その意味はないと思っていますので、併せてもう一回、防犯カメラの体制を見ていただければと思っております。

では、次の子どもたちの心を守る体制で、1、災害や事故などが子どもたちの身近なところで発生した場合の心のケアの体制はできているかのお尋ねです。

先日、町内で痛ましい死亡事故が起きました。新しい友達との出会い、楽しみにしていた運動会を前に、幼い命が奪われました。その子どもさんを直接に知らない私ですら、悲しみに胸が痛みました。まして、同級生の悲しみとショックはいかがなものかと思います。その後の対応は、どうなっていますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） それでは、まず1番目の災害や事故などが子どもたちの身近なところ

ろで発生した場合の心のケア体制はできているのかについて、答弁させていただきます。

災害や事故が子どもたちの身近なところで発生した場合、その心の状況は、年齢や個々の性格、経験などによって様々ですが、子どもたちは大人以上に強い衝撃を受け、心に大きな影響を及ぼすことがあります。

そのため、本町では、子どもたちの心の健康と安全を最優先に考え、次のような体制を整え、心のケアに当たっております。

本町では、現在、他自治体に先駆けて、町独自に配置したスクールカウンセラー2名を配置しております、子どもたちの心のケアにおける専門性を強化しています。

これにより、万一、災害や事故が発生し、心のケアが緊急に必要となる状況が生じた場合には、迅速に学校へスクールカウンセラーを派遣し、子どもたちへの緊急的な心のケアと教職員に対しても専門的な視点からの子どもへの声かけの方法や心理的な影響を受けた子どもたちへの具体的な対応方法について指導し、その知識やスキルを共有しています。

これにより、学校全体で子どもたちの心の状況をきめ細かく把握し、適切なサポートができるよう努めています。

さらに、教室では、担任教員に加え、町が独自で雇用する教育支援員56名が複数体制で子どもたちの様子をきめ細かく観察しております。日頃から、子どもたちのささいな変化にも気づけるよう、複数の目で見守っています。

また、子どもたちの心の回復には時間要する場合もあるため、学校と連携し、町雇用のスクールカウンセラーやこども家庭相談課の専門の相談員を活用しながら、半年後や1年後といった長期的な視点での継続的な支援を行うことができる体制の充実に努めてまいります。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 議員お尋ねのように、今般の事故を受けてという部分につきましては、私のほうで答弁させていただきます。

議員が申されましたように、今般、菊陽町内の児童が交通事故で亡くなるという本当に痛ましい事故が起きました。

私も、2度ほど、この現場を訪れ、花を供え、心から御冥福をお祈りしつつ、同時に、二度とこのようなことがあってはならないと強く思いました。起こさないぞという思いを強くしたところです。

緊急時の心のケアの第一歩は、相談できる人がいつも近くにいるという安心感を与えることと考えております。そのため、今回の事故においては、できる限り隙間なく、スクールカウンセラーを当該学校に派遣いたしました。

そして、スクールカウンセラーもカウンセリング室で子どもの来室を待つのではなく、授業の中で子どもの観察、教職員との交流や情報交換など、ちょっとしたつぶやきも拾うことができる体制を整えました。

このことで、子どもや教職員がスクールカウンセラーの存在を実感し、いつでも聞いてくれ

る、いつでも頼れるという安心感が生まれていると報告を受けています。

さらに、教育委員会では、当該学校の学校行事についても、行事についても見直しを行い、今月6月23日に当該の学校で予定されておりました菊池教育事務所の相互訪問の中止を決定いたしました。

これは、教職員の多忙化による心理的な負担を軽減し、先生たちが子どもたちへのケアに集中できるよう配慮したものです。

このように、教育委員会では、様々な視点から学校の応援団としての役割を果たすべく努めているところでございます。

このような対応の結果、現在のところ、子どもや、子どもたちや教職員で体調不良を訴える人はほとんどなく、学校は通常の教育活動が行われているという報告を受けております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 私も自分の経験から、過去に怖い目に遭った場所にはもう行きたくありません。

今回の事故に限らず、今後も何が起きるか分かりません。しっかりと体制をつくり、心を守ってあげてください。

2番の不登校の子どもの心のケア体制はどのように行っているかについてお尋ねします。

不登校の子どもの数は全国的にも増える一方で、本町でも増加傾向にあると思いますので、お願いいいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 本町における令和6年度の調査によりますと、前年度に比べ減少傾向ではありますが、不登校児童・生徒数は、小学生で50名、中学生が103名で、合計で153名となっています。

中学校における不登校生徒数が小学校の倍以上となっており、思春期における心理的な課題や人間関係の複雑化が影響していると考えられます。

不登校生徒が、中学校で増加している現状を踏まえ、中学校においては学校内に心の教室を設置し、町が独自で雇用している専従の支援員を各1名配置しております。

これにより、子どもたちが学校に安心して来られる居場所を確保し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行い、子どもたちの心の状況に寄り添い、信頼関係を築きながら、学校復帰に向けたサポートを行っております。

また、先ほどお答えしました本町で雇用しております2名のスクールカウンセラーを小学校を中心に配置して、早期の段階から子どもたちの心のケアに当たっております。

これに加え、県から派遣されるスクールカウンセラーを不登校傾向が顕著になる中学校を拠点校として配置し、専門的なカウンセリングを行っております。

さらに、小学校で関わりを持った町のスクールカウンセラーが必要に応じて中学校へも出向

き、継続してカウンセリングを行う体制も整えております。

これにより、小学校から中学校への進学に伴う環境変化の中でも、子どもたちが安心して相談できる関係性を維持し、途切れることのない心のケアに努めております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 私自身も学校があまり楽しくなくて、行きたくなかった子どもでした。

行きたくないので、おなかが痛いと言ってサボることも度々でした。現実から逃げ出したくて、家で本を読み、空想の世界に浸っていることが一番好きな子どもでした。

ただ、このままではいけないと思っていたのも事実です。きっと不登校の子どもたちもそう思っていると思います。そのきっかけを探しているのだと思います。

大人の考え方で対応しても、子どもの心はなかなか開くことはできません。この人は信頼できると考えた、見えたときに初めて受け入れてくれます。子どもは本音と建前をすぐに見抜きます。カウンセラーの方だけでなく、私たち大人も、信頼できる大人として関わるといいます。

3番の子どもの第3の居場所づくりをどう考えているかについてですが、先日、大津のCO-CO-Z（ここ一ず）に見学に行ってきました。町のほうでも、先日、視察を行ったと聞いています。ここは、もともと日本財団の支援の下に運営されていて、その支援期間の終了のタイミングで、運営されていた方が新たな仕組みで運営されているとのことです。

町では、どのように対応していくかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 子どもは、家庭を基盤とし、地域や学校、様々な場所において安心・安全な環境の下、大人や同年齢、異年齢の子ども同士の関わりの中で成長する存在がありますが、社会構造や経済構造の変化により、子ども、若者が居場所を持つことが難しくなってきています。

また、児童虐待や不登校、いじめなど、様々な問題の増加などで、全国的にも家庭や学校以外で、子ども、若者が安心して過ごせる第3の居場所の重要性が高まっております。

そのため、近年は、地域社会やNPO法人などが第3の居場所を設立するなど、県内の自治体でも多様な形で第3の居場所が展開されてきております。

現在、菊陽町でも、子どもの居場所づくりとして、すぎなみ教室や地域未来塾などの学習支援、放課後児童クラブや放課後子ども教室、子ども食堂の運営支援などの取組を行っています。

このような中、令和6年4月に児童福祉法が改正され、養育環境などに課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童などに、居場所となる場所を開設するための児童育成支援拠点事業が新設されましたので、町としましても、このような事業を有効に活用しながら、現在の子どもの居場所づくりの取組のさらなる充実強化を図ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 子どもたちの居場所づくりは、建物だけでは成り立ちません。それを適切に運営する人が必要ですし、資金も必要です。

熊本大学大学院の苦野准教授が、福島大熊町には、こども園、小・中学校に加え、大学のサテライト、教員研修機関などが一つになった学び舎ゆめの森があり、そこにゼロ歳から15歳までが一緒に学ぶごちゃ混ぜのラーニングセンターがあると紹介されています。

学校はちょっとしんどいなと思う子でも、地域の人々の、地域の様々な世代の人とつながることで自分の居場所を見つけられる、地域というキーワードは、今後ますます重要になると話されています。

昨年の一般質問で、夏場に、公民館の電気代を援助して、老人や子どもたちの居場所にできないかと提案させていただきました。

大津のように、新たな建物を擁しなくとも、地域の建物を利用して、毎日でなくてもいい、そこに集まれる人がお互いに、こんにちは、ありがとうの言葉を交わせるきっかけをつくれたらと思いますが、町長はどう感じますか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 自分の居場所づくりということだろうかと思いますけども、私も実は教育長と、小学校、中学校の給食の時間をつくりまして、子どもたちとの触れ合う時間を持つっています。

ただ、そういったところに来れない子どもさんもいらっしゃるということでございますので、そういった子どもさんたちにもしっかりと目を向けて話し合うような時間もつくっていこうというふうには思っています。

そういった子たちがどう考えているか、そしてまたこれから世の中、どう菊陽町と関わっていくのかというところをしっかりと町としても捉えまして、こういったところの子どもの居場所づくりというのはつくっていく必要があるというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 今回は、子どもの問題を多く取り上げました。

いろいろ調べる中で、聞いたことがあるのに分かっていないことも多く出てきました。

特に、熊本県子ども輝き条例というのが、平成19年に公布されているということです。

「熊本の子どもが日本で一番生き生きと輝くことは、熊本が輝くことにはかならない」と冒頭に書かれています。そして、第3条には、「すべての子どもは、自分は愛され、大切にされる存在であると感じ、安心して育つことができる」と書かれていて、第4条には、「すべての子どもが、いじめ、虐待、犯罪、事故その他その成長を阻害することから守られること」、「すべての子どもが、孤立感を持つことなく、家庭、学校又は地域におけるきずなの中で、喜

び、悲しみ及び感動を共有し、育っていけること」などが書かれています。

そして、最後の第8条には、「県は、県民一人一人が、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて関心と理解を深めるとともに、その実現に向けてそれぞれの家庭、学校、職場、事業所等において特に取組を行う日として、肥後っ子の日を設ける」、「肥後っ子の日は、毎月15日とする」とあります。毎月15日はシルバーデーだけではありません。

この場にいる皆様、ぜひしっかりと覚えておいてください。そして、一度、この条例の全文を読んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩いたします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時53分

再開 午後0時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治議員。

○13番（甲斐榮治議員） 皆さん、こんにちは。議席番号13番、一陽会の甲斐です。

一般質問を行います。

傍聴者の皆さんには、お忙しい中においでいただきまして感謝申し上げます。何か今日は、県の議長会の事務局長さんもお見えということで、ちょっと緊張しております。

言うまでもありませんけれども、TSMCの受入れとその後の事態の展開は、この地域が我が国の経済発展のエネルギー源の一つになることを明確に示していると思います。

熊本日日新聞によると、県は、熊本県は、これから申し上げるとおり、各部門の目標値を上方修正しております。申し上げます。

関連産業の出荷額、22年、23年に比べて、どれだけかということを申し上げますが、出荷額については、1兆2,000億円の見込みを2倍超の2兆8,000億円、それから関連企業の増設件数28件という見込みを130件、それから関連産業の雇用者数を2万3,005人から2万5,490人、約2,000人の増ですね。それから、県内の大学、高専、高校卒業生の関連企業就職者数が397人から500人、約100人上昇しております。

それから、ベンチャー企業、スタートアップ企業の創出はゼロ件という想定でしたが、10件という想定に変わっております。半導体関連の海外企業との商談件数60件という予定でしたが、2,500件というふうに飛躍的に増えている。

以上のとおりですけれども、この地域が、我が国の失われた30年を挽回する起爆剤の役割を果たすことを確信いたしております。

ところで、その経済発展と環境保全のバランスをどう取るかは、人類の歴史の永遠のテーマであります。世界の未来を左右する半導体生産への期待を光とすれば、環境への負荷はその影の部分と言うことができます。影はできる限り縮小すべきだと思います。

今日は、影を構成する懸念事項の中で、この地域で100万人を養う地下水問題に焦点を当てて、皆さんと共に考えたいと思います。

宝の水ですので、皆さんの心配は至極当然であります。その当然なことに対して、ただ不安をあおる、そういうことではなくて、大切なことは、偏らず、冷静な目で事態を見詰めて、科学的根拠を基にした判断と行動をすることであると私は考えております。

この時点では、正確な情報を把握し、発出することが、大変大切だというふうに思っております。その立場に立って、質問を行います。質問は質問席で行います。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） まず、1番目ですけれども、半導体生産に使われる毒性があるというふうに疑われている物質の中に、有機フッ素化合物、P F A Sと言っておりますが、それがございます。

分解不能だということで、厄介だなと思いながら来ましたけれども、最近ちょっと新しいニュースが入っております。イギリスの相当権威のある科学誌の「ネイチャー」というのに論文が掲載されまして、P F A Sは分解して再利用可能であるとのオックスフォード大学等の研究チームの発見がありました。それを確認しているかどうかについてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） P F A Sの処理方法につきましては、高温で焼却する処理が一般的に知られておりますが、完全に分解するためには、例えばP F O Sは約850度以上、P F O Aは約1,000度以上の高い高温が必要です。

そのような中、オックスフォード大学などの研究チームが、有機フッ素化合物の一部を食品添加物にも使われるリン酸の化合物を使って分解し、フッ素を回収する方法を発見し、環境汚染の防止やフッ素の再利用で資源の有効活用が期待できるという論文を発表し、イギリス科学誌「ネイチャー」に掲載されているとの情報につきましては、S N Sや新聞記事など様々な形で情報が発信されていることは認識しております。

ほかにも、P F A Sの分解や再利用の可能性については、オックスフォード大学などの研究チームのほかに、複数の大学や企業、研究チームが、可視光線や紫外線、薬品などを利用し、分解、無害化できる技術を開発している情報についても認識しているところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 先ほどちょっと申し上げましたが、P F A Sは永遠の化学物質、非常に結合が固いんですね、分解不能と言われてきましたけれども、今のような情報が入っております。

ただ、これが実用ベースに乗るにはちょっと時間がかかるとは思いますけれども、朗報であると、分解できるということであれば処理できますので、この情報には今後とも注意を払ってもらいたいし、払っていきたいと思います。

また、熊日さんの情報によると、これから申し上げますようなことも確認されておりますので、申し上げたいと思います。

環境省は、京都、岡山、熊本で、PFOsとPFOAの温度低減の技術の一般公募、一般からそういう技術を募るということを決めているようです。6月中には、事業者を選定すると。特に、この京都と熊本では、産業廃棄物の最終処分場から排水に含まれるPFOsとPFOAの状況を対象とする、そういう事業を決めておるようです。

それから、熊本市の取組としては、PFOsとPFOAを含む排水、1日50トン以上の処理技術提案を求めておると。これも民間に求めておるということですね。

それから、国際的には、西欧は非常にこういった物質の規制には厳しいんですが、有害化学物質を国際的に規制するストックホルム条約の締約国会議、こういう長い名前がありますが、有機フッ素化合物で新しい種類のLC-PFCA、有毒だそうです。これはもう廃絶するということを決定したと。しかし、半導体や自動車の交換用部品では利用を認めたと。こういうニュースがございます。

これも、やはり技術発展と、それから環境保全のバランス、これを考えたときに一方的に廃絶というふうにはいかないと。やっぱり一定の検証が必要だということを表しておるかと思います。

私たちは、水俣の公害を経験しております。それから、五十数年を経過した今は、当時よりも高い次元の情報公開と対応策が見られていると思いますが、汚染などの可能性に対しては、廃棄物の規制基準の設置など、いち早く対応を取るよう国に働きかける必要があることを申し述べて、次の質問に移ります。

2番目です。

セミコンテクノパーク周辺では、地下水位が2030年度には、対23年度比、最大1.12メートル低下すると熊本県は予測しているが、減水量はどのぐらいか。これで何が起こるか。また、これに対する県の対策を把握しているかどうか。

以上についてお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 県が公表された地下水位が最大1.12メートル低下する将来予測につきましては、セミコンテクノパーク周辺の大半が開発され、かつ敷地内涵養などの対策が行われないという非常に厳しい想定で実施されたと聞いております。

セミコンテクノパーク周辺は、毎年、5メートルから10メートルの水位の変動が見られる地域であるため、専門家の見解も踏まえ、この水位の低下については、地下水が枯渇するような深刻な状況、影響とは言えないと判断しております。

そのため、減水量については試算されていないとのことであります。

県の対策につきましては、水循環型営農推進協議会やくまもと地下水財団による地下水涵養の取組やウォーターオフセット事業、節水や水の再利用などにより、取水する地下水量を削減する取組、地下水以外の水源利用の推進、さらなる地下水涵養の推進など、各自治体や関係機関、関係企業などと連携協力しながら、これまでにもこれからも取り組んでいくこととされております。

また、令和6年度末に、地下水位のリアルタイム発信を行う観測井戸を新たに1か所追加しておりますが、令和7年度にも、熊本県地下水保全条例の重点地域である熊本地域を中心に、さらに4か所を追加し、合計7か所に拡大する予定とされております。

本町としましても、守るべき農地はしっかりと守り、県や関係団体と連携して、水稻作付推進事業や水田冠水事業に取り組むとともに、新たな涵養対策を検討し、地下水保全に努めてまいります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） このセミコンテクノパーク周辺の水位予測については、県も非常に厳しい想定をした上で、想定を実施していると。水位低下については、地下水枯渇を懸念するというほどの深刻なものではないという答弁ですね。それから、水位確認の井戸を令和7年度までに7か所に拡大し、リアルタイムで発信するという、そういう答弁を確認しておきたいと思います。

さらに、少し質問がありますが、この県の対策として、水循環型営農推進協議会による地下水涵養の取組というのがありますが、これをちょっと説明していただけますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 水循環型営農推進協議会につきましては、私のほうから回答させていただきたく存じます。

まず、この水循環型営農推進協議会、これは土地改良区が事務局となって、おおきく土地改良区が事務局となって実施しているものでございまして、これまでには、夏場の作物を作る隙間、隙間で水を水田へためていこうという作業でございまして、本年度からは冬季の湛水まで実施すると、しているという状況でございます。

以上でございます。

白川中流域で行う湛水事業でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 湛水事業ですね、簡単に言えば、田んぼに水をためると、それが地下水に還元していくという、そのことですね。

それから、ほかに節水という言葉がありましたが、これは各家庭の節水を意味するのか。それから、水の再生利用というのは、これは企業の努力によるものか。それから、地下水以外の

水源利用というのは、竜門ダムの未利用水を使うということか。さらなる地下水涵養の推進というのを、例えば阿蘇の草原の維持、こういうことを指しているのかどうか、確認をしたいと思います。いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 甲斐議員がおっしゃられるとおり、節水に関しては家庭の節水、あと、再生利用につきましては企業の努力、あとは、地下水以外の水源利用の推進につきましてはやはり竜門ダムの、あと、さらなる地下水の涵養の推進といいますと、やはり阿蘇の草原とかというのも含めて考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 以上のこととを確認しておきたいと思います。

それから、町の対策として、農地を守る、農地というのはやっぱり地下水を涵養する一番の働きがありますので、その農地を守るということ、これはもう第7期総合計画に基づき、これ以上はもう農地を減らさないという、そういうことを意味するのか。それから、水稻作付推進事業、水田湛水事業は、今、説明がありましたので、分かります。

次に、新たな涵養対策というふうに書いてあります。答弁がありました、これは一体何なのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 農政課長。

○農政課長（澤田一臣さん） それでは、守るべき農地ということで、まず答弁させていただきたいと思います。

今回、7期の、すいません、都市計画マスタープランにおいては、守るべき農地ということ定めさせていただいておりまして、これは開発すべき点を、上田議員への答弁もありましたが、4か所を設定しております、それ以外の農地については守るべき農地というのを明確に定めたものということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 新たな涵養の取組ですけども、先ほど、県のほうでは阿蘇の草原とかというのを検討されておりますけれども、町としましては、雨には、本来であれば雨は屋根に降ったものがそのまま下水のほうに流れていくところを、庭に一時ためるところをつくり、それを地下浸透させるようなシステムとなっております。

それも、町のほうでも設置できないかということで、今検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） はい、理解できました。

3に移ります。

地下水の取水量と工場排水については、TSMCのみならず、菊陽町やその周辺に展開する企業全体の状況を把握する必要があるのではないかと。往々にして、TSMCばかりが表に出てきますけれども、実は菊陽町とその周辺には大変な企業群が張りついておりますので、その全体をやっぱり把握する必要があるんじやないかと。こういう質問です。いかがでしょう。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 半導体産業における大規模製造業の状況についてお答えします。

まず、地下水の取水量につきましては、県の地下水保全条例第29条に基づく年間採取量の報告により把握し、市町村単位で用途別の取水量が公表されているところです。

次に、工業排水の排水の量につきましては、下水道使用料を徴収していることから把握をしております。

排水される水質については、日量50立方メートル以上の各特定事業所の水質を年4回、下水道法に基づいて測定しており、排水基準値を超えないことを確認しております。

法定外の物質につきましては、今後、県において、排水の多い複数の特定事業者へPFB-S、PFB-Aなどの使用状況を確認し、情報を収集していくとのことです。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 今、ちょっと待ってください。

排水量については把握しておるという答えでしたが、これは町が把握しているということですか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 繰り返しになりますが、工場排水の排水の量は下水道使用料を徴収していることから、町のほうで把握しております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 町が把握しておるということですが、お聞きのとおりで、県が把握したり町が把握したりとか、いろんなケースがあるようですが、住民の皆さんには、やっぱりこの地下水に対して、都度心配をしてらっしゃるんで、それに対して答えるような窓口ですね、これを町、多分、今まで環境生活課が主になってきたと思うんですが、この心配事に対して対応して、その心配事を除くような、そういう窓口、相談の窓口、そういうものをつくるべきじゃないかと思いますが、これはどなたか、答えていただけますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） これは、横断的な問題でもございますので、企業誘致を担当しております商工振興課である程度の部分は、ほかの課の協力をいただきながら、情報をいただ

きながら整理をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） では、こういった心配事については、商工振興課ですかね、そこに聞けばよいというふうに理解しとつていいですね。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 問題を整理しまして対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） 次に移ります。

（4）ですけども、県環境モニタリング委員会によると、坪井川でP F A S 2種類の濃度が上昇したことであるが、県による原因究明について、町は把握をしているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 環境モニタリング委員会としての意見は、現時点では問題ないレベルだが、今回は、稼働後、1回のみの結果で、今後、継続的なモニタリングが必要であるとされており、因果関係については明言されておりません。

環境モニタリング委員会の意見のとおり、県では、今後も、モニタリングを継続するとともに、変化については精密な調査が必要とし、熊本北部浄化センターに排水している企業にヒアリングなどを行う方針と聞いておりますので、その動きを注視していきたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） ただいまの問題ないレベルとおっしゃいましたが、その問題ないレベルとは具体的にどういうレベルですか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 問題ないレベルといいますのは、今現在、県のほうから言われておりますP F A S、こちらのほうが50ナノグラムというような形で、暫定的な基準を設けております。こちらのほうは、1日2リットル、一生飲み続けても、健康には影響がないというレベルで考えられております。その基準を基に、問題がないレベルと判断しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） 今の50ナノグラムというのは1リットル当たりですか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） はい、そのとおりです。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） この1立方メートル当たり50ナノグラムというのについては、記憶しておきたいと思います。いずれ。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 1立方でなくて、1リットル当たりになります。

（13番甲斐榮治議員「1リットル当たり」の声あり）

1リットル当たり、50ナノグラムとなっております。

実際、坪井川のほうで調査されておりますが、PFB-S、こちらにおきましては50ナノグラムパーリッターと、1リッター当たりとなります。

あと、PFB-Aにつきましては、15ナノグラム、1リッター当たりとなっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 多分、今おっしゃったことが、将来的にも国の基準になっていくんじゃないかと思いましたので、あえてお聞きしたところです。

それから、次に行きます。

環境政策における未然防止原則と予防原則の違いを認識しているか、お聞きます。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 未然防止原則とは、人の健康や環境に重大で不可逆な影響を及ぼす物質や行為を事前に制御して、環境への悪影響を未然に防止するとする考え方であります。

一方、予防原則とは、人の健康や環境に重大で不可逆的な影響を及ぼすおそれがある物質や行為について、因果関係に関する科学的知見が不確実であっても規制措置を可能とする考え方であります。

未然防止原則、予防原則ともに事前規制であるという点では共通性がありますが、両原則は、原因である物質や行為と結果である環境汚染や健康被害との因果関係に関する科学的知見が存在しているか否かで異なります。

未然防止原則は、原因と結果との間に因果関係があることにより、早期に予防措置が可能であることに対し、予防原則は、因果関係が不明である以上、慎重な予防措置が求められるなどの違いがあると認識しております。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 十分認識されているというふうに思ってはおりましたけれども、非常に大事な問題ですので、あえてここに取り上げました。

我が国は、未然防止原則のほうなんですね。というのは、どういうことかといいますと、何か障害が起きた場合に、因果関係がはつきりしている場合にその予防の措置を取ると、これが日本のやり方ですね。

それから、西洋では、ちょっと疑わしいだけで規制をすると、予防原則、そういうふうになっています。

どちらの対応がどうかということは、ちょっと私も専門家じゃありませんので判断できませんけれども、今後、この問題が必ず出てくると思いますので、あえて取り上げました。

予防原則と、それから未然防止原則ですね、日本は未然防止原則であって、因果関係がはっきりしている場合に初めて対策を取る。それから、西洋の場合には、因果関係がはっきりしていなくても対策を取る。こういうことですので御記憶いただきたいと。どちらであるべきかという問題意識を我々も持つべきじゃないかというふうに思います。

次に、移ります。

6番目、環境省は、令和8年4月から、有機フッ素化合物P F A Sを水道法上の水質基準の対象にする方針であるが、町はこのことをどのように認識し、どのように対処するか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 有機フッ素化合物のP F A Sのうち、P F O SとP F O Aの2つの物質は、有害性が指摘されており、国は4年前、2つの物質の合計値を水道水1リットル当たり50ナノグラムとする暫定目標値を設定しました。

さらに、環境省は、5月8日の中央環境審議会の答申を受け、P F A Sの2つの物質であるP F O S及びP F O Aについて、水道法上の水質基準に引き上げる省令改正手続を進めています。

水質基準に引き上げられると、自治体や水道事業者には、定期的な水質検査の実施やP F O S及びP F O Aの濃度が基準値を超えた場合の改善が法律で義務づけられることになります。

一方、基準値については、国が健康に悪影響が生じないと考えられる水準としている現在の暫定目標値と同じ、1リットル当たり50ナノグラムとしており、令和8年4月から施行される予定であると認識しております。

本町としましては、水道事業者が行う水質検査の状況を注視していきたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） お聞きのとおりだと思いますが、今、出てきましたように、50ナノグラム、1リットル当たりですね、これが恐らく法制化していくんではないかというふうに思っています。

我々の町の場合には、大津菊陽水道企業団が事業者になりますので、その対応の仕方を町も注視していくと、こういうことを確認しておきたいと思います。

それから、7番目に行きます。

T S M Cを受け入れた地元として、環境問題や様々な条件整備について、国や県に対しても、一定の主体性を持って対処する権利があると考えるが、どうかと。

この役所の仕事というのは、どういうところで受け持つかというのが非常に大事なその要素になってきますが、民間レベルで見ると、何でこのことを、昨日もちょっとありましたが、2か所で持つのかとかという疑問がすぐ出てきます。

県の事業なので町がなかなか口が出せないということも理解をいたしますけれども、そういう中であっても、このTSMC関連の問題については、町はある程度のやはり強い立場で言っていいんじゃないかなという質問です。お答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） TSMCの進出により、本町は加速的な変化を受け、環境に関する注目度は高いものと認識しております。

立地する自治体の取組としては、半導体関連企業の集積による地下水への影響を最小化するに当たって、地下水涵養に最も自然で効果的な水稻作付に対し、企業と地元の農業者が継続的に協働し、地下水涵養を図ることを目的とした取組が重要となっていました。

現在、県、関係団体と協力金の原資を含め、仕組みづくりについて協議を重ね、白川中流域水稻作付推進協議会を設立し、新たな取組として動き出しているところでございます。

また、町からは、涵養事業に取り組んでいる事業団体との意見交換や調整など、団体を横断した調整機能が必要になると想え、熊本県地下水保全推進本部幹事会において、地下水涵養を実施する水循環型営農推進協議会やくまもと地下水財團を横断した調整機能、企業目標を超えた涵養に対する企業への協力要請や財政負担といった企業からのバックアップ機能の検討を要望してまいりました。

今後も、TSMCの立地する自治体として、熊本県地下水保全推進本部幹事会などを介して情報の収集、意見交換を積極的に行ってまいります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 前回の質問のときに取り上げましたが、水稻作付推進協議会という組織が立ち上りましたですね。いろいろ考えなくてはいけない点もあるような気がしますが、総体として、やはりこれは、今後きちんと発展させていくべき組織ではないかというふうに考えております。

先ほど答弁で触れられました熊本県地下水保全推進本部幹事会には、たしか本町も入っておったと思いますが、そうですね、はい。そういったところで、町、そのTSMCを受け入れた地元として、思い切って言うべきところはやっぱり言っていただきたいというふうなことを要望しておきたいと思います。

次に参ります。

地下水位等の保全について、国、県、町、住民、企業、この信頼関係は築かれているかと、今日の一番大事な質問ですけれども、これについてお答えをいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 県では、地下水などの保全に向けた取組の一つである地下水涵

養のさらなる推進について、熊本県地下水保全条例に基づく地下水涵養指針が改正され、取水事業者における涵養目標を取水量の原則10割に強化されたところであります。

町においては、最も自然で効果的である水稻作付を推進するため、新たに白川中流域水稻作付推進協議会を設立し、県と連携しながら、企業と農業者の調整役を担い、取水量と涵養量のバランスの確保に向けた取組を進めております。

そのため、地下水保全に対する思いは関係者の皆様の共通の認識としており、情報の共有や発信を行っているところでございます。

また、熊本の地下水を確実に守るために、部局横断的に地下水量と地下水質の保全策を強力に進めるとともに、県民への情報発信を行うことを目的に、熊本県地下水保全推進本部が令和6年5月に設置されております。

そして、その中で掲げられております地下水位のリアルタイム確認体制の整備、地下水位の将来予測、営農のみに頼らない涵養対策の検討、P F O S、P F O A調査、特定公共下水道整備の推進、規制外物質の環境モニタリングなどについて、各機関が連携して対策を実施しているところであります。

ほかにも、3月29日には、企業の御協力をいただき、町民の皆様に正しい情報を知つていただくことを目的に、熊本の半導体・地下水セミナーを総合体育館で開催したところでございます。

このセミナーでは、半導体と水の関係や企業による地下水保全への取組について、半導体製造に直接携わっている方からお話を聞くことができる貴重な機会となりました。

今後も、町民の皆様に御信頼いただけるよう、不安や懸念の解消に努めるとともに、地域の共生が一層進むよう取り組んでまいります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 一番、この地下水の保全とか環境の保全で大事なことは、水俣病の経験も踏まえて、共通理解、相互信頼、これがやっぱりないと、全てが間違ってくるというふうに思います。

その協力とか信頼関係とかというのは、単にムードとかそういうことではなくて、やっぱりきちんとした組織を背景にして、信頼とか、そういったものが築かれるというふうに私は考えます。

企業としては、情報公開をする義務、それから環境保護に対する社会的責任が存在すると思います。企業ですね。それから、自治体については、情報公開、それから環境保護の責任、一番重いですけれども、仲介、いろんな組織を仲介して、この信頼関係をつくる、一番中心になる自治体ですね。それから、情報機関については、新聞社等で社会正義実現の使命に立った科学的評価による世論、企業、自治体への働きかけ、これが大事だと思います。

それからもう一つ、これに専門家の意見がやはり加わらなくてはいけないかと思います。

そして、我々住民としては、先ほどもちょっと申し上げましたが、扇情的なあおるような、

そういう情報に動かされるのではなくて、しっかりした根拠のあるそういう情報に基づいて判断をし、行動をすると。こういう要素が非常に大事じゃないかと。

こういった各部署の代表を網羅して、先ほど申し上げましたように、常設のいつもあると、間欠的に、臨時にじゃなくて、常設のそういうやっぱり組織が必要ではないかと。あるいは、県の組織がその代わりになるかとも思いますけれども、どうぞ今の観点を踏まえて、組織的にこの信頼関係を築いてほしいと。これが一番の勘どころじゃないかというふうに私は考えております。

さらに、それに付け加えまして、先ほどちょっと出ましたが、町の窓口、地下水問題に関してやっぱり町民の心配等に対応するそういう窓口をしっかり設けると。その辺が信頼関係の一番基礎になるんじゃないかというふうに考えて、申し上げておきたいと思います。

次に参ります。

熊本セミコン特定公共下水道事業等について、公共下水道の放流先を県が白川に選定した理由は何か、お答え願います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 放流先の選定につきましては、新処理場の建設場所を踏まえ、日向川、堀川、白川、3つの河川について環境や治水への影響を比較検討し、評価を行い、選定されております。

選定された白川につきまして、ほかの河川よりも高い評価となった主な理由としましては、まず1つ目に、ほかの河川と比較して流量が多いことから、河川や海域の環境に与える影響が少ないこと、2つ目に、河川の流下能力に対して排水の放流量の割合が最小となることから、治水上の安全性が高いことが挙げられます。

以上のことから、白川を放流先として選定されております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） 選定理由については分かりました。流量の問題が一番大きいんですね。

それから、次へ行きます。

放流口付近の住民には説明はなされているか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 放流口付近の住民の皆様には、熊本県より、菊陽町と同じく、1月の都市計画素案の説明会、先月5月21日に事業計画の説明会を立田公民館で実施されております。

周知につきましては、新聞広告、ホームページで広く周知が行われています。

特に、放流口の北側となる熊本市北区の弓削校区では、管路工事を実施するため、同地区の第1から第6町内の住民に対して説明会の案内も回覧されております。

なお、放流口対岸の南側の地区につきましては、個別の説明会の要望があったことを確認しております。要望があった地区につきましては、熊本県において個別の説明会を開催する意向とのことです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） これも、先ほどから申し上げている信頼の基盤になることだと思いま  
すので、今後とも丁寧に進めていただきたいと思います。

その中で1点、質問がありますが、河川から、特に河川敷から地下に浸透する水という、こ  
ういう現象はあり得るかどうか、お聞きします。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（坂田 悟さん） 確かに、川のほうに浸透するという御心配の意見があるというこ  
とは確認しておりますけども、この事業につきましては、熊本県の環境アセスメントに準じた  
審査会において、委員の先生方から、河川に対する影響も、水質上、流量が多いということも  
ありました問題ないレベルということで、はい、聞いております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） 過去の説明会で、このことが心配の一つになっておったということを  
お聞きしましたので、お聞きをしました。

それから、3番目に行きます。

鉄砲小路地区の個人井戸の水位が低下しているとのことだが、このことについての県モニタ  
リング委員会の見解はどうか、お聞きします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 熊本県環境モニタリング委員会は、半導体関連工場の進出で工  
場からの排水など環境への影響を懸念する声が上がったことから、県が設置し、セミコンテク  
ノパーク周辺の地下水などの水質と大気について調査を行っており、議員御質問の地下水の水  
位については、当委員会では関与されていないということでございます。

なお、地下水の水位については、熊本県環境立県推進課において所管されており、県の見解  
としましては、セミコンテクノパーク周辺の県の観測井戸において、令和6年10月の平均が  
36.45メートルから、令和7年4月の平均が30.94メートルと、約6メートル程度低下してお  
りますが、これは季節変動によるもので、一般的に地下水は雨の多い夏季に高くなり、雨の少な  
い冬季には下がる傾向にあります。

なお、昨年度同時期よりも地下水位は高くなっているとのことです。

また、この周辺は、毎年、5メートルから10メートルの水位の変動が見られる地域であるた  
め、帶水層も約80メートル程度の厚みがあると推定されており、専門家の見解も踏まえ、この  
水位の低下については地下水が枯渇するような深刻な影響とは言えないと判断されておりま

す。

ほかにも、先ほど申しましたが、県では、昨年度、地下水位をリアルタイムで確認できるシステムを構築されており、令和7年度には、合計7か所に拡大するとされております。

町としましても、県と連携しまして、住民の不安解消に努めるとともに、その状況を注視してまいります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） 現段階では、地下水が枯渇するとか、そういうことはないというふうな答弁ですけれども、我々住民にしてみると、何せ地下のこと、見えませんので、心配は常に存在するかと思います。今後とも、この辺については、県と連携しながら確認をしていきたいと思います。

それから、次に参ります。

既設の浄化施設に流入する不分解性物質にはどのようなものがあるか。また、それはどのように処理されているか。新施設ではどうなるかについて、お尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 下水処理場では、まず汚水中の大きなごみや砂などを沈砂池などで取り除きます。その後、微生物による生物処理によって、汚水中の有機物を分解する工程に進みます。

不分解性物質につきましては、汚泥の処理と処分を困難にし、施設を損傷するおそれのある有害物質となるため、下水道法により、カドミウムなどの物質が28項目定められております。そのほかには、金属や油類などが16項目ございます。

下水処理場においては、原則、有機物以外は処理することができませんので、有害物質を使用する特定事業所においては、水質汚濁防止法に準じた下水道法に定める排水基準以内に処理したものしか流すことができません。

このことから、特定事業所においては、除害施設により有機物質を取り除き、処理できないものは産業廃棄物として処理業者に引き取られ、適正に処分されることになります。

この排水につきましては、特定事業所において、下水道法で義務づけられた自主検査を行っております。また、町でも、年4回、排水の水質検査を実施しており、排水基準値を超えていないことを確認しております。

なお、新処理場につきましては、設計はこれからとなりますが、現時点では、熊本北部浄化センターと同様の処理方法を熊本県では想定されています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） いろいろ、ちょっと聞きたいんですが、時間もありませんので、1点だけお聞きしたいと思います。

有害物質がある場合、その有害物質の除去は、企業責任でないと、処理場では処分できな

いということなので、この有害物質を排出するような企業というのは、あるのかないのか。企業名を出すまではちょっと問題があるかもしれませんので、そういう企業が存在するかしないかだけ、お答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（坂田 悟さん） 今、御説明しました特定施設というところが水質汚濁防止法で定める有害施設等を使用する事業所ということになりますので、町には当然ございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 菊陽町にも存在するんですね。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（坂田 悟さん） 今、先ほども申しましたとおり、特定事業所というのが法で定められて、町にも、県にも届出が出ておりますので、そういった特定事業所として存在しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） この件については、また次の機会の質問に回したいと思います。

5番目です。菊陽町に位置する工場からの排気に有害物質は含まれていないかどうか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 令和6年12月の新工場稼働前後の変化について、法令等規制物質、例外、規制外物質の環境モニタリングの結果、大気中に法令等規制物質の影響は確認されておらず、規制外物質のモリブデン、テルルは増加しているとのことです。モリブデンはリスク評価で問題はなく、テルルは全国データと同等以下でございました。

なお、この2物質とも、新たな半導体工場での使用情報はないとのことです。

今後も引き続き、環境モニタリングが実施され、周辺環境の変化の把握、検証が継続されるため、結果を注視してまいります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） このモリブデンとテルルというのも、最近、初めて聞いた名前ですけれども、これもこの次に回したいと思います。

ただ、これはどうも自動車を製造するときに使うものですね、半導体では使わないようです。

それでは、時間もありませんので、その地下水涵養政策について、1と2、水を張らない稻作が普及する可能性が出てきたが、これをどう評価しているか。また、水稻作付の推進とどう整合性を取るか。それから、米価高騰はウォーターオフセット事業にどう影響するか。続けてお答えをいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 簡潔にお答えさせていただきます。

まず、御質問の水を張らない水稻は、水を張らない乾いた田んぼに直接種をまく栽培法でございます。従来の移植栽培とは異なり、育苗や代かき、田植作業が不要で、特に作業の省力化が図られ、大規模化が期待できる作付の仕方でございます。

一方、収穫量の年次変動が大きく、安定していないこと、そして水を張らない期間が長くございますので、雑草管理が難しいこと、また食味が落ちるなど、この栽培方法の普及には多くの課題があると報告をされております。

熊本県内における乾田直まき栽培の状況は、展示圃で栽培試験が行われている程度とのことで、作業の省力化は図られるものの、栽培技術の難易度が高く、普及には至っていないのが実情ということでございます。

町としましては、このような状況からも、地下水涵養対策として、現在の慣行栽培を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、ウォーターオフセットへの影響でございますけども、米価格高騰に伴うウォーターオフセット事業への影響についてですが、本事業における令和6年産米につきましては、企業2社が社食用向けとして、それぞれ契約を締結していただいております。購入計画量は81トン、昨年の36トンから大きく増加しております。米価の市場価格は、高騰により、ウォーターオフセット事業に係る購入費用も増加するところではございますが、農業振興に対する企業の御理解と御協力により、現時点では影響はございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） 1点だけお尋ねいたします。

現時点で影響はないというふうなことですけれども、これは企業が協力金を増やすのかどうか、その内容について少し教えていただきたい。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 一応、今の状況からすれば、やっぱり米価、生産者米価の高騰ということで、米の作付が伸びてございます。これは水張りもそうです。水循環協議会が行います水張りもそうでございます。非常に伸びているということでございます。

こういった部分で、熊本県と、そしてまた企業と連携をして、全体的な部分で御協力いただくという作業に入っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） 協力金と、納入する場合に買上げというふうにあると思いますが、JA SM等に大体、今、幾らで入れていらっしゃいますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 米の価格につきましては、市場流通ということで、今、JA経

済連が受け元というふうになってらっしゃると思いますけども、給食事業者と経済連の中で売買取引価格が決定されているというふうに思っておりますので、今のところ我々としては把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） 後のほうが少し駆け足になってしましましたけれども、今日、一番申し上げておきたいことは、先ほどから強調しておりますけれども、こういったやっぱり対策を取らなくてはいけない、そういう課題については、一番大事なのは相互の信頼関係があるかどうかということが一番大事だと思います。

どなり合いでは物事は解決しませんので、この相互信頼をいかにして勝ち取るかということに、どうぞ腐心していただきたいということを申し述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時57分

再開 午後2時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本昭文議員。

○3番（藤本昭文議員） 皆さん、こんにちは。議席番号3番藤本昭文です。

本日は、最後の質問になります。傍聴にお越しいただきました皆様におかれましては、最後まで傍聴ありがとうございます。

本日は、菊陽町が抱える様々な課題、また町民の皆さんのが持ちになっている様々な不安、その中から4点、まず消防団についてと防犯カメラの公費設置について、あと杉並木公園テニス場についてと熊本セミコン特定公共下水道事業についての4点を質問します。

質問は質問者席にて行います。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） それでは、まず大枠1番、消防団についての質問です。

(1)菊陽町消防団員数の定数及び現在の消防団員数と充足率を示せについて、回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 町消防団の条例定数は460人になっております。

令和7年6月1日時点の団員数は337人となっており、条例定数に対する充足率は73.2%となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） この消防団の定数と現在の人数というのは、令和6年の第3回議会においても質問をしています。そのときの回答は、令和6年度で359人でした。このときには、全国が76万数千人だったんですよね。これを比較しますと、菊陽町においては22人、約6%の減になっています。全国的にも減少傾向なんんですけど、国のはうだと2%しか減っていないんですね。

それを踏まえて、次の質問なんですが、(2)菊陽町消防団の現状を町はどのように考えているか、その要因も含め、具体的に示せについて、回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 町といたしましては、消防団員数の減少が続いている現状を重く受け止めています。

消防団は、地域における防災力の要であり、火災や災害時の初動対応をはじめ、住民の生命や財産を守る上で極めて重要な役割を担っております。

団員数の減少は、こうした消防・防災体制に大きな影響を及ぼすものと考えております。

このような傾向は、本町に限らず、全国的にも見られ、令和6年4月1日時点で、全国の消防団員数は74万6,000人と、先ほど議員が言われました、前年より約1万6,000人減少しております。

消防団員の確保が難しくなっている要因としましては、就業形態の多様化により、平日昼間の活動が困難になっていること、また団活動に対する関心や理解の低下、さらには家庭や職場との両立が難しいことなどが挙げられます。

こうした状況を踏まえ、町としましても、引き続き消防団と連携しながら、広報活動などを通して、団員の確保及び減少の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 前回、令和6年の質問のときにも、町のはうからは、消防団の重要性、防災における要として非常に重要だという回答は受けています。

この要因なんんですけど、これはいろいろ調べてみると、総務省消防庁であったり、新聞各社、あとNHKさんとかも、いろいろ特集を組まれて報道等の番組を作られています。基本的には3つなんですね。高齢化、人口減少、そしてライフスタイルの変化、これが、おおむねこの3つが消防団員減少の要因として挙げられます。これは都市部においても地方においても、いずれにせよ、この3つみたいんですよ。

これは菊陽町で考えてみると、最初の2つ、高齢化、人口減少、これは少なくとも当てはまらないんですけど、恐らくライフスタイルの変化、これが、これは実は都市部における消防団員減少の最大の原因となっているそうです。

菊陽町も、人口も増え、非常に都市化も進み、地方の一つの町といつても、非常にそういう面では時代とともに変わってきたのかなというはあるんですが、ただ全国平均2%の減少に対して、菊陽町は6%減っているんですよね。

ライフスタイルの変化については、その対応として構成員の、消防団員構成の、団員構成の、今までの一般団員ではなく、女性団員、学生団員、あと機能別消防団員、そういう割合が全国的には増えているんですよね。

この菊陽町では、その辺どうなんですか。

じゃあ、併せて、現状では消防団組織の維持は困難であるという団員の声に町はどう対処するのかというところも併せてお願ひします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 申し訳ありません、今の質問の中で、女性団員とか機能別とかという話もちょっとございましたので、3番のところの質問というところでお答えをさせていただきます。

具体的な取組として、町としましては、消防団応援の店の制度を令和7年から始めました。この制度は、地域全体で消防団を応援する仕組みを整えることで、団員の士気向上や募集促進を図ることを目的としており、先ほど大久保議員の質問に答えましたが、令和7年5月末現在、18店舗などに御賛同をいただいております。

また、昨年度は、作成した消防団団員募集のための懸垂幕やのぼり旗を消防詰所や火の見やぐらなどに設置し、地域住民への周知と入団促進に取り組んでおります。

このほか、全国的に団員が減少する中、議員のほうからありました特定の活動に従事するような機能別の消防団員の創設をする動きが広がっております。

本町においても、今年度の導入を目指して、制度設計や運用方針について、現在、消防団の幹部と協議を進めていますので、まずはそちらのほうから取り組んでいって、団員の減少を食い止めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 様々な取組、特に消防団応援の店については、私が議員になって最初的一般質問で質問した際に、町長の公約の中にもありましたんで、そのときも設立というか、創設に向けて、今、努力している段階ですという回答を受けまして、昨年にも質問した際に、創設に向けて現在という、同じ回答だったんですよね。

結果、今年4月から、この消防団応援の店はスタートしたわけなんですが、この中身が、今、確かに18事業所、ただこの事業所の、私が思っていたのは飲食店が中心なんだろうなというふうに思っていたんですよ。でも、中身を見ますと、建設業であったりメンズエステ、あとこちらにおられます大久保議員の不動産、多種多様な業種において消防団を応援していくという取組、非常にすばらしいと思います。

ただ、残念なのは、これが、本当に町長になられてすぐに取り組んでいただいて、もっと早期にこれが実現していたら、もしかしたら今のこの337人、この数字は違っていたのかなという気もしています。

今、機能別消防団、これを来年度の設立に向けてということで努力されているということで、これはぜひ設立するぞという決意を町長のほうから一言いただけますでしょうか。

○議長（福島知雄議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　消防団応援の店というのは私の公約にもあります、少し時間がかかったということでございますけど、やはり担当課におきましては、これまでしっかりとした応援の店というのをつくり上げたいという思いから、若干遅くなったということだと思います。

機能別消防団、大津町が多分つくられているというふうに思いますので、やはりこの消防団員の数から見ても、すぐに団員が増えるというのは非常に厳しいというふうに私も理解しておりますので、ぜひとも、その機能別消防団員の結成に向けて町としてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○3番（藤本昭文議員）　町長からも力強い言葉をいただきましたので、菊陽町においては消防団の減少に歯止めがかかり、なお災害時には頼れる組織として、今後もしっかりと活躍していただけるものと思い、次の2番、公費による防犯カメラの設置についてをお伺いします。

まず、(1)現在、防犯カメラ設置について、大津地区防犯協会に対して助成を行っているが、令和6年度の応募状況と助成実績について、行政区、自治会と民間事業所の割合はどうか。また、補助額と防犯カメラの設置台数を示せ、これについて回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　令和6年度の防犯カメラの設置補助事業の申請状況につきましては、行政区自治会から3件、民間事業者から12件、合計15件の申請となっており、行政区、自治会からの申請割合は全体の20%となっております。

次に、補助の実績につきましては、行政区、自治会に対して3件、民間事業者に、事業所に対して7件、合計10件の補助を行っており、補助実績の割合は、自治会、行政区の補助実績割合は全体の30%になると思います。

また、防犯カメラの設置台数につきましては、1台設置が1件、2台設置が9件、合計の19台となっております。

補助額の内訳につきましては、1台設置が49万5,440円、2台設置が44万3,520円から49万9,400円となっております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員）　藤本議員。

○3番（藤本昭文議員）　この防犯カメラの公費設置についても、令和6年3月、6年第1回定例

会で質問をしています。そのときも、ほぼ同様の内容でお聞きしたんですけど、そのときは、行政区、自治会の申請件数に対して、採択されるのが非常に少なかったということで、お話ししたかと思うんですが、今回の結果を見ますと、行政区、自治会からの申請が3件、採択された件数が3件ということで、若干改善しているのかなという思いがあります。

ただ、補助額の1台設置で49万5,440円、2台設置が44万3,520円からとなっているんですけど、1台より2台設置が安いというのがちょっと納得しづらいなと、多分これは町民の皆さんに見ても、何で1台より2台が安いんだと思われると思うんですよ。

この辺は何か特段の理由があればお教えください。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 防犯カメラの1台設置と2台設置した場合の補助額の差がないという部分につきましては、防犯カメラの設置に係る費用、また設置場所の条件、また設置カメラの設置方法、特に今回、1台設置の場所につきましては、専用のポール等を設置されておりまので別途費用のほうがかかっております。

そのカメラを設置する条件によって、金額については差が出てきますというか、費用面が変動してきますので、今回につきましてはあまり差がないように見えているような状況でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） なるほどですね。ただ、いずれにしても、これはたしか50万円だったと思うんですよ、最高額が。50万円に近い金額で設置されているということで、これは前回質問ときも申し上げたんですけど、この防犯カメラの適正価格といいますか、市場価格でいくと、今、町、防犯協会さんで設置されているカメラですね、ワンセット大体10万円ぐらいだそうなんですよね、基本的に。

ただ、設置場所の状況とかによって金額は変わってくるとは思うんですけど、やはり高いなという思いがあります。

(2)番なんですけど、町が主体となり、防犯カメラの設置を行うべきと考えるが、町の考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 防犯カメラの設置は、地域の安全・安心を確保する上で重要であると認識しております。このため、大津地区防犯協会連合会に対し、これまで補助件数、これまでの補助件数10件から15件に増やしていただくよう要望を行っているところでございます。

また一方で、熊本県において、令和7年度の事業として、大津菊陽地域に防犯カメラ10台を設置する事業が盛り込まれているとお聞きしております。

本町としましては、今後も引き続き、このような制度を活用しながら地域における防犯カメラの設置促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 今、大津地区防犯協会さんに対して、10件分、最大で500万円ということですね。

これは、15台に増えれば、当然、最大で750万円という金額が予算として計上されることになると思うんですが、そもそも防犯カメラを設置するために、町として、現在500万円の予算がある。今後、750万円に増やしていくという、この防犯カメラの必要性を十分理解された上で予算化されていると思うんですが、予算は血税です。

この税金の使い方として、防犯協会さんにお願いしたままよりは、町が独自で防犯カメラの設置を促進するほうが、より効果が上がるんじゃないかと思うんですけど、やはり防犯協会さん経由で、1件当たり50万円丸々満額かかる設置を今後も続けられるということですかね。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） まず、今現在の状況を申しますと、今年度、令和7年度に、まずは補助事業の見直しについて、防犯協会を含め、大津町、西原村と合同で協議のほうを行っております。

その協議の中で、今、議題として上げている部分につきましては、先ほど議員からも言われましたように、金額面について、1つは50万円満額出すのかという部分もありますので、台数に応じた補助額への見直し、また機器等の性能についても、御質問等いただいておりますので、こちらについても専門の業者等の御意見も聞きながら、ある程度のしっかりと仕様書を組んで、その上で募集要項の再度見直しを今検討しております。

見直しについては、今年度しまして、実際の募集につきましては、例年と変わりないような形で8月からの募集実施に向けて、今準備のほうを進めているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 町のほうでもいろいろと対策のほうは考えられて実行されているということですので、本当に貴重な税金で行われている事業ですので、その使い方、使い道というのを十分検討された上で、大事に使っていただきたいと思います。

では、次の3番の質間に移ります。

杉並木公園テニス場について、(1)杉並木公園テニス場について、開業後の運用実績を示せについて回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 菊陽杉並木公園テニス場は、全天候型で硬式テニス、ソフトテニスに対応し、夜間でも利用できるようナイター照明を設置し、町民の方が日常的に使えるテニスコートを想定して整備しております。

また、災害時には、車中泊スペースとしても活用できる施設となっております。

本年4月9日から利用開始し、現在2か月が経過しております。

開業後の運用実績としましては、5月末現在、4月、利用件数64件、利用人数455人、5月、利用件数130件、利用人数1,066人となっています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 質問、運用実績ということで、利用人数という回答なんんですけど、これは最後に質問するんですけど、要は利用実績というのは収益、利用料収益がどのくらいだったのか、その収益で、実際、運用コストを賄えるのかという不安があったんで聞いたんですけど、年齢別とか地域別で料金区分が分かれていたと思うんですが、それもろもろ含めて、実際、収益額というのは、今、分からぬでしようか。

○議長（福島知雄議員） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（野村瑞樹さん） 収益額ですけども、ただいま部長が答弁しました4月利用分が64件の、金額にしますと10万8,300円です。5月分につきまして、130件利用がありまして14万5,840円となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 私は、テニス場のそばに住んでいますんで、テニス場の前をよく通ります。意外と、夕方、中学生が利用したりとか、若者は結構利用しているみたいなんですけど、若者の料金は低かったですもんね。この数字なんだろうと思います。はい。

では、2番、利用者から、近隣のテニス場に比べて料金が高い割に施設の利便性が低いとの声があるが、町は認識しているかについて回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） まず、使用料につきましては、本年1月の全員協議会で御説明しましたとおり、利用者が維持管理費を負担する受益者負担の原則により、算定を行い、周辺類似施設の料金設定を考慮した上で設定しております。

そのため、町としては、他の施設と比較し、均衡の取れた使用料設定であると考えているところです。

次に、施設の利便性についてお答えします。

オープン以来、多くの利用者の方からは、テニスコートの色が内側が青色であつたり外側が緑色に分かれているということで、プレーしやすいと好評をいただいております。

また、夜間の利用者からは、照明料が安いめ助かるなどの意見も伺っているところです。

しかし一方で、オープン当初においては、コート表示がなく、利用しづらいとの意見がありましたので、至急、コート表示を設置し、対応を行っております。

また、テニスコートから確認できる時計がなく、時刻が分かりづらいとの意見がありましたので、現在、時計の設置に向けた対応を進めているところです。

当初、想定していないこともあり、御迷惑をおかけした点もありましたが、今後も、利用者の声に耳を傾けながら、少しでも多くの方に満足いただける施設となるよう、できる部分から改善を図り、利便性の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） いろいろ改善されているということなんですが、今からの時期、梅雨明けると、夏暑い中、たしかこの杉並木公園テニス場は休憩のベンチもないという声もあるんですよ。マイボトルとか水筒を持っていけばいいんですけど、やっぱり周辺の施設ですと、すぐそばに自販機とかがあるんで、飲料水を自動販売機で買えばいいやと思って行ってみると、杉並木公園テニス場は自動販売機まで遠いんですよね、非常に。

そういうところも、やっぱり周りに比べれば決して安くはない料金設定をされていますんで、そういう小さな面も、利用者の声を拾って、少しでも改善をしていただきたいと思います。

では、3番、杉並木公園テニス場への投資額、今後の維持管理費の回収について、具体的な試算を示せについて回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 菊陽杉並木公園テニス場は、町民の健康増進及びスポーツを通じた幸福度の向上を目的に設置した施設であり、施設の利用機会を全ての町民にやることから、施設の設備費、整備費、これは用地費、施設建設費などになりますが、この費用については町で負担する経費と考え、施設の管理運営に要する費用、こちらは、人件費、維持管理費などになりますが、こちらの費用を利用者の方に負担していただく経費と考えております。

御質問の投資額についてですけれども、用地取得費、本体工事費及び照明等工事、合わせて約1億3,800万円の整備費を要しております。

次に、維持管理の費用については、これまでの管理運営実績がないことから、利用可能日数307日間、利用時間13時間、これは1日となります、コート4面と想定し、費用につきましては年間約1,021万円と試算しております。

今後、より多くの方に認知いただき、多くの方に御利用いただけるよう、SNSやホームページ等を活用して周知を図り、町民の健康増進及びスポーツを通じた幸福度の向上に資する施設となるよう取り組みます。

そして、さらには管理運営に要する費用が賄えるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 施設をつくる、つくった額1億3,800万円というのは、これは町の負担で、運営コストについては受益者負担という話なんんですけど、その費用の見込額が1,021万円、これは月だと大体90万円近くになるんですかね。

先ほど聞いた利用の現状が、4月、10万8,300円、5月が14万5,840円、仮に15万円だったとしても年間180万円、大幅に多分足らないのかなという、これは相当な努力をしないと、これはプロポーザルで多分運営することになるとお聞きしていますが、プロポーザルといえば、さ

んさんの湯、「さんふれあ」ですか、「さんふれあ」もたしか、あれは指定管理ですね、指定管理、これも指定管理と聞いています。聞いているんですけど、「さんふれあ」も、決算書ではプラス・マイ・ゼロなんんですけど、町が負担金という形で、毎年、多分2,000万円ぐらいのお金が拠出されています。

このテニスコートや、今後予定されているアーバンスポーツ施設も指定管理みたいな話があるんで、結局は赤字の分は町が負担するというのはいかがなものかなと思いますんで、なるべくこの1,021万円、コストがかかる、これは受益者から負担をいただくために、近隣よりは少々高めであってもこの金額を設定していますということですので、この1,021万円が利用者さんから御負担いただけるよう頑張っていただきたいと思います。

では、最後の4番の質問に移ります。

熊本セミコン特定公共下水道事業についてお伺いします。

(1)菊陽町と合志市とで県に要望した特定公共下水道事業について、県に要望する前に、町民への事前説明や意識調査等は行ったのかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 特定公共下水道について、初めに熊本県に要望した背景から御説明いたします。

セミコン周辺におきましては、半導体関連産業の集積の動きが活発化しており、今後、工場排水の増加や既存の下水道施設の能力不足などが懸念されることから、新たな下水処理場の整備が喫緊の課題となっていました。

本来、下水道施設の整備はおののの市、町が行うことが原則ですが、地域が合志市とまたがること、この大規模な下水道施設の整備を迅速かつ確実に実施する必要があり、菊陽町と合志市でこの事業を進めることは困難との判断から、熊本県に対し、吉本町長と荒木合志市長から、県が主体的に取り組んでいただくことを要望しております。

これを受けて、熊本県においては、市、町と連携しながら、県が事業主体となり、特定公共下水道を実施することに大きな決断をしていただき、半導体関連産業の集積に伴う排水対策における基本協定を令和5年11月20日に結んでおります。

これにより、国の半導体不足に対する国策として、半導体関連産業の集積に伴う排水対策に位置づけられ、その財源は、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金事業として位置づけられることになりました。

そのような状況であったことから、当初、要望の段階では事業の実施見通しも不透明であり、町民の皆様への説明は不要であったと考えております。

なお、議員の皆様には、こういった要望することについては事前に御説明させていただいております。

町民の皆様に対しては、原案の公告等縦覧開始前の令和7年1月26日に、菊陽町において、都市計画素案の説明会を行っております。また、鉄砲小路地区につきましては、個別に説明会

の要望があったことから、2月14日に説明会を行っております。

3月の都市計画の認可後には、意見書をいただいた鉄砲小路地区に、回答と併せて再度事業の説明会を5月13日に行い、5月19日には、菊陽町において事業認可後の説明会が行われております。

今後、詳細な設計が行われる予定となっており、施工方法につきましては、児童の通学や地域の方の交通に支障とならないよう配慮し、工法を決めていくとのことです。

その際には、事前に地区の皆様の御意見を伺いながら、御理解と御協力が得られるように、県と町で連携して進めてまいります。

あわせて、工事着手前には、工事の内容について説明会を開催する意向とのことです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 特定公共下水道事業というのは、町民にとっては聞き慣れない言葉でして、しかも合志市と菊陽町が県に要望し、県が主体となって下水道事業をという複雑な仕組みなんんですけど、どういったプロセスでこの事業が進んでいく、要は、計画段階において手順がどうなのかというところも非常に不透明だと町民の方は申されています。

じゃ、いつの段階で候補地が決まるのか、どの段階で国に補助金の申請をするのか、どの段階で町と市と県が協定を結ぶのか、いずれにしても、地域住民が知らされるのは全て決まった後、説明会という名の報告会ですね、もう決まっているんですから。それが納得できないと。

下水道は必要なのは当然、理解されています。今の状況ですから。ただ、その手順が納得できないという住民の方が多いです。

あと、ちょっと答弁の中で、既存の下水道の能力不足があったんですけど、これは北部流域特定公共下水道のことですか。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（坂田 悟さん） 能力が不足するというのは、今、管が不足するというのは、今、私たちが使っています北部流域公共下水道の管のことです。と、施設ですね。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 管と施設ということなんんですけど、施設については、私たちは経済産業建設常任委員会の現地視察において視察に行きました。そのとき現在で、1日の最大の排水量が7万2,000立米で、現在、最大処理能力が9万8,650立米、しかも処理槽が、今、9槽稼働していて、10槽目を増設中ということでした。

10槽目が完成すると、最大処理量が11万5,000立米、現在の7万2,000立米に比べても相当の余裕があって、今度新しくつくる熊本セミコン特定公共下水道事業の2万3,000立米ですかね、1日の、たしか処理、最大処理量が。これを足しても、まだ2万立米ぐらいの余裕があるという、この能力不足というのではなく也要因があるんですか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 私のほうからお答えいたしたいと思います。

処理場も当然なんですけども、今、既存の道路に埋設してある下水道管のほうの管の容量ですね、その辺の能力不足等もあります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 管の能力不足という話だったんですけど、管の能力が不足するんだったら、そもそも施設の、今、9個で9万8,650立米の能力を10槽目をつくって11万5,000立米に上げたところで、管の能力が不足するんだったら、これは意味ないですよね。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） そういう能力不足もありますんで、新たにバイパスといいますか、配管のほう、埋設して能力を補うような部分もございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 配管の能力を補うこともという、配管の能力を補われば、最大処理能力11万5,000立米が可能になる。そうすると、新しい下水場の2万3,000立米を増やさなくとも既存の施設で処理可能、十分処理が可能。でも、この2万3,000立米の新しい施設がやっぱり必要、ちょっと難しい話なんんですけど、これはいずれにしても、今後、熊本県のシリコンアイランドとか、そういういろいろな構想、大空港構想であったりとか、半導体企業の集約、集積という中で、工場を誘致し、当然下水の量も増えていくため、そのときにやるんじゃなく、今、いいお題目があるんで先にやっとくかというような話なわけですか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今の算数というか、数字の計算の中で、十分賄えるんじゃないかという話があったんだろうと思います。

ただ、当然、今回、J A S M、ソニー新工場、そしてまさに今、藤本議員おっしゃられましたように、熊本サイエンスパークの中で、半導体のさらなる集積を図っていく中で、いきなり企業が来まして、じゃ処理場できてます、つくりますよということで、間に合うわけではないわけですね。

これについては、先般、上田議員のほうからも御質問があったと思います。いろんな政策をする中において、ぎりぎりでやるということでいいのかどうかという話もございます。

この事業については、恐らくやはりある程度の余裕を持ってやることが、ひいては町民の皆さん方の不安の解消、県民の皆さん方の不安の解消につながる投資ということを考えて、先行した取組になっております。

算数上はぎりぎり、または若干余裕があるかもしれませんけれども、さらなる部分であったり、いろんな危機管理を考えた中においては、一定の余裕の対策というのも必要だということ

が判断されたということでございます。

それからもう一つ、特定公共下水につきましては、これは別に市町村をまたがるから県でやりなさいということにはなっておりません。

県に私はおりましたので、県の立場からいえば、それは合志と菊陽でやってくださいと、事業主体についてはどっちかで決めてくださいということも言えます。この制度上は。しかし、これについては、やはり国策としての取扱いを県としてもしっかりと責任を持って国の方に働きかけて、今回、特定公共下水という新たな制度を持ってこれたと。

これによって、いつも私は言っておりますけど、社会资本整備交付金とは別枠の中で、この処理場に対しても補助事業が位置づけられたと。結果として、スピード感を持った対応ができるように動いてきたということで、当初、私ども町だけでやれば、それこそいつできるか分からぬ。また、事業主体がどっちがするのか、そういう課題の中で、皆さん、町民であり県民の不安がいつまでも解消しない中で進んでいた事業でございます。

そういう形で、今回、特定公共下水に新たに取り組んだということは、私どももしっかりと町民の皆さん方に説明する責任があるということは、改めて今日の藤本議員の御質問で理解いたしましたけれども、これについては、これから先も議会または町民の皆さん方にも丁寧に御説明をしていきたいと思っております。どうぞ御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 副町長言われたとおり、今後を予測すれば、当然必要になる施設です。

これは町民の皆さんもある程度は分かっておられます。だから、そのやり方を言われるわけです。

先ほどの答弁で、令和5年11月20日に協定を締結というのがあったんですけど、これは県と合志市、菊陽町のこの特定公共下水道事業についての協定締結ですよね。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（坂田 悟さん） はい、今言われましたとおり、熊本県と合志市と菊陽町の3者で協定を結んでいます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） これは町のほうからもそういう公表があってますんで、町民の方も知っている方は知っておられます。

これは県主体なわけで、説明会等は県が行うんですよ。県の説明の中で、これはいわゆる国の補助事業として、国の補助金の申請時期というところで、令和5年8月なんですよ、県が補助金の申請をしているのが。協定が11月、協定前に県はもう国に、これ、そう、事情はいろいろ分かるんですけど、それはもういろいろ、水面下でいろんな調整をやっていかないと、もう順番順番でいくと物事は進みませんので、ただそういうところを見れば、場所も決まっていな

い、町民に説明する必要はなかったという答弁も、これはいかがなものかなということになりますんで、今後もありますんで、なるべく透明性のある、町民が、皆さん納得できる対応をお願いしたいと思います。

最後の。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今の補助金の申請と協定について、少しだけ、私ほうで御説明しておきたいと思います。

補助金については、議員も御承知のとおり、概算要望というのがあります。まさに、来年度の予算、財務省においてどれだけの予算を積み上げるのかという作業が出てまいります。

そうなりますと、当然、来年度やりたい事業については頭出しをする必要があります。これがこの時期になります。ですので、まさに概算要望ということでございますので、概算の段階で手を挙げるということでございます。これが8月になります。

11月の協定は何なのかというと、当然、事業は県がやるんだけれども、町においてもしっかりと人的支援をやります。合志からもやります。したがいまして、今現在、県庁のほうにも菊陽町から人を出しております。

そういうた枠組みを確認するのが協定でございます。ですから、申請の後に協定をしたのがおかしいんじゃないかというのは、そうではないというのは、ぜひ御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 副町長おっしゃったとおりで、行政の予算の仕組みというのは、それは分かっているんですけど、これが町民の皆さんに伝わっているかどうかというのは、1つ問題かなとも思いますんで、そういうところも含めた丁寧な説明をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 私どもも、しっかりこれについては説明をしていきたいと思いますが、ぜひ、地元の議員の皆さん方も、そういう形で一緒になってこの状況を説明していくということ、やっぱり丁寧な説明というのは、私たち役場だけではなくて、一緒に説明をさせていただく、これも大事だろうと思いますんで、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） ごもっともな御意見だと思います。この件については、私は地元が鉄砲小路なんで、鉄砲小路の皆さんには、そういうこともあるんだよということはしっかりと内々で伝えておりますので。

(2)なんんですけど、事業の目的が、今後、サイエンスパーク構想であったり、そういうところで半導体工場の集積等を見据えた事業ということを聞きましたんで、この2番については割愛させていただきます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時0分

# 第2回菊陽町議会 6月定例会会議録

令和7年6月9日（月）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議事日程（4日目）

(令和7年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和7年6月9日

午前10時開議

於 議 場

### 日程第1 一般質問

#### 2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |    |     |        |    |
|-----|---------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 鬼塚 洋    | 議員 | 2番  | 吉村 恭輔  | 議員 |
| 3番  | 藤本 昭文   | 議員 | 4番  | 馬場 功世  | 議員 |
| 5番  | 廣瀬 英二   | 議員 | 6番  | 矢野 厚子  | 議員 |
| 7番  | 大久保 輝   | 議員 | 8番  | 西本 友春  | 議員 |
| 9番  | 佐々木 理美子 | 議員 | 10番 | 中岡 敏博  | 議員 |
| 11番 | 布田 悟    | 議員 | 12番 | 佐藤 龍巳  | 議員 |
| 13番 | 甲斐 榮治   | 議員 | 14番 | 岩下 和高  | 議員 |
| 15番 | 上田 茂政   | 議員 | 16番 | 小林 久美子 | 議員 |
| 17番 | 坂本 秀則   | 議員 | 18番 | 福島 知雄  | 議員 |

#### 3. 欠席議員

なし

#### 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠さん

書記 牟田修人さん

#### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |        |    |         |        |    |
|----------------|--------|----|---------|--------|----|
| 町長             | 吉本 孝寿  | さん | 副町長     | 小牧 裕明  | さん |
| 教育長            | 二殿 一身  | さん | 総務部長    | 村上 健司  | さん |
| 住民生活部長         | 吉本 雅和  | さん | 健康福祉部長  | 梅原 浩司  | さん |
| 産業振興部長         | 山川 和徳  | さん | 都市整備部長  | 荒牧 栄治  | さん |
| 総務課政策監         | 井田 章博  | さん | 総務課長    | 平 征一郎  | さん |
| 危機管理防災課長       | 阪本 幸昭  | さん | 総合政策課長  | 阿久津 友宏 | さん |
| 財政課長           | 今村 太郎  | さん | 環境生活課長  | 阪本 和彦  | さん |
| 福祉課長           | 齊藤 大典  | さん | 子育て支援課長 | 石原 俊明  | さん |
| 農政課長兼農業委員会事務局長 | 澤田 一臣  | さん | 商工振興課長  | 塚脇 康晴  | さん |
| 建設課長           | 出田 稔   | さん | 教育部長    | 矢野 博則  | さん |
| 教育審議員          | 根本 まり子 | さん | 学務課長    | 氏家 良子  | さん |
| スポーツ振興課長       | 野村 瑞樹  | さん |         |        |    |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、前回に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

馬場功世議員。

○4番（馬場功世議員） 皆さんおはようございます。今日は雨の中、早朝から傍聴においでいただきました、本当にありがとうございます。

九州北部は昨日、今日ぐらいから梅雨入りしたという報道が行わされております。その中で、沖縄はもう梅雨明けだということで、同時発表だったかと思いますが、季節の移り変わりというものは広い範囲に及んでるんだなというふうに思いました。

それから、4月のことを少し述べておきたいというふうに思います。南小学校の入学式で、新入生が28名になりましたということで、森田校長から、全校生徒が100人超えました、3桁になりましたということが報告されました。その中で、参加者の皆さんから、全員から拍手が起きたということあります。南小校区の定住促進事業の成果だというふうに思っております。また、他の校区からすれば、この数字はあまり感動もない数字かもしれませんけれども、私たちにとっては悲願でありました。そして、南校区の活性化協議会の活動も、今まで取り組んできたことのたまものだというふうに思っております。その席の中で、吉本町長が、馬場さん、菊陽町の軽井沢はやめて菊陽の田園調布にせんかいたと言われました。ところが、守るべき農地は守ると言われまして、守るべき農地はもう白水台地と久保田台地の一部しか残っておりません。その中で、白水台地に住んでる私としては今後とも菊陽町の軽井沢ということあります。

自分の紹介が遅れましたが、議席番号4番の馬場功世ということで、ただいまから質問者席で質問を行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） それでは、本日、5つにわたって質問を用意します。

まず最初に、南部地区の新設道路の計画実現に向けてということで、町としては南部地区の新設道路の実現に向けて今後どのような施策を講じていくのかということありますけれども、少し趣旨を述べておきたいと思います。

県道瀬田熊本線は非常に道が狭いということで、車の離合も困難な状況であります。また、通学路の点検をしてまいりましたけれども、小学生が通う通学路としては非常に危険な状況であります。その中で、今回マスタープランの中で都市構想のプランが行われておりますが、南

小学校の将来の都市構図ということではありますならば、新設道路が実現しない限り、この構想は成立しないというふうに思っております。また、署名活動についても2回行われましたし、私としても最初から、道路についてというようなこと、あるいは南校区の定住化促進というふうなことで集住ゾーンとかいろんな形で質問をしてきたわけですけれども、今回、11月あたりから、いつかちょっとあれは分かりませんけれども、中村県議、それから町長、福島議長、3名で北部の振興局のほうに陳情に行かれて、新聞にも載りました。一番最初のときは、県に陳情しないと動きませんとか言われて、数回質問の中で予算もつけましたというふうなことが行われてきたわけですけれども、今後どのような方策をしていくのか、施策をしていくのか伺いたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） おはようございます。お答えいたします。

現在、南部地区新設道路につきましては、昨年11月から概略設計に着手しており、最適なルートの選定や道路構造の検討を進めているところです。令和6年12月議会でも答弁しましたとおり、この道路は南小校区の発展、活性化も視野に入れた整備を目的の一つとしており、令和7年3月に策定した第7期菊陽町総合計画の計画を位置づけています。そのため、道路計画においては周辺の土地利用や農地の状況を把握し、関係機関と協議を重ねながら慎重に進めいく必要があると考えています。

こうした中、県道瀬田熊本線は本町の南部地区の生活道路や菊陽南小学校の通学路として地域住民と密着して重要な路線であることから、町では令和7年2月に中村県議、福島議長同席の下、吉本町長より熊本県に対して、歩行者の安全や円滑な通行の確保について改善の要望を行い、課題解決に向けて県と町で連携していくことで意見を交わし、現在は課題解決に向けて県と勉強会を行っているところです。今後も、県道瀬田熊本線の課題解消と併せながら、南小校区の発展に向けた南部地区新設道路の実現に向けて勉強会を重ねてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 昨年の11月から概略の設計に着手しているということですけれども、概略設計が具体的にどのように行われているかを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 昨年11月から行っています概略設計につきましては、まず図上のほうで最適なルートの検討を行っているところでございます。その上で、先ほど都市整備部長が申し上げましたとおり、現在県と勉強会を行っている段階でございますので、県とも協議を重ねながらルートの選定のほうを今後も進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 概略設計に着手されてるということでありますけれども、着手をしたと

いうことであれば、終着駅といいますか、終わりはいつ頃かということを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 概略設計につきましては、令和7年7月末の完了を予定しております。ただ、今、県との勉強会を始めたばかりですので、県の意見等聞く中で工期の延長もあるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） それから、最適なルートということの選定でありますけれども、それから道路の構造、そういう面について、最適なルートというのはあまり具体的に言えないかと思いますけれども、道路の構造ということであれば2車線とか3車線とか、3車線までは行かんかもしれませんけども、そういうことが具体的にどう進められているかを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 道路の車線に当たっては、将来の交通量を想定した車線の設定になってございます。それも含めて、今、概略設計の中で検討しているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） いろいろ進められてはいるというふうに思っておりますが、この新設道路について、県と打ち合わせられてるから県道にはなるというふうに思いますが、町道なのか、県道である。県道であれば、県と密接に連携を行っていく必要があるというふうに思っております。今、勉強に入ったばかりと言われてますけれども、具体的にどのような協議、勉強を行っておられるのか。それと、県の感触ですね。以前、副町長あたりもいろいろ勉強をして、いろんなところからまた菊陽かと言われないような形で進めていきたいというふうな話もありました。今、県の感触ですね。また菊陽かと言われないような感じで進めるということであれば、なかなかやりにくいところもあるかと思いますが、県の感触というのはどういうふうに受け止められてるか伺いたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） まず、勉強会の概要ですけども、まずは現道の瀬田熊本線、これがまだ未整備区間が多数ございますので、あとこの路線が通学路になってることでもありますので、まずこちらの路線の改善、危険箇所、改修箇所の洗い出しの作業を今行ってるところでございます。その中で、県のこの道路に対する感触というのは、まだ勉強会も始まったばかりですので、まずは現道の課題解決をお互い認識しながら、新設道路についても現場のほうで確認することもありますので、今後前向きに検討していくことになるかなと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 私も南校区のことについて再三質問してきたし、また瀬田線の狭い道路、そして今回マスタープランの中で都市構想というか、そういうものも盛り込まれております。まず道路が実現しなければできないというふうなことも皆さんからも言われています。また、道路については、支援者の皆さんからは、県がでけんなら町で造ってから県に買わすつとかたいという話まで出ておりますけれども、せっかく造るなら県のほうに仕事をしてもらったほうがいいというふうに私も思っておりますので、この件については、一つは、道路を造るというのはほかのところと違って南部地区は非常に難しいばいと言う同僚議員もおりまして、やっぱり早急に実現しないと、全体的なバランスとか均衡取れた開発とかいろいろ言われてますが、南校区については特に、守るべき農地は守るということであれば、新設道路ができる、そしてその部分だけでも都市計画の中に組み込まれていけば、人口あたりも平均的に増えしていくだろうし、いろいろな形で活性化していくというふうに思いますし、農地についてはしっかりと守っていただきたいというふうな部分もありますので、今後ともこの実現に向けてはよろしくお願いをしておきたいというふうに思います。

質問の2に移りたいというふうに思います。

質問の2は、菊陽町の特産品としての記念品、土産品の開発についてということで、町の特産品として記念品、土産品の開発状況ということを問うというふうに出しておりますが、以前、鼻ぐり丼手の見学者に対する土産品とか記念品の開発はできないかということの中で、山川部長が、地域の特定した部分についてではなくて町全体として開発をしていくという答弁をいただいています。その中で、イラスト入りのニンジン焼酎がありました。そして、これについて毎回、販売が消えてるけどもう一度復活できないかという質問もします。そして、その中で、ゴロッと！にんじん、ニンジンのカレーを開発したというふうな答弁もいただきました。

しかし、なぜこの問題を出したかというと、東京からお客様が来られて、さんさん公園の販売店に行って、何か菊陽町の土産品になるごたつとはなかですかと聞かれまして、ゴロッと！にんじんのカレーば買わんですかとは言いきりませんでした。もう少し人気度が上がれば胸張って言われるかと思いますが、やはりこの辺も考えて、いろんなところからお客様が来るし、またT SMCで名前は売れてますけども、土産品あるいはいろんな形で菊陽町に金を落とすという工夫からすると、ただ土地が売れて景気がいい、土地が卖れた人は熊本市内で酒を飲むというふうな形で、地元に本当に金が落ちてるのかなという疑問もありまして、菊陽町をPR、そして地元に金が落ちる形であれば、せっかく見学者とかいろんな観察者も多いわけですので、その中で土産品とか記念品の開発、そしてもう一つは、いろんなところに、役場だけで考えるんじゃなくて地域の人たち、企業とか商店とかいろんなところでも開発はできるというふうに思いますので、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 本町では、にんじんの町きくようの知名度や付加価値、プラン

ドイメージの向上を図り、消費拡大につなげることを目的として、ニンジンを活用した商品開発を進めております。2011年度にはにんじん焼酎酔紅、2019年度には尚絅大学の協力を得て、ゴロッと！にんじんとチキンのカレーを開発しております。このゴロッと！にんじんとチキンのカレーにつきましては、現在も継続して製造、販売を行っておるところでございます。また、本年2月に、JA菊池、JA熊本果実連との間におきまして地域農業の活性化に向けた連携協力に関する包括協定を締結しており、この連携事業によりましてニンジンジュースうまかairoottを開発、5月1日から販売を開始しております。さらに、子どもたちに農業や特産のニンジンに関心を持ってもらい、農業への理解を深めてもらうため、ニンジンジュースうまかairoottを学校給食に提供するなど、食農教育にも取り組んでおります。

町としましては、今後も、菊陽町の特産を活用した商品の開発、販売を行い、菊陽町を広くPRしていきたいというふうに考えております。御質問の中にありましたように、商店や企業とのコラボということも当然菊陽町でも考えております。補助事業を組みまして、こういった企業との連携を深めて開発をしていくというふうなところも考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 私も特定の店というか、いろんなところを見て、カリーノで養鶏の皆さんのがプリンをとか、あるいはみそ、しょうゆとか、菊陽町の特産品ですというコーナーがありまして、いろいろ取り組まれてるなというふうに思いました。もう一つ、著名な人がイラストを描いて、ニンジン焼酎ですね。これについて途中から止まってるような気がして、あれの空き瓶も一輪挿しとか何かにも使えそうだなというふうな感じでおるんですが、途中から突然消えていっておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 2011年ですか、に開発しました酔紅につきましては、商工会の協力をいただきながら開発をしたという経緯がございます。これ酒類ということで、販売、在庫を抱えるという部分で非常に難しい部分があるということで、商工会のほうと話はしていたところでございます。今のところ、焼酎の開発につきまして再開ということは考えておりませんけども、あらゆる形の中で土産品になるような商品の開発、これは商工会とも企業とも連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） いろいろ取り組まれることについては評価をするわけですけれども、「さんふれあ」のところの販売店なんかにも2,000万円以上つぎ込んでいるという状況の中で、あそこもと言うとなんでございますが、そういうところでも、ただただつぎ込むんじゃなくて、開発の努力というか、そういうものもしてもらうというか、させると言うたら語弊があ

りますので、してもらうような感じ。

そすと、私は熊本の各地域を転勤してまいったわけですけれども、それぞれのところでかなり努力をされているわけあります。山鹿のときは、山鹿灯籠に合わせてTシャツに山鹿灯籠娘のイラストを描いたり、そういうものがTシャツとしてその時期だけ販売されて、私も2着ほど買いましたが、今日持ってくるの忘れましたが、そういうこともされております。また、ほかのところでも、焼酎については、人吉におきましたから、かなり焼酎の開発も取り組んで、こだわりの焼酎とか作られています。菊陽町特有のこだわりということであれば、ニンジンについてはジュースも開発されて、私も試飲をさせていただきましたが、非常に味もよくて、これはいけるなというふうに思っております。一朝一夕に開発というか、ヒット商品というのは出ないというふうには重々承知しますけれども、今後とも菊陽町として地域の活性化、そしていろんな人たちに菊陽町に金を落としてもらうような形で開発をしていただきたいと思いますし、特に鼻ぐり井手については全国から視察者が訪れておるわけで、その辺も考慮して今後とも進めていただきたいというふうに思います。

それでは、質問の3番に移りたいというふうに思います。

まず、公園の整備計画についてですが、さんさん公園のバリアフリー化についてということを出しておりますが、これについては先般、さんさん公園でグラウンドゴルフをして、私も参加したわけですが、そのときに、今どきの和式のトイレは珍しかでなというふうに参加者のほうから言われました。グラウンドゴルフに来る人は足腰がそんなに弱ってはないというふうに思いますが、今後、お年寄りが足腰が悪くてしゃがみ切れないというか、そういう中で洋式にできないかというふうに参加者の中から要望が出てたわけであります。また、私としては、隣にアーバンスポーツが近代化施設としてできているわけであります。あそこの地域は公園全体の施設整備がなされていくというふうに見てますので、そのときに改修されるんではないかなというふうな感じで要望された方には思いましたけれども、あそこの全体としてバリアフリー化の中で構想はないかということを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 現在、菊陽杉並木公園、総合体育館及び建設が進んでいますアーバンスポーツパーク、多目的グラウンド、その全ての施設においてバリアフリー化は完了してるものと認識しております。菊陽杉並木公園は平成10年12月に開園し、御質問のスポーツ広場におけるトイレは、当初は東側の1か所で、全て和式トイレで整備しております。平成27年に、利用者の増加などにより、新たに西側のトイレを全て洋式で整備しております。高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のトイレにするため、平成29年に東側トイレの改修整備を行い、女子トイレの1か所のみを残して和式トイレを洋式トイレと改修しております。和式トイレを残した理由としましては、不特定多数の人が利用する洋式トイレの便座に直接座ることに抵抗を感じる方もいらっしゃることから、和式トイレを残しての状況となっています。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員。

○4番（馬場功世議員）　女子トイレの1か所のみということで、私は別に女子トイレに入ってのぞいたわけじやなくて、外から見ての状況でございますので、その辺は誤解のないように申し上げておきたいというふうに思います。

また、いろんな形で、やっぱり施設については、今後ともいろんな施設を造られるときにはバリアフリー化というものについては心していただきたいというふうに思うわけであります。というのが、以前の質問の中でも出しましたが、公民館にもエレベーターがない、ここの役場の議場にも2階まで3階にエレベーターがないというふうな形で、バリアフリーの意識というか、そういう面が、その当時はやむを得なかつたかと思いますが、今の時代、特に潮谷知事のときにバリアフリー化を提唱されまして、県事務所あたりでも、ここじゃエレベーターつけられんばいというようなところもエレベーターの設置がされたりしております。これにこじつけるわけじやないんですけど、議員の中でも大変不便な思いをされてる議員もいらっしゃいます。今後、1人だけんとか2人だけんとかという感じじやなくて、いろんなところでバリアフリー化を考えていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、次の(2)のほうを話していきたいと思います。

鼻ぐり井手公園の外灯の増設はできないかというのを出しております。これは、鼻ぐり井手公園の事務所で夜、会議をするわけですが、終わってから、事務所から階段を下りるんですが、そこに人が動くと感知センサーがあります。それで前が見えるんですが、これがずっとついていればいいんですが、突然ぱっと消えると、人間の習性として目の前が真っ暗になって、手すりにしがみついて動けなくなるというふうな状況です。駐車場に行きますと外灯がついていて、車の前まで行ける状態なんですが、階段のところで非常に、スロープだったらそのまま歩いても、熊本弁でいうとつこけるとか、けまつるとかということにはならないわけですけれども、階段になってます。そして、階段も少し長くなつて、そして段差があるということで、自分がどこを歩いていいかというのが分からぬような状況になっているわけであります。

私も前から会議のたんびに、こらいかんなというふうに思つりました。その中で、参加者の中から、馬場議員、改善ができんかいと言われまして、ほんならば役場に言うてみましょたいというふうな形で今回質問に出させていただきました。私も体験した一人として、これについては外灯を増設してもらいたいということありますので、答弁を求めます。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　鼻ぐり井手公園の管理棟と駐車場を結ぶ階段には、現在、駐車場側に外灯を1基設置しており、また階段の明るさを補完するため、センサーライトを3基設置しています。議員御指摘のとおり、町にも利用者の皆様から夜間の階段が見えにくいとの意見をいただいております。外灯の増設については、適切な明るさであるか現状を確認した上で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 1つ明るい材料ということで、支援者の皆さんにも報告をしていきたいと思っております。

それでは、質問の4番のほうに移ってまいりたいというふうに思います。

昨今の米の備蓄米とか、あるいはいろんな食料品が値上がりをしてるということであります。町独自で給付金の対策の考えはないかというふうに出しておりますが、国の動きを見ると、今いろいろ、選挙目当てではないんですけど、消費税の減税とか、あるいは給付金の実施というふうなことも出されますけれども、どうも今の国の動きを見ると、まだ実行に移せないというか、あまり望めないなというふうな状況であるというふうに思っております。町独自で給付金の対策、生活困窮者への対策等も考えはないかというふうなことを伺いたいと思います。

また、私の支援者の中には、町が米をまとめて買って配付したらどうかというふうな意見もありました。しかし、現物を支給すると、いろんなところに横流しをしたり、何とかのあれに出してネット販売に出したりというふうなことで、品物はちょっと考えないんですけども、現金が一番いいかなというふうに思います。また、岸田政権のとき、減税ということで税金について施策が出されたわけですけれども、いつ自分の税金が安くなったかなって。もともと払うとったんだけんというふうな感じで、実感が湧かないわけです。岸田総理は胸張って、やつたというふうなことを言われてますが。そういうことで、今の動きを見ると、消費税の減税もないし、給付金の実施も望めないということありますし、非常に物価高というか、食料品を中心に、あるいはガソリン、光熱費、いろんな形で値上がりをしてる。そういう中で、生活困窮者への給付金について対策を考えているかどうか伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 町ではこれまで、国の重点支援地方交付金を財源に、低所得者世帯、子育て世帯への支援や省エネ家電などへの買換え促進による生活者支援など、地域の実情に合った事業の実施に取り組んできたところです。議員御質問の、食料品の物価高騰に対し全ての世帯を対象として行う給付金等の支給は、本来国において実施されるものと思われますので、町としましては引き続き地域の実情に合った事業の実施に努めてまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 今、米の値上がりということで、随意契約で米が出て、古古古古米、21年ぐらいの米が出回って、消費者の皆さんは大変喜ばしいことだとは思いますけれども、生産者の農家からすると痛しかゆしの、値上がりの前に農家の皆さんは米を売ってるわけで、懐には入ってない。そういう状況で、特に今の状況を見ますと、本当に生活というか、物価高に賃金が追いつかない状況の中で非常に生活に困っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるわけでございますので、その辺について早急に事業を実施していただきたいというふうに

思いますし、いろんな形で国に期待をしてもなかなか下りてこないというふうにも思います。そういうところで、今後とも対策を講じてほしいと思いますし、また米ばっかりが注目を受けてますけども、生産者のことも消費者のことも考えた施策をしないと、人気受けだけの政策では本当に生活に困ってる人が助からないというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、テニスコートの利活用についてということで、質問の5番に移っていきたいというふうに思います。

杉並木公園のテニスコートが新設されたわけですけれども、こけら落としとして町内の大会は考えないかというふうなことをここで質問しておりますけれども、せっかく造られた施設であります。また、同僚議員からも使いやすさとか値段の話とかいろいろ、今後もいろいろ出るかと思いますがですね。このテニスコートを造るに当たって、車椅子を利用するテニスの方からも要望が出されました。要望もしに行きましたというふうなことも言われましたが、設計の段階で人工芝のコートになってますというふうなことで、あまり聞いてもらえませんでしたというふうな話もありました。確かに、今の人工芝のコートでも車椅子の方でも公式の試合はできるというふうに載っておりますけれども、実際、車椅子で利用する人からすると、ちょっと使いにくかですねというふうな話も聞きました。

いろんな施設について今まで私も質問をしてきました。だから、せっかく造る施設であれば、利用者の要望、そういうものも今後考えていただきたいというふうに思いますし、いろんな施設で私も今まで言ってきましたが、言い方が悪いんですけど、造れと言われたから造りました、利用者のことは考えとっかいて言いたくなるようなのが、何遍か言いましたが、図書館ホールですね。入り口が一緒で、ホールと図書館が一緒になって、何度かうるさいと言われました。そういうことで、今後いろんな形で施設が造られるわけですが、そういうことも要望があつたらいろいろ聞いてほしいと思いますし、またこの前、福祉センターのこけら落としをされました。その中で、いろんな人から要望があつて、やっと施設としての運用というか、あそこは、ちょっと外れるかもしれません、避難所の施設ですということで、ステージもカーテンもないというか、どんちようもないというふうなところでしたけれども、いろんな人が、燃え上がるというか、せっかく造るなら私どんが使いやすかごつしてくださいというふうな要望があつて成立をしたという経緯もあります。あえて申し上げますが。

そういうことで、やはりせっかく造られた施設であります。皆さんが必要に使うということであればそういうことも考え、そして広く皆さんができる。それと、いろんな町内の大会等も開いて、ますますPRしてほしいなということもあってこの話を持ち出したわけでありますので、こけら落としと町内大会等の考えがないか伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 先日の藤本議員へ答弁しましたとおり、菊陽杉並木公園テニス場は本年4月から利用を開始し、現在2か月が経過しております。当初、こけら落としとして、議

員御提案の町内大会等ではなく、著名なテニスプレーヤーをお迎えし、実施できないか検討しておりましたが、日程が合わず、こけら落としのイベントは断念したところでございます。当該テニス場では、昨日、第76回菊池郡市民体育祭ソフトテニス競技が本町で初めて開催され、菊池郡市2市2町の選手による白熱した競技が繰り広げられました。今後も様々な利用が見込まれますので、利用促進が図られるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 今、矢野教育部長の答弁に補足したいと思います。

実は、最後に今答弁しましたように、昨日、菊池郡市のソフトテニスの競技がこの会場で行われました。吉本町長と一緒に私も参りまして、開会式、また競技のほうも少し見させていただきました。また、練習で利用された方々にお話も伺ってみたところです。まず言われたのは、教育長、時計をつくってくださいと。時計を見るところに掲げてほしいという要望がございました。これにつきましては、また後でも答弁させていただきますけど、すぐに予算を取ってというところも話しました。それから、利用されて初めて分かったことで、ボールの出どころがやや見にくいくらい。壁と同化しているところがあるので、やや見にくいくらいがありますというふうなお話を伺いましたので、もう少ししばらくいろいろな方々に使っていただいて、そのあたり、他の施設では緑のネットといいますか、シートを張つてあるところもありますというような話も伺いましたので、そんなふうなところは、この1年ほど使っていただいて、改善すべきところは改善したいなど。

さらに、昨日はやや小雨模様、開会式のときは降ってませんでしたけど、意外と涼しかったんですが、屋根つきのところも幾つかございますが、残念ながら、これが真夏になりますとともに暑いんじやなかろうかというようなところもありました。その辺も、これから利用される方々にしっかりとお話を伺いながら、改善すべきところは改善していきます。ただ、昨日、初めてこのコートを使いましたと。まず、ブルーのコート、これ菊池郡市にないんですが、新しい形で、しかも、当然まだ利用して2か月ですので、真新しい中でこうやってできることを非常にうれしく思いますと。さらに、夜間が照明、安いんですね。夜間利用される方々からも、非常に安くて仕事帰りに使ってますと、うれしいような御意見も伺ってるところです。改善すべきところにつきましてはお話を伺いながら検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 利用者から聞きながら改善するというふうなことですけれども、非常にいいことだろうとは思いますけれども、利用者の目線というか、その分を、努力はされてますが、造る当初からその辺の要望とか、いろんな形で聞いてすべき点もあったかというふうに思ってます。というのが、先ほども言いましたけども、車椅子の人たちが利用できるし、バリアフリーでコートまで下りるようなことにはなってますというふうに一回見に行ったとき言われ

ましたが、そういうことで、せっかく造られた施設であるし、また今後も大いに利用していただきたいということであれば、いろんな形でPRをして、そしてにぎわっていただければというふうに思っております。

(2)番に行きたいというふうに思います。

今、非常に異常気象というか、真夏は自分の体温よりも高くなるような状況になっているわけですが、その中で給水施設とか観覧席ですね。県の運動公園のテニスコートのようにはいきませんけれども、観覧席ですね、そういうものも造って大いににぎわってほしいというふうに思いますので、見学者あたりが座られる場所等も考えていただけないかということで、給水施設と観覧施設について施設ができないかということを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 細水施設については、熱中症対策も含め、利用者の方の利便性の向上となるよう、給水施設を1か所整備しております。今後は、テニス場周辺に、利用者への環境改善を図るため、自動販売機の設置を考えております。観覧席の設置につきましては、テニス場の敷地において設置するスペースがない状況ですので、観覧席を設置することは困難であると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 今回質問をしてきましたが、続きについては登壇して述べたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

今までいろいろ述べてきて、積極的に答弁をしていただきました。特に、私としては今後とも注視していきたい、注目していきたいというものについては、菊陽町の都市計画の中でのマスターplan、これについて今後見ていきたいというふうに思いますし、特に、南校区のことばっかり言いよるって言われますけれども、南校区で冒頭申しましたように子どもたちが非常に増えてきて、曲手では60世帯以上、辛川でも今20世帯以上の住宅ができています。そういう中で、均衡ある発展ということであれば、特に町長の表明の中でも南校区の開発なくして町の均衡は取れないというふうなことも言われてます。しかし、私としては、守るべき農地は守るというふうなことを提唱されます。特に、先ほども申しましたように白水台地と久保田台地、これしかもう守る農地はありません。農地を守るということも大事ですけれども、その中でいかに人が住んでもらうかということで集住ゾーンについても話をしてきたところですけれども、なかなか進まない状況の中で、そう簡単にはいかないと思いますけれども、都市計画というか、この中で市街地ゾーンの整備ということが南校区でも提唱をされてることでありますので、そういうところも含めて今後南校区についてはお願いをしておきたいと思いますし、また新設の道路についても皆さん生きてるうちにというふうに思っております。地域の皆さんのが、おいが生きとるうちに大丈夫かいて言う人たちがたくさんいます。そういう中で、菊陽の軽井沢としては、守るべき農地は守っていただきたいし、その中でも都市計画について

もよろしくお願ひをしておきたいというふうに思いますし、また道路についても、今の道路は特に道が狭くて、石垣ばかりで、これ改良できるのかなというところもありますが、道路ができるまではそういうところの整備についてもお願ひしておきたいというふうに思います。

また、土産品等についても、鼻ぐり井手公園のところに見学者がこれだけいるなら、その辺も特化して、いろんな記念品等の、あるいは土産品等についての開発もお願ひしたいというふうに思います。答弁の中で、前回、採算性とかいろんなことを言われましたけれども、それは作ってみるにや分からんとかという世界ではないというふうに思いますので、いろんな形で開発についても努力をお願いしておきたいというふうに思います。町長からは田園調布と言わますが、今後とも菊陽町の軽井沢ということで通してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしまして本日の一般質問を終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員）　馬場議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩　午前10時46分

再開　午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子議員。

○9番（佐々木理美子議員）　議員番号9番佐々木理美子です。本日の一般質問は、防災について、保育施設及び保育士の確保について、G I G Aスクール端末について、すぎなみ教室について質問させていただきます。以前質問した内容の進捗状況も含めて質問いたします。

まずは、防災について質問します。

4月15日に行われた防災訓練は抜き打ちで行われたと聞いていますが、目的と状況について問います。

○議長（福島知雄議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　4月15日に実施しました職員を対象とした緊急参集訓練は、新年度の新たな体制においても災害発生時における迅速かつ的確な応急対応が可能となるよう、参集体制の確認、強化を目的としたもので、より実践的な状況を想定するため、事前に具体的な実施日を職員には告知せず、抜き打ち形式にて実施いたしました。

訓練当日は、午前6時に震度7の地震が発生し、災害対策本部を設置するとの訓練メールを対象職員227人に配信し、参集を求めました。参集の状況としましては、午前7時までに159人、参集率は70%、午前8時までに212人、参集率93.4%がありました。また、午前8時時点で対象職員全員の安否確認を完了することができました。また、訓練後には、次年度以降の訓練計画に反映するため、職員から成果や課題についての意見聴取を行ったところです。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） その後も職員の意見を聞いたということですが、防災訓練について、その効果と、それと先ほどちょっと言わされましたけども、職員の意識についてどうだったかお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 今回の緊急参集の訓練を実施したことにより、部内、課内で職員の役割や連絡体制の事前確認が行われました。災害時の初動対応の迅速化や役割分担の明確化につながる効果が得られたと考えております。あわせて、電話やL o G o チャットなどの連絡手段の有効性を検証するとともに、ふだんとは異なる手段で登庁することにより、移動時間や参集方法の実効性についても把握することができました。

また、訓練後に実施した意見聴取では、全職員が前向きかつ積極的に取り組む姿勢が見られ、熊本地震の教訓を風化させないためにも継続的な実施が必要であるといった意見のほうも寄せられております。防災に対する職員の意識が高まっていることがうかがえたと考えております。

今後もこのような訓練を継続的に実施することで、災害に備える意識の定着を図ってまいりたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 熊本地震から9年になりました。職員としてあの地震災害を経験した方も少ないのでないかと思います。国内外では山火事が多発したり、南海トラフの危機も高まっています。組織としてどのような準備が必要かという問い合わせ忘れることなく、日常生活や日常準備に生かす訓練であってほしいと思います。

それでは、2番の質問に入ります。

防災会議、防災職員の女性の起用について、データでは、防災会議への女性の割合は4.1%、防災関係の女性職員はゼロ%。これでは、障害のある方や妊婦など、特有の事情のある方が見落とされてしまうと思います。女性の起用を増やしていくべきだと思いますが、伺います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 災害対応においては、避難所の運営や生活環境の整備、要配慮者への支援など、多様な観点からの配慮が必要となります。中でも、プライバシーの確保や衛生面、育児、介護への配慮については男性だけの視点では気づきにくい点も多く、男女共同参画、またインクルーシブ的な視点も取り入れた課題の把握や対応策の検討が重要であるんじゃないかと考えております。

国におきましても、第5次男女共同参画計画において、令和7年までに市町村防災会議の委員に占める女性の割合を早期に15%とし、さらに30%を目指すことが成果目標として掲げられ

ております。こうした国の方針を踏まえ、本町におきましても令和7年度の防災会議に向けて、熊本県看護協会や熊本県薬剤師会などに依頼し、新たに9名の女性委員を委嘱いたしました。これにより、全体53名の委員のうち11名が女性となり、女性委員の割合は令和6年度の4.1%から20.7%へ改善することができました。今後につきましても、国の目標である30%達成に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、防災職員としての女性の起用についてであります。現在、防災を担当する危機管理防災課に女性の職員を配置しておりませんが、配置することにより、女性ならではの視点で災害や平時における提案や配慮ができるといったメリットも考えられます。今後、町全体の職員の配置計画を行う中で考慮していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 熊本地震で、私はキャロッピアにいたんですけども、2,000人が集まつていらっしゃったんですね。その中で、最初は逃げるだけ、避難するだけの気持ちでいらっしゃった方たちに、いろんな女性特有のものが欲しい、コンタクトレンズの補充が欲しい、子どものおむつがない、大きさが合わないという、そういう質問といいますか、言われました。それはそのときに職員の方に伝えたつもりですけども、ただその目線を大事にして、やっぱり女性の目線って大事だと思います。

令和7年度は防災会議に新しく9人の委嘱があったとお聞きしました。安心しました。女性目線で防災を考えていただくのは、とても私たち町民としては安心できるところかと思います。30%に向けて、30%だとあと何人か分かりませんが、多分20人以上なのかなと思いますが、ぜひ進めていってほしいなと思います。それから、女性職員についても、日頃の職員の言葉とか考え方とか大事だと思いますので、ぜひ前向きに考えていただきたいなと思っております。

それでは、3番の戸別受信について質問させていただきます。

戸別受信機については、令和2年12月の一般質問の答弁の中で、上津久礼、下津久礼、東ヶ丘、戸次、辛川などの現在土砂災害警戒区域に指定されている地域である世帯と、それから本年度中に追加予定の地域を含めた110世帯を対象に配付することでした。対象地区の民生児童委員、それから区長さんに配付されたと聞いております。今回、本年度の予算では、75歳以上の高齢者世帯の方が希望すれば貸与という形で配付するということですね。それでは、3番の、高齢者家庭への戸別受信機配付の世帯を増やすべきだと考えていますが、どう思いますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 防災行政無線の戸別受信機の配付については、今年度末の令和8年3月31日時点で75歳以上のみで構成される世帯を対象として進めてまいります。対象となる世帯に対しましては6月上旬に個別の通知を発送するとともに、7月号の広報きくようにも記事

を掲載し、戸別受信機の貸与を希望される世帯の把握を行います。その後、必要数量を確定し、指名競争入札により納入業者を決定いたします。受信機の配付につきましては、役場本庁舎、西部支所、また各町民センターを巡回する形で実施する予定であり、対象世帯にはあらかじめ配付日などを記載した通知を送付する予定としております。

なお、戸別受信機の貸与は今年度限りの取組ではなく、次年度以降も継続して実施してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） それでは、令和7年度の75歳以上の世帯、その対象世帯数、それから台数についてお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 今回、対象の世帯といたしましては、通知文の発送をした件数にはなりますが、約2,400世帯になっております。台数につきましては、今現在、予算のほうで1,200台のほうを確保しているような状況です。あくまで希望世帯への貸与ということで、予算の計上としては半分の計上という形に今現状なっております。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 私が以前に防災行政無線のことを質問した時期は、菊陽町にも大きな被害が出た線状降水帶の被害、それから台風被害が多かったように思います。特に心配されていたのは戸次の方で、川の音、風、雨の音で防災無線の声が全く聞こえない、避難を呼びかける声も聞こえないと言われていました。令和7年度予算の防災行政無線の取組について、その対象者の皆様、希望される皆様に確実に届くようにお願いして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 保育施設及び保育士の確保について質問をいたします。

以前、菊陽町の保育児童数は令和6年度から減少していると聞いています。1番の、保育児童数の推移と今後の推移についてどのように考えるか、お願いいいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 保育児童数の推移につきましては、過去5年間の4月1日現在における町内保育施設への入所児童数の実績で申し上げます。令和2年度が1,511人、令和3年度が1,507人、令和4年度が1,566人、令和5年度が1,554人、令和6年度が1,506人、令和7年度が1,467人となっており、令和5年度から減少傾向となっております。今後の推移につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする菊陽町こども計画において、令和2年から令和6年までの各年3月31日現在の住民基本台帳人口を用いて推計した結果、ゼロ歳から5歳までの児童数は年々減少していくと見込んでおり、令和11年度の保育児童数は1,286人と予測しているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 本年4月から新たな保育施設がオープンしており、園長先生にお伺いしたところ、1月時点で決定した園児さんが、2月下旬には10名の方がキャンセルされたとのことでした。理由としては、菊陽に引っ越しを希望したが、できなくなつたとのことでした。キャンセルの10名分は、何とか3月末までには補充ができたとのことでしたが、全体ではその施設では7割程度ですということでした。

それでは、2番の、新たに建設された保育施設を含み、将来の児童数を賄うことができるのかについて質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 今年4月から下原区に、新たに定員105名の私立の認可保育所として、くるる保育園が開設されております。このことにより、令和7年4月1日現在の町内保育施設の定員総数は昨年度の1,551名から105名増加し、1,656名となったところです。この定員増員を図ったことで、現時点では定員総数1,656名に対して入所児童数が1,492人で、定員充足率は90.1%となっております。また、毎年実施しています新年度の保育所入所申込者数においても、令和5年度の417名から令和6年度が355人、令和7年度には325人と減少傾向となっており、今後の新たな宅地開発や共働き世帯の増加など、保育ニーズが高まり、保育需要が増加した場合も十分賄えるものと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 定員数1,656人に対して令和7年度1,467名の子どもたちが入所しているということで、希望する子どもたちは全て希望の保育園に入れているということですね。待機児童はもちろん、保留児童も本年度は解決しているということでしょうか。

それと、商工会のそばに144軒、それから南小近辺の開発、そしてマスタープランでは大規模な住宅開発が想定されています。保育を必要とする家庭はますます増えると思いますが、それに対しての対策はどう考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） それではまず、待機児童と保留児童というこの状況、ここ3年の状況を申し上げますと、まず待機児童につきましては令和5年4月1日現在が6名です。そして、令和6年4月1日現在が4名です。今年の令和7年4月1日現在がゼロということで、今年度は解消に至っております。それと、保留児童の数についても申し上げときますけども、令和5年4月1日現在が80名です。令和6年4月1日現在が62名、今年度、令和7年4月1日現在が28名ということで、ゼロではございませんけども減少しているところです。保留児童につきましては、特定の保育施設を希望される方もいらっしゃる、様々な要件もございますので、なかなかゼロというわけにはいかないんですけども、今言ったように減少傾向に入っ

てるということで御理解をいただきたいと思います。

それと、今後の開発の見込みということで、今答弁でもございましたように、くるる保育園を開設しております。これは、原水駅の南側の迎原地区の百四十数区画の開発も見込んでおりましたし、今後の開発等も見込んでおりますので、そのあたりも含めて今回新たな保育施設も開所しておりますので、これも含めて今後の児童数の、増えた場合についても十分賄えるものというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 保留児童も80名から28名になってるということで、その子たちの家庭の理由もありますし、仕事の都合もあると思いますので、また減少させるようにしていただきたいと思います。

それでは、3番の町立の保育園の保育士の確保について質問します。

加配保育士を含め、保育士の確保をすべきだと思うが、どうか。お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 町立保育所2園の保育士の配置につきましては、令和7年4月1日現在で正規職員が25名、会計年度任用職員が11名の合計36名の職員を配置しています。そのうち、障害のある子どもや集団生活などに困難を抱える子どもを支援するために、通常の保育士配置基準に加え、毎年必要に応じて会計年度任用職員を任用し、加配保育士を配置しているところですが、現在の各園の園児の受け入れ状況を見ると、職員数が不足している状況ではありません。しかしながら、職員の年齢構成を見ると20代職員が極端に少なく、将来にわたって安定的な保育所運営を鑑みますと、若年層の人材確保は必要であると考えております。が、採用には苦慮している状況でもありますので、今後は採用試験の実施時期の見直しや大学などと連携した募集方法の検討など、様々な取組を行ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 前に町立保育園を訪れたときに、どうしても目が離せない子どもたちがいる、加配保育士が必要だとおっしゃってました。今の答弁を聞くと、そこもしっかりと配置してると聞き、安心しました。

それでは、3番のGIGAスクール端末についてに移らせていただきたいと思います。

GIGAスクール構想は、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワークなどの学校ICT環境を整備、活用することによって教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現することを目的にして、特に2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、前倒しを行い、全国で850万台に上ると言われており、更新時期が来ています。文部科学省は、端末については令和5年の補正予算で令和7年度までの更新に必要な経費を確保していますと述べています。

1番の、G I G Aスクール端末が更新の時期となっていますが、更新のスケジュールはどうなっていますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 7月に公募型プロポーザルを行うよう準備を進めています。このプロポーザルにおいて機器の納入業者を決定し、今年度中に納品。来年3月までに機器の設定を行い、令和8年4月から新しいタブレット端末を児童・生徒に配付するスケジュールで進めているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 子どもたちの学びに端末は絶対必要になっています。この5年の使用期間に起こったマイナスのことが改善できるよう、機種の選定、子どもたちに合わせた使い勝手のよいものになるようお願いいたします。

児童・生徒が使用した端末には個人情報が保存されている可能性があることから、端末を処分する際は個人情報を含めて全ての情報を消去する必要があります。全国では公的機関などでも情報漏えいが多発しています。一例を挙げますと、気仙沼市立病院では業者がデータ消去せず、メルカリで販売。約4.8万人の患者情報が漏えいしました。南生協病院では、物理破壊でデータ消去が可能と誤認してしまい、消去方法としては不適当だったと発表しました。原因としては、通常のデータ消去では現在使用しているSSDに対して効果がないことを担当者が知らなかつたということです。

それでは、2番の、更新に伴う端末のデータ消去は慎重に行うべきだと考えるが、どのように行うのかお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 現在のタブレット端末には、子どもたちの作成した学習の記録や写真などが多数保存されています。そのため、本町では、確実なデータ消去を期するために専門業者へ委託し、データ消去を行い、万全の対策で進めていくこととしています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） G I G Aスクール端末などの小型家電には、鉄、アルミニウム、銅、貴金属、レアメタルと言われる有用な金属などが含まれています。使用済みの製品に含まれる資源は都市鉱山と呼ばれています。日本は資源がない国と言われていますが、現在では資源の観点からも国内循環により再使用することが認められています。

それでは、3番の、端末の処分に当たって海外流出しないように配慮すべきだと思うが、どうか。お願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 既存タブレット端末の回収、データ消去後に海外に流用されないよ

う、タブレット端末の更新に当たっては専門業者による確実なデータ消去を行うとともに、国の指導に従って小型家電リサイクル法に基づく認定事業者等へ処理委託してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 国の指導に基づいて処理委託をしていくという答弁でした。先ほど述べた貴重な資源、金属を海外流出させないように認定事業者に要請していただき、そしてその処理結果を求めていくべきだと私は思うんですが、どう考えますか。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（氏家良子さん） タブレットの再利用だったり再資源化に関しましては、文部科学省からも適切に対応するようにという通知が来ておりまますので、その通知に従い、しっかりと対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） しっかりとした処理の仕方をお願いしたいと思います。

それでは、現在使ってる端末はリースが約3割で、残りは買い取っているということでした。再利用が可能なものは、G I G Aスクール用でなくてもほかの用途で利用ができるべきだと考えますが、4番の、更新した端末を再利用すべきではないかという質問をいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 現在使っているタブレット端末は来年3月まで利用することとしておりますが、OSはWindows10であるため、本年10月にサポートが切れる状況です。そのため、拡張セキュリティー更新プログラムを購入し、引き続き利用できるように準備をしてるところです。これにより1年間はこれまでと変わらない状態で使用できるため、タブレット端末更新後、学校外での貸出し等も検討したところでございます。その結果、タブレット端末を再利用した場合は既存タブレット端末と新タブレット端末の管理が二重になること。また、タブレット端末の老朽化によるメンテナンスが必要となり、新たな費用がかかること。さらにはWindowsのサポートも半年間で終了することなどから、再利用はしない方針としています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） ウィンドウズの件からも再利用ができないということですよね。分かりました。ありがとうございました。

それでは次に、すぎなみ教室について質問させていただきます。

令和6年6月での一般質問で、すぎなみ教室の子どもたちの送迎用公用車を配置できないかという質問で、令和6年度で検討するとのことでしたが、1番の、送迎用公用車を配備すべきと考えるが、どう考えますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 本来、すぎなみ教室への登下校については保護者による送迎が原則と考えています。しかしながら、保護者の勤務状況や地理的な問題などから、本人に登校する意思があっても送迎が難しいと考えられる児童・生徒については、職員が送迎することで、本人への継続した家庭訪問や、登校に向けたハードルを1つ取り除くことができると考えています。そのため、本町では昨年度から送迎の試験運用を開始しており、役場の公用車を予約して週1回程度の送迎を実施しています。今年度の試験運用ではまだ利用がありませんが、送迎をした児童・生徒の中には、その日の体調等により欠席するなど、送迎人数は毎日変動します。また、送迎がすぎなみ教室へ通うきっかけになる一方、それが最終的な目標になってしまい、本来の目的である学校への登校につながらないことも考えられるため、公用車の配備については慎重に判断をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 隣の大津町では送迎の担当の方がいらっしゃると聞いています。それが利用しやすいところではないかなと思っております。試験運用では送迎車を利用する希望はなかったと先ほどの答弁でお聞きしましたが、必要であるときはぜひ協力をよろしくお願いたします。

先ほどG I G Aスクールの端末について質問しましたが、昨年のすぎなみ教室への質問で、余ったタブレット端末を配備できないかという、その答弁については、故障が多く、なかなか配備できないとのことでした。今回、来年度新しくタブレット端末の契約をされますが、そのときには学校の分とは別にすぎなみ教室へのタブレットの配置をお願いしたいんですけども、2番の、タブレット端末配備を各小・中学校と同様にすぎなみ教室にも配置すべきと思うが、どう考えますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） タブレット端末については、今年度からタブレットの修理に対するメンテナンス業務委託を行い、予備機の台数は増えましたが、修理と故障の台数はほぼ変わっていないため、予備機をすぐ子どもたちに貸し出すという状況が続いています。昨年度と比べ、子どもたちの手元にタブレットがないという期間は短くなっている状況ですが、学校内で回すことで精いっぱいとなっています。このようなことから、今年度中はすぎなみ教室にタブレット端末を配置することは難しい状況です。

すぎなみ教室にタブレット端末を配備することについては、教育委員会としましても教育的効果があるとは認識していますが、現段階ですぎなみ教室の先生に支給することは難しいと考えています。今後、令和8年度のタブレット端末の更新時にはすぎなみ教室の先生にも配付ていきたいと考えています。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 8年度のタブレット端末の更新時にはすぎなみ教室の先生方にも配付していきたいということをおっしゃってくださって、安心しました。来る子どもたちも不定期ではありますが、一生懸命来ています。学校と同じような体制でやっていきたいと先生方もおっしゃってますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、3番に移りたいと思います。

以前、コロナ禍の中ではZoomによる授業模様が提供されていたと聞きますが、現在では全く提供されていません。先生の話によると、以前のZoom会議は生徒たちも見てたとのことでした。不登校対策として、少しでも子どもたちを学校とつなげることは大事だと思っております。3番の、Zoomによる授業模様を提供して子どもたちへのケアをすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 教育委員会では、令和元年10月25日付文部科学省通知の不登校児童・生徒への支援の在り方についてに基づき、自宅においてICT等を活用した学習活動の重要性を認識し、積極的に取組を進めてるところでございます。ICT等を活用した学習支援は、自宅や支援機関など、児童・生徒が安心して学習できる環境で学校の授業内容に準じた学習を進めることができることから、教育委員会では学校以外でのICT等を活用した学習活動については指導要録上の出席扱いしております。これにより、Zoomによる授業を活用しながら、児童・生徒が学習への達成感を持ちながら学習意欲を維持することにつなげていくことで、不登校の児童・生徒が学校復帰と社会的な自立に向けて準備ができるように、きめ細やかなケアを充実させてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） タブレットによる授業模様を提供することが授業に参加したという形になるのであれば、今、町内を見ますとたくさんの不登校の子、不登校ぎみの子がいます。ぜひ活用していただきたいと思います。

それでは、4番の、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの改修に伴うすぎなみ教室の仮教室は、改修があるということで、光の森備蓄倉庫と聞いていますが、給食を食べに行くのも距離があり、子どもたちが備蓄倉庫から学校へ行くのが不安だと先生が心配をしていて、近くに配置してほしいという声を頂戴いたしました。武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの改修に伴い、すぎなみ教室を学校近くに配置してほしいと思うが、どのように考えますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 武蔵ヶ丘コミュニティーセンターの改修は令和8年度を予定しており、その際は近隣の町施設を借りて、こちら備蓄倉庫も含めてございますけれども、教室を開くことができないか調整をしてるところでございます。児童・生徒によっては、人がたくさんいる場所を苦手とする子どももいるため、子どもたちが通いやすかつたり生活しやすいこと

を配慮しながら慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） そこが遠いということは、先生方が合間合間に来てくださることもなかなか、それが1年ぐらいこの改修が続くんですよね。先生方の行き来もできなくなるし、そしたらまた子どもたちの気持ちが学校から離れてしまうんじゃないかなという心配をします。ぜひ、今、備蓄倉庫の話も私のほうからしましたけども、なるべく近くに、学校からすぐ行けるような場所に、時期的に4月からではなくって1月、2月、時期をまたぐこともあります。受験生の子どもたちもいます。なるべく同じように子どもたちにも、すぎなみ教室に通い、そして学校を感じていただきたいなと私は思います。

それでは、5番の質問に移ります。

中央公民館のすぎなみ教室はスペースが、1部屋しかないんですね、ないと聞きます。対策をどのように考えているかお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 現在、菊陽中学校区のすぎなみ教室については中央公民館の一室を利用して運営していますが、異年齢児が複数来たときや人との関わりを避けている子が来たときなど、間仕切る部屋やスペースが足りないので、スペースを確保してほしいとの要望も上がっています。そのため、別の会議室に予約が入っていない場合はすぎなみ教室に使用してもらうなど、柔軟な対応を行ってあるところです。教育委員会としましては、今後、教室の現状も踏まえながら、通年使える場所の確保ができるか慎重に検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） ぜひ、中央公民館のすぎなみ教室、狭い1部屋ですので、1人、2人いて3人目の子が来たときに、もう帰ってしまうんですね、前にいた子たちが。そうであってはいけないと思うんですけども、それがその子たちの環境ですので、その辺、中央公民館の中にあるすぎなみ教室ですので、中央公民館に専属のお部屋がもう一つ増えたらいいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

武藏ヶ丘中学校の不登校、不登校ぎみの生徒は、令和4年、5年、6年と3か年の状況を見ますと減少しているとのことでした。学年ごとに先生方が対応会議を行ったり、週1回行うということでした、それから家庭訪問であったりタブレットを利用して連絡を取っているということ。そして、相談がある保護者の方には放課後スクールカウンセラーと共に話を伺うということをされているそうです。学校、それから先生方の粘り強い協力によるものと評価いたします。

すぎなみ教室に通う児童・生徒は町内の全児童・生徒4,440人のうち27名ですが、増加傾向にあると聞いています。その児童・生徒さんたちが少しでも学校に通えるように、思いやりの

ある気持ちで対策を行っていただきたいと要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時41分

再開 午後 0時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（坂本秀則議員） 福島議長が別の公務のため、ただいまより副議長の私が議長を務めさせていただきます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子議員。

○16番（小林久美子議員） 議長、すいません、体調の関係で自席でさせていただいていいでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） はい、許可します。

○16番（小林久美子議員） ありがとうございます。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いします。

今年の4月から、長年の懸案であった小・中学校の給食費が完全無償化になりました。私も長く議員をしていますが、町長と意見が合ったのは、この無償化が意見が合ったなと思っています。1人当たり最大4,800円の補助がされます。また、菊陽町では、周りは結構給食センター方式とか多いんですけども、自校方式、また保育園の自園方式で提供されていることも、私自身も高く評価をしています。

保護者の方に聞いてみました。めちゃめちゃ助かっている、若い人がやっぱり言葉がそういうことで、給食費で浮いた分はほかのところに回していると。熊本市内のその方の知り合いの方は、保育園で8,500円の給食費を払っているところもあるそうです。この物価高で無償化になっていなかつたら本当に大変だったというふうにお話をされて、助かっているということでした。町内の小・中学校に子どもさんを通わせている、また保育所に通わせている保護者の方、大変喜ばれています。もちろん、行政のほうにもそういう声はたくさん届いているのだと思います。やはり、子育て支援の大きな柱だと思っています。引き続き皆さんの支援が行き届けばいいなというふうに思います。

それで、次の私の質問ですけれども、熱中症対策についてです。熱中症対策として、低所得世帯の高齢者を対象にエアコン購入費の助成事業ができないかとしています。昨年6月議会かな、ちょっとはつきりしてませんが、これは昨年も取り上げた内容です。

今、毎年の猛暑から住民の命と健康をどう守るのかが大きな課題になっています。昨年夏の

気温は、統計開始以来、最も高かったそうです。熊本市では年間の猛暑日の日数が51日に上り、過去最多になりました。厚労省の発表では、2024年、熱中症による死者数は2,033人と過去最高になっています。私、直接相談を受けたというわけではないんですけども、間接的に、生活保護で電気代も辛抱してエアコンをあまりつけない、またエアコンが壊れていても買換えができないということで、昨年2回ほど熱中症で病院に運ばれたというのも聞いています。以前の議会でも、そういうことで調査が必要ではないかというのを訴えました。体温調節機能が低下している高齢の人、また持病のある人に特別な配慮と注意が必要です。

そこで、低所得者世帯の高齢者を対象にエアコン購入費の助成事業ができないかお聞きします。

○副議長（坂本秀則議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 近年、厳しさを増す夏の暑さは、特に体の弱い高齢者などにとって負担が大きいものであり、熱中症による健康被害は今や大きな社会問題となっています。熱中症対策としてエアコンを使用していただくことは有効な手段の一つであり、厚生労働省も夏場における適切なエアコンの使用を推奨しているところです。

本町で行うエアコンの購入費助成につきましては、国の地域創生臨時交付金等を活用し、全世帯を対象にした省エネ家電の購入費助成を令和4年度から過去3回実施しております。御質問の低所得世帯や高齢者へのエアコン購入などの助成については、昨年9月の一般質問での答弁と重複しますが、独自に助成を行う自治体として都市部など一部の自治体で行っているところはありますが、県内及び九州管内ではほとんどありません。しかし、熱中症の問題は今や全国的な問題であり、今後も深刻化し、命に関わってくることでもありますので、個々の自治体で解決できる問題ではないと考えております。まずは国においてしっかりと議論をしていただくことを期待しているところでございます。

以上になります。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、答弁をいただきましたが、恐らく昨年の9月議会の答弁とほぼ一緒ではないかと、9割方一緒ではないかというふうに思います。あまり町として大きくこの問題について変化がないんだなというふうに思いますが、町では全世帯を対象に省エネ家電の購入費助成を行いましたよね。令和4年から過去3回実施されてきてますが、これはどのくらいの費用を使って、どの程度の方が利用したのか、分かれば教えてください。今、資料がなければ、別のときでもいいです。

○副議長（坂本秀則議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） すいません、手元に全ての資料がありませんので、言っていただいた、できる範囲での回答ということでさせていただきます。

令和4年度が予算規模としては3,030万円、令和5年度が予算規模としては4,470万円、令和6年度については予算規模としては1,500万円ということで把握しております。その中でも最

大の予算規模でありました令和5年度につきまして、手元にある範囲で申し訳ありませんが、申請件数が1,379件、補助金額が4,793万2,000円。その中で、家電の種類ごとに件数でカウントしますと1,682台ということですが、そのうち内訳としてエアコンの購入に係るものが241件というところでなっております。

以上になります。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） この省エネ家電の購入の制度ですね、これは結構お金があるというか、裕福な人であれば幾らでも申請して利用できるんですけども、もともと厳しい人はこれなかなか難しかったんじゃないかなと私は感じております。それで、マイナンバーカードを普及するというのも政策の一つの目的としてあったかなというふうに思いますが、今回そういうことで、高齢者の今実態ですね。これだけ物価高になっている、そして夏場のエアコンも電気代とかを考えて思うように使えない。それで、低所得者と言うと幅広くなるんですけども、特に生活保護を受給されている方などにエアコンの有無とか、そういうのを調査することができないかというふうに思いますが、この点はどうでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤大典さん） お答えします。

まず、町村の生活保護の実施主体は県になりますので、分かる範囲でお答えをさせていただきます。

県のほうに確認をしましたところ、エアコンを設置されている世帯、されていない世帯というのは個別には難しいというふうな回答でございました。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 個別には難しいということでしたけれども、それは例えば、生活保護を受給されていて、菊池のほうの担当から電話とかで確認することはできるんじゃないかと思いますが、それを私はしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤大典さん） 個別の調査に関しましては、今後、県のほうにも検討するよう協議してまいりたいというふうに思っております。

なお、生活保護世帯につきましては、保護開始時に初回のみ家具什器費として7万3,000円が支給されているというふうに伺っております。これは、国の保護基準による全国一律の金額というふうに伺っております。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 生活保護の基準は私も存じてますが、菊陽町はお隣の熊本市と比べましても、すぐ近くなんんですけど、級が違うというか、生活保護は住んでるところによってす

ごい差ができるんですね。それと、70歳以上になると、生活、食べるもの、電気、水道一緒に下がってくる、金額が下がるという問題もありますので、今日はそこまでにとどめときますが、できれば県に申し入れて、低所得者の方が熱中症で緊急に運ばれたり、そういうことがないような対応が必要だと思います。自治体でここまで調査するのは難しいことがあるかもしれないんですけども、私はこれだけ猛暑になった段階ではそういう調査も必要だと思いますので、引き続き要望、提案をしていきます。

それでは、2番目の物価高騰対策について質問します。低所得者に対し、米の高騰支援として1万円を支給できないかとしています。

同僚議員の馬場議員の質問も今日午前中ありましたけれども、4月からは食品が4,225品目値上げされ、電気、ガスも支援が打ち切られ、全てのものが相次いで値上げをされています。町民の命と暮らしを守るためにも、物価高騰対策、ぜひ必要です。また、米の価格も今大問題になっていますが、私が地元の米を購入すると、5キロで以前の倍になっていました。町民の方からは、低所得だけではなくて年金で生活している方、そういう方の町民全体にそういう支援を考えてほしいという要望も私は受けましたけれども、この点について町は、国の問題というふうにするのではなくて、町民の暮らしを守る視点でどういうふうに考えているのかお聞きます。

○副議長（坂本秀則議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） すいません、ただいまの質問は、通告がっておりました、低所得者に対し米価高騰支援として1万円を支給できないかの答弁でよろしいですか。

（16番小林久美子議員「はい」の声あり）

お答えします。

ここ数年の物価、燃料費、食料品に関する高騰は私たちの生活に大きな影響を与え、さらに今年は私たちの主食である米の価格が急騰するなど社会問題となっております。町としましては、これまで国策により、住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯などの低所得者に対しては、新型コロナウイルス関連給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰関連給付金、物価高騰対応関連給付金などの給付金事業を行ってまいりました。御質問の米価高騰支援につきましては、現在、国において米価格を引き下げるための施策が既に行われている状況でありますので、町単独での1万円の支給は考えておりません。

以上になります。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 町長は特に農業のこと詳しくて、農業のことにも携わっておられますので、米の価格のことをここでやり取りをするということではないんですけども、日本の中で主食である米が今こういうふうに非常に大問題になっている。私たちは、米の供給、出しほうそのものが足りないんじゃないかというふうに思っているんですけども、米の価格を引き下げるため、米の物価が倍ぐらい上がってるという今の状況で何とか支援をと思いますが、

町長、この点はどうでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　　昨日の米価、米の価格の高騰につきましては、これから国の施策において落ち着いていくものだというふうには思っているところでもございます。ただ、小林議員がおっしゃるようなお米の高騰支援というのではなくて、町といたしましては町民の皆様方にどのように還元をしていくかということだろうかというふうに思います。今年の3月の矢野議員の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、私といたしましては、TSMCをはじめといたします企業の進出のプラスの効果をいち早く住民の方々に感じていただけるような施策を実施していきたいと常々考えているところでもございまして、副町長へ指示をしまして、部長以上で構成をいたします政策調整会議におきまして、今後の財政見通しなどを踏まえまして町の施策をどう展開していくかを今協議をさせていただいているようなところでもございます。

令和7年度におきましては、高齢者対策といたしまして、買物に困難を抱える高齢者を対象といたしました買物移動支援事業、家族介護用品助成事業の助成対象者の拡大、さらにはTSMCの慈善財団からの資金提供の下に熊本大学と共同で、本町高齢者の健康長寿を目的といたしました健康長寿プロジェクト事業などの取組も新たに取り組んでいるところでもございます。そういうところも踏まえまして、令和8年度以降も、低所得世帯をはじめ高齢者福祉、子育て支援を中心に効果的な取組を実施していきたいと考えてることでございます。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員）　小林議員。

○16番（小林久美子議員）　令和8年度に低所得者や高齢者の方、そういう方への支援を今後考えていくということで、TSMCが来るときに、TSMCが来た利益、そしてまた町の税収に大きく影響を与えるんだと。それを町民に還元していくんだという話を、町長から直接伺ったわけじゃないんですけども、そういうふうにほかの議員さんも捉えてらっしゃるところがあるんですが、令和8年度、税収を見て考えるということとともに、今の緊急な、これだけ物価高騰が続く、低年金の中でやりくりをするのが大変だという思いにもしっかりと応えていただきたい、私としては緊急な支援をしていただきたいということでこの提案をしているんですが、ここはなかなか、令和7年度中に何らかの対応をするというのは難しいんでしょうか。再度、町長、お願いします。

○副議長（坂本秀則議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　　小林議員がおっしゃるように、今身近に感じてらっしゃる方もいらっしゃるというのは私も承知をしてるところでもございますが、予算もございまして、令和7年度、限られた予算の中で様々な事業を展開してまいります。令和8年度におきましてしっかりと町民の方々に喜んでいただけるような施策の準備に入っておりますので、令和7年、できることをしっかりとやって、そしてまた令和8年度につなげていくというような形で進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 物価高騰対策については緊急な支援を求めて、3番目の地下水や水質保全について、質問を移ります。

私は、もう2年、選挙のとき、その前から地下水の問題はずっと議会でも取り上げ、この間もその時々にいろいろ町に提案をしてきました。今回は、坪井川の調査地点で有機フッ素化合物の2種類、PFB-S、PFB-Aの濃度が増加したというモニタリング調査の結果が出ていましたが、町の認識はどうかとしていますけれども、この点につきましては3月議会に、有機フッ素化合物のこの2種類がJASMで使用されるというのが、私たちが幾ら求めて県はその時点では公表してなくて、結局、共産党の国会議員が国会で取り上げてこの2種類が公表されたという経過がありまして、その懸念を3月議会でも示したところです。ところが、3月議会が終わりまして、3月26日の県環境モニタリング委員会の報告で、JASM稼働後にPFB-SとPFB-Aの値が急上していることが明らかになりました。

私たちが3月議会でもJASMの使用の有機フッ素化合物の情報公開を求めたりしてきたんですけれども、それがはっきりしてなかったら、この値の急上昇も公表されたのかなという私は疑念を持ったんですけども、特にこの2種類が有害性が指摘されてるということで、実際、工場が12月に稼働した後にそういう結果が出ているのは、私はJASMと関係があるのでないかと思いますが、今の町の認識、町長の認識はどういうふうに考えておられるのかお尋ねをします。

○副議長（坂本秀則議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 環境モニタリング委員会としての意見は、現時点では問題ないレベルだが、今回は稼働後1回のみの結果で、今後継続的なモニタリングが必要であるとされております。環境モニタリング委員会の意見のとおり、県では今後もモニタリングを継続するとともに、変化については精細な調査が必要として、熊本北部浄化センターに排水する企業にヒアリングなどを行う方針と聞いておりますので、その動きを注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 町長、この点については何かありませんか。

○副議長（坂本秀則議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 先ほど住民生活部長が答弁したとおりでございますが、ただ、これからも様々なところで住民の方々が不安に思われることがあるかというふうに思いますが、そういったところはしっかりとサイエンスで証明をすることが必要だということで県立大学の黒田理事長もおっしゃってるようなところでもございますので、そういった正確な数字を基に判断をする必要があるというふうには思っています。まずはヒアリング等行うということでございま

すので、そっちのほうをしっかりと注視してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 県が企業にヒアリングをするというふうに今答弁がありましたけれども、これはいつぐらいまでにどんなふうにしようとしているのか、町長は聞かれてますか。

○副議長（坂本秀則議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 5月30日に県のほうから、一定量の排出をされる企業のほうに調査を行うというところの通知を出されております。アンケート調査を基に、必要であれば直接ヒアリングを行っていくというふうに県のほうからは伺っております。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） そしたら、その企業って何社ぐらいありますか。

○副議長（坂本秀則議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 情報では、大規模、50トン以上の排出されてらっしゃる企業ということでお聞きしております。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 私が3月議会でも取り上げてるんですけども、やはり町はTSMC、JASMが来る主体の町であるので、そういうのをもっと敏感に調査研究もしてほしいし、県にも問合せをしてほしいというのを要望しています。50トン以上で何社か分からないんですか。

○副議長（坂本秀則議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 熊本市、合志市、菊陽町で8社ほどあると県のほうからは伺っております。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 8社であれば、すぐヒアリングできるんじゃないですか。それは県に、町長、求めてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 県のほうからは8社と聞いておりますが、県のほうがまだ公表されておりませんので、私たちも状況のほうは8社というところしか伺っていない状況でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 私はいつも、この有機フッ素の問題は、いろいろこちらが提案しても町となかなかかみ合わない。町は、県が調査をするのでということで、その結果を待ってい

るということですけれども、3月議会で取り上げた、例えば産業廃棄物の業者であるとか、そういうのもちゃんと公開してほしいということでお願いしました。これは質問の通告外になると思いますので、また次の9月議会でも取り上げますが、そういうことをしっかりと情報を開示して町民の不安に応えてほしいというのをこの間伝えています。

それで、濃度が上昇したというのも、結局、町の認識はなくて、県が調べる、今規制がない、県のモニタリング結果待ちということで、企業も県のヒアリング待ちという今答弁しか得られませんでした。法令等の規制物質の環境モニタリングについて、多くの物質で稼働前後の変化は確認されてないというのが環境モニタリング会議で言われていますが、そしてまたPFB S、PFB Aは坪井川で濃度が増加したけれども、諸外国の飲料水目標値などと比較しても低いとモニタリングの会議では記されているんですけども、町もこの考え方と一緒にどうか。この点について質問します。

○副議長（坂本秀則議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 今、県のほうでも調査されておりますけど、科学的根拠とか要因、そういったものがはつきりしないと何とも言えないことだと思いますので、町としても県と同じ見解でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） この前から同僚議員も、この地下水の問題について、行政や県と町民がもっと一緒に取り組むというか、信頼関係を持ってと言われたんですけども、信頼関係の前に、やはり事実がどうかということが一番問われると思います。それで、昨年12月に測定されたPFB S、PFB Aは合算で125ナノグラムです。この12月に測定された値は、来年からドイツで適用される目標値1リットル当たり100ナノグラムを上回っています。日本では、この前、私たちの身近な坪井川で出たのが125ナノグラム。ドイツでは来年から100ナノグラムを基準にしようというふうに言われていて、私は、日本で基準がないということで先延ばしするのではなくて、外国の基準とともにしっかりと調査して研究することが必要だと思います。その点について町長、どうでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） その点におきましては、私ども地方の町が言うことではないというふうには思ってます。こちらはやはり、国がしっかりと基準を定めるということだろうというふうには思います。ただ、先ほど小林議員もおっしゃったように、事実を正確にということを考えますと、県のほうがしっかりと数字を出されるというところは町としてもしっかりと見定めるということだろうと思います。今、町民の方々がいろんなところで見える不満があり、そしてまた見えない不安があるということは私どももしっかりと承知をしておりますので、そういうことの少しでも問題解消になるように私どもも一生懸命努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 県にもどういうふうになっているのかということでしっかりと問合せをしていただきたい、外国などではそういう基準で運用されている、そういうことも研究調査をしていただきたいと思います。そして、企業へのヒアリング、8社程度であるのであれば、住民の不安に応えるというところでは、県がやる気になればそう時間はかかるないというふうに思いますので、この点もぜひ県に要望していただきたいと思います。

それで、下水道処理場が今度、鉄砲小路の北側というか、合志市と菊陽内でできるんですけれども、この前同僚議員の説明で、白川になぜ流すのかというときに、PFB-SとかPFB-Aなんですけれども、白川の水量が多いので薄まるというような答弁があったんですけども、私はそれは原発の処理水と同じような考え方ではないかというふうに思っていて、本当にそういう認識なのかというのをもう一回確認をさせていただきたいと思います。

そして、2つ目の、予防原則に立って規制が必要ではないかとしていますので、この点も3月議会でかなり、予防原則については水俣病の経験なども説明をして議会でも訴えたところなんですけど、白川に流すのが水量が多いので薄まるという考えが本当にそれでいいのかということと、予防原則に立って規制が必要ではないかという、この2つの点について答弁をお願いします。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員にお伝えいたします。白川への下水道処理水の放流は通告外と認めますので、2番目の質問だけ答弁をお願いします。

○16番（小林久美子議員） え、通告外。そんな……。

○副議長（坂本秀則議員） 書いてありません。

○16番（小林久美子議員） 予防原則、PFA-Sが入ってますよ、議長、ちゃんと。予防原則を聞いてるのはPFA-Sが基なので、その対応がどうかというのは、予防原則に立って規制が必要ではないかというふうにしてますから、これはPFA-Sのことです。それで、白川に流すのも下水のPFA-Sと関係があるので、それ関連でいいんじゃないでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） いや、通告外と認めます。

（16番小林久美子議員「え、おかしい」の声あり）

住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 予防原則に立って規制が必要ではないかという御質問についてお答えいたします。

PFA-Sに関しましては、我が国の食品安全委員会をはじめとする関係機関において、科学的根拠に基づく評価の結果として明確な健康被害の発生を裏づける決定的な知見は確認されておらず、現在設定されている耐容一日摂取量や水道水質基準等の位置づけにおいても健康への悪影響が確認されていないものと認識しております。そのため、現時点では特定のPFA-Sの使用中止の要請などを行うことは考えておりません。

なお、今後、新たな科学的知見が得られ、国において規制される場合には、関係機関と連携

の上、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 先ほどからP F A Sについては、結局、今の答弁でも、県がそういうふうに認めているわけではないので、同じように考えるということですよね。白川への流量が多いから薄まるについては、別にここでやり取りしなくてもそういう議事録はあるので、それは別に変更がない、今の町の考え方だと受け取っていいということだと思います。そこで、やり取りは議長が認められなかったので、それは置いときますが、やはり私は県のモニタリング、これは町は県の言うとおりで認めないんですけれども、公式の発表で125ナノグラムが問題ない、今のところ飲料水云々で諸外国の飲料水の目標値と比較しても低いというふうに言われているんですけども、これは私は根拠のない安全神話を振りまいているというふうに言わざるを得ません。それで、県が町も反論すると言われるのであれば、J A S Mから本当に流れたのではないのか、企業へのヒアリングをしっかりとやって町民にしっかりと説明をしていただかないと、町民もこの疑念は拭えないということを述べて、次に移ります。

次は、交通渋滞対策についてです。T S M Cから325線までの渋滞が目立っている、町の認識はどうかというふうにしています。

私は、多分5月の終わりだったと思いますけれども、原水駅をまずバスの状況とかシャトルバスの状況とか見まして、その後、T S M Cの全体を車で回りました。それで、私とてもびっくりしたんですけども、町の交通実態調査は説明を受けましたが、T S M Cの入り口に行つたときに、多分8時前後だったんですよね。そしたら、T S M Cの中に一回入って、大津植木線というか、T S M Cの入り口から出るときに、ここは交通誘導員の方が三、四人いらっしゃったんですけども、車がT S M Cから大津の325線まで入り口から全く動いてなくて、誘導員の人たちが殺気立っておられました。三、四人いらっしゃったんですけども、何をしてるのかみたいな感じで誘導してたんですけども、これが実態なのと、私は、こんなにひどいのかというのを再認識しました。その後、325号の信号まで行って空港のほうに下ったんですけども、そこも渋滞で、町の交通調査にはそういうのは反映されていないのでしょうか。まず、それをお聞きします。

○副議長（坂本秀則議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 今、議員御質問の325から下りといいますか、空港へ向かってという分につきましては大津町内になりますので、そこは調査の対象とはしておりません。以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） ごめんなさい、325から空港に向かってと言いましたが、T S M Cの入り口から菊陽内は調査をされますか。

○副議長（坂本秀則議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 県道大津植木線につきましては、町道南方大人足線が大津植木線のほうにぶち当たりますけども、そこの交差点のほうで渋滞調査のほうを行っております。  
以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 大人足線から大津植木線でしたっけ、そこの交差点までは調査してることだったので、私も町の交通調査は見せていただきましたけれども、私がびっくりしたのは、T SMCの入り口に大津のほうから向かう車が全く動いてなかった。すごい渋滞が長くて、私すぐ次の日に荒牧部長に、これって町はどういうふうに認識しているんですかってお聞きしたんですけども、あれが実態で毎日あのような状況であれば、これは大変だなど。これで第2工場、工事が進む、いろいろあると、本当にこれ、車線を広げるのが令和10年ですから、令和10年目標ですよね。ですから、それまで町民、住民の人は大丈夫かなというのが率直な感想ですけど、町はそういう現状は認識しておられないんでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 議員御質問の県道大津植木線につきましては、町では令和3年度からこれまで4回実施で交通実態調査を行っております。町道南方大人足線との交差点で車列の滞留長が増加傾向にあることを現在のところ確認しているところです。J A S Mから国道325号までの区間においても交通量は増加していると認識しているところです。この渋滞対策として、県道大津植木線では、熊本県により、令和10年度完成目標として多車線化事業に取り組まれています。さらに、国道325号より東側の大津町の町道では、大津町により、令和10年度完成目標として4車線化事業に取り組まれています。これらの道路整備が完了すると、J A S Mから国道325号までの交通の円滑化が図られ、渋滞が大幅に緩和するものと期待しております。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 町長にお尋ねします。

私は、先ほど1か所だけT SMCの入り口のことをお話ししましたけれども、令和10年度完成目標までこの交通渋滞がこのままであれば、非常に大きな、生活にも深刻な影響を与えると思います。道路建設だけではなく、以前提案しましたパーク・アンド・ライドとか時差出勤、確かに原水駅からのバスは非常に増えてまして、シャトルバスは輸送人数も倍近くになってるかなというふうにも思いますが、もっと抜本的な検討対策もソフト面でも必要だと思いますが、町長の見解どうでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 今、菊陽町にいらっしゃる企業様方の、今小林議員がおっしゃったように時差出勤ですかフレックスタイムの導入ですか、そういったところで御尽力をいただけるというところでございます。J A S Mにおかれましては、自家用車以外で通勤される方々

が4割だったのが5割に上がってきたというところで、企業様も一生懸命そういったところで渋滞の解消については今実施をされてるような状況でございます。町といたしましても、おおむね令和10年度完成までにということでございます。地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を内閣府から頂きました、道路予算におきましては300億円の予算で今道路の整備が進んでおります。議長にも一緒に国土交通省に行っていただいて予算の確保、そしてまた木村知事と一緒に行って予算の確保、国会議員の先生方と行きながら予算の確保に向けて今取り組んでるような状況でもございます。

ただ、とはいえる、やはり住民の方々からすれば、渋滞の解消がなかなか進んでいないんじゃないかというところでもございますので、そういったところを踏まえて全町挙げてやっていきたいというふうに思いますし、まずできることをしっかりとやっていく、そしてまた企業様にお願いするところはやっていき、一氣にはできないかもしれませんけども、それが少しでも目に見えて渋滞の解消につながるような取組を町としてもしっかりと御提案をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 町長、努力をしていただいているということで、ただ私、1兆2,000億円のTSMCの進出なんですけれども、もちろん経済効果もあり、いろいろ雇用もあるんだと。周りの方、同僚議員もそう言われるんですが、これだけの規模の国策で企業誘致するんであれば、もっと大津植木線、そういうところも、300億円のお金が来るということですが、私自身はもっと同時に、失敗だったと言うのはあれですけど、これだけ大規模な企業誘致が来るのであれば、道路整備ももっと国が責任を持って私はやるべき、そうしないと、実際令和10年度に県が多車線化するんだと言われても、私、本当にできるのかなと思つたりします。それに、ソニーはまた第2工場、37ヘクタールぐらいの工場を建設してるし、あと第2工場の建設も始まるとなれば、お手上げ状態になるんじゃないかという不安があつて、この質問をさせていただきました。もっと国が対策をしないと町民に影響を与えるんだと。こんな大規模な企業が来たら、道路も一緒に、町民の生活、渋滞も一緒に考えないと大きな影響を与えるというのが、私はこの問題ではないかというふうに思つて取り上げたところです。

それでは、5番目の通学路点検後の取組について質問します。

昨年5月に通学路の合同点検というふうに書いてますけれども、町長の施政方針では今年度も5月1日から5月28日まで合同点検を20名ほどで行ったということで報告がありましたので、危険箇所についてはどのような今対応を考えているのか。昨年の5月の合同点検のときは73か所、それはごめんなさい、令和6年度ですよね。73か所、通学路の合同点検をして、約2,000万円、昨年の9月の補正予算で補正をつけて工事をされてきたと思いますけれども、どういうふうなところの対策を実施してきたのかについてお答えをお願いします。また、今年はどういうふうに今取り組んでいるのかも併せてお願いします。

○副議長（坂本秀則議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 昨年度は、令和6年5月7日から17日にかけて、全8小・中学校の通学路の73か所において、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検を実施いたしました。通学路の状況や学校からの要望を基に危険箇所を点検し、6月の第1回菊陽町通学路安全対策会議において、今後の対策内容について関係機関とすり合わせを行いました。

その後、町を含む関係機関において通学路の状況に応じた対策の検討をし、ハード面においては、区画線の設置、横断歩道や外側線のカラー舗装、ドットライン、グリーンベルトの設置、カーブミラーの設置及び交換、通学路注意看板の設置、通行に支障のある樹木等の剪定などを実施いたしました。国、県で改修を行っていただいているものもございますが、町では町道の改善を含む工事費として約1,960万円を昨年度の9月補正予算で計上しております。ソフト面では、大津警察署による速度取締りなどやパトロールの強化が行われており、また交通指導員、青少年健全育成町民会議等の皆様に登下校時の児童・生徒の見守りに御協力をいただいております。

令和7年度においても、5月1日から20日にかけて各小・中学校の通学路71か所での合同点検を実施いたしております。今後は、6月末に通学路安全対策会議を予定しており、関係機関と町が連携して、昨年度と同様に通学路の安全対策に努めてまいります。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 通学路の点検については毎年数十名で点検をされているということで、この前、残念ながら、同僚議員の質問にもありましたように子どもさんの死亡事故が起こり、町民の方も、これだけ車が増えているので、通学路の速度制限なり、そういうのを議会でも取り上げてほしいということでしたので今日取り上げたんですけれども、点検で出されたいろんな問題点なり対応の必要なところは、予算の関係もあるかもしれないんですけど、早急に対応していただくように要望、提案をして、次の質間に移ります。

最後の質問です。防災対策についてです。

昨日、九州北部が梅雨入りしまして、今日お昼休みにテレビを見ると、鹿児島では線状降水帯の発生が云々という報道がありました。梅雨入り早々に大雨が予想されます。これから台風やゲリラ豪雨も心配です。町民に災害の情報をいち早く知らせるために、町では今年度、75歳以上の高齢者世帯を対象に戸別受信機の配備を進めるということでした。高齢者の方や障害のある方など避難行動要支援者の個別計画、これから特に求められると思いますが、今の取組の状況、何名ほど対象者がいて、どういう計画が進んでいるのか、この点について担当課からお願いします。

○副議長（坂本秀則議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） まず、介護認定を受けている方や障害がある方などで避難に特別の支援を要する避難行動要支援者の個別避難計画の策定状況について御説明します。

本町の避難行動要支援者は現在2,565人であり、そのうち、個別避難計画を策定することや平常時に避難支援等関係者に対し情報提供することへの同意が得られている方は620人となっております。この620人のうち、既に個別避難計画が策定済みの方は548人で、策定率は88%でございます。なお、昨年同時期と比べ、新たに162人が個別避難計画を策定しており、策定率は向上しております。町としましては、引き続きケアマネジャーなどの支援者の協力を得ながら、さらなる策定率の向上に向けて取り組んでまいります。

次に、福祉避難所の状況ですが、町内の福祉避難所は現在、町立の福祉避難所が5か所、民間の協定福祉避難所が4か所ございます。なお、町立の福祉避難所は、福祉センター、ふれあい交流・福祉支援センター、総合交流ターミナル「さんふれあ」、図書館ホール、光の森町民センターの地域センターの5か所で、収容可能人数は400人となっております。また、協定福祉避難所は、特別養護老人ホームきほう苑、老人保健施設サンライズヒル、障害者施設第2熊本菊陽学園、障害者施設就労サポートセンター菊陽苑の4か所で、収容可能人数は235人となっております。

御質問の福祉避難所の充実につきましては、今年5月に、収容可能人数の拡大を目的として、町内の介護保険施設を中心に協定福祉避難所の受諾の可否について意向調査を実施したところでございます。その結果、今年新たに7か所の施設が協定福祉避難所を受諾する意向を示されており、収容可能人数として最大で40人が増える見込みであり、現在、協定の締結に向けた準備を行っているところでございます。

以上になります。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 福祉避難所につきましては、400人プラス235人で635人、民間と合わせればそれだけのキャパがあって、また新たに40人ほど増えるという理解でよろしいんでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） そのとおりでございます。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 私も長く議員をしてますけれども、今日前半、午前中、保育所の待機児童が今どんどん減って、保留児童も減って、定員も減っていくという中で、これから高齢者が、菊陽町、若い町ですけれども高齢者が増えていく。そしてまた、体が思うようにいかない、障害を持つてるとてもいるということで、私自身もなかなか体が動きづらいから、今まで気づかなかった、避難してくださいという放送が台風の前とかいっぱいあっても、不安感だけが募ってどうしようかと思う、私が自分自身がそういう経験をしたので、恐らく地域の要支援、避難支援の方ですね、障害があつたり介護保険の認定を受けてたり、いろんな方がこれから増えていくと思うんですね。それに対応するのは行政だけでは大変だと非常に思うんですけれども、そこはしっかり人数とかも把握していただいて、そういう不安感に寄り添ってもらうとい

うか、そういうこと、もちろん自分でできることは自分でしてもらうんですけども、なかなか厳しい方が、これから高齢の方が増えていくので、これって非常に大事な問題だというふうに思っています。

民間で人の対応がどうなのかとかということも聞きたかったんですけども、今回は、今そういうふうに計画をされてて個別避難計画も新たに増えてるということもありますので、行政は大変でしょうけれども、そこはしっかりと把握していただいて、台風や豪雨に備えて対応していただきたいということを述べて、私の質問を終わります。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 小林議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時56分

再開 午後 2 時 5 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（坂本秀則議員） 引き続き会議を開きます。

鬼塚洋議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 皆さんこんにちは。議席番号1番、一陽会の鬼塚洋と申します。本日は、梅雨のために足元の悪い中、議会傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。

昨年12月、私のほうで町の商工会に関する一般質問をさせていただきましたが、先週の土曜日、おとといですね、町の図書館ホールで県の商工会青年部の城北地区大会を開催させていただきました。大会には吉本町長や商工振興課の塚脇課長も御参加いただきまして……。

○副議長（坂本秀則議員） 傍聴者の皆さんにお伝えします。私語は慎んでいただきますようよろしくお願いします。

○1番（鬼塚 洋議員） 誠にありがとうございます。大会では、県内各地より商工会青年部員数百人单位が集まって、地域経済を支える中小、小規模事業者の代表として、若い力で情熱と革新の行動をもって地域経済の活性化に取り組むことを皆で決意いたしました。

また、昨日は小雨だったんですけど、地区大会のソフトボールを開催し、私もピッチャーで参加しました。結果はゼロ対11で見事な大敗で、今日筋肉痛で手を上げるのもきついんですけども、よろしくお願いします。

本日は一般質問の3日目となります。これまで3日間で全て終えてたんですけども、今回初めて4日目もございます。ですので、執行部や議員の皆様の体力が尽きないように、要点を絞って質問させていただきますので、お願いします。

以降は質問席にて質問いたします。今回も答弁前の枕言葉はって言おうと思ったんですけど、今回から答弁をそういうふうに改められたそうで、その点は感謝しております。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） まず1つ目は、交通安全対策についてです。

(1)です。最近、ニュースや新聞でもよく報道されており、道路の異状、陥没やひび割れなどが原因で、そこを通行した車両などが被害に遭うという事故が多発しております。今年の1月に埼玉県の八潮市で発生した陥没事故というものはその最たるもので、道路下の下水管、4メートルぐらいだったらしいんですけども、そちらの破損が原因で直径約5メートルの陥没の穴にトラックが落下してしまい、運転手の方の貴い人命が奪われるという悲惨な事故となりました。被害については、既に事故から4か月程度たってるんですけども、道路の完全復旧はできており、埼玉県は復旧の費用として約300億円かかると推計しております。本町の一般会計予算を超えるほどの復興費用でございます。

道路陥没事故の原因なんすけれども、道路の下に埋設された下水管の老朽化や水道管の破裂、地盤沈下や豪雨、地震などの自然災害が挙げられます。主な原因是、赤で書いておりますとおり、上の2つになります。この点、国土交通省のホームページによれば、令和5年度末における全国の下水管の総延長、全国にある下水管の長さですね、は約50万キロメートル、地球約12周半ぐらいあるそうで、既にそのうちの7%、約4万キロメートルの下水管が標準耐用年数である50年を超えており、それが令和15年には全体の20%、令和25年には42%に上るという、ある意味、恐ろしいような推計がなされています。そうなると当然、道路が陥没するというリスクも高まってきます。

また、そのように大きな陥没事故でなくとも、道路の表面のへこみや削れ、ひび割れなどによっても、交通事故はそこで発生します。先週、本会議で専決処分として報告のあった事故においては、道路のアスファルトに僅かというか、七、八センチメートルのへこみがあったことで、そこを通行した車両のバンパーが削れるといった被害が発生しております。道路のアスファルトの耐用年数はおおむね10年程度らしいんですけども、車の通行量が増えればアスファルトの劣化も早まりますし、本町で渋滞も増えているため、劣化の速度も当然早まっているというふうに考えております。そして、こうした道路の設置または保存ですね、道路の不具合を町が仮に放置とか見過ごしていた場合には、町は法律上の責任を負って、被害車両や被害者に生じた損害というのを賠償する責任を負います。先日の専決処分の場合は運転者のほうにも過失があったんですけども、全部が全部でないんですけども、町がある程度の責任を負うということです。

以上のことから、町としては常日頃から道路の不具合、異状については注視する必要がございます。そこで、(1)の質問なんすけれども、県は今年、道路の異状を早期検知するためにAIを活用した点検システムを導入しております。一方で、本町の状況はどうなっておりますか。

○副議長（坂本秀則議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 本町の日常の道路管理につきましては、令和5年度より菊陽町道路パトロール実施要領及び菊陽町道路パトロール点検マニュアルを制定し、道路パトロール

を強化しております。穴ぼこなどの損傷を速やかに補修することにより、車両などの良好な走行環境を維持することで、利用者の安全と路面の長寿命化を図っているところです。

しかしながら、舗装の経年劣化や交通量が多い道路では、舗装の剥がれ、ひび割れや穴ぼこなど、毎日のように状況は変化しています。このような状況に対応するため、町でも今年度からA Iカメラを活用した点検システムを導入することとしています。これにより、人による目視と併せた二重チェックを行うことで道路異状の見落としを防ぐことが期待できるとともに、画像を即時に確認できることで道路異状の早期発見と迅速な対応に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ただいまA Iカメラ、今年から導入されるということだったんですけれども、導入予定のカメラの種類、性能、予算、導入台数など、分かる範囲でお答えください。

○副議長（坂本秀則議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） まず、導入予定のカメラのタイプですけども、ドライブレコーダー型になります。設置の台数は、現在町のほうで道路パトロール車1台ございますけども、1台に設置予定でございます。設置の費用ですけども、年間150万円程度を予定しております。性能については、会社によって様々違いますので、一概にここでは答えることはできません。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 県のA Iカメラのほうは、たしか私が見た限り、スマートフォンを車に備え付けてということで、今町のほうではドラレコ型とおっしゃってましたけど、ドラレコ型に決定した理由はなぜですか。

○副議長（坂本秀則議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） スマートフォン型も検討したんですけども、ドライブレコーダー型になるとフロントガラスの上のはうにつけますので、視認性が確保できるというのが一つの理由でございます。それと、国土交通省の新技術のほうにも採用されておりましたので、ドライブレコーダー型を採用する予定としております。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） そのA Iカメラ、まだ導入されてないということなんですねけれども、仮に導入した場合、人的なコストですね。例えば、今まで防犯パトロール、人数が複数要ったけど1名で足りるようになるとか、そういう人的なコストがどう改善するかとかという試算はなされておりますか。

○副議長（坂本秀則議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） あくまで今回のA Iカメラは、通常行ってる道路パトロールの補完

となることを想定しております。現在の道路パトロールは、路面の状態だけじゃなくて、道路からの街路樹の張り出しであるとかガードレール等の損傷、そういったとこも複数に確認しながらパトロールを行っております。あってはならないことですけども、いろんなことをパトロール中に見ていくものですから、その補完の一つとして路面をAIカメラで診断していくということを考えておりますので、AIカメラ導入による費用の減少とか、そういうことは考えてないところです。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 費用は当然導入でかかると思うんですけど、導入することで職員の事務負担が軽くなるということはないんですかね。

○副議長（坂本秀則議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） このカメラの特性でありますとおり、瞬時に発見できることすぐ対応できることになりますので、職員の負担軽減につながるということで考えております。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 現在はまだ導入されてないってことで、道路の異状については、皆さんも御存じのとおり、町民の方からも異状のほうの報告ができます。こちらホームページにあるんですけども、菊陽町道路異常通報システムというもので、町民の方が道路のへこみとか削れとかに気づいた場合、スマートフォンで場所とか異状内容とか、場所についても、恐らくグーグルマップだと思うんですけど、ここら辺の地点ということで報告することで、割と簡易に道路の異状の報告がされてるようです。すいません、私自身はこれ使ったことないんですけども。現状、このシステムも採用されていると思うんですけども、既に導入から1年以上経過しているはずです。こちらの通報システムでの通報件数と、それによって道路異状、直せた件数というのは今分かりますか。

○副議長（坂本秀則議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） このシステムは令和5年度に導入しておりまして、令和5年度で61件の通報がございます。令和6年度は73件の通報がございます。主に穴ぼこ等の通報でございますので、通報があつたら速やかに対応のほうをしております。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） かなり件数的には役に立たれてるということですかね。通報される方は、特にどういう方というのはあるんですか。町民の方、満遍なく通報されてる感じですか。

○副議長（坂本秀則議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） いろんな方が通報されております。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） すいません、私、今回導入するAIカメラ、スマホ型だとてっきり思つてたんですけど、例えばスマホ型とかを導入できれば、今の道路異状のシステムも割かし簡易にできてると思うんですけれども、各地区に詳しい区長さんとか自治会長さんとかにこのシステムを提供して、もっと今よりも簡易に道路の異状を報告できるようになるんじゃないかなとも思うんですけれども、そういうことは町として検討はなされていないんですかね。

○副議長（坂本秀則議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） スマホ型のAIカメラもドライブレコーダー型と性能は一緒というふうに考えております。町内の町道をよく走る車、町の町有車が何台もありますけども、そういったとこに町有車の状況を見ながらつけていくことが有効になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 導入はまず1台からということですけど、今後の導入台数はこれから増やしていくという理解でよろしいですか。

○副議長（坂本秀則議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 先ほども申し上げましたとおり、町内の道路を走って診断をしていくものでございますので、まずは今年度、道路パトロール1台に搭載して、今後は町の町有車の運行状況とか使用状況等を見ながら効率的な運用を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 町では交通事故、御存じのとおり、増えてきてます。なんで、活用できるAIは役場のみならず町民の方にもぜひ積極的に活用、導入していただきたいと思うんですけど、その点、町長の御意見は何かございますか。

○副議長（坂本秀則議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 鬼塚議員の御提案の一つの案だと思いますけども、町といたしましては、先ほど課長も答弁しましたように、まずはドライブレコーダーというところでやっていきながらという思いでございます。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 次に、(2)の高齢者の免許返納について質問いたします。

この質問については、先日吉村議員のほうも質問されて、現状のタクシー券の配付方法では不十分ではないかと問題提起をされました。私も同じ意見です。

内閣府の令和6年度の交通安全白書によれば、令和5年度に免許を自主的に返納された75歳

以上の高齢者の運転者は26万1,569人でした。現在、人口減少により高齢者の人口も減っていますので、免許返納者の数も当然減るとは思うんですけども、令和元年の35万件という数値からすると、令和5年の26万件、10万件近く下がってますので、ちょっと返納の状況が少なくなってるんではないかなと思っております。また、本町の免許返納者の推移についても、こちらも先日答弁いただきましたけれども、令和元年の89件から令和6年の118件まで、これ直線的に上がってればいいんですけども、増えたり減ったりということで、必ずしも返納者が増えているとまでは言えない状況なのではないかなと思っております。

この点について、高齢者の免許返納が進まない要因については社会的な理由とか心理的な理由、制度的な理由などが挙げられます。私としては主な理由は2つなのではないかなと考えております。まずは、まだ自分は大丈夫だという自分の認知、身体能力に対する、ちょっと失礼ですけど過信と書かせていただきましたけれども、それと免許がないと困るという、代替的な交通手段がないという問題です。

まず、前者の問題については、人間誰もが年取りますので、それによって当然に認知能力や身体能力には衰えが生じます。衰えの速さは年齢で画一的なものではなく、人によってそれぞれなんですかねども、車の運転という高度な認知的、身体的な動作を行うにはそれなりの能力が必要となります。75歳の高齢者の免許更新時に認知機能の検査が行われるのは、まさにそのためだと考えております。ただ、実際には相当数の高齢者が、恐らく自分もその年になったらそう思うかもしれないんですけども、自分は衰えてないんだと、衰えを認めず、自分は大丈夫だと思いながら免許の保持を続けてしまいます。家族が説得しても、逆にいこじになることもあると思います。現に、私の親族を説得したときもそうでした。これについては、高齢者の方の尊厳やプライドにも関わってきますので、無理やりに免許を奪うことはあってはいけません。ただ一方で、そうして見過ごされた高齢者の方が大きな事故、身体、生命を伴う事故を起こしているという現状も重視しなければいけなくて、何らかの対策が必要となります。

次に、下の、免許がないと困るという後者の問題については、免許は返納してもいいんだけども、そうすると近くにバスとか電車がないので買物や病院に行けないという問題です。この場合、行政のほうが無制限にタクシーやあげますよって言えればいいんですけども、当然予算には限度がありますし、あまり高齢者の方を優遇し過ぎると高齢者に対する逆差別ということになってしまふので、なかなか難しいところがございます。

以上を踏まえて(2)の質問なんですかねども、高齢者の免許返納について、第7期の総合計画では5年後の免許返納率を2割強増やして146件を目指しております。これについて、本町として新たな取組についてはどの程度検討されていますか。

○副議長（坂本秀則議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　第7期総合計画におきまして、高齢者の免許証の自主返納補助決定者数を現状より2割以上増加させることを目標としております。これは、毎年5件程度の増加を図っていくことを目標としております。この目標達成に向けた取組として、次の2点につい

て検討を進めております。

まず1点目は、先日の吉村議員の一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、運転免許証を自主返納された町民の皆様に対し、より利用しやすい支援となるようタクシー券の使い勝手を向上させることです。2点目は、申請の手続の簡素化になります。現行の制度では、運転免許証を返納された方が補助を受ける際、申請時とタクシー利用券の受け取り時の2回、役場のほうに窓口にお越しいただく必要がございます。こうした負担を少しでも軽減するため、高齢者の対応で大変申し訳ないんですけども、電子申請の導入なども検討を進めており、できるだけ役場に来なくていいような削減方法を今考えてるところでございます。また、制度のさらなる周知と理解促進を図るため、町の広報紙、ホームページでの情報発信に加え、交通安全講習会等を通じた啓発活動も引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上になります。

○副議長（坂本秀則議員）　鬼塚議員。

○1番（鬼塚　洋議員）　町の数値目標は146件ですよね。現状、返納時には3万円のタクシー券が支給されると伺っております。146件掛ける3万円、計算すると合計で438万円が必要となります。先日の吉村議員の一般質問に対する答弁では、この3万円という金額は他の自治体よりは高く、現状で支給額の増額は考えていないということだったんですけども、438万円というと、今年町長が公約を達成された給食費無償化の予算、3億円なんですよね。それと比較していいかって問題は残るんですけど、比較すると1.5%なんで、そんなに大した金額ではないと思います。

現状の3万円、例えば月に1回病院に行くとして往復2,000円のタクシ一代がかかります。そうすると年に15回分しか、タクシー券使い切ってしまいますので、1年ちょっとでその3万円分なくなってしまうわけなんですね。そこで、確かに他市町村よりは支給額が多いのは重々承知してるんですけども、改めて支給の増額について検討していただいたり、もしくは、ずっと病院には通うと思いますので、ほかの自治体が実施されてるように、永続的にタクシ一代などのお金を1割なり2割なり減額するようなカードなどを町として発行されるとか、そうしたことは検討いただけないでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　鬼塚議員の言われてることに対しましては、高齢者全体として、町として高齢者支援という意味で、町の公共交通、巡回バスだったり乗合タクシーだったりを使いやすくするというのは今後考えていくところも出てくるかと思われます。

それと一点、他の支援策の中で、電車、バス事業者が現在取組をされております。これは、条件は65歳以上の県内在住の運転免許証の自主返納者に対して、乗降時に免許返納割引証というのを申請していただくことになりますけども、これを使うことで県内の一般路線バス等については普通旅客運賃の半額で利用できる制度が事業者のほうで用意されておりますので、町としては先ほどの講習会とか様々なところで、こういった制度もありますよというところは重ねて

周知をしていきたいかなと思っております。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 今、講習会とおっしゃられたところなんですけれども、戻って、代替手段の問題じゃなくて、今度は上の、まだ自分は免許返納したくないという高齢者に対して何とか返納を促すというか、それに対して町はどのような働きかけができるか検討されてますか。

○副議長（坂本秀則議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 民間の自動車学校の数校の方々で、免許がないと困るという方々に対応していろんな啓発活動、そしてまた模擬のドライビングスクールみたいな、そういうのをやられてるようでございますので、免許証返納も当然進めていますけども、鬼塚議員がおっしゃるように免許がないと困るという方々に対しても、そのような民間の事業者の方々と協力をして、可能であればそういう講習というのも必要になってこようかというふうには思います。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 例えば、その講習、すいません、私、中身見たことないんですけども、講習の中で、自分と同じような世代、高齢の方が実際に交通事故を起こしてしまって、どれだけ被害者なり御自身の家族がつらい目に遭われたとか、抑止的なビデオを見せるとか、そういうのってあるんですかね。

○副議長（坂本秀則議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 内容につきましては私も把握はしておりませんが、イメージとしては、車を運転しながら危ないときにどういった動作をするかとか、そういうのを思いますが、鬼塚議員がおっしゃったような、事故を起こしたときにどういったことが起きるのかというところも含めたお知らせというか、そういうところが必要になろうかというふうには思います。ただ、内容につきましては、今ここで私のほうがどうのこうの言うことは非常に難しいというふうには思います。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 私としては、両方問題なんですけれども、上の問題の解決のほうが意外に難しいのではと思っておりまして、例えば今現在、町では社会福祉協議会の事業として、町民の皆様の心配事とか生活に関する相談をなされております、私も法律相談担当してるんですけども。その中で、例えば御家族から免許返納に関する相談を受けたりとか、そこに当事者の方来られなくとも、電話で第三者として、返納をさせたい高齢者の方を説得と言うとちょっとあれですけど、そういうふうに話をするようなボランティアをしてもらうとか、そういう窓口を設置するとか、そこら辺については検討はまだ全くされてないでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 今、御提案いただきましたものについては検討のほうをさせていただければと思います。実際ここでできる、できないというのは判断ができないもので、そういう回答で控えさせていただければと思います。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） もちろん、ここでするとは言っていただかなくていいんで、しっかり検討してください。本当に、家族これでけんかとか、悪くなってしまうんですよね。けど、自分の親に事故に遭ってほしくない、起こしてほしくないという思いもあるので、冷静に話し合うためには家族だけでなく第三者、ボランティアの方、行政のほうもできる限り手伝っていただきたいと思いますので、くれぐれも検討のほうよろしくお願ひいたします。

じゃ、(3)の質問に移ります。

この質問については、前回の定例会で廣瀬議員が一般質問をなされて、菊陽西小学校が集団登校から個別登校に至るまでのPTAや学校運営協議会での議論の状況、子どもさん方の御意向、個別登校に不安がある、特に新1年生ですね、その子たちに対する指導などについて答弁をいただきました。その後、私のほうに改めて近くの方から、個別登校に切り替わったんだけれども、どうしても狭い道を通るときなどに不安があるというお声をいただきましたので、今回、連続になってしまふんですけれども質問させていただいてるところでございまして、個別登校に切り替わって約2か月ぐらいたっておりますが、現状についてお答えいただければと思います。

○副議長（坂本秀則議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） まず、交通安全対策といたしましては、毎年、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路等合同点検において危険箇所の把握と必要な対策の検討を行っております。また、特に交通量の多い交差点や横断歩道におきましては、見守り活動の充実を図るため、地域ボランティアの方々や校区青少年健全育成協議会や交通指導員の協力を得ながら児童の安全確保に努めてるところでございます。さらに、PTA活動における委員会活動におきましても、今年度、各地区の挨拶運動当番の人数を増やし、個別登校における見守りの強化を行っております。学校におきましても、新1年生につきましては2月の体験入学時に交通安全教室を実施しており、入学までに複数回登校練習を行うよう保護者にお願いをしております。また、年間を通しての登下校時の安全指導を行い、危険を予測し、回避する力を身につけることができるよう努めております。

御質問の登校の状況につきましては、個別登校が始まった当初、教育長をはじめ教育委員会からも登校の様子を見に行きましたが、その際、登校の見守りを行っていただいている交通指導員からは、集団登校時は子どもたちが下を向き、挨拶もせずに通り過ぎることも少なくなかったが、個別登校になってからは上を向き、笑顔が見られるようになりました。また、大きな声で挨拶をしてくれるようになったとの話がありました。また、学校からは、保護者からの心配の声は聞かれないとのことで、高学年の児童が低学年の児童のお世話をしながら登校する様子も見られる

とのことでした。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 今、学校から保護者の方の心配の声は聞かれないとのことだったんですけど、私、実際に不安の保護者の方からお声をいただいてこの質問をさせていただいております。ある程度の期間がたった時点で、個別登校をやられてるお子さんないし保護者の方に改めてヒアリングを行う予定とかはあるんですかね。

○副議長（坂本秀則議員） 教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん） 学校の聞き取りによりますと心配の声は聞かれていないということでしたが、本日鬼塚議員から心配の声があることをお聞きしましたので、このことにつきましてはすぐに学校に情報提供し、学校におきましては交通安全教育を年間指導計画に基づき、より一層充実するように指導してまいりたいと思いますし、また各家庭についても聞き取りをするように呼びかけてまいりたいと思っております。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ありがとうございます。お子さんも特性いろいろあって、元気ではしゃぎ回るお子さんのほうが親御さんとしては、道路にびゅって出たりするんじゃないかなって不安の声があると思います。例えば、どうしても個別登校が不安だという保護者がいらっしゃった場合には、学校や町としては何か手だては取れるのでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 教育審議員。

○教育審議員（根本まり子さん） どうしても個別登校に心配であるという御家庭につきましては、まず学校に御相談をいただきまして、学校でいろんな方法を考えながら、個に応じた対応ができる限りしてまいりたいと思っております。ただ、登下校につきましては、これは基本的には保護者の皆様の責任において行っていただくことが原則になっておりますので、その点は十分御理解をいただきながら、いろんなところで教育委員会としましても支援を行っていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） もちろん、おっしゃるとおり、お子さんの保護者、監護権者は第一義的には親御さんであられるので、ただ十分そのサポートはしていただきたいということでございます。先ほど、高学年の児童さんが低学年の児童さんのお世話をしながら登校されてるって話だったんですけど、もしそういう御不安なお子さんがいらっしゃったら、手が空いてる高学年の児童とマッチングというか、うまい具合に一緒に登校してもらうような運用をしていただければと思いますので、ぜひとも検討をお願いいたします。

先日の議会でも上田議員のほうからもお話がありましたけれども、本町では小学生の児童の方が交通事故に遭い、お亡くなりになっております。その事故は夕方に発生してるんですけれ

ども、そうしたこともあって個別登校を不安に思われる保護者の方は少なくないと思います。今後、現在個別登校については菊陽西小学校がなされてると思うんですけども、その状況を踏まえて、他の集団登校をやってる学校でも個別登校に切り替わりをされる可能性も十分あるのではないかと思ってます。そのときに、菊陽西小学校の状況をうまく他の学校にもフィードバックしていただいて、スムーズに移行されるんであればしていただけるようにお願いいたします。この点、教育長に、何か御意見ございますか。

○副議長（坂本秀則議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） まず、先日の交通事故の件につきましては、私のほうで答弁もさせていただきました。交通事故現場に行きましたとして、二度とあってはならないということを改めて強く思ったところでございました。さらに、個別登校が始まりまして、私も実際見に行きました。私、現役時代勤めていた学校は個別登校でした。集団登校のよさと個別登校のよさあたりも、両方とも経験してきた人間でございます。今、議員からありましたように、今後、西小学校の個別登校を参考にしながらよその学校でもしていくことも十分考えられますので、それにつきましては今議員から御提案のとおり、西小学校、これに入るまでは数年間の時間を要しながら個別登校に切り替えられていった実績がございます。そのあたりの実績、また課題の整理等も学校に提供しながら、そこでもしっかりと議論をしていただきながら、子どもたちのよりよい登校をお願いしていきたいと考えています。そして、絶対に交通事故は起こしていきたくないという強い思いがございます。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 強い決意表明ありがとうございました。

では、次の2の交通事故対応について質問いたします。ちょっとこれニッチな質問なんですが、質問の趣旨です。町において管理する駐車場で交通事故が起きた場合に、できる限りその解決に協力していただきたいというところでございます。

まず、警察庁などの統計資料においては、全国で何十万件も交通事故発生してるんですけども、駐車場などで発生する交通事故がその実に約3割に上るということです、僕もちょっとこれびっくりしたんですけども。この点について、駐車場で事故が起こった場合には、スピードがそんなに速くないので死亡事故とか重傷な事故は起きないんですけども、一般の道路上での事故と異なり、車がいろんな方向から動いて、前進したり、駐車区画にバックしたり、動くことも多く、さらに駐車場の中で降りた多数の人が駐車場内を歩きますので、あらゆる事故が起こります。そのために、事故が起こった際にはどちらかが一方的に悪いという事故が意外に少なくて、双方の過失割合について非常に紛争が起こることが多いです。

こうした中で、当事者の言い分を客観的に証明できるのが駐車場に備え付けられた防犯カメラ、そして自分で車に備え付けているドライブレコーダーになります。しかしながら、ソニー損害保険株式会社がおととしに発表した実態調査によりますと、車両のドライブレコーダーの

積載率というのはまだ52.5%で、半分ぐらいしか備え付けていないそうです。また、ドライブレコーダーの映像については比較的短時間で上書きされるものが多いので、事故の後すぐUSBを抜き取るなどしておかないと、気づいたときには映像がなくなってしまうということも起こります。私も交通事故に遭ったんですけども、1時間後に抜き取ったら、既に上書きされて意味なくなったという苦い経験がございます。そうすると、頼るべきというのは駐車場に備え付けられた防犯カメラの映像になるんですけども、防犯カメラについては比較的長時間映像が保存される一方で、もちろん誰もが見れるものではなくて、往々にしてカメラの管理者のほうが個人情報などを理由に映像の提供を拒否するというような事態が起こっております。

また、防犯カメラについては、1か月程度は映像が残っていることが多いんですけども、交通事故の場合、紛争が顕在化するのって意外に事故直後ではなくて、しばらくたってからのことも多いんですよね。例えば、1か月後ぐらいにやっぱり過失割合について争うみたいなことになって、防犯カメラの管理者のほうに提供を求めたら、1か月過ぎてしまったんで上書きされましたということで、結局、客観的な証拠がなくなってしまうこともあります。私が仕事柄、関わった事件においても、これすいません、役場の駐車場の事件なんんですけども、駐車場に当日に防犯カメラの提供を求めたんですけども、当たり前の御対応として、誰それ見せれないから、捜査機関からの依頼じゃないと見せられないということで、私のところに2か月後ぐらいに来て、私のほうが求めたときには既に消失してましたということで、正直、相談者の方は若干その対応のほうにも、申し訳ないですけど、憤られておりました。

もし、客観的な証拠があれば、割かし紛争の円満な解決が図られます。一方で、これがないと、当事者って自分の記憶が薄ってきて、お互い自分の都合のいいように記憶を改善してしまうので、裁判等になった場合には余計に労力、費用の負担が伴ってしまいます。もちろん、本町が防犯カメラ映像を提供する義務というものは私もないと思うんですけども、駐車場の管理者である以上は、そこで起きた交通事故に真摯に御対応いただくことは、町としてのサービスではないんですけども、町民に対する思いやりの一環なのではないかなと考えております。今後、町では来年、くまモンアーバンスポーツパークも建設されて、管理する駐車場の面積も当然多くなりますので、事故の件数も増えるのではないかと考えております。

前置き長くなりましたがけど、(1)の質問です。本町が管理、占有する駐車場、役場駐車場、総合体育館駐車場などにおいて直近5年間の交通事故の発生件数、本町が把握している件数はどうなっていますか。

○副議長（坂本秀則議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 役場庁舎、西部支所、杉並木公園など、町が管理する施設における直近5年間の交通事故で把握している発生件数は合計19件で、全て施設などに接触した物損事故となっております。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 人身事故は発生していないということですかね。それとも、町に報告しないから件数が分からないということですか。

○副議長（坂本秀則議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 町で把握してるのは全て物損事故であったと思いますし、人身事故であれば当然報告があると思っておりますので、人身事故自体は発生していないというふうに思っております。

以上となります。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） では次に、(2)の質問で、(1)の駐車場においては当然防犯カメラも設置されていると思うんですけども、交通事故が発生した場合に防犯カメラによる証拠はどういうふうに保全されていますか。

○副議長（坂本秀則議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 町の施設に設置している防犯カメラにつきましては、その適正な設置、管理を図るため、菊陽町防犯カメラ設置及び運用に関する要綱を定め、その要綱に基づき運用しております。防犯カメラの映像を確認できるものとして要綱第7条で定めております。次に、映像、データの保管については要綱8条で定めておりまして、映像データの保存期間については、要綱第5条により、原則として30日と定めております。防犯カメラ映像のデータの保全に関しましては、特段の事情がなければ30日で映像データを自動的に削除するよう設定しておりますが、同条の第3項に基づき、法令等に基づく場合や捜査機関から犯罪捜査の目的による保存期間の延長の要請を受けた場合は、その期間を延長して保存することとしております。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 私もこちらの条文確認しておりますので、一部スクリーンのほうに示します。

まず、第1項の保存期間、30日とおっしゃったんですけど、30日とした根拠って何かあるんですか。

○副議長（坂本秀則議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 御質問にお答えします。

30日として定めさせていただいた理由は、おおむね1か月期間で運用してるところが多いというのが先ほど議員おっしゃったとおりのものと、あとハードディスクのほうで保存しておりますので、その容量とか設備的な問題も踏まえまして30日というふうに設定しております。

以上となります。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 続きまして、こちらの3項、特に(2)の文言を見ますと、犯罪捜査の目

的によりということなんで、原則としてこちらの防犯カメラ映像というのは、犯罪が起きて、その証拠として恐らく捜査機関等に提供されるのだと思うんですけれども、第9条を見ますと、赤文字で書いておりますけれども、管理責任者は防犯カメラ映像を提供してはならないんですけど、括弧のとこに本人は除くというふうに書いてあるんですね。こちらを見ると、必ずしも提供元というのは、刑事事件じゃなくても自分の事故であれば、本人からの申出があれば提供していただけるような運用なんじゃないかなと思うんですけど、こちらについてはいかがですか。

○副議長（坂本秀則議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 第9条で書いてありますとおり、本人は見られるというふうになつておりますが、あくまで本人、1人だけ、本人のものだけが映ってあるんであれば御提供できるかと思いますけど、ほかの者が何か映ってるような状況であれば提供できないものというふうに判断しております。

以上となります。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） そうなると、対立当事者が映ってる場合は提供、一切まとめてできないということになるんですかね。

○副議長（坂本秀則議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） はい。要綱のほうに定めていますとおり、捜査機関や法令に基づくものでなければ駄目だというふうに、提供できるものではないというふうに考えております。

以上となります。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 条文戻しまして、(3)の町長が特に必要と認めた場合というのが書いてあるんですけど、こちらは例えはどういうケースを想定されますか。

○副議長（坂本秀則議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 30日の保存期間の延長につきましては、今出ておりますとおり、要綱において、町長が認めた場合の、認める旨の規定のほうを設けさせていただいております。こちらのほうは、民事訴訟や個人間の係争などにおきまして、仮に町の防犯カメラの記録が客観的事実を示す可能性があって、公共性や公益性を踏まえたものであれば、町長が認めるものとして保存期間の延長ができるというふうに判断しております。しかしながら、町の防犯カメラの映像のデータの提供につきましては限定をさせていただいておりますので、個人情報保護の観点の下、そこはかなり限定して運用してることを申し添えておきたいと思います。

以上となります。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） すいません、議論が難しくなってきてるんですけど、結局、民事事件の

場合に提供できる余地はあるということなんですかね。この点に関して、(3)の質問に移るんですけども、(2)で保全した証拠について交通事故の当事者への情報提供というのは十分に行われているんでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） これまで防犯カメラの映像データの確認や提供については、交通事故関係を含めて実際に対応した事例はございません。今後、交通事故を含めて外部から何らかの映像データの確認等の依頼があった場合には、先ほど申し上げました町の要綱に基づき、適切に運用してまいりたいと考えております。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 先ほど、私のほうが役場の駐車場で起きた事故の話をさせていただきました。私自身も、町の管理する駐車場において交通事故が起きたケース、複数件相談を受けておりまして、私だけが受けるわけじゃないので、実際に起きてる交通事故の件数というのばかり、19件とおっしゃいましたけど、場合によってはそれより発生してるのでないかなと考えております。そこで、要望なんですけれども、今後、町の管理する駐車場等で事故が起きた場合に、ある程度提供の要件は厳格化していただきたいと思うんですけども、必ずしも刑事事件でなくとも、真実発見というか、当事者間の紛争の円満な解決のために、映像のほうを提供できるように運用を改正していただくとか、条例の読み方をうまく読み取っていただくとか、そういうところはしていただけないでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 繰り返しとなりますと、30日以上の保存につきましては、何らか今議員のほうがおっしゃったような客観的な事実を示すものという可能性があるんであれば、保存期間のほう延長したいというふうには思っております。しかしながら、御提供に関してましては、繰り返しですが、要綱のほうに定めておりますとおり、捜査機関や法令に基づくもの、例えば弁護士会からの申出等、照会等がございましたら提供できる可能性はあるかと思いますが、その運用につきましては限定的に運用してまいりたいというふうに思っております。

以上となります。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 時間がなくなつてまいりましたので、続きはこの議会が終わった後にまた協議させていただければと思います。

では最後に、3、交通災害共済見舞金制度について質問いたします。

まず、質問の趣旨なんですけど、必ずしもこの制度に限らず、町が町民の方に利益のある制度については積極的に周知していただきたいということでございます。今回は交通災害共済ですけど、町は町民にとって役立つ様々な制度を設けられております。しかしながら、そうした制度については、町民の方がその制度を知らなければ全く意味がございません。制度によっては町が積極的に周知を行われたものもあり、先ほど小林議員のほうが質問された省エネ家電製

品購入促進補助金などは、町が公式のLINEに今申請率何%ですみたいなのを逐次報告していただいて、100%近い達成率で、予算を全部町民の方に還元できたというようなことを伺っております。私も申請したかったんですけど、この制度はマイナンバーカードが申請の要件になってるということで、私はそこら辺がどうしても支障があって申請できなかつたんすけれども。話を戻すんですけど、今後、町において様々な有益な制度を周知していただきたく、質問させていただきます。

まず、交通災害共済見舞金なんですが、簡単に制度を説明しますと、町民の方が交通事故に遭って負傷、死亡した場合に10日以上入院、通院した場合、もちろん死亡した場合も含まれますけど、その期間に応じて町から2万円から15万円の見舞金を受け取れるという大変ありがたい制度でございます。町が加入する共済事業のために、町民の方の負担金はございません。傍聴の皆様も、もしかするとこの制度について御存じない方もいらっしゃると思うんですけれども、実際にこの制度を知らない方結構多くて、私が説明したときにも、え、本当なのっておっしゃる方も少なくございません。

その一方で、こちらの制度、事故から1年間というかなり厳しい縛りがあつて、骨折とか大きな事故が起きた場合には入院、通院、1年間以上かかるときがあるんですけど、治療が終わって、じゃ、申請しようと思ったら、1年過ぎてたから申請できないという悲惨なケースもあります。見舞金が最低でも2万円ですので、非常に損をしてしまいます。

そこで、(1)の質問なんですけれども、交通災害見舞金について、本町の直近5年間における年ごとの支給件数及び見舞金の総額はどうなっていますか。

○副議長（坂本秀則議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　見舞金の支給件数につきましては、令和2年度が41件、令和3年度が46件、令和4年度が29件、令和5年度が36件、令和6年度が42件となっております。見舞金の総額につきましては、令和2年度が171万円、令和3年度が198万円、令和4年度が178万5,000円、令和5年度が138万円、令和6年度が151万円となっております。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員）　鬼塚議員。

○1番（鬼塚　洋議員）　年ごとに、そんなに急激に増えてるわけじゃなくて、割かし横ばいなんではないかなと思うんですけども、(2)の質問で、(1)の支給件数に関して本町における本制度の捕捉率、ちょっと難しい言葉使ってしまいましたけど、本来この制度を申請できる方がいらっしゃって実際申請してる割合がどのくらいかということなんすけれども、町としてはその割合はどれぐらいと推計していますか。

○副議長（坂本秀則議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　本町における交通災害見舞金制度の捕捉率につきましては、本町内で発生した交通事故の件数は熊本県警から公表されておりますが、交通災害見舞金の対象となる数を把握するための資料がないことから、推計は困難と考えております。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 熊本県警察の資料によれば、令和5年度に菊陽町で起きた交通事故の負傷者は60名とのことでした。ただ、こちらの60名というのは警察に病院の診断書を提出して人身事故の届出をした件数になっておりますので、人身事故の届出をせずに物件事故のまま通院した方や、人身事故なんですけれども、同乗してた方で自分は診断書を提出していないという方は人数としてカウントされておりません。

物件事故と人身事故がどれぐらいの割合で発生しているのかというのが、私もネットとかで調べてあまりちゃんとした資料がなかったんですけども、青森県のやつを見ると、令和元年から5年まで人身事故と物件事故の件数のほうが表示されております。こちらを見ますと、例えば令和5年、人身事故が10件だったのに比べて物件事故が140件、14倍ございます。令和4年に至っては4件が128件と、物件事故のほうが30倍ぐらい多いんですよね。仮に、物件事故があつた方のうちに3割程度が負傷してると仮定すると、ちょっと細かい計算になるんですけど、物件事故の負傷者が180名から360名で、これを人身で届出をしてる方の件数と合わせると約240名から420名になります。実際に先ほどおっしゃった令和5年度の申請件数36件を分子として今の分母で計算しますと、ざっくり申し上げると、申請率は10%ぐらいなんじゃないかなと私は考えております。

以上を踏まえて、(3)の質問なんですけども、こちらの見舞金制度の捕捉率、申請率を向上させるためにもっとこの制度を町民に周知するべきではないかと考えるのですが、そのための方策は何か考えていますか。

○副議長（坂本秀則議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 本制度の利用促進を図るために、町民の皆様へ周知を図ることは重要であると認識しております。現在、町のホームページを通じて制度の案内を行っておりますが、今後は自治会への回覧による情報提供や交通安全教室などの機会を活用して、制度の紹介をさらに進めてまいりたいと考えております。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 町のホームページ拝見しました。制度の周知されてるんですけど、パンフレットが古くなったのか、表示されていないようで、できればそちらのパンフレットの掲示をお願いしたいのと、交通事故については、もちろんこういう制度を元から知つてれば事故に遭ったとき気づくんですけど、遭ったときにその制度があるというのを分からないと、忘れてしまつことが多いんですよね。一番効果的のは、私としては、町の病院とか整骨院のほうに定期的に文書を送つて、そちらの窓口に置いていただくと。そうすれば、そこへ通つてる方がこんな大変いい制度があるんだということで、まさに事故の治療を行つてるときに気づいて申請ができると思うんですけど、そうした対応とかはできないですかね。

○副議長（坂本秀則議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 貴重な意見として、そういうことも考えながら周知を図つていけ

ればと思ってます。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） (4)の質間に移ります。

こうしたありがたい制度なんんですけど、この制度から正直、脱退する自治体が増えております。もともとこちらの制度は熊本市とか合志市ではなくて、言い方が悪いんですけど、人口規模が小さい村とか町にはあって、大きな市にはございません。今年、山鹿市のほうも残念ながら制度から脱退するということで、この点、広域連合でも議論があったんですけど、私ちょっと文句というか、不安の声を上げさせていただきました。(4)の質問なんですけれども、本町として今後も加入を継続していく考えはありますか。

○副議長（坂本秀則議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 現在、県内の多くの市が本制度に加盟しておりません。脱退された市に理由を確認したところ、制度開始当初に比べ、民間保険の普及、充実により、現在では多くの方が任意保険に加入していること。また、市町村事務組合の申請事務が煩雑であり、事務負担が大きいことなどが挙げられております。本町におきましても、申請事務の煩雑さにより一定の事務負担が生じることは脱退した市と同様の状況でございます。ただ、現時点では、本町として本制度から脱退を直ちに検討してゐるわけではありません。他の自治体の動向や本町における事務負担の状況などを総合的に勘案し、今後の対応については検討してまいりたいと考えております。

○副議長（坂本秀則議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 今おっしゃった任意保険の加入が進んでるからということで、確かに、私調べましたところ、熊本県の任意保険の加入率、八十五、六%ぐらいあるそうで、ほぼほぼ加入はしてるんですけども、これも私の経験なんんですけど、意外にそうした任意保険を掛けない方が、ちゃんとしないと言うと語弊があるんですけど、事故を起こしがちで、その場合、自賠責保険しか補償が受けられませんので、被害者の立場からすると少しでも、被害被ってますので、頂けるものは頂きたいということの思いが強うございます。

繰り返しますけれども、確かに事務的な負担はあると思うんですけど、例えばその点については、別にお金かかるかもしれないんですけどAIを活用して、診断書とか読み取れば申請とか割と機械的にできると思いますので、ぜひとも町におかれでは、ほかの自治体とここについては足並みをそろえないでというか、ほかの自治体がやめようとも、うちとしては町民のためになるべく維持していただくというような意見をいただければうれしいんですけども、その点、町長いかがでしょうか。

○副議長（坂本秀則議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 交通災害見舞金の支給というところでございますけども、令和5年、負担金が173万3,480円でございまして、支給金額が138万円でございます。35万3,480円のマイナ

スでございまして、昨年度におきましては負担金が173万3,480円、同額でございまして、支払金額が151万円ということで、こちらも22万3,480円のマイナスということでございます。町といたしましては、先ほど部長からも答弁がありましたが、本制度からの脱退を直ちに検討しておるわけではございませんが、周辺自治体のこれからの方針を見据えましてしっかりと検討してまいりたいというふうに思ってます。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員）　鬼塚議員。

○1番（鬼塚　洋議員）　時間もありませんので、(5)の質問です。

こちらの制度以外に、本町は交通事故の被害者救済のためにどのような取組を行っていますか。もしあったら、その取組に対して町民の活用状況はどうかについてお願いします。

○副議長（坂本秀則議員）　総務部長。

○総務部長（村上健司さん）　本町におきましては、交通災害見舞金制度以外に交通事故の被害者救済を目的とした取組は行っておりません。

以上です。

○副議長（坂本秀則議員）　鬼塚議員。

○1番（鬼塚　洋議員）　できれば、こちらをやめるにしろ維持するにしても、町民のために、こうした被害者救済のための制度というのは新たにつくり上げていただきてもいいのではないかなと思ってます。私のほうでも、すいません、条例提案できていないんですけども、昨年の一般質問で犯罪被害者支援金についての条例を出すべきじゃないかということで、町としても好意的に検討されるということでした。交通事故についても当然、自動車運転過失致死とか致傷で犯罪行為でございますので、こうした条例をつくっていただきて犯罪被害者の支援として対応を取っていただきたいと思うんですけど、改めてその点についていかがですか。

○副議長（坂本秀則議員）　吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん）　犯罪被害者支援条例の創設に向けましては、現在、ほかの自治体の事例を参考にしながら準備を進めてるところでもございます。条例の施行に当たりましては予算措置も必要となることから、令和8年度当初予算の審議に合わせまして今年度末の3月議会に提案できるよう、準備をしっかりと進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（坂本秀則議員）　鬼塚議員。

○1番（鬼塚　洋議員）　すいません、駆け足となりましたが、これで私の一般質問は終わらせていただきます。

○副議長（坂本秀則議員）　鬼塚議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 3 時 4 分

# 第2回菊陽町議会 6月定例会会議録

令和7年6月10日（火）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議事日程（5日目）

(令和7年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和7年6月10日

午前10時開議

於 議 場

### 日程第1 一般質問

#### 2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |    |     |        |    |
|-----|---------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 鬼塚 洋    | 議員 | 2番  | 吉村 恭輔  | 議員 |
| 3番  | 藤本 昭文   | 議員 | 4番  | 馬場 功世  | 議員 |
| 5番  | 廣瀬 英二   | 議員 | 6番  | 矢野 厚子  | 議員 |
| 7番  | 大久保 輝   | 議員 | 8番  | 西本 友春  | 議員 |
| 9番  | 佐々木 理美子 | 議員 | 10番 | 中岡 敏博  | 議員 |
| 11番 | 布田 悟    | 議員 | 12番 | 佐藤 龍巳  | 議員 |
| 13番 | 甲斐 榮治   | 議員 | 14番 | 岩下 和高  | 議員 |
| 15番 | 上田 茂政   | 議員 | 16番 | 小林 久美子 | 議員 |
| 17番 | 坂本 秀則   | 議員 | 18番 | 福島 知雄  | 議員 |

#### 3. 欠席議員

なし

#### 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠さん  
書記 牟田修人さん

#### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                |       |    |          |       |    |
|----------------|-------|----|----------|-------|----|
| 町長             | 吉本 孝寿 | さん | 副町長      | 小牧 裕明 | さん |
| 教育長            | 二殿 一身 | さん | 総務部長     | 村上 健司 | さん |
| 住民生活部長         | 吉本 雅和 | さん | 健康福祉部長   | 梅原 浩司 | さん |
| 産業振興部長         | 山川 和徳 | さん | 都市整備部長   | 荒牧 栄治 | さん |
| 総務課政策監         | 井田 章博 | さん | 総務課長     | 平 征一郎 | さん |
| 農政課長兼農業委員会事務局長 | 澤田 一臣 | さん | 建設課長     | 出田 稔  | さん |
| 都市計画課長         | 山本 省吾 | さん | 教育部長     | 矢野 博則 | さん |
| 生涯学習課長         | 今村 珠紀 | さん | スポーツ振興課長 | 野村 瑞樹 | さん |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

吉本町長より、昨日の小林議員の一般質問における答弁について、訂正の報告の申出があります。これを許します。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 私の昨日の小林議員の一般質問の中での答弁につきまして、誤った発言がありましたので、訂正をさせていただきます。

訂正部分は、「J A S Mにおかれましては、自家用車で出勤される方々が4割だったのが5割に上がっており、そういったところで渋滞の解消については実施をされているところです」と述べた部分でございます。訂正につきましては、「自家用車で出勤されている方々が」の部分を「自家用車以外で出勤されている方々が」に訂正することを報告をさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 訂正の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

布田悟議員。

○11番（布田 悟議員） おはようございます。

今朝から豪雨が続いておりまして、洪水等も心配される中ではありますけれど、早朝より傍聴においていただき、ありがとうございます。

党派にも属しておりません、会派にも属しておりません布田悟であります。

今回の一般質問でありますけれど、私もこの菊陽町に生まれ育ちまして70年を過ぎました。その間、最近ではT SMCの進出ということで、原水台地がさま変わりをしておりまして、いろんな問題がまた懸念される状態となっております。片や、西部方面に行きますと、光の森団地が開発されて20年を過ぎたと思います。都市化も進んでおりますけれど、このような都市化の波も菊陽町を襲いながら、そして人口も増えてきており、そしてソニー、東京エレクトロン、そしてT SMCの進出ということで工業化も進んでいるという、そのような中で、私たち議員は、これから菊陽の在り方、そしてこれからまた生まれて育つ、そしてまたこの地に定住するであろう若人たちの将来を考えると、一議員ではありますけれど、今の菊陽町の状態を非常に危惧するわけであります。

そのような観点から、今日は、約5年ほど前になるか、2021年に策定されました菊陽町のマスタープラン、それが見直し、見直し、見直し、そして今回、令和7年度に新しくマスタープ

ランが発行されました。その点を踏まえまして、今日は一般質問をしたいと思っております。  
よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） まず、大項目1でありますけど、菊陽町都市計画マスターplanについてということあります。菊陽町都市計画マスターplan、以下、マスターplanと呼ばさせていただきます。

旧マスターplanにおきましては、20年後の将来を見据えたまちづくり計画となっておりまして、4年ほどが経過したわけであります。TSMCの進出により、特に農業、住環境、自然環境のバランスが取れたまちづくり、これを旧マスターplanにおいては提唱しているわけでありますけど、このバランスの取れたまちづくりが頓挫したように私には思えるわけあります。

令和7年3月に改定され発行されました改定マスターplanの第2章、現状と課題の土地利用においては、守るべき農地及び自然を見極め、農地、自然環境などのバランスを取り、緑地や地下水などの自然環境を保全していくということが必要とされてる、そういうふうにうたつてあります。そういった中で、バランスの取れたまちづくりということで、質問の中にも上げておりますけど、特に集落地内開発、これは集落地内開発制度が制定される以前は、菊陽町の特にこっちの東部、南部のほうですけれど、いわゆる市街化調整区域内の農地、ここは原則、そこの農家の跡取り、分家というふうな形でしか宅地化できませんでした。それが、集落地内開発制度の制定と、運用ということで、ある一定の条件を備えれば市街化調整区域内においても宅地化、開発ができるという制度が取り入れられました。

この集落地内開発制度も、原水地区、菊陽北小学校区、それから菊陽南小学校、この地域におきましては顕著にこの集落地内開発制度が利用されていると思いますけれど、その点についてちょっと懸念するところもありますので、質問に取り上げました。

まず、1番でありますけど、集落地内開発制度の推進などの土地開発、これは緑地や地下水などの自然環境の保護というところにも、土地の開発、宅地化ですから、自然環境の保全には逆行するというふうに考えるわけでありますけれど、その点をどのように考えておられるのか、答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 集落内開発制度は、既存集落の維持や地域活力の低下防止を目的に、都市計画法に定められた、都道府県の条例で指定する市街化区域内のおおむね50以上の建築物が連たんしている土地の区域において、住宅などの建築を可能とする制度です。熊本県では、平成20年に区域の指定が行われ、この基準による開発許可制度の運用が開始されております。

これまで本町では、約1,560棟の住宅などの建物が建築され、地域コミュニティーの維持の一翼を担っております。昨日、馬場議員からお話をありましたとおり、例えば南小学校区の指定

区域で開発が行われたことで、令和7年度の南小学校の1年生は28人、全校児童・生徒は105人となり、100人を超えております。

この集落内開発制度の指定区域があることで、既存集落の維持を図りつつ、緑地や自然環境が広く分布している市街化調整区域における無秩序な開発が制限されています。また、開発許可基準において、雨水処理については地下浸透ますを設置することとなっており、地下水の保全にもつながっております。

農業を中心に栄えてきた本町において、市街化調整区域の既存集落のコミュニティー維持のため、また町の均衡ある発展のため、集落内開発制度の適正な運用に努めてまいります。以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 本町では約1,560棟の住宅がこの集落地内開発制度で建築されたということではありますけれど、原水、菊陽北小学校地域、それから中部小学校地域、菊陽南小学校地域が市街化調整区域に当たるわけでありますけれど、地域によりまして、この制度を利用して開発された戸数は差があると思いますけど、この点いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 集落内開発制度の校区別の実績でございますけれども、平成20年度から開始されまして、本年5月までの状況でございますけれども、菊陽南小学校区で197棟、菊陽北小学校区で876棟、中部小学校区で229棟、西小学校区で256棟の建築がなされております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 今、内訳を答弁してもらいましたけれど、北小学校地域が876棟、それに比較しまして、中部小学校地域は市街化調整区域が少ないからだと思いますけど、229棟。その点、市街化調整区域ばかりの、市街化調整区域、菊陽町の何%だった、約40%近く、三十数%が菊陽南小学校地域に展開しております。その菊陽南小学校地域においては197棟。北小学校の5分の1まではいきませんけど、かなりですね。4分の1強の建設しかされていないと、少ないということですね。4分の1ぐらいしか、北小学校地域よりも少ないということであります。

無秩序な開発が行われると私は思ってたんですけど、執行部の答弁は、無秩序な開発が制限されてるということです。これは都市計画法に基づきまして、条例におきましてもこの開発制度が抑制されてる、規制されているからだと思いますけど、私が見る分には、特に原水地区の、これは私が生まれ育ったところだから手に取るように分かるんですけど、いわゆる鉄砲小路地域、それから柳、入道、古閑原、それと南方、中尾、この地域が市街化調整区域でありますけど、ここには特に大規模農家が昔から、それこそ江戸時代からですけど、農業を営んでおりまして、屋敷それから農作業小屋等を合わせますとかなりの面積になります。

特に、鉄砲小路ってところを皆さんちょっと思い浮かべてもらうと分かると思いますけど、住宅母屋部分が狭いところでも大体1反、300坪以上あります。広いところは600坪とかそういう。だから、そういったところにおきまして農業をする人が少なくなり、後継者もいないということで、大規模な宅地、敷地があったところを集落地内開発で宅地化がされてるということで、私はそういったところが、どうも昔の景観もなくしているし、既存の集落の方においては、やはりよそから来られるということで、かなりの定住される人たちがここで増えてるということあります。そこも300坪から600坪ぐらいのところを開発するわけでありますから、やはりそこは何か、その地域だけにおきますと、私はそれが虫食い状態に思えてならなかつたわけです。これが原水地区においては展開されてるということで、この辺のところもどうにか規制ができないのかなというふうに思ってるわけであります。

通告はしておりませんけれど、この制度を菊陽町の条例自体で、いい意味でセーブできるような、何かそういった考え方というか、ございませんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） この集落地内開発制度につきましては、開発許可権者である熊本県の条例によって制定されてるものでございます。都市計画法に基づく部分で、その許可権者というのが決まっておりますので、町独自での条例制定というのは考えていないところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 北小学校地域においては、私が思うに、そういったまちづくり、これからの菊陽町独特の景観も備えたまちづくりを計画していく、展開していく中では、そういうことも考えなければならないと思っております。

片や、南小学校地域におきましては、市街化調整区域が非常に、菊陽町の三十数%を占めるわけでありますけれど、197棟しかまだ建築されてないということで、これもどうですかね、集落地内開発制度を利用できる地域の条件といいますか、そのようなものが何かあると思いますけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 集落地内開発制度の指定区域がございますけれども、その指定区域の条件と申しますのが熊本県の条例のほうで指定されておりまして、建物の敷地の相互間が最短距離で50メートル以内で、おおむね50戸以上が連たんした地域が指定されることになっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） この問題は、菊陽町の議会議員の方たちも、長年にわたり、菊陽南小学校区地域の開発と定住化促進、人が集まって住む集住化、集住地域の開発ということを願い

ながら町執行部にも提案をしてきておったと思います。しかしながら、今答弁にもありましたように、県の条例、それからまた都市計画法という国の法律にもそぐわないと、この開発は遅々として進まないということだろうと思います。

しかしながら、当初申し上げました改正前のマスタープラン、後藤町長時代につくられたマスタープランであります、これによりますと、20年後の将来を見据えたまちづくり計画ということで、菊陽町総合計画との整合性を図るというふうにうたっております。人と自然が共存する快適で安心な生活都市づくり。快適で安心な生活都市づくりですから、これは菊陽町全体に及ばなくては、この理念というのは全うされないわけであります。

この文言だけを聞くと、私は今、三里木に住んでおりまして、非常に公共交通機関も近くにありますし、買物も便利、病院も多々あると、そういった中においておりますけれど、生活する上での便利さとかそういったのは享受してはあります。しかしながら、菊陽町における全体の地域、全部の住民の人たちがそのような感慨を、程度の差はあるとは思いますけれど、極端に地域によって生活する上で差があつてはならないと思いますので、その地域の特性を生かしながら、光の森地域は確かに便利ではあるけれど、週末になると外部から車や人が入り込んできて、自分たちの生活もままならないと、そういう騒音と飲食店の匂いの中でも、匂いを嫌がりながらも住んでるわけであります。

しかしながら、片や菊陽南小学校区におきましては、非常にこれは白川が流れ、白水台地も展開し、空港も近く、緑も豊かである。しかしながら、空港に近づく里山地帯におきますと、イノシシも出ると。畑作におきましては、その畑地が荒らされないようにネットを張ったり電流を流す設備も備えなければならない。そういった自然環境に恵まれてるというのは、それはいいかもせんけど、生活している住民の人たちは、何年前からこんな状態だろうと。私は、50年以上前からこのとおりだと思っております。くまもと未来国体で1999年に道路が開発されまして、いわゆる国体道路が東西に貫いておりますけど、あれが走ってるぐらいですね。あとは全く変わってない。

マスタープランにおきましても、あそこは工業地というか産業ゾーンということで昔から取り上げられておりましたけれど、今回のマスタープランにおいても基本はそれです。しかしながら、南校区、辛川、それから曲手、馬場楠、一番先を出さんと言われますね、大津に一番近いところ、戸次。戸次を曲がって……

それは辛川と、馬場さんの地元が……。

○議長（福島知雄議員） 布田議員に告げます。質問要旨をまとめてから質問してください。

○11番（布田 悟議員） はい。ちょっと脱線しそうになりましたけど、そういった中で、この菊陽南小学校区域の開発ですね。既存の法律、条例にのっとっておいても、いつまでも進まない。確かに道路は一本計画されておりますけれど、その辺のところ、これはもう特例的に菊陽町がこの5年間で変えていくという、そのような気持ちを持ってこの開発に取り組んでいただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今、20年前のマスタープランの話をされまして、菊陽町全体の発展というものを当時のマスタープランへ位置づけられてたということでございますが、位置づけられていてもなかなか実行が伴ってなかったというのがこれまでの菊陽町の土地利用のマスタープランに基づく政策だったんではないかなというふうに思っております。

そういうことで、今回、マスタープランの改定において、南部地区の道路、これは前回のマスタープランにもございましたけれども、そこを集住ゾーンと位置づけたということが今回のマスタープランの大きいところでございます。先ほど布田議員がおっしゃられましたように、いろんな課題はございますけれども、そういう課題に向き合って、この南の地区の集住ゾーンの実現のために取り組んでいこうというのが今回のマスタープランの趣旨でございます。これについては、これまでの20年間の中ではそこがなされてなかつたことを、今回、吉本町政においてこれに取り組もうということが今回のマスタープランでございますので、この辺についてはぜひ趣旨を御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 吉本町長も事あるごとにおっしゃっております。菊陽南小学校地域の繁栄、開発なくして菊陽町の発展はないと。大体そんなところですかね。それだけ菊陽町、それから執行部、吉本町政も力を入れているわけであります。今副町長もおっしゃいましたけれど、集住ゾーンということで、新たなる展開を、私ども議員もですけど、特に菊陽南小学校地域に定住されてる既存の集落の方々も、やはりその辺のところは大いに期待されてるわけであると思いますので、できるだけ短い時間で、5年ぐらい、2年、3年、その辺を目標に取り組んでいただきたいと私からもお願いして、次の質問に移りたいと思っております。

このマスタープランについてですけど、地区別構想における良好な農地の保全ということありますけど、良好な農地の保全とはどういうことを意味するのか、お答えください。

○議長（福島知雄議員） 農政課長。

○農政課長（澤田一臣さん） 地区別構想における良好な農地の保全とは、菊陽町マスタープランで守るべき農地ゾーンに区分する農業振興地域内の農用地等を保全するとしたものになります。

保全の方針としましては、農業振興地域内における農用地区域内の農地につきまして、用排水路や農道の整備など農業基盤の維持強化を図りながら保全に取り組むこととしております。そのほか、各地域の状況によりましてそれぞれ保全の方針を定めているものになりますが、担い手農業者へ農地の集積、集約化を図り、大規模化することによって生産性の向上に取り組むなど、地域の話合いを基本としながら、地域に即したものとしていくこととしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 各地域の状況によって農地の大規模化や生産性の向上に取り組むということでありますけど、今からは特に農地の区画整理も、菊陽町においては大体進んでいますけど、農地の大規模化、それから機械化によりまして農業生産の向上に取り組むということでありますけれど、特に昨今、テレビをつけると、米不足、米が5キロ幾ら、そんな話題ばっかりでありますけれど、菊陽町におきまして、特に米問題でありますけど、この辺のところの農地の大規模化による米作の生産性向上というのはどのような展開をしておられますでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 農業の振興、その中でも米、米麦という御質問に対してですけど、御承知のとおり、米の政策そのもの、国の政策そのものが減反政策によりまして疲弊してきたというのは事実でございます。こういった部分におきまして米問題が発生したというのも事実でございます。

今現在、菊陽町におきましては、御承知のとおり水問題、涵養の水対策におきまして水稻の栽培を推進しております。こういった部分から、いろいろ課題はございますけども、一步一步前進している状況でございます。一番今後の施策の目玉となりますのは、やはり作業受託を担う組織、ここの育成強化ではなかろうかというふうに考えてるところでございます。各農家の皆様方は、減反政策によりまして、使用機械を縮小あるいは廃棄したという事実がございます。こういった部分を補完するためにも、このような組織の育成強化に努めていかなければならぬというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 分かりました。

小項目の2ですけど、農地の保全と集落地内開発制度との整合性、これは取れているのかということでありますけれど、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 先ほども申し上げましたが、集落地内開発制度は、熊本県において平成20年に区域の指定が行われており、その区域を定めるに当たり、原則、基盤整備が行われた農地など、農振農用地を含んでいないエリアとなっております。このように、集落内開発制度は、農振農用地を含まない区域が指定され、その区域内で開発を認めるものであることから、無秩序な開発や農地改廃の広がりを防ぎ、既存集落のコミュニティー維持と農地保全のバランスを保った土地利用が図られるものと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 既存集落のコミュニティー維持、これは既存集落というのはこのままで、原水地域は増えてきております、定住されてる人口。集落地内開発もかなり進んでおりま

すので。しかし、先ほども申し上げました南小学校地域においては167棟ということで、非常に占める面積の割には少ないということですけど、農地保全とのバランス、これをやっぱり、定住促進をするには、新しい開発がされ、そこに宅地化がされないといけないということありますけれど、答えられたら答えてください。南小学校区に、これは何回も聞いてると思いますけど、ほかの議員も。南小学校地域、いわゆる白水台地が主ですが、そこが大規模な宅地開発ができないというのは、繰り返しになりますけど、復習の意味で教えてください。

○議長（福島知雄議員） 農政課長。

○農政課長（澤田一臣さん） 基本的には、農振法とかそういったものにするとできないということでございますが、今回の都市計画マスタープランにおいては、道路整備と併せて集住ゾーンと定めたところでございます。そちらにつきましては、今後開発できるようなことで町としては取り組んでいくというところをマスタープランの中で定めたものということになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） ちょっと振り返ってみると、JRの空港アクセス鉄道整備計画、菊陽町の三里木からパークドーム、免許センター周辺を経由して白水台地から空港へ行くという計画が10年計画でされたわけであります。もう5年ほど前になると思いますけど、それが今、蒲島県知事が方向転換されまして、大津からと、大津駅から空港の東側に鉄道を乗り込ませるということでありますけど、この計画が、三里木からの計画があったならばでありますけど、やっぱり白水台地の開発が今頃はかなり進んでたんじゃないだろうかと思います。鉄道が延びると、その沿線においてそこにまた集住ゾーンができるということでありますので、これは夢をもう一度じやありませんけれど、今、東西に延びる道路の計画が進んでおりますけれど、このJR鉄道の延伸があったならばということありますけれど、それに勝るとも劣らないような南校区における集住ゾーンの計画が進むことをここで改めてまた要望しておきます。

引き続き質問します。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） マスタープランを踏まえた将来における農地の保全は確保されるのかということでありますけど、農地の保全についてです。いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 農政課長。

○農政課長（澤田一臣さん） 今回のマスタープランの見直しにおきましては、新たに将来の土地利用を示しておりますが、これは守るべき農地を明確に位置づけたものであります。今後は、マスタープランで定めた方針に沿って農地の保全を進めていくということになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 大項目の1におきましては、菊陽町の都市計画マスタープランにおけ

る市街化といいますか宅地開発の促進、それからそれに伴います自然環境の悪化とか地下水問題とか、そういったところも懸念されるということで考えてたわけでありますけれど、集落地内開発の展開に差があるということで、それに気づきまして、菊陽南小学校区域でありますけど、やはりあの地域といいますけど、皆さんお分かりと思います。菊陽町における均衡ある発展、そこに居住されております人たちの生活が、ほかの地域にはないような利点もあると。しかしながら、その利点だけでは生活の利便性というのは伴わないわけでありますので、やはり菊陽南小学校のあの環境を生かしながらも定住化が促進されるような、そしてそこで定住化が促進されると、若い人たちも入居するし、そして子どもたちも増える。菊陽南小学校も105名を超したということでありますて、私の小学校時代、菊陽北小学校、菊陽中部小学校、菊陽南小学校がありまして、ずっと80名だったですね。それが100名を超したという、今からこれが減るということはないと思いますので、これがまた減ってきたなということになれば、これはまた、行政の責任とは言いませんけれど、その辺のところも考えながら、ますますの後支えを行政にはお願いたしまして、第1項目めの質問を終わりたいと思います。

質問事項の2ですけど、私たち議員に、各センター、東部センター、それから中央公民館、それと南部センター、西部センター、それからもう一つ、西部コミュニティーセンターですかね、そういうところから、4月を中心に、講座の発表会の案内があります。その講座発表会に行くということは、やはりその地域における人たちの文化、教育等に寄せる関心度も分かるわけでありますので、私たち議員は参加するわけであります。そのような中で、菊陽町もかなりの講座を持っております。自主講座というのもありますし、主催講座というのもありますけれど、これはもう私も以前から見聞きしております、私の同級生あたりもその自主講座、主催講座、ちょっとそこは分かりませんけど、講師をしております。菊陽町外から来ておりまして、ほかの地域に比べるとちょっと講師謝礼金が少ないんじゃないだろうかと。通勤の時間もかかるけど、その手当もないと。そしてまた、講座によっては助手、手伝いの方を連れてくるけど、その方たちに対する手当もないというようなことを聞いております。

そのような中で、この謝礼金についてでありますけど、現在の謝礼金はいつからこれが規定されておるのかということあります。

それと2番で、時期的には謝礼金の値上げが必要と思っております。私も近隣町を調べましたけれど、その点いかがでしょうか。1、2について。

○議長（福島知雄議員） 布田議員にお尋ねします。（1）と（2）は一括質問ということですね。

○11番（布田 悟議員） 一括でよければ。

○議長（福島知雄議員） はい。

教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） まず、謝礼金の規定についてでございますけれども、各センターの講師料につきましては、平成24年3月27日に、菊陽町講師等謝礼金支払い基準を定める訓令で定めておりまして、同年4月1日より施行されております。

次に、謝礼金の値上げが必要と思うがいかがかというところでございます。

主催講座につきましては、有資格者が行う専門的な講座や、資格を必要としない講座など、様々でございます。町民の皆様に多種多様な学びの場を提供させていただいており、各講座1時間半から2時間の講座を開設しております。

講師謝礼金につきましては、1回の主催講座当たり5,000円としております。このことは、時給換算しますと1時間当たり2,500円となり、近隣自治体も同程度の講師謝礼金であり、現段階では謝礼金を上げることは必要とは考えておりません。

しかしながら一方で、講師謝礼金は平成24年より変更を行っていないことから、講師の方より見直しについて相談がなっております。これを受けまして、町では賃金等が上昇している現状もありますので、各センター長で構成された施設長会議等でこのことについて協議を行つてゐるところでもございます。

町としましては、講師謝礼金につきましては、今後の社会情勢や近隣自治体の状況を注視しながら引き続き検討を進め、見直しが必要と判断した場合は遅滞なく対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） ここでちょっと確認です。主催講座と自主講座、この違いを教えてください。

○議長（福島知雄議員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（今村珠紀さん） 主催講座につきましては、町のほうが主催して行つてゐる講座であり、自主講座につきましては、受講生の方が自主的に講師の方にお願いして行つてゐる講座になります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 主催講座が、これは町から謝礼金が出るということで、1講座当たり5,000円ということです。自主講座というのは、この講師料というのは講座生が払うわけですかね。町は負担しないということですかね。

○議長（福島知雄議員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（今村珠紀さん） 自主講座につきましては、受講生の方が講師の方に払つております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 自主講座となると講座生が支払うということですので、講座生の人数も多ければ多いほど1人の負担は少ないということで、会場使用料とかエアコン代もその中で払うわけですよね。ですから、そのところも踏まえまして、主催講座の講師料の値上げもそ

うでありますけど、自主講座の、これも講座生だけでは負担できないような講座もあります。そのような点を考えまして、町のほうから自主講座への補填、補助、この辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（今村珠紀さん） 自主講座につきましては、自主的に行っていただいている講座でありますので、町のほうからの補填というのは考えておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 今んところ考えてないということです。ぜひとも講師料の値上げに伴いまして、その補助、補填も考えていただきたいと思います。

近隣町、市のほうは熊本市は調べておりませんけど、1講座5,000円というのが確かに多いです。主催講座の場合ですね。合志市、益城町、大津町を調べましたけど、この中で、大津町だったですかね、これは補助者、料理等の場合で補助者を連れてきたら、その人については半額の1人2,500円を払ってることであります。また、合志市は、ここも講師料は5,000円であるけれど、合志市外から来られる方には交通費を1人3,000円出しているという、5,000円プラス3,000円ですよ。どんなに合志市外でも近かろうと出すということです。

それと、益城町、これは通年ですから、通年の講座、自主講座ですけど、これは2時間6,000円ということで、交通費はありません。2時間6,000円。単発講座、菊陽町も単発講座というのがありますね、幾つか。単発講座が4つほどありますけど、益城町におきましては単発講座は1万円。講座によって違うけど、基本1万円ということで、近隣町、市の状況をちょっと調べただけでも、菊陽町よりも一歩、講師のことを考えた謝礼体系になってると。

T SMCの進出で、地方交付税が不交付団体にもなろうかという町もありますので、ぜひとも、これは地域住民そして町民、町に通勤されてる方々の教養を高める、それからまた生涯において生きる喜び、楽しさを享受するシステムでありますので、この講座というのがですね。ですから、ぜひともその点を考えて、それを運営するために必要なのは、教える側の講師の方々の存在なんですね。だから、ここは大事に、講師の方をですね。講師の方々が、謝礼金が安かけん、もう来んとか、もう疲れたとか、自分は年取ったからやめるというんじゃなくて、そういう講師の福利厚生とまでは言いませんけれど、せめて謝礼金、交通費等は上げていただいて、さすがは菊陽町だなど、税収も豊かな菊陽町だなと言われるように、今度は逆に近隣市町村から手本になるような菊陽町の講座の展開をしていただきたいと思っております。

答弁の中では、もうそういう検討に入つてると。繰り返しですけど、一般世間における賃金等が上昇して現状もあり、講師謝礼金については今後の社会情勢や近隣自治体の状況を注視しながら引き続き検討を進めると。引き続き検討ばっかりしどったら、すぐ1年、2年、3年たってしまいます。すぐに結論を出して、講師謝礼金などの値上げをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思いますけど。

私もちょっと、もう時間がありませんけど、今日は体調があまりよくなかったです。といい  
ますのは、余談ですけど、皆さん議員の中にもかなり鼻声の方がおられると思う。私の場合  
は、「さんふれあ」に毎晩のように行ってるんですよね。外で飲み方がないとか。それで、こ  
の前、孫を連れていって、孫が外の水張りのところで、じいちゃんプール遊びしようて言つ  
て、3回ぐらい入ったもんですから、このような状態になっておりまして、決してうつる風邪  
ではありませんので、言い訳をしながら、取り留めもない質問ではありましたけど、執行部の方々の御英断等を期待しながら終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 布田議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時46分

再開 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 皆さんおはようございます。町民を代表して質問させていただきます。

傍聴席の皆さんには、足元の悪い中、傍聴いただき、誠にありがとうございます。お礼と感謝を申し上げます。

私の今回の質問事項は、1、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業における上下水道整備計画について、2、道路整備について、3、町のスポーツについてですが、この質問事項には本定例会で吉本町長の行政報告の中での質問になりますので、前向きに検討いただきたいと思います。

質問は質問席で行います。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） まず初めに、質問事項1、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業における上下水道整備計画についてお尋ねします。

（1）区画整理事業により下水道の処理が増えることになるが、流域処理場の処理能力は大丈夫なのかをお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 本町の公共下水道の受入先である熊本北部浄化センターの全体計画につきましては、町の総合計画や都市計画マスタープランにおける将来人口推計を総合的に勘案して人口を設定し、それを基に計画排水量を算出されております。（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業による人口増については、この将来人口予測に含まれるものであり、町としては、北部浄化センターでの受入れに支障がないと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今、部長の答弁によりますと、熊本北部浄化センターでの受入れが可能ということにお聞きしました。

私自身がこの問題を取り上げているのは、約70ヘクタールの中でまだ見えない土地区画整理事業だと感じたもんですから、もしかして町独自の下水処理を設置しなければならないかという思いがあつたためにこの質問をさせていただきました。まだ聞きたいことはありますけども、今からの計画ということで、分かり次第また質問をさせていただきます。

次に移ります。

上水道の整備は大津菊陽水道企業団が行うと思うが、その整備費用の負担はどうするのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） これまで町が施行しました菊陽第一土地区画整理事業及び菊陽第二土地区画整理事業では、大津菊陽水道企業団と協定を締結し、町の費用負担において上水道の整備を行っております。現在計画しております（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業につきましては、必要なライフラインである電気、ガス、上下水道など附帯事業の整備手法や費用負担の考え方をいま一度整理し、今後、大津菊陽水道企業団と協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） これも先ほど申しましたように、まだ決定ということではありませんので、この問題は、吉本町長は大津水道企業団の企業長でもあり、また議員で4名議員がいますので、今から計画が進むこととなりますので、菊陽町役場と水道企業団での話し合いを協議して、十分検討いただきたいと思います。町長、よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 議員おっしゃったように、私も大津水道企業団企業長としてということでございますので、しっかりと協議をしながら行ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 私も一度は企業団に行きましたので、少し経験がありますので、私のお願いというか望みをちょっとお聞きしたいと思います。

私は今、水源の問題が一番だと思います。どこからどこまで引っ張るのか、水源地がないならば町が独自で貯水タンクを造るのか、いろんな問題があります。管の大きさ、そして地震や災害に強い耐震管にするのか。いろんな費用の負担はかかるけども、新たな事業に対して、景観を損なわないすばらしい道路を造っていただき、そこの中に附帯を入れていただくならとい

う思いがありまして質問させていただきました。

この附帯の中に、私は今、すばらしい景観と言いましたけども、電柱をなくして、附帯の中に電気、ガス、電話、これは共同溝にしてはいかがという思いがあります。その辺も、町長、お考えを置いて協議していっていただきたいと思います。よろしくお願ひして、次に移ります。

○議長（福島知雄議員）　都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん）　ただいま無電柱化というお話をいただきましたけれども、今、国のはうでも、防災でありますとか安全、また景観の視点から、無電柱化について強く積極的に推進されております。今回の原水駅周辺の土地区画整理事業におきましても、共同溝設置による無電柱化を考えておりまして、また今後、関係機関と協議を進めながら、その共同溝の中にじやあどのライフルラインを入れるのかとか、そういった部分も含めながら検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員）　佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員）　次に移ります。

次は、質問項目の道路整備についてお尋ねします。

令和6年度9月定例会において、町道南方大人足線から県道瀬田竜田線までの延伸計画道路の整備について、町は道路整備を行う必要があるとの認識をしているとの答弁がありました。その後の進捗状況はどうなっているのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん）　南方大人足線延伸道路につきましては、先日の上田議員の御質問にお答えしましたとおり、今年度、都市計画マスタープランに位置づけています。久保田台地の開発の軸となる南北の幹線道路として、昨年度、国と連携して交差点改良を完了した国道57号の南方交差点から県道瀬田竜田線まで、町道南方大人足線を延伸する道路の概略設計に着手することとしました。

この道路計画は、久保田台地の開発構想の先駆けになるとともに、セミコンテクノパーク周辺の道路ネットワークはさらに強固なものになり、周辺道路の渋滞緩和がより進んでいくものと考えております。今年度実施する概略設計では、久保田台地の開発構想を見据えた最適なルートや道路構造の検討を行うもので、令和9年度に都市計画決定、令和10年度の事業認可を目指して事業に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員）　佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員）　今、荒牧部長の答弁によりますと、最適なルートや道路の構造を取り組む。これから、まずは最適なルートとはどういうルートかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員）　建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 最適なルートは、今回着手いたします概略設計の中において検討していくことになります。そこの概略設計の中で様々な案を示すことになりますので、その中で検討してまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） それでは、道路構造についてお尋ねします。

この延伸計画道路のルートは、町道南方大人足線から直進して県道瀬田竜田線につなぐルートなのか、それとも町道川久保南方線へのルートにつなぐのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） ルートにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今回施行します概略設計において、既存道路の拡幅になるのか、もしくは新設道路の整備になるのか、様々なルートを検討いたしまして計画をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 道路を造るに当たっていろんな附帯工があると思いますけども、造る際に雨水の問題が出ると思いますけども、雨水はどのようにお考えになっているのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 雨水処理につきましては、今後の検討になってくるんですけども、まず周辺地域への影響がないような形で、関係団体と協議しながら計画をしてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） あそこはかなりの勾配になると思いますけども、考えるならば、下井手ですかね、あそこは流出すると思いますけども、そのするときは、先ほど課長がおっしゃったように住民との会話をして、本当に大丈夫なのかを検討していただきたいと思いますが、再度お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 大変貴重な御意見ありがとうございます。議員御提案の点につきましても、今後業務を進める中でしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今、あそこを通る方々が非常に、私のほうに来て、行政のほうに言ってくれということがありました。伝えておきます。町道川久保南方線の舗装修繕工事をしていただき、安心して通ることができている、感謝しています。多数の人たちから私に報告がありましたので、報告します。しかし、いまだ渋滞は続いているが、早期道路整備をお願いします

ということです。

どうかこの思いを込めていただきて、早めに計画を立てていただきたいと思います。よろしくお願いして、次に移ります。

次は、(2)の町道中尾線歩道整備についてですが、この質問は、南方、中尾区長さんからの記憶によると、令和3年頃に要望書が提出されたと聞いていますが、その後、町道中尾線歩道整備事業についての進捗状況をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 町道中尾線につきましては、菊陽北小学校の通学路にも指定されており、児童の安全確保のため、令和3年4月に、南方区、中尾区の連名で歩道整備の要望をいただいております。この要望を受けて、町では令和4年度から事業に着手し、これまで測量設計業務、用地測量業務、境界立会いを完了しており、現在、用地交渉に取り組んでいるところでございます。今年度末の工事完成に向けて今後進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 聞くところによりますと、今交渉されている方の一人が、理解はしているけども、まだ会ってないかもという話がありましたけども、それは解決しましたでしょうか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 地権者の皆様からは、全ての方から今御理解をいただいているというふうに認識しております。用地契約の予定を6月中のところで今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 私もその言葉を聞いて、親戚の方を通して、なるだけ早めに協力を願ってくださいという言葉は知っていました。多分分かると思いますので、どうかよろしくお願ひしておきます。

それに伴い、中尾の道路整備については今完了しませんけども、現在は、朝夕、見守り隊や交通指導員の皆さんのおかげで安心して通勤通学ができています。そういう方々に町長から感謝状の贈呈を強く要望したいと思います。よろしくお願ひしておきます。

次に移ります。

次は、質問事項3、町のスポーツについてを質問します。

(1)杉並木公園内のスポーツ広場を人工芝化することで、養生期間がなくなり、一年中イベント開催が可能となり、青少年の交流の場になると思うが、町の考えをお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 菊陽杉並木公園スポーツ広場の人工芝化については、令和5年9月

議会、令和6年9月議会でも質問をいただいており、その際、人工芝へ転換するとなると整備に多額の費用がかかること、スポーツ広場はアーチェリーなど多目的に利用されており、特定の競技に偏らない全体への配慮が必要と思われることから、人工芝へ転換することは困難であるとお答えさせていただいております。

また、天然芝には、景観の美しさとして、公園、スポーツ施設などの景観を向上させ、安全性としては、クッション性があり、膝などへの衝撃を和らげます。さらには、夏場では温度が上がりにくく、熱中症の予防にも効果があると考えております。

このようなことから、繰り返しになりますが、人工芝へ転換することは考えておりません。御理解いただきますようお願いします。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） この質問は、2回にわたり質問させていただきました。今回も前回と同様、人工芝への転換は困難とのことです。

しかし、私たち人工芝を願う多くの人たちからの考えは、スポーツ広場の半面を人工芝に、半面を天然芝にすることで、整備費用の削減や、アーチェリー競技でも可能になり、多目的利用として、グラウンドゴルフ、ゲートボール、フットサル、サッカー、中学校の部活動の練習試合や、県内外からの多くの人たちの交流の場になると思います。人工芝のメリットとして、初期の費用はかかりますが、メンテナンス、その後の管理の手間を考えると安くできるそうです。利用は一年中使って、多少転んでもけがをしにくい特性があります。

こういった人工芝を再度検討する考えはありませんか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたしますけれども、繰り返しになりますけれども、現在のところは考えてございません。御理解をお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 町長にお尋ねします。

町長は、スポーツマンを理解しておられます。前回、世界U-12フットサル、町長のおかげで開催が3日間行わせていただきました。今回も、はなぐりカップ、町長も町も教育長もいろいろと御協力いただいた上で開催されること、そしてまた郡市対抗のサッカー競技もおかげで天然芝の上でさせていただくことになっております。その辺を勘案して、町長のお考えをお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 人工芝化ということでございますが、一方で環境への配慮というのも必要だというふうに思っているところでもございます。プラスチック製であるということでございまして、マイクロプラスチックの問題、そしてまたこれが廃棄時の環境負荷がかかるということでもございます。また、自然の生態系、そういうところにも影響があるというふうに思っ

ておりますので、繰り返しになりますけども、町としては天然芝でいきたいということで思いますし、利用の皆様方におかれましては、この天然芝で季節感をしっかりと感じてほしいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 町長も御存じですけども、天然芝、天然芝とおっしゃるけど、お尋ねしますけども、天然芝に対する植付けは何月頃されているんですか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（野村瑞樹さん） 植付けですけども、現在、スポーツ広場のほうは専門の業者に委託しまして維持管理をお願いしております、肥料散布、あとエアレーションといいまして、穴開け等は行っておりますけども、種の植付け等は現在行っていない状態と思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 大津みたいにああいう立派な天然芝ではないでもいいんですけども、今のところ、僕から見ると、やはり天然芝というよりも草に近いのを管理してある、私はそう感じています。言い方は悪いけども、おっしゃる天然芝ということは、管理の上でああいった大津みたいなことをしていくのが私はすてきな天然芝だと感じております。

そこで、町長、これは子どもたちがいろんな面で、町長もサッカーが好きで、ロアッソといろいろな対応をしておられます。そういう面で、中学生や小学校のためにも、年中使って、プロとの交流、そして将来に自分たちのプロになる夢を与える場として考えてほしいと思いますので、再度お尋ねします。どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） ロアッソの選手を含め多くのプロスポーツ選手に人工芝の在り方というのも聞いたことがございます。やはり子どもの時期はなるべく天然芝がいいんじゃないかという答えがほとんどございました。ただ、議員がおっしゃるように、天然芝のメリットもあるようでございますので、ただ、今、町としては、先ほどから答弁をさせていただきますけども、やはり天然芝でいきたいというふうに思ってるのでござります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 理解はします。また、この質問は、いろんな方々の意見を町長にお願いして、できるなら私たちは、これは前回も言いましたけども、できるまで私はさせていただきたいと思います。それには、町民の皆さんや、好きなサッカーとかいろんな方の御理解を得て、署名運動をしてまいりたいと思っております。ぜひその辺の理解はしていただきたいと思います。

1つだけお願いがあるのは、天然芝、私は、今町長がおっしゃったけども、子どもたちのけがに、膝に優しく、いろんな面で安全だという思いがあると思うんですけども、私がサッカーでしる限りは、引っかかったりいろいろして非常にやりにくい。それと、僕が一番懸念しているのは、町長も御存じのように、2月から6月までが養生期間としてあるわけです。一番大事な時期に養生期間で利用ができない、使用ができないということなんです。それを勘案して、私は人工芝をお願いしたいという思い、そういうことも考えて、やはり行政の中でも検討いただいて、前向きに検討をお願いしたいと思います。

それで、私は教育長にもお尋ねしたいんですけど、スポーツは教育の一環であり、社会体育になっても中学校部活動は続けてほしいと思います。なぜならば、子どもたちがスポーツを通じ社会生活、地域とのコミュニティーを通して学習、菊陽町に生まれてよかったと思う子どもたちが増えることを望んでいます。町のスポーツについて、教育長の見解をお聞きさせてください。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） スポーツが青少年の健全育成に果たす役割については、私が今さら熱く語る必要はないとは思いますが、少しだけ述べさせていただくならば、それぞれのスポーツを通して仲間と交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図ること、さらに技術の習得だけではなく、感謝の心、礼儀正しさ、思いやり、責任感など、まさしく人づくりそのものであると考えます。

私自身も学生時代から野球等に取り組み、その時代に一緒にプレーし汗と涙を流した仲間たちとは今でも親しくさせていただいております。また、随分前の話にはなりますが、小学校教諭時代に17年間にわたって指導してきた野球少年たちには、練習はうそをつかない、努力は裏切らないとの合い言葉の下、試合に勝つことだけではなく、仲間たちと共に夢に向かって頑張ることの楽しさ、すばらしさを教えてきたつもりであります。そして、それらはその後の人生の大きな礎になっていることを、教え子たちの現在の姿からも実感しています。

議員御質問にありました、現在、教育委員会では、中学校部活動の地域移行、地域展開に取り組んでおります。地域の子どもは地域で育てる。部活動の地域移行においては、指導者の確保、資質向上など様々な課題はありますが、ピンチをチャンスに、学校だけではなく地域と共に熱くなれる新しい部活動の在り方を考える絶好の機会と捉え、明日の日本を担う菊陽町の子どもたちのために、教育委員会としてリーダーシップを発揮しながら進めてまいりたいと考えております。

いよいよ6月21日から菊池郡市中体連夏季大会が始まります。中学3年生にとりましては、最後の夏となります。私もできるだけ応援に行き、全身全霊でプレーする子どもたちの姿を私自身の心のキャンバスにしっかり焼き付けたい、そう思っています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 二殿教育長に対しては、いろんな体験等あって、いろんな経験がありますので、御理解いただいたことに、また子どもたちが素直に今部活動ができて伸び伸びとやっている姿を見ると、心から癒やされて、私も安心して見守っております。

今、先生や外部コーチの費用面も多少は少ない点も御理解いただいて、今やらせていただいている。その方々は、家庭を顧みず、一生懸命子どものために働いておられます。非常に私は感謝しています。そういったところから、教育長、やはりスポーツは今おっしゃった地域の子どもたちの交流の場でもありますし、いろんな形での交流ができる場だと思いますので、どうか御理解して、また町長もこの辺も勘案して、何遍でん言いますけども、人工芝への御協力もお考えいただきたいと思います。

次に移ります。

次は、今ほど申しましたように、(2)は、スポーツ交流後、子ども、中学校以下の限定で「さんふれあ」の大広間を宿泊施設にすれば、「さんふれあ」の売上貢献になるのではと思いますが、町の考え方をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 総合交流ターミナル「さんふれあ」の大広間はレストランの機能であり、これに宿泊機能を持たせる場合は、宿泊に適した施設とする必要がございますが、本施設は設置から25年が経過しており、昨年度に実施しました総合交流ターミナル長寿命化保全計画策定業務において、今後5年から10年以内には温浴施設を中心とした大規模改造工事が必要であるとの報告を受けたところでございます。

「さんふれあ」周辺の状況は、総合体育館の開館以来、各種大会やイベントの開催により、熊本県内外から多くの方々が来館され、今後さらに増えることが予想されます。また、令和8年4月の供用開始に向け、アーバンスポーツ施設の整備が進められておりますが、この施設は、御存じのとおり、国際大会の誘致を念頭に置いた施設であり、年間約14万人の来場者が予想されるなど、その集客力は大きく、周辺への経済効果も大きいと考えております。

このように、本施設を取り巻く環境は大きく変化してきており、これらの施設がもたらす人の流れの循環を享受するため、また本施設が周辺の変化に即応できるよう、運営や機能の在り方について、大規模改造を含めた検討を進めてまいります。その上で、議員御質問の宿泊機能につきましても検討材料の一つとして参考とさせていただきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 今、山川部長の答弁によりますと、私も宿泊施設の設置に対しては幾つかのクリアが必要だと感じています。「さんふれあ」の周辺では、イベントや試合がたくさん開催されています。また、令和8年4月にオープン予定のアーバン施設や多目的グラウンド

などを利用する若者たちが増えると感じております。

そこで、宿泊施設があることで、安価で何度も研修や練習ができると思います。ぜひ早期にそういうお考えを取り入れていただきたいと思いますが、部長、その辺早めにはできませんでしょうか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 「さんふれあ」の総合交流ターミナル施設の活用におきましては、やはり大規模改修、これを控えてございます。こういったものを念頭に置きまして、その機能も含めて、先ほど申しましたように検討してまいりたいというふうに考えております。

また、宿泊施設につきましては、御承知のとおり、菊陽町は少のうございますので、そういった機能は本当にありがたいなというふうに思ってるのでございます。検討材料の一つとして考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） 分かりました。なるだけ、やはりスポーツ選手としては、自分の体力を鍛えるためにそこに居座り、そして長く練習をしたいという思いがあります。ぜひ町長、そういう面を感じて、町長も開かれておりますアーバン施設関係は年間14万人が来ますので、そこには本当に先ほど申しましたように若い人たちが、特にアーバン施設はスケボーとか自転車で、10代関係の方々がほとんどだと思います。

そこで、「さんふれあ」の中で食事を利用させて温泉に入って、そして寝泊まりができる、菊陽町に優しい、スポーツで来て、菊陽町はこういう施設がある、ここで私たちは磨くんだよという思いがある、そういうまちづくりを、町長、お願いしたいんですけども、最後に町長の見解をお願い申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 宿泊施設でございますが、私も新潟の村上市に視察に行ってまいりました。平野歩夢選手の御両親がされてるところで、これは村上市がされてるところなんですが、やはり宿泊施設というよりも、非常に車で来られる方が多いというところで、そういうところを考えると、「さんふれあ」周辺にもそういった施設、車で来られてもキャンピングカーで来られてもそこで寝泊まりができるような、そういう整備がすぐできる整備なのかなというふうには思いますけども、宿泊施設となると非常に大規模なプロジェクトになりますので、まずはできることがどうやってできるのか、何がいいのかというのはこれからしっかりと精査をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員。

○12番（佐藤竜巳議員） この問題は、すぐ解決する問題とは僕も思ってません。町長がおっしゃるように、何やかんやの策ができていくと、またその策によって、これがよかつた、これは

悪いからこうしたいということが始まると思いますので、ぜひ前向きに検討をいただきたいと思います。

今回の質問は3つにわたってさせていただきましたけども、私は今、菊陽町は、町長の言葉で、成長を続ける町というスローガンで町は今発展しております。非常に発展しています。しかし、今、先ほども道路の問題では、一方では渋滞、そしてまた子どもによるいろんな事故もあっております。その辺の通学路の問題、そして最後に今言ったような宿泊施設を、楽しい菊陽町で過ごせるまちづくりということで町長に期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。傍聴の方には誠にありがとうございます。終わります。

○議長（福島知雄議員） 佐藤議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時34分

# 第2回菊陽町議会 6月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和7年6月11日（水）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第2回菊陽町議会 6月定例会会議録

令和7年6月16日（月）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議事日程（6日目）

(令和7年第2回菊陽町議会6月定例会)

令和7年6月16日

午前10時開議

於議場

日程第1 議案第34号 町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第35号 令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

日程第3 議案第36号 工事請負契約の締結について（菊陽空港線函渠構造物築造工事（2工区））

日程第4 議案第37号 菊陽町土地開発公社の設立について

日程第5 議案第38号 町道路線の認定について

日程第6 議案第39号 合志市道路線の廃止に係る承諾について

日程第7 議案第40号 合志市道路線の認定に係る承諾について

日程第8 発議第4号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第9 発議第5号 菊陽町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

日程第10 発議第6号 給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書（案）

日程第11 発議第7号 選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）

日程第12 議員派遣について

日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 同意第3号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

|     |         |    |     |        |    |
|-----|---------|----|-----|--------|----|
| 1番  | 鬼塚 洋    | 議員 | 2番  | 吉村 恭輔  | 議員 |
| 3番  | 藤本 昭文   | 議員 | 4番  | 馬場 功世  | 議員 |
| 5番  | 廣瀬 英二   | 議員 | 6番  | 矢野 厚子  | 議員 |
| 7番  | 大久保 輝   | 議員 | 8番  | 西本 友春  | 議員 |
| 9番  | 佐々木 理美子 | 議員 | 10番 | 中岡 敏博  | 議員 |
| 11番 | 布田 悟    | 議員 | 12番 | 佐藤 竜巳  | 議員 |
| 13番 | 甲斐 榮治   | 議員 | 14番 | 岩下 和高  | 議員 |
| 15番 | 上田 茂政   | 議員 | 16番 | 小林 久美子 | 議員 |
| 17番 | 坂本 秀則   | 議員 | 18番 | 福島 知雄  | 議員 |

## 3. 欠席議員

な  
し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠さん

書記 卍田修人さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |           |         |
|--------|--------|-----------|---------|
| 町長     | 吉本孝寿さん | 副町長       | 小牧裕明さん  |
| 教育長    | 二殿一身さん | 総務部長      | 村上健司さん  |
| 住民生活部長 | 吉本雅和さん | 健康福祉部長    | 梅原浩司さん  |
| 産業振興部長 | 山川和徳さん | 都市整備部長    | 荒牧栄治さん  |
| 総務課長   | 平征一郎さん | 総合政策課長    | 阿久津友宏さん |
| 財政課長   | 今村太郎さん | 商工振興課長    | 塚脇康晴さん  |
| 建設課長   | 出田稔さん  | 総務課総務法制係長 | 高山智裕さん  |
| 教育部長   | 矢野博則さん |           |         |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時57分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第34号 町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第1、議案第34号町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） おはようございます。

議案第34号町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

提案理由は、町営中代団地の駐車場整備に伴い、駐車場の名称及び所在地、駐車場使用料を規定するに当たり、町営住宅駐車場設置管理条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正内容につきまして、参考資料により説明させていただきます。

3枚めくっていただき、新旧対照表をお開きください。

左側が現行、右側が改正後（案）となっております。この表は、駐車場の名称及び所在地、使用料を定めるものです。

まず、別表第1は、今回整備した中代団地駐車場の名称、区画数、駐車場の所在地を定めています。

次に、別表第2は、駐車場の使用料を定めるものです。中代団地駐車場の使用料を1区画月額1,000円と定めるものであります。

最後に、議案の2枚目に戻っていただいて、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第35号 令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第2、議案第35号令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） おはようございます。

それでは、議案第35号令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

当初予算策定後に発生しました様々な事由によりまして補正が必要なものが生じましたので、内容を調製の上、議案を提出しております。

今回の補正予算の概要としましては、国の全国的な給付金事業の対応や、国、県の補助や交付金事業の採択、制度改正、そのほか事業の進捗状況により、早期に予算が必要となったものなど、緊急性の高いものを計上しております。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じてお答えをさせていただきます。

それでは、議案第35号に續いて、データでは2枚目となります、令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）を御覧ください。

ここからはA4横の資料となり、申し上げるページはこの補正予算から1ページとしており、ページ番号を資料の右下もしくは右上に記載しております。

それでは、1ページ目です。

令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から3億7,586万円を増額し、歳入歳出予算の総額を209億8,750万1,000円と定めました。第2条では債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正をそれぞれ定めております。

次の2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、この内容は7ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明いたします。

続いて、5ページ目をお開きください。

第2表の債務負担行為補正です。1の追加で、1件の事業について、適正な業務期間を確保するため追加しております。

続いて、6ページとなります。

第3表の地方債補正です。1の変更で、1件の事業について、国の交付金を充当できることになり、財源入替えを行うこととしまして、起債の限度額を減額するものです。このことに合わせて、歳入予算において、消防費国庫補助金の増額と町債の消防債の減額を行っております。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

10ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、多くの歳入予算が歳出予算と連動いたしますので、一部の歳入については歳出と併せて御説明させていただきます。

では、2の歳入になります。

まず、款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分8の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金は、昨年度実施された国の定額減税において追加で給付を行う事業及び町内保育施設に対して物価高騰対策で県と連携して支援を行う事業にそれぞれ充当するもので、1億6,900万8,000円を計上しています。

続いて、歳出となります。

12ページの3、歳出をお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の5財産管理費、節区分23投資及び出資金、説明欄の土地開発公社出資金は、議案第37号で上程しております菊陽町土地開発公社の設立に関して必要な出資金となり、1,000万円計上しております。

続いて、13ページの下の段から14ページとなります。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の14物価高騰対策事業費は、昨年度実施された定額減税において給付が不足された方などに追加で給付を行うもので、必要な事務費も含めて総額1億6,575万6,000円を計上しています。

なお、先ほど歳入でも申し上げましたとおり、本事業の財源については全額、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

続けて、14ページとなります。

款の3民生費、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の次世代育成支援対策施設整備補助金は、町内民間保育施設であるさくら園における子育て支援センターの整備に対して補助するもので、1,612万2,000円計上しています。

なお、本整備事業に対しては、国の次世代育成支援対策施設整備交付金の採択も受けた上で補助することとしており、負担率は、国が2分の1、町と事業者が4分の1ずつとなっております。

続いて、15ページとなります。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分12委託料は、現在、可能性調査検討を進めている新たな工業団地整備のために必要な設計調査を行うもので、1億4,047万3,000円計上しております。

なお、本業務の財源は、本補正予算の歳入に計上しております企業誘致環境整備基金からの繰入金となります。

続いて、16ページとなります。

款の8土木費、項の3都市計画費、目の1都市計画総務費、節区分の12委託料は、(仮称)原水駅周辺土地区画整理事業の予定区域内において事業を進めるために必要な調査を行うもので、1,310万円計上しております。

最後に、同じ16ページの一番下の枠の款の14予備費は、歳入歳出予算調製のため299万8,000円減額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） 議長、すいません、座ったままでよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） はい、許可します。

○16番（小林久美子議員） ページ15ページの商工費の中の企業誘致費で、委託料が1億4,047万3,000円ということなんですかでも、企業誘致という説明がありましたけども、もう少し細かな説明ができたらお願ひします。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 御説明いたします。

こちらにつきましては、現在、可能性調査業務を行って検討しております新たな工業団地に係る部分の予算でございまして、主な委託料の内容としましては、測量設計、あと地質調査、交通解析、あと基本設計、あと環境影響評価の委託料となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、測量とか、今後そういう委託を考えているということだったんですけども、恐らくTSMCの南側の土地もそこの範囲に入るのかなと思うんですが、この前の調査費との関係ではどうなりますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） この前の調査は可能性調査でございまして、今現在検討中の工業団地について順序を持ってやつてやつてところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） すいません、今ではよく分からなかつたんですけれども、調査費として恐らく2,000万円ぐらい今まで予算をかけてましたね。それと、この企業誘致のこれらの測量との関係をもう少し分かりやすく説明していただけませんか。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 可能性調査業務につきましては、今、県道大津植木線の南側で工業団地が実施できるかについて検討するものでございまして、現地調査でありますとか土地の権利者の調査、あと土地の権利者の意向調査、あとその他もろもろ、インフラ関係の調査、それに要した業務となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第36号 工事請負契約の締結について（菊陽空港線函渠構造物築造工事（2工区））

○議長（福島知雄議員） 日程第3、議案第36号工事請負契約の締結について（菊陽空港線函渠構造物築造工事（2工区））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 議案第36号工事請負契約の締結について説明いたします。

菊陽空港線函渠構造物築造工事（2工区）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明します。

- 1、契約の目的、菊陽空港線函渠構造物築造工事（2工区）。
- 2、契約の方法、条件付一般競争入札。
- 3、契約金額、5億743万円。
- 4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼792番地21、東築・太陽特定建設工事共同企業体。代表者、株式会社東築建設代表取締役、甲斐浩二でございます。

次に、本工事の場所及び概要について御説明いたします。

2枚めくっていただき、参考資料の1ページ、全体図を御覧ください。

なお、参考資料につきましては、画面のほうにも表示しております。

図面は、左側が北側となり、水色で着色した箇所は発注済みで、現在施工中の箇所になります。赤色で着色した箇所が、今回の工事箇所です。菊陽空港線で長塚地区を通過する箇所において、函渠構造物、通称ボックスカルバートでございますけども、これを整備することとしております。今回は、2工区として、長塚地区の南側の赤色の引き出し線で記載のとおり、76.3メートルを築造するものでございます。

1枚めくっていただきまして、参考資料2ページをお願いいたします。

参考資料2ページの概要1でございます。

本工事の主な内容を御説明いたします。

左側の平面図を御覧ください。

今回施工する箇所は、ボックスカルバート延長50メートルのうち、赤色で示した20メートルになります。

次に、3号ブロック積、延長38メートル、面積216平方メートルと、4号ブロック積、延長46.8メートル、面積233平方メートルです。

右側上段のボックスカルバート標準断面図を御覧ください。

まず、ボックスカルバート基礎の良質土置き換えを756立方メートル施工した後、赤色で示しました本工事の目的物となる函渠構造物ボックスカルバートを、幅8.2メートル足す8.2メートル、高さ6.3メートルを、20メートル築造いたします。

なお、緑色で示しています道路側溝や舗装工については、ボックスカルバート築造の完了後に別途工事で施工いたします。

次に、左側の平面図を御覧ください。

道路東側の土留めを目的として、3号ブロック積工を施工いたします。まず、大型ブロック積の基礎の安定を図るため、地盤改良工を451立方メートル施工いたします。地盤改良の工法は、地盤中に、セメントと水を攪拌したスラリー状、これは泥状になった流動体のものでございます、それを施工機械により現地盤と攪拌混合することにより、均一で強固な地盤形成をする中層混合処理工法で施工します。大型ブロック積を延長29.4メートル、面積192平方メートル設置いたします。あわせて、間知ブロック積を延長8.6メートル、面積24平方メートルを設置いたします。

次に、道路西側の土留めを目的として、4号ブロック積工を施工いたします。まず、大型ブロック積につきましては、3号ブロック積と同様に中層混合処理工法で、地盤改良を333立方メートル行います。大型ブロック積を延長22.7メートル、面積162平方メートル設置いたします。あわせて、間知ブロック積を延長24.1メートル、面積71平方メートル設置します。

参考資料3ページの概要図には、3号ブロック積工、4号ブロック積工の展開図、断面図を参考資料として添付してございます。

最後に、工期につきましては令和8年3月31日までとしております。

以上で建設課からの説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、菊陽空港線函渠構造物築造工事（2工区）の入札の結果等について御説明させていただきます。

まず、参考資料の4ページ、条件付一般競争入札概要となります。

本件につきましては、設計金額及び工事内容などから、入札の方式を、開札後に落札候補者の資格審査を行う事後審査型の条件付一般競争入札とし、4月18日の指名審査会を経て、条件を決定した上で、4月21日に公告しております。

初めに、総括です。

件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が5億1,570万3,100円、税込みの落札価格が5億743万円で、落札率が98.40%となっております。

続いて、条件ですが、建設工事の種類は土木一式工事、共同企業体の構成員数については2者または3者としました。

次に、資格要件の営業所の所在地につきましては、代表構成員及びその他の構成員どちらも、菊陽町内に主たる営業所を所有することとしております。

次の格付等級については、代表構成員が菊陽町の土木一式格付ランクAを有すること、その他の構成員が菊陽町の土木一式格付ランクBもしくはCを有することとしました。

次の建設業許可必要業種区分については、工事に必要なとび・土木工事業の許可業者を1者以上含むこととしております。

次の5ページを御覧ください。

次の配置予定技術者に関する事項については、どちらも土木一式工事において主任技術者または現場代理人としての施工経験を有し、土木一式工事、とび・土木工事のいずれかに関し主任技術者となる資格を有することとし、3か月以上の雇用関係にある者としました。また、代表構成員については、下請代金の合計額が5,000万円以上となる場合は、監理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者を配置することとしました。

その結果、5共同企業体から入札参加がありました。

最後に、入札結果ですが、条件付一般競争入札の開札を5月15日に行い、入札に参加した共同企業体名及び税抜きの入札価格は入札結果のとおりとなっており、最低の価格で入札のあつ

た1番目の東築・太陽特定建設工事共同企業体について、5月19日に資格審査を実施し、落札者と決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第37号 菊陽町土地開発公社の設立について

○議長（福島知雄議員） 日程第4、議案第37号菊陽町土地開発公社の設立についてを議題とします。

総合政策課長、説明を求めます。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） 議案第37号菊陽町土地開発公社の設立について御説明します。

最初に、提案理由です。

公有地の拡大の推進に関する法律第17条に規定する業務を行うため、菊陽町土地開発公社を設立することについて、同法第10条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続いて、定款の内容について御説明させていただきます。

次のページからです。

最初に、第1章総則の第1条土地開発公社の目的ですが、公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とするとしております。

続いて、第2章は役員及び職員に関する規定です。第5条で、理事を15名以内、監事を2名

以内とするなど、必要な事項を定めています。

続いて、次のページを御覧ください。

第3章は、理事会に関する規定です。第14条で、理事会の招集について定め、また第17条では、議決事項、理事会の議決を経なければならない事項を定めるなど、必要な事項を定めています。

続いて、次のページを御覧ください。

第4章は、業務及びその執行に関する規定です。第19条で、業務の範囲を定めております。

続いて、次のページを御覧ください。

第5章は、資産及び会計に関する規定です。第21条で、公社の基本財産を1,000万円とし、第23条で予算、第24条で決算を定めるなど、必要な事項を定めています。

続いて、第6章は雑則となります。

最後に、次のページ、最後のページとなります。附則です。この定款は公社の設立の日から施行するとしており、設立までの流れを御説明しますと、定款について議会での議決、承認をいただければ、その後、正式に県へ申請を行い、県知事の認可を受けること及び主たる事務所の所在地において登記が完了することをもって正式に公社が設立するという流れになっております。

総合政策課からの説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） すいません、今、土地開発公社の定款等を説明いただいたんですけども、これから菊陽町、原水駅周辺の72ヘクタールの土地を開発するとかいろいろ出てくると思いますが、イメージとしては、そういう中の開発とかにどんなふうに関わるのか、分かれればお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） お答えします。

世界的な半導体製造企業の進出、その後の土地利用の動向、特に民間の動きもありますが、それらを踏まえ、地域の秩序ある整備をするための手法として土地開発公社という選択肢が必要と判断いたしました。ですので、今言つていただいたような様々な事業を進めるに当たって設立が必要ということで考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 様々な事業を進めるということであれば、もう全部含まれると思うんですけども、特に今から開発をしていく原水駅周辺の開発であるとか、久保田台地とかは

またもう少し後になると思うんですけど、そういうところにどのように関わっていくのかというのが私ちょっとイメージができないので、すいません、もし分かればお願ひします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） ケース・バイ・ケースで考えられます。まず、先買いですね。

例えば、公有地の拡大に関する法律に基づく先買い、計画する部分でのこういった部分で、この公社が活躍するというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） すいません、私がちょっと勉強不足で。となれば、例えば町が一定の土地を先に買って、その後、土地開発公社とかを通して売買したり、どういう計画にしていくのかというのを進めていくという理解でいいんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 先買い、地主の方が、例えば公的機関、行政なんですけど、要するに、この土地を買っていただけないかとか、そういった部分の申出がございます。そういった場合に、将来的にわたりここは行政的に町民福祉の観点において必要だというふうな判断をすれば、当然そういった先買いを行っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第38号 町道路線の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第5、議案第38号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 議案第38号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由ですが、道路法第8条第1項の規定により、町道路線を認定する必要があるため、同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、参考資料の地図により説明いたします。

2枚お開きいただき、位置図を御覧ください。

赤い線で示した路線が、下堀川4号線であります。鉄砲小路区の県道辛川鹿本線の東側に位置し、赤丸で示した県道新山原水線を起点として、民間住宅開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は82メートル、幅員は6.0メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 議案第39号 合志市道路線の廃止に係る承諾について

○議長（福島知雄議員） 日程第6、議案第39号合志市道路線の廃止に係る承諾についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 議案第39号合志市道路線の廃止に係る承諾について御説明いたします。

提案理由ですが、道路法第10条第3項において準用する第8条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回、廃止を承諾いただきたい路線は、合志市道竹迫第二テクノ線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚お開きいただき、位置図を御覧ください。

赤い線で示しました路線が、合志市道竹迫第二テクノ線であります。当該市道は、合志インターチェンジアクセス線を起点として、県道大津植木線を終点とし、合志市と本町をまたいで認定されている路線であります。熊本県が進めている合志インターチェンジアクセス線の整備に伴い、交差点の位置が変更となることから、当該市道の起点を変更する必要があるため、一旦廃止することについて承諾するものであります。全延長は3,419.6メートルのうち、菊陽町区間は637メートル、幅員は4.5メートルから36.4メートルの路線でございます。

なお、この路線は、議案第40号の合志市道の認定に係る承諾において起点を変更し、改めて議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れないとして認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第40号 合志市道路線の認定に係る承諾について

○議長（福島知雄議員） 日程第7、議案第40号合志市道路線の認定に係る承諾についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 議案第40号合志市道路線の認定に係る承諾について御説明いたします。

提案理由でありますが、道路法第8条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ます。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明をいたします。

2枚お開きいただき、位置図を御覧ください。

赤い線で示しました路線が、議案第39号で廃止に係る承諾をいただきました合志市道竹迫第二テクノ線であります。合志インターチェンジアクセス線の整備に伴い、青色点線で示しました廃止区間から赤丸の位置に交差点が変更となることから、起点を変更して再度認定することについて承諾するものであります。全延長3,419.6メートルのうち、菊陽町区間は637メートルでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 発議第4号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第8、発議第4号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

この議案は、大久保議員外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、大久保議員、趣旨の説明をお願いします。

○7番（大久保輝議員） おはようございます。

発議第4号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

この議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由は、最近の社会情勢の変化に対応するとともに、議場への携帯品の持込みなどを見直し、必要な文言調整を行うため、菊陽町議会会議規則の一部を改正するものです。

内容につきましては、配付の資料を御覧ください。

附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものということになっております。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 発議第5号 菊陽町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第9、発議第5号菊陽町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

この議案は、大久保議員外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、大久保議員、趣旨の説明をお願いします。

○7番（大久保輝議員） 発議第5号菊陽町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について。

この議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由は、最近の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から、傍聴の手続など全体を見直し、必要な文言調整を行うため、菊陽町議会傍聴規則の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、次のページ以降となります。

附則として、この規則は公布の日から施行するということになっております。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 発議第6号 給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書（案）

○議長（福島知雄議員） 日程第10、発議第6号給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書（案）を議題とします。

この議案は、大久保議員外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、大久保議員、趣旨の説明をお願いします。

○7番（大久保 輝議員） 発議第6号給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書（案）。

この議案を、別紙のとおり菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由につきまして、政府は小学校における全国一律の給食無償化を令和8年度から実施し、中学校についても可能な限り早期の実現を図る方針を示しております。しかしながら、全国一律の無償化により、自治体においては限られた予算内で給食を貯う必要が生じ、その結果、物価高騰や米不足等の影響により、給食の質や量が低下しかねず、自治体ごとに格差が生じるおそれがあります。

国による給食無償化の実施に当たっては、全ての児童・生徒の健やかな成長を促す上におい

て、給食の質及び量の担保を可能とする十分な予算措置を講じるとともに、自治体格差が生じないような取組を強く求めるものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第11 発議第7号 選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）

○議長（福島知雄議員） 日程第11、発議第7号選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）を議題とします。

この議案は、布田議員外4名の議員から提出されました。

提出者を代表して、布田議員、趣旨の説明をお願いします。

○11番（布田 悟議員） 選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由。

現在議論されている選択的夫婦別姓では、姓を選択できるのは親となる夫婦だけであり、子どもには選択の自由がありません。子どもたちの氏、子どもたちの姓がばらばらになることもあります。

夫婦の姓をどう定めるかは、個人の問題であると同時に、家族制度という国家の根幹となる

制度の問題でもあります。家族の絆や一体感を損なう可能性があり、子どもの教育や福祉に悪影響を及ぼし、社会の安定を脅かすという理由から、本制度導入に反対するものであります。

意見書案につきまして読み上げさせていただきます。なお、提出先につきましては、配付の資料の中には記載されておりませんので、私が読み上げさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）。

さきの衆議院議員総選挙におきまして争点の一つであった選択的夫婦別姓制度が、今国会において改めて議論され、制度の導入に関心が高まっているが、以下の4点により、当該制度は導入すべきではないと考える。

1点目は、国民の多数が現行の夫婦同姓制度の維持を望んでいるからである。内閣府が令和4年3月に公表した調査によれば、選択的夫婦別姓の導入に賛成した人が28.9%である一方、夫婦同姓制度の維持に賛成、つまり選択的夫婦別姓に反対した人が27%、夫婦同姓制度を維持しつつ旧姓の通称使用の法制化に賛成した人が42.2%で、合計69.2%となっている。そのため、まずは旧姓の通称使用の法制化を優先して実現することで、夫婦同姓によって不利益、不便を抱える国民を救済すべきであり、決して選択的夫婦別姓を優先して導入すべきではない。

2点目は、夫婦別姓が必然的に招く親子別姓によって、親に対する不信感や情緒不安定、学校等でのいじめ等が生じ、子どもへの悪影響を与える可能性を全く考慮していないからである。

3点目は、選択的夫婦別姓の導入派が夫婦のアイデンティティを重視する一方、子どものアイデンティティーや家族の一体感への配慮が全くなされていないからである。なお、最高裁の判決では、婚姻に際して氏の変更を強制されない自由は、人格的利益ではあるが人格権ではないと考えられ、現行の夫婦同姓制度は日本国憲法第14条等に反してはいない。

4点目は、夫婦同姓制度は世界でも日本にしかないとの意見がある一方で、諸外国の氏制度はその国の歴史文化を踏まえたまさに多様なものであり、日本の夫婦同姓制度もその一つであることから、何ら批判されるべきものではないからである。

よって、国におかれては、安易に選択的夫婦別姓制度を導入することなく、課題の解決に向け、下記の措置を講ぜられるよう強く要望する。

記。

- 1、旧姓の通称使用を拡充する法制度を優先的に創設すること。
- 2、選択的夫婦別姓制度に係る国民の見解、認識を正確に把握することの重要性に鑑み、慎重に国民の真意を把握すること。
- 3、選択的夫婦別姓制度が子どもに与える影響への研究、分析が不十分なことから、専門家等による調査のための委員会を設置すること。

ここに地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先。

- 1、衆議院議長額賀福志郎様。

- 2、参議院議長関口昌一様。
  - 3番目に、内閣総理大臣石破茂様。
  - 4、法務大臣鈴木馨祐様。
  - 5、内閣府特命担当大臣こども政策男女共同参画担当三原じゅん子様。
  - 6、女性活躍担当大臣三原じゅん子様。
- 以上であります。議員各位の賛同を厚くお願い申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 1点質問させていただきます。

この意見書の最後の1から3を見ると、選択的夫婦別姓制度に関してまだ論議が足りてないというような考え方で書かれてるように私としては見えるんですけども、ここに1番の表題にあえて選択的夫婦別姓制度を導入せずというのを書かれた理由は何かあるんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 現在、自民党をはじめ各政党間におかれまして、それぞれの本件制度に対する論議がなされつつあります。しかしながら、この制度は、ここに書いてありますとおり、まだまだ国民の間での議論も足りておりませんけれど、そこに国民の皆様方にこの問題を考えていただくためには、やはり結論といたしましては、まずこの夫婦別姓制度の導入が子どもたちのためにも悪影響を与えるということをここに指摘しないと、この意見書が重みを増さないということで、このように述べております。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） すいません、座ったままでよろしくお願いします。

発議第7号、反対討論を行います。

これは選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書ですが、私の考えを少し述べさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度を導入しても、夫婦同姓を望む方が別姓を強いられる事はないです。制度を導入すれば、別姓を望む方が別姓を選べることになり、望みどおりの選択をする人が増える制度の改正の中身です。

現在は、夫婦同姓を強いる制度の下で、多くの女性が名前を変えてきました。家父長制度の

名残で、結婚後は女性が名前を変えるのが当たり前だとされてきたからです。そのため、改姓による不利益、不便の多くが女性側に背負わされてきました。

旧姓にこだわるなら通称を使えばよいという議論がありますが、しかし国際社会で活動する上でトラブルが非常に多く、経団連からも制度導入を求める提言が今されています。

国連の女性差別撤廃委員会は、4度にわたって、夫婦同姓の強制を廃止するよう日本政府に勧告を行ってきました。世界を見回しても、夫婦同姓を強制する国はほかにはないそうです。

私は、誰もがその人らしく生きていける社会を目指す、法が個人の尊厳を傷つけていれば国民の合意の上で法整備を変えていく必要があると考えます。

選択的夫婦別姓制度導入に関しては、各種世論調査で、先ほど説明がありましたけれども、私はやはり導入賛成が反対を大きく上回っている状況が続いていること、十分機が熟していると考えます。誰もが生きやすい社会を目指して、選択的夫婦別姓制度の早期実現を私自身は求めていまして、この意見書に反対をするものです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第7号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議員派遣について

○議長（福島知雄議員） 日程第12、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任をいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（福島知雄議員） 日程第13、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（福島知雄議員） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があつてあります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。以上1件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 議員の皆様には、6月4日から本日までの13日間にわたり、提案いただ

きました全ての付議事件につきまして慎重に御審議の上、承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じましたので、追加議案として御審議をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

同意第3号は、菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

内容は、固定資産評価審査委員会委員の3名の委員のうち竹田哲夫様が本年6月16日で任期満了となります。そのため、同委員として佐藤伸之様を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審査の際に御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 同意第3号 菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（福島知雄議員） 追加日程第1、同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（村上健司さん） 同意第3号菊陽町固定資産評価審査委員会委員の選任について説明いたします。

3名の委員のうちのお一人である竹田哲夫様が6月16日をもって任期満了となるため、新たな委員として佐藤伸之様の就任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

佐藤伸之様の住所、生年月日は、記載のとおりでございます。

経歴につきましては、配付しております関連資料のとおりで、昭和54年4月に熊本県庁に入庁し、土木部政策調整審議員、総務部政策調整審議員、土木部政策審議監などを歴任し、平成28年3月、議会事務局長を最後に定年退職されております。定年退職後は、令和5年12月まで熊本県収用委員会委員に就任されておられました。

佐藤様は、人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、公正で透明性の高い審議をお願いできるものであり、委員として適任であると思われますので、御賛同いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第3号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第3号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりと決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和7年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れでした。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

閉会 午前11時1分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
にここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福 島 知 雄

菊陽町議会副議長 坂 本 秀 則

菊陽町議會議員 小 林 久美子

菊陽町議會議員 坂 本 秀 則

菊陽町議会議録  
令和7年第2回6月定例会

令和7年6月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄  
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠  
印刷 株式会社 キョウセイ九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)  
~~~~~

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919